

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成24年3月9日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成24年3月 9日
2. 閉 会 平成24年3月22日
3. 会 期 14日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 三 留 正 義 | 6番 鈴 木 満 子 | 11番 五十嵐 忠比古 |
| 2番 長谷川 義 雄 | 7番 多 賀 剛 | 12番 武 藤 道 廣 |
| 3番 渡 部 憲 | 8番 青 木 照 夫 | 13番 長谷沼 清 吉 |
| 4番 伊 藤 一 男 | 9番 荒 海 清 隆 | |
| 5番 猪 俣 常 三 | 10番 清 野 佐 一 | |

2. 不応招議員

な し

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成24年3月9日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
 請願・陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 議会基本条例制定特別委員会の中間報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成24年3月12日（月）

- 日程第1 一般質問（三留正義 猪俣常三 長谷川義雄 伊藤一男 渡部憲）

平成24年3月13日（火）

- 日程第1 一般質問（鈴木満子 多賀剛 青木照夫）

平成24年3月14日（水）

- 日程第1 一般質問（荒海清隆 五十嵐忠比古 清野佐一 長谷沼清吉）

平成24年3月15日（木）

- 日程第1 議案第1号 西会津町法定外公共物の管理に関する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第14次）
- 日程第8 議案第8号 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第10号 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第11 議案第11号 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第12 議案第12号 平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）

日程第13 議案第13号 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）

日程第14 議案第14号 平成23年度西会津町水道事業会計補正予算（第4次）

平成24年3月16日(金)

- 日程第1 議案第15号 平成24年度西会津町一般会計予算
- 日程第2 議案第16号 平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第3 議案第17号 平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
- 日程第4 議案第18号 平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第5 議案第19号 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
- 日程第6 議案第20号 平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第7 議案第21号 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第8 議案第22号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第23号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第24号 平成24年度西会津町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第25号 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
- 日程第12 議案第26号 平成24年度西会津町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第27号 平成24年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成24年3月21日(水)

- 日程第1 議案第15号 平成24年度西会津町一般会計予算
- 日程第2 議案第16号 平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第3 議案第17号 平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
- 日程第4 議案第18号 平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第5 議案第19号 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
- 日程第6 議案第20号 平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第7 議案第21号 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第8 議案第22号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第23号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第24号 平成24年度西会津町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第25号 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
- 日程第12 議案第26号 平成24年度西会津町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第27号 平成24年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成24年3月22日(木)

- 日程第1 議案第28号 町道の廃止について
- 日程第2 議案第29号 町道の認定について
- 日程第3 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第4 議案第31号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第5 議案第32号 福島縣市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県
市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 議案第33号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 報告第1号 委任専決処分事項
- 日程第9 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願
について
- 日程第10 陳情第3号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の
実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組み
を求める陳情書
- 日程第11 陳情第1号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機
能の充実を求める陳情書
- 日程第12 意見書案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 日程第13 意見書案第2号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補
償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り
組みを求める意見書
- 日程第14 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第15 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第16 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第17 議会基本条例制定特別委員会継続審査申出について

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

平成24年3月9日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第1号）

平成24年3月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願・陳情の受理、委員会付託

日程第4 議会基本条例制定特別委員会中間報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。開会前に申し上げます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年が経とうとしております。会議に先立ちまして、ここで犠牲者のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。

全員にご起立をお願いします。黙祷はじめ。

(黙祷)

○議長 黙祷やめ。黙祷を終わります。

ご着席願います。

次に昨年12月3日に逝去されました故長谷川徳喜議員に対する表彰についてご報告いたします。

故長谷川議員は議会議員として25年在職され、西会津町進展のための功績が顕著であったことから、西会津町議会表彰要綱にもとづき、永年勤続功労者として、去る3月1日、ご遺族に対し表彰状及び肖像画を贈り、表彰いたしました。

ただいまから、平成24年第3回西会津町議会定例会を開会します。

(10時02分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成24年度予算をはじめとする重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3月となり暖かくなつたとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり32件の議案及び1件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情2件であり、請願・陳情の要旨等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

次に本定例会の一般質問の通告は、12議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委

員会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、渡部憲君、9番、荒海清隆君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの14日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願・陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件、陳情は2件であります。会議規則第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4に入る前に、皆さんに申し上げます。

議会基本条例制定特別委員会から、調査中の事件について中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第4、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を行います。

議会基本条例制定特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例制定特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例制定特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 ここで副町長より、町道大滝線において発生した雪崩による事故について説明したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、和田正孝君。

○副町長 大滝線における雪崩の事故につきましては、ただいま町長の主要事項報告の中でご説明を申し上げたところでございますけれども、私のほうから再度、もう少し詳しく皆さまがたにご説明申し上げますので、ご理解賜りたいと思います。

事故が発生いたしましたのが、3月7日の15時ころでございました。場所は大滝線落合分れ2キロ程度先でございます。役場のほうに連絡が入りましたのが、30分後の15時30分ころでございます。これは福祉会のほうから連絡がございました。当事の対応としましては、除雪の業者に連絡を取って車を出勤させると、あと役場の職員が現地に駆けつけるという対応を取ったところでございます。

15時50分ころ現地に到着いたしましたして状況を確認いたしました。雪崩でございましてけれども、だいたい高さが13メートル付近から崩落しておりまして、通常の重機で雪をかくというところよりは高いところ、手が届かないところから落ちてきていたという状況でございました。福祉会の車両でございましてけれども、屋根の付近まで雪で覆われていたということでございます。運転されていた福祉会の職員のかた、それと福祉会のサービスをご利用になっていたかた、お二人とも人的被害はまったくなかったということを確認いたしました。なお、福祉会の車両については、バンパー付近が多少損傷したという程度のものでございました。

その後、16時ころ福祉会から別の送迎の車両が到着いたしましたして、福祉会のサービスご利用いただいて同乗者のかたをご家庭までお送りしたということでございました。

その後16時30分、車両の除雪が完了いたしましたして、交通の確保をいたしたところでございます。この間、その路線にかかりますほかの危険な箇所と思われるところについて、業者に連絡をいたして、こちらのほうにつきましては、8日のほうにすべて完了しているという報告を受けたところでございます。

同日夕刻 17 時半ころでございますけれども、私と関係課長で福祉会のほうにまいりまして、謝罪と、それと運転手のかたの状況確認、車両の確認を行い、また実際にそのサービスをご利用いただいたかたのご自宅までうかがいまして、状況の確認と謝罪をしてきたところでございます。

今後の取り組みでございますけれども、これまでも雪庇の除去などというのは行ってきたわけですが、さらに気温も高くなってまいりますので、回数を増やして実施するということが一つと、それともう一つは、看板ですね、注意の喚起の看板、こちらのほうも同じように個数を増やして、注意喚起を図っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長　以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、皆さんに申し上げます。このあと午後 1 時より全員協議会を開催いたします。そのあと、議会広報特別委員会を開催いたします。

本日はこれで散会いたします。(1 1 時 4 7 分)

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

平成24年3月12日（月）

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第4号）

平成24年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1. 三留 正義 | 2. 猪俣 常三 | 3. 長谷川義雄 |
| 4. 伊藤 一男 | 5. 渡 部 憲 | 6. 鈴木 満子 |
| 7. 多 賀 剛 | 8. 青木 照夫 | 9. 荒海 清隆 |
| 10. 五十嵐忠比古 | 11. 清野 佐一 | 12. 長谷沼清吉 |

○議長　ただいまより平成24年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

1番、三留正義君。

○三留正義　おはようございます。1番、三留正義です。質問に先立ち、昨年の東日本大震災から1年が経過しましたが、いまだ3,200人以上のかたが行方不明とのことで、改めてお亡くなりになられたかたがたにお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さまにはお見舞い申し上げます。

それでは一般質問に移ります。質問事項といたしましては、農業関連事項から二つ通告いたしましたので、質問いたします。

一つは、町長の提案理由にもありました放射能対策に関するところの、放射能による土壌汚染、あるいは放射能汚泥の移動・集積について、今年から具体的に表面に現れてくると考えられますので、農業と放射能の観点から2点お尋ねいたします。

放射能関連の事柄については、風評をいわずらに煽ることのないように、事実と科学的倫理観に配慮しながら質問を進めていきたいと思っております。

1点目は、農業生産の折に、籾殻など作物のクズについては、農業再生産の中で従来どおり使用可能と広報されています。しかし、生産規模によって作物クズの量は比例してくるが、その比例して出てくる作物クズに不安はないのかお尋ねします。

2点目は、土壌の安全は誰が管理・監督するのかお尋ねします。

次に、ミネラル野菜と今後の農業振興について。農業者の高齢化と今検討されている年金支給年齢の引き上げを鑑み、次の1点をお尋ねします。

年金の支給年齢が、近い将来段階的に引き上げられるとしたとき、若手、中堅の農業者は、自分の支給年齢まで現役でいなければならないこととなります。しかし、本町は重量農業、重い農業であるところの稲作がメインであります。高齢での規模拡大は体力的にも、金融取引の中で融資を受けることにも無理があります。そこで、ミネラル野菜と並行して新規就農者や農業未経験のかたも取り組めるような軽量農業、これの開発、導入が急務と考えますが、町ではどのようにとらえているのかをお尋ねいたします。

以上をもって私の一般質問といたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　1番、三留正義議員の農業と放射能のご質問のうち、私からは、土壌に対する放射能対策の基本的な考え方とその対応についてお答えをいたしたいと思います。

議員ご質問の、冒頭の前にありましたように、大震災、そして原発事故からちょうど1年が経ちました。改めて犠牲となられたかたがたに対しまして、お見舞いを申し上げるとともに、被災地においては、一日も早い復興、復旧を願っているところであります。

さて、今般の原子力災害対策は、基本的に国において、いわゆる管理監督下において進めるものであります。その自治体では、できることから進めているというのが現状であり

ます。原発事故、これについては、国では県や市町村と連携しながら、農地の土壌に係る放射性物質調査を実施いたしまして、その状況により具体的な対策を県や市町村に指示してきているところでもあります。

土壌の安全確認の基準については、食品衛生法で定められている食品に対する放射性物質の暫定規制値を基に、土壌から玄米への移行係数 0.1 を考慮した農地の上限値を設定して、安全確認を行ってきているところでもあります。

国においては現在、県内全域を対象として土壌調査を 3 回実施しております。本町では、昨年 3 月に 1 地点、6 月に 2 地点を調査しました。11 月には県内 2,000 地点の詳細な調査が行われておりました。町内では 17 地点の田と畑の土を採取をして分析を行っております。

2 回目までの町内の調査結果では、作物への移行係数から農用地の上限値とされる 5,000 ベクレルキログラム当たりを大きく下回り 125 ベクレル以下となっております。土壌の安全性は確認されているというところがございます。なお、3 回目の 17 地点の調査結果につきましては、国から近日中に発表するとの情報を得ておりますが、速報数値の確認作業の中では、これも上限値を大きく下回る見込みであります。

町といたしましては、これらの調査結果を踏まえながら、雪解け後の早い時期に、土壌や農業用水の調査を県と連携しながら実施してまいりたいと考えております。

その他の具体的な作業内容等々についてのご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1 番、三留正義議員のご質問のうち、はじめに農業と放射能のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、放射能対策に係る国や県からの指導では、水稻生産時の籾殻、稲わらなどや畑作時の未収穫物、不要物、残渣等については、基本的に生産されたほ場にすき込む場合は、土壌改良資材の暫定許容値の適用外であり、特に制限はなく使用は可能です。

また、平成 23 年産の稲から生じる稲わらなどを堆肥の副資材や土壌改良資材として使用する場合の基準は、肥料等の暫定許容値 400 ベクレル以下が基本となっております。最近、県から示された細部の基準によると、玄米との移行率の関係から、玄米が 133 ベクレル以下の籾殻が利用可能であり、同様に米ぬかは、玄米が 50 ベクレル以下、籾殻くん炭は玄米が 40 ベクレル以下となっており、いずれにおいても玄米調査で不検出が大部分の本町においては、利用についての制限はされておられません。

逆に最近では、通常時でも稲わら・籾殻は、煙等による生活環境への影響などから野焼きをしないで水田へのすき込みを指導しており、地力増進効果、保水性や透水性の向上などさまざまな利点が見込まれることから、町といたしましても、適正量の施用を推進しております。

また、町民、農家のかたがたに、これら原子力災害対策に関する情報の提供と営農指導が町の役割であることから、2 月末に、放射能対策を正しく学んでいただくための農林業研修会を開催しております。4 月からは、食品の暫定規制値が 500 ベクレルから 100 ベクレルに引き下げられ厳しくなることや、今年の農作業が始まることから、今月中にケ

ーブルテレビやチラシなどにより、正しい情報と対策を周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次にミネラル野菜の振興と今後の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

町では、西会津町総合計画の豊かで魅力あるまちづくりを目指し、町農林業の振興を図っていくため、担い手の育成や、農業経営の改善、農林産物の産地化等を重点施策として各種事業に取り組んでおります。

この中でも特に担い手農家等が本町での農業経営を確立するため、水稻と園芸作物等の複合経営を推進しており、耐雪型パイプハウスリース事業を計画的に実施しております。来年度も規模拡大を目指す専業農家や新規就農者などの要望があることから、施設園芸用のハウス7棟、菌床きのこ類のハウス2棟を整備し、農業経営の改善や農林産物の産地化を図り、さらなる生産性の向上による農業所得の増加につなげていきたいと考えています。

また、ミネラル栽培野菜の生産拡大による産地化を目的に推進してきた施設園芸用ハウスは、議員おただしの軽量農業にも活用することができ、複数の高齢農業者夫婦が水稻育苗利用後に、軟白ネギの栽培に取り組まれたり、冬期間におけるレタスなど葉物野菜、花卉栽培への取り組みもあり、今後も冬作としての山菜類や多品種サラダ用野菜など、高齢者でも通年栽培に取り組める農業を推進してまいります。

また、地域農業の安定維持のため、さらに若者の雇用による後継者の育成を図るためには、集落営農への取り組みが重要であり、担い手への農地集積や農業機械の共同利用によるコスト軽減などを含め、営農改善団体や法人化についても集落と話し合い、農業を地域全体で守っていく取り組みを進めてまいります。

今後も農業者の高齢化に対応できる西会津農業を構築するため、農家の皆さんと共に各種事業に取り組み、農林業の振興に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 大変丁寧な説明、どうもありがとうございます。それでは、今答弁いただきました中で、私がちょっと今までずっと疑問に思ってきた点をいくつかあるので、一つずつ問いただしていきたくと思います。

一つは、今、国が新たに17カ所、雪解けとともに土壤の汚染状態について検査するというお話でありましたが、作物のクズ、残渣というんですか、それについては規模に応じて確かに多くなるわけなんですけど、たぶん農家、皆さんが、だいたい例年同じような場所に捨てる傾向があると思われまして。そうすると、それが非農地であれば、いくぶん、昨今これから10年後どうだとか、20年後どうだという問題は出ないと思うんですが、皆さん心配なかたというのは、自分の農地に利活用して廃棄している、廃棄というか再利用している。そういうかたたちが、その土地を調べたい、自分の土地を調べたい、もしくは自分の土地が本当に安全なのか、そういったときには、どのような手順で土の放射能を調べればよいのかお尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 お答えいたします。

まずはじめに、17カ所の調査なんですけれども、これはすでに昨年の11月に調査をしておりますので、その結果が今月の中旬に発表される予定です。全体で場所等の確認、それ

からその辺の状況のチェックを町のほうに県から指示がありまして、その際にはおおむね西会津町の土壌のセシウムについては問題のないような数値でありました。なお今後、正式に発表がされる予定です。

それから、個人の農家さんが、自分の土地について心配で土壌分析をしたいというときはどうするのかということですが、今後、雪解けを待って県と町で連携して、また調査を行う予定ですので、地点の選定にあたって、どうしても心配な地点がありましたら、事前に町のほうにいただければ、その点を含めた調査を行いたいと考えております。

それから、同じほ場に何年も残渣等、残渣それから籾殻等をくれていたときの不安ということですが、先ほどお答えしましたように、肥料の暫定許容値であります400ベクレルを超えない範囲であれば、今のところ安全だというような調査結果が出ております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、大筋でまず17カ所、国で抽出して、放射能についてデータを出せば、ある程度メッシュが小さくなって、その近隣のかたは大丈夫らしいということはおわかるということについては理解ができましたが、本来の姿であれば、何もなくて営農ができるはずの地区なんです。そういった微異なり差異なり、農家の負担になることがこれからいろいろ考えられます。特に昨今言われているカリウムの肥料の投与について、よく肥料を取り扱っているかたが、いろいろお話をしてくださいますが、確かにカリウムは同属元素のセシウムと同じようなものだとよくいわれていますが、その自分の土地が正確にわからないということは、大量に投与すればいいのかどうなのか、その辺の負担、経済的な負担、時間的な負担、これらをもうすでに4月以降背負うことになってくるわけですが、それすら現実にはまだ見えてこない、大丈夫らしいの中で推し進めていく。しかし、秋には全量検査、収穫したものは全量検査、土地はちょっと待てよと、私はこの辺が非常に納得がいけないんですけれども、確かに消費者に直結するから、それはわからないでもないんですが、ただ、農家の心情として、やっぱり農家の安心感が消費者の安全につながるのではないかと私は、根源的にそのように思っているんで、やはりきめ細かな土壌の検査というのは、これからも国、県に何らかの形で強く要求するべきではないかと考えます。そのことについてどのようにお考えなのか、もう一度お尋ねします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問の内容は、まったくそのとおりだということで町でも考えております。機会あるごとに、その点については町として要望を行っておりますし、県も同じような考えで、24年度はモニタリングについても23年の1.6倍の量で、量的にも体制も強化しながら、消費者の安全に訴えていくというような体制づくりを進めておりますので、町としても今後さらにそのご要望を県、国に伝えていきたいということで考えております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 農家の安心感、いち早い解決を目指して、さらなる迅速な取り組みを期待して、次の質問に入りたいと思います。

ミネラル野菜と今後の農業振興について、いろいろご説明いただきましたけれども、ミネラルで軟白等、軽量の野菜も行われているんだという今の説明の中で、ふと思ったんで

すけれども、もっと小さな、投下資本の小さな、小さな小さな農業、例えば花卉、園芸です。私ミネラルと分けて書いたというのは、そこに意図があったんですが、どうしても野菜、野菜、野菜ではなく、打開策としてももう少しスタンスを広げて考えていってはどうなのかなと。現に私の知っているかたで、いろいろ取り組みなさっているかたもいらっしゃいます。投下資本が少ないということは、失敗したときの損害が少ない、まずそこが農家のかたの頭の中で計算する一番大事な点だと思います。投下資本がでかい、収量もでかい、金額もでかい、失敗すると損害もでかいと、重量機械がいる、これが致命的になってくると思います。そういったことをよくよく勘案していきますと、やはり農業というと、やはり野菜、おコメというイメージになりますけれども、花卉、園芸、そちらのほうにももう少し視野を広げていって、裾を広げて、いろんな取り組みあるかたを吸収していくような考えはないのでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 お答えいたします。

現在、パイプハウスリース事業は、ミネラル野菜の産地化を目指す補助事業を活用して設置をしておりますので、基本的に夏秋物の野菜の栽培、それから冬作については、議員ご質問にありましたように、冬作に夏秋物を取ったあとで、冬作に花卉を、花に取り組んで、年間その野菜と花の取り組みでハウスの利活用が図れないかということで実践をされている農家のかたもいらっしゃいます。

それからハウス以外で、町内で現在花卉栽培に取り組んでおられますのは、リンドウとトルコキキョウです。リンドウについては、露地栽培ですが、予想以上に収量のいいような経営内容であります。ただいまご提案がありましたように、花卉専門で年間を通じるというのは、なかなか農業所得上大変だと思いますので、夏秋の作物と合わせた花卉栽培というのは、今後、実践の結果を踏まえ、試作の結果を踏まえて検討していく価値はあるのかなということで考えております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 非常に答えの出ない、将来へ向かっての話なので、非常にちょっと難しいところがあるのかなと私も思いながら質問しているわけですが、夏秋、今、夏秋というお話が出てきましたけれども、極力通年を通してという、そして施設園芸の規模の大きなものがいない、例えば今お話のものですと、いずれも相当面積の必要なハウスが必要になると私の頭の中だと、そう理解しているんですが、もっとミニマムなもの、それを何かやはりもう少し、小さな建屋で小さなもので、小さな道具、そういった何らかのテーマに向かってきっちりやっついていかないと、これはこの大きさと規模だとだいたいできる、今までの農業に対する考え方をある程度改めて、そういった視点から品目の策定、もしくは研究なさっているかた、そういったものを取り込んでいくような、やはりそういうスタンスがこれからはないと、本当に取り残されてしまうというか、西会津の農家の孤島化というか、枯渇化というか、私はそのように心配しております。

それで、今ハウスを補助するという話がありましたが、私、農業に関連したところからずっとはじまって、今、農業をやっているんですけども、抜本的に資本注入という、これは国の資金でもそうなんですけれども、あまりないのが現状です。あって利子補給、借

入金の利息をいくらか公的な資金でいただくという、そういう制度の流れであるのがほとんどであったと理解しているんですが、例えば新規のそういった研究だとか、試行的な取り組みをするにあたって、例えば過去3年同一品目で実績を出しましたよ、これからもそれについてまた深めていきます。そういったかたが現れたときに、資本的にある程度の援助を私はしてあげられないものなのかなと、将来的な話になりますけれども、そういうお考えはないか伺います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 現在、町が行っておりますパイプハウスリース事業は、産地化を目指すという大きな前提のもとに取り組んでおります。これは県の産地化づくりの事業なんですけれども、それは一つの大きな目的に沿って、ほかの産地と対抗できるだけの生産量、品質、それから販売力を付けるために、その資本を投下して一大産地化を目指して事業効果をあげようということで取り組んでおりますが、ただいま三留議員のご提案にありましたように、新規の皆さんの新たな取り組みに対しましては、町でも一昨年、ミネラル栽培にこだわらないでハウスを利用したいかたの希望も取ったわけなんですけれども、残念ながら希望者はいらっしやいませんでしたので、現在、補助事業の産地化を目指す事業ということで継続して実施をしております。

今年度そういうふうには、今後、花卉栽培とか、今ご提案のありましたような新規の皆さんの取り組みがありました場合には、町としても検討してまいりたいということで考えております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 考え方としてわかりました。今後、今、新規就農、雇用の拡大、新規就農、そういった厚い壁の障壁になっているのが、一番大きな障壁になっているのがこの二つの問題、放射能と老後までできるのか、このテーマが新規就農を邪魔しているといえますか、なかなか取り組めない、今のデフレの中で、条件は、環境はよくしましたから飛び込んでねといわれても、なかなか飛び込めない大きな二つの障壁になっていると思います。できるだけ早い段階で、この障壁が解決されることを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。議場の皆さん、おはようございます。

さて、このたびの本定例議会にあたりまして、一般質問をさせていただきます。先ほど全議員、そしてまた町長、お話ありましたように、昨日3月11日、1年前の大震災にもとづいて、黙祷を捧げた次第でございます。本当に東日本の大震災、大きな津波、それから原発の事故、風評被害という大きな問題を福島県に投げかけ、そしてまた尊い命を落とされてしまったかたがた、また被災を受けられたかたがたに対して、心からお見舞いを申し上げます。

それでは質問のほうに移らせていただきたいと思います。私は今回、町民にかかわる重要な新年度の予算にあたりまして、住民の命と生活を守る、住民の健康を守ることから、住民の目線で物事を申し上げてまいりたいと思います。

それではまず最初に、教育施設と今後の課題について伺いをいたします。

平成 24 年の 4 月から、地区にありました町立奥川、同じく新郷、同じく群岡、同じく尾野本の 5 小学校が統合することになりまして、新しく野沢小学校を西会津小学校としてスタートすることに伴って、何点かお伺いをいたします。

1 点目は、奥川、新郷、群岡、尾野本の 4 小学校の跡地について、どのように考えていくのか。

2 点目は、閉校になり、学校施設としての役割は終わりますが、廃校となった施設の維持管理費はどのくらいになるのか。

3 点目は、取り壊す場合については、どのくらいの費用がかかるのか。取り壊しをしないで、学校施設を利用するとすれば、その耐震面、それら強度は大丈夫なのかどうか。

4 点目は、西会津小学校としての統合としてスタートするわけでありますが、生徒たちはそれぞれ違った環境のもとで学んできております。そしてともに一緒に学んでいく中で、不登校というものが出ないようにするために、その生徒がもし出た場合の対応にかかるケア体制の確立については、十分であるのかどうかをお伺いいたします。

5 点目は、奥川、新郷、尾野本にありました教員宿舎につきましても、今後どのように対応するのか、改めて基本的な見解をお尋ねをいたしたいと思います。

次に新年度の予算についてであります。みんなの声が響くまち、にしあいづ、それらの基本に進めている中で、2、3 点お伺いをいたします。

1 点目は、こころ豊かな人を育むまちづくりに対しまして、特に重点を置いた予算の中で、子育て支援と結婚をしていただくための環境づくりの支援策は何かをお伺いいたしたいと思います。

2 点目は、豊かで魅力あるまちづくりに対して、特に重点を置いた予算の中で、魅力のある田舎づくりの支援策として期待できる施策が盛り込まれているのかどうか。これらをお伺いしておきます。

3 点目は、人と自然にやさしいまちづくりに対して、特に重点を置いた予算の中で、町道にかかる道路整備が進められておりますが、特に野沢の中心部に奥川からたどりつくためには、十分とはいえない状況でございます。住民の声として、柴崎から奥川間の道路整備を図ることによって、先人のかたがたが 15 分間で結んでほしいという構想が出されているにもかかわらず、その状況がなかなか進んでいない、しかしその経済的効果と過疎化を救うためにも、今後完成するために、今後どのように早期に予算化されていくのかについて、そしてまた、いつころまでその目途を立てていただけるのかの見通しをお伺いいたしたいと思います。

次に災害発生後の環境問題についてお伺いいたします。

過般、平成 24 年 2 月 13 日に、わが西会津町において、下水道汚泥処理に関する説明会がなされました。その中で、国、県の説明によると、柳津町にある管理型の産業廃棄物最終処分場に、高濃度の放射性物質が含まれている下水道汚泥 6.8 トン、その 6.8 トンが投入され、平成 23 年 12 月の 7 日に熔融ダストとして埋め立て地点の土壌検査の結果、国の暫定基準値 8,000 ベクレルキログラム当たりを上回る数値が出たことの報告がなされたわけです。同じく 12 月 16 日に、環境省の現地調査も行われたことと、平成 24 年 1 月 1 日に施行された放射性物質汚泥処理特別措置法に基づいて、先般、平成 24 年 2 月 23 日

に、産業廃棄物処分場に埋め立てられた地点の高濃度の汚泥土壌の取り除く掘削作業が行われたと、私もこの現地を見学してまいりまして、これらを踏まえて何点かをお尋ね申し上げたいと思います。

1点目は、放射線を含む廃棄物で、8,000 ベクレルキログラム当たり以下の廃棄物が搬入されている現状、わが西会津町と柳津町と、あいづダストセンターの3者で締結されている産業廃棄物処理に関する公害防止協定、この協定に放射性物質が含まれていないことを、県も含めた中でこの協定を再確認する必要があると思うが、町の考え方をお伺いいたします。

2点目に、この場合、放射性物質を含んだ8,000 ベクレルキログラム当たり以上のものは、指定廃棄物として国が責任を持った処理をすることとなっております。しかしながら、この処理をするには、中間貯蔵施設がどこにつくられるのか、未だ不透明であります。その間、コンテナ3台分の仮置きされている21.6立米の高濃度の汚泥土壌の措置はされておりますが、仮置きの周辺の空間放射線量の数値は0.19 マイクロシーベルト毎時となっております、国の基準値0.23 マイクロシーベルト毎時以下であることから、厳重に監視を続ける必要があると思われまます。さらに8,000 ベクレルキログラム当たり以下につきましては、一般廃棄物として埋め立て処分されることと合わせて、この実態をどのように受け止めているのかの所見をお伺いいたします。

3点目に、処分場から下流にある西会津町においてでございますが、特に町民、住民の命を、そして財産を守る、健康を守る上で、将来の安心安全に疑問を感じるところでございます。このことについて、国や県にどのように対処を求めていくのかお伺いいたします。

当然、国、県が説明された中では、汚泥の中には放射性物質が入っているとは思わなかったという中で、あいづダストセンターの処分場におかれましても、ないものを入れてしまったとすれば、これまた被害者の1者でございます。しかし、このまま見逃すわけにはいかないわけでありまして、住民の健康管理には十分な、町あげて命を守ってあげなければならないのではなかろうかと考えております。

4点目につきましては、公共施設の保育所や小学校において、園庭土、それから側溝及び溜枳の汚泥から放射性物質が検出されたということが、先般、町長の提案理由の中に示された中身がございます。なぜ高濃度が検出されたのか、保護者の目線で原因究明を急ぐことと、さらに子どもたちは、放射線の影響を受けやすいガンや甲状腺や、白血病の病気になりやすい体質、そういうことも考えますと、まず病気にならないように早急の除染などを講ずる必要があると考えますが、その所見をお伺いいたします。

5点目につきましては、昨年7月25日から28日にかけての会津地方、新潟県を襲った大雨豪雨災害による被害を受けたことについて、特に農地等の被害にあわれた地域についてお伺いをいたしたいと思っております。災害を受けた住民のかたは、災害にあった農地を救済するのが最善の災害復旧ではないのかと、基準に達していないものに対して、該当にならないと聞かされれば、やはり住民も不満も出ると、そういうことに対して、町に対して不満を漏らしている住民もおります。この解消につきましても、町の考え方、その対応をお伺いをいたしたいと思っております。

以上をもって、私の質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5番、猪俣常三議員のいくつかのご質問のうち、私からは平成24年度当初予算についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、西会津町総合計画に基づき、まちづくりの基本理念であります、みんなの声が響くまち・にしあいつの実現に向け、各種施策に取り組んでいるところであります。平成24年度当初予算の編成においては、町民の視点に立って、地域経済の活性化、教育振興と人材の育成、健康づくりと安全・安心の推進を重点目標に位置付けて、予算編成をしたところであります。

まず、1点目の子育てと結婚に関する支援策についてのご質問にお答えいたしますが、本町では、町への定住の促進を図るための施策の一つとして、第3子以降の出産祝金の支給、保育児童2人目以降保育料無料化、中学3年生まで医療費無料化などを子育て支援の事業として、特に力点を置いて実施しているところであります。これに加え昨年12月補正予算で事業費を確保した新たな事業内容について、妊婦及び0歳児から18歳までのインフルエンザワクチン接種補助事業、1人1千円のみ負担については、新年度においては制度化し、実施していくこととしております。

次に結婚支援であります、平成22年度から制度化した結婚祝金の支給事業、後継者対策事業、いわゆる婚活事業も継続していくこととしております。

次に2点目の魅力ある田舎づくり・地域づくり事業の支援策についてであります、町では地域活性化を図るため、交流人口の拡大が不可欠であるとの考えのもとに、本年度から年50万円を上限に3年間継続支援する、活力ある地域づくり支援事業を開始したところであります。本年度は6団体が事業に取り組んでおりまして、今後も継続し、より充実を図ってまいりたいと考えております。

また、グリーンツーリズムを推進するために活動している、西会津元気グリーンツーリズム協議会は、本年度は3回のモニターツアーの開催や、10校、495人の小学校の教育旅行の受け入れ事業を実施するなど、実践的な活動を開始しております。町としても、こうした団体の取り組みには、積極的に支援していきたいと考えております。

次に、西会津町縦貫道路事業についてであります、本事業は、ご承知のとおり、町道野沢柴崎線と県道上郷下野尻線及び奥川新郷線の3路線を経由して、奥川・中町までの約11.3キロメートルを、片道概ね15分程度で通行できる道路として整備を図ることを目的に、町の重点施策に掲げて進めております。新年度も予算の重点配分を行い、早期完成を目指して事業推進を図ることとしております。

議員のご質問にありました、柴崎から中町区間は、県道区間でありまして、通行に支障のあるところから、県に整備を要請し、県事業として取り組んでいただいております。現在、町から県に整備を要望しているのは、樟山バイパス事業の早期完成と中町地内の改修事業の採択、橋屋橋県代行事業の採択の3事業であります。このうち、樟山バイパス事業については、すでに事業採択されておりまして、新年度は用地買収や、笹川に架橋される橋梁の詳細設計が取り組まれることとなっております。橋屋橋の県代行事業につきましては、24年度の新規採択を大いに期待しているところであります。残る中町地内の改修工事につきましては、まだ事業化の目途が立っておりませんが、しかし、この区間は大変難儀

をしているところでありまして、西会津町縦貫道路整備促進期成同盟会の皆さんとともに、今後とも早期事業採択を強く要望してまいりたいと思います。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 猪俣常三議員の教育施設と今後の課題についてのおただしのうち、小学校統合後の廃校の跡地利用に関するご質問にお答えいたします。

小学校は地域に住む皆さんの多くが学んだ母校であり、地域のシンボリックな施設でもありますことから、町といたしましては、地域の皆さんの意見を十分に反映した上で、地域の活性化につながる利活用計画を作成したいという考えのもと、昨年8月と11月に各地区で、小学校施設利活用に関する座談会を開催してきたところであります。

座談会には、自治区長さんやPTA、老人クラブ、地域づくり団体など各種団体の代表者のかたがたをはじめ、関心のある町民の皆さんの参加があったところであり、役場出先機関の移転、民俗資料館、農林産物加工施設、福祉施設、宿泊施設などさまざまなご意見をいただいたところであります。

その中にありまして、野沢小学校につきましては、その立地条件から町の公共施設として有効活用を図るべきだとの意見が大勢を占めたところであり、奥川小学校については、町座談会に加え、地区の各種団体による自発的な意見交換会においても検討されまして、奥川支所の機能を移転し、地区民のコミュニティが図られる施設としてすべきだとの意見が強く提案されたところであります。そのほかの尾野本・群岡・新郷の3小学校につきましては、地区としての利活用計画を見出すまでにはいたりませんでした。

今後は、こうした座談会の意見を十分踏まえるとともに、必要なものは活用する、活用できないものは壊すというスクラップアンドビルドの考えのもと、24年度中には、5校全てにおける町としての活用方針を示していきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、教育施設と今後の課題についての2点目以降のご質問にお答えいたします。

第2点目の廃校施設の維持経費についてであります。新年度から廃校施設としては、小学校が新郷、奥川、また分校施設などを含め、8施設とり、中学校が旧奥川中体育館、旧群岡中など2施設となります。また、教員宿舎が新郷、奥川の2施設、寄宿舎が奥川、群岡、尾野本など3施設と全部で15施設となります。

維持経費につきましては、廃校後の利活用が未確定ではありますが、除雪賃金や光熱水費など15施設の維持に係る経費として、新年度予算に約470万円計上しております。

第3点目の取り壊しに係る費用、耐震についてのおただしであります。施設取り壊しにかかる費用は現在のところ算定しておりません。なお、平成22年度に鉄筋コンクリート3階建ての旧奥川中校舎を取り壊しておりますが、解体費用は約3,500万円でありました。

また、各施設の耐震診断結果であります。校舎では尾野本小校舎がDランク以外は全てCランクであり、体育館は新郷小がBランク以外は全てDランクであります。このように各施設の耐震診断結果の評価は低く、耐震補強が必要とされております。

第4点目の不登校などに対するケア対策についてであります。議員おただしのように5つの小学校が統合し、児童数の増加や学校環境の変化などに伴い、これまでの教育環境とは異なることから、児童へのケア対策が必要であると考え、この4月から西会津小全児童が、仲よく、楽しい学校生活をおくれるように、これまで5校の児童が各学年ごとに交流学習を行い、友だちづくりに取り組んできたところであります。また、西会津小学校において児童や保護者のケアにあたっていただく教育相談員を新設するため、新年度予算に必要経費を計上しておりますので、ご理解願います。

第5点目の教員宿舎の今後の対応についてお答えいたします。去る12月議会におきまして、新郷及び奥川教員宿舎を廃止する条例をご議決いただいたところであります。奥川教員宿舎につきましては老朽化がかなり進んでいることから、新年度に取り壊すことで、概算ではありますが必要経費を計上しております。また、新郷教員宿舎については今後の利活用を現在検討しているところであります。なお、尾野本西林教員宿舎は、現状どおり教員宿舎として利用していきますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、災害発生後の環境問題の1番から4番までをお答え申し上げます。

町では、あいづダストセンターの件に関しましては、風評被害を招く放射性物質を含む廃棄物は、他の地域から持ち込ませないという基本的姿勢のもと、柳津町と歩調を合わせながら対応することとしております。

はじめに、産業廃棄物処理に係る公害防止協定に関するご質問については、柳津町に立地する、あいづダストセンターの最終処分場について、柳津町と西会津町の両者が、公害防止の観点から、昭和62年11月に産業廃棄物処理に係る公害防止協定を締結しており、その後、処分場の拡張に伴い平成9年3月に再締結をし、現在にいたっております。

協定書には、処分場で取り扱う産業廃棄物の種類が記載されており、議員ご指摘のとおり、その中には放射性廃棄物は明記されてございません。協定に関しましては、見直しを進めることで柳津町と合意をしております。今後、内容についての協議を進めてまいります。なお、協定に関しましては、下水道汚泥を搬入した排出者としての県も含め、協議を進めてまいりますこととしております。

次に、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては、今年1月に施行されました放射性物質汚染対処特別措置法によりまして、管理型の処分場で処理できることとなりました。今後の処理につきましては、議会及び地域住民のみなさんの意見を十分に尊重しながら対処していく考えでございます。

一方、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物につきましては、国が責任を持って処理することとしております。しかしながら、国の貯蔵施設が完成するまでの間は事業者が保管することとなっておりますことから、あいづダストセンターにおきましては、地域住民の要望に基づきながら、より安全に保管できるよう、県中浄化センターから搬入された溶融ダストなど6.8トン掘り起こしまして、シートで二重にした着脱式のコンテナに移し替え仮置きをしたところでございます。国の中間貯蔵施設が設置されそこへ運び込むまでの間は、監視をしながら厳重に保管されますので、ご理解いただきたいと思いま

す。

次に、処分場付近の河川水及び周囲の空間線量につきましては、毎月、町独自にモニタリングを実施しています。その結果、河川水からの放射性物質の検出はなく、空間線量につきましても、現在ではいずれの地点も 0.05 から 0.06 マイクロシーベルトであり、周囲と大差ない数値となっています。今後もモニタリングを継続し、周囲と比較し大きな変化があった際には、国・県に対し直ちに対処を求めることとしております。

次に、公共施設の溜枘等の汚泥についてのご質問ですが、まず空間放射線量につきましては、国の基準では、年間の追加被曝線量が 1 ミリシーベルト、1 時間あたり 0.23 マイクロシーベルトを超える箇所につきまして除染等により線量を低減することとなっております。本町の空間放射線量は、各種モニタリング調査の結果、年間 1 ミリシーベルトを超える箇所は確認されておりません。しかしながら、子どもたちの生活環境の安全性を高める観点から、昨年 9 月に保育所、小学校、公民館等の 17 施設の空間線量を測定いたしました。その結果、0.13 から 0.21 マイクロシーベルトと他の測定箇所より比較的高かった野沢保育所、芝草保育所、野沢小学校の側溝汚泥は、子供たちのより安全性を確保する観点から除去をいたしました。現在、その汚泥につきましては喜多方地方広域市町村圏組合の羽山最終処分場に仮置をしております。土壌濃度は、野沢保育所側溝流末土が 1,000 ベクレル、芝草保育所側溝流末汚泥が 1 万 4,900 ベクレル、野沢小学校の体育館脇溜枘汚泥が 2 万 1,200 ベクレルとなっています。

なお、現在は、積雪のために空間線量が低くなっておりますので、雪どけ後には、改めて公共施設等の空間放射線量等を調査し、高い箇所が確認された際には、除染等により対処することとしております。

健康調査につきましては、現在、福島県が県民全員を対象に書類での調査を実施しております。そのほか、18 歳以下につきましては甲状腺検査を今後実施し、19 歳から 39 歳までで健診を受けていないかたを対象に健康診査を実施するなど、県が責任をもって対応いたしますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 5 番、猪俣常三議員のご質問のうち、災害発生後の環境問題の災害復旧工事についてのご質問にお答えいたします。

農地農業用施設につきましては、個人の財産は個人が守ることが原則であります。農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与するため、国より災害復旧に要する費用が補助されます。

国の制度としての災害復旧事業であります。異常なる天然現象による自然災害により農地及び農業用施設に被害が生じた場合、国の査定を受けて災害復旧工事として採択になります。異常なる天然現象には、日雨量 80 ミリメートル、時間雨量 20 ミリメートルを超えるなどの基準があります。この場合においても全ての被災箇所が該当になるものではなく、被災状況が考慮されるとともに工事費が 40 万円以上であることが求められています。その災害復旧工事の対象外となった小規模被災箇所に対しては、激甚災の指定を受けた災害に対しては、工事費が 13 万円以上の箇所については小災害として町単独災害復旧事業に取り組んでおるところであります。またいずれの災害復旧工事に該当しない被災箇所に対

しましては、資材の提供や重機の貸付を行うなどして、集落と連携をとりながら早期復旧に努めてきたところであります。

このように災害復旧事業につきましては事業採択に当たっての基準があります。今次の豪雨災害におきましても、被害申請に基づき現地調査を行ったあと、その結果を伝えておりますことから、受益者の皆さまにはご理解をいただいておりますと考えておりますので、ご了承願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長はじめ、各課長の親切丁寧にご説明をいただきまして、本当にありがとうございます。少しずつ私のほうで何点か確認をしてみたいと思いますので、ご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

順序、それぞれ違ってまいりますが、とえあえずは一番今大事な放射線の関係で確認をしていきたいと思いますので、先ほど担当課長のほうからお話をいただきました、野沢保育所、それから芝草保育所、それから野沢小学校等の側溝なり、溜枘、それらについて、具体的な数字が1,000ベクレル、また1万4,900ベクレル、それから2万1,200ベクレルというような汚泥の濃度が示されておるわけですが、ましてや子どもさんを扱う公共施設なものですから、より安心安全を、町長はいつも胸に抱いて、そして住民のかたをいつも心配をしておられる、そういう心優しい町長でございますので、私はそれなりに悪い方向に進んではいけないということの観点から質問をさせていただいております。

そこで、箇所として、検査をしている箇所として、野沢小学校であるとすれば何箇所くらい検査をされているのか。それから、西会津中学校の周辺では、このようなところがあるのかどうか。それらを含めましてお答えをいただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 猪俣議員の質問については、町が最大限取り組める範囲で、これまで自主的に行ってきたところであります。それは、あくまでも国の基準値をして、そして町がそれにもとづいて対応してきたものでありますので、今それぞれの箇所の数値を仮にデータはあると思えますけれども、言っていたら、猪俣議員の質問が終わってしまいますので、それは総合的に私から言いたいと思えます。要は、私は子どもたちの安全安心のみならず、土壌の問題も、あるいはこれから作物等も、すべてにわたってこの放射能濃度というものについては、厳しくやはり監視をしていかなければならないというふうに思っています。

しかし、その範囲の中においては、何を基準にするのかといえば、これはあくまでも国が法律によって定められた数字や暫定数値をもとにしなければならぬわけですね。それで、あの爆発と同時に、どこにどういうふうに降ったかも誰も判断できない中で、こういう状況になってしまったものですから、これは誰の責任でもなんでもない、要は東京電力と国の責任においてやっぱり除去しなければならないというふうに思っているわけです。

したがって、今後雪解けと同時に、先ほども土壌の問題が出ましたけれども、土壌の調査、そして17施設というふうにありましたが、これは公共施設も含めて、再度同じような検査をして、そしてこの数値については町民の皆さんにも公表する。そして、基準を上回るような箇所については除染をするという基本的な考えのもとに対処をまいりたいと思

いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ご丁寧の説明いただきまして、ありがとうございます。何といたっても、小さい子どもさんでもありますし、この放射能というのは皆さん、今までかつて西会津町は放射線、放射量は少ないということが一番誇りのもてる地域、町であるわけであって、それがいかなる場所から、いかなる状況で放射線の濃度が高かったり、空間線量が高かったりするような状況になってきますと、いろんな面で風評が出てくるということがあるものだからこそ、私のほうでおただしをさせていただいておるとというのが現状でございます。

その中で、一つだけ確認をさせていただきますが、どういう観点から流れてきているかわかりませんが、野沢小学校の溜枡が2万1,200ベクレルになっているというのは、こういう原因というのは、もちろん先ほど町長がお話をされたとおりであろうかと思いますが、だからといって、この原因を追究をしないわけにはいかないと思いますので、当然、雪解けというようなお話の中で、お話されておるわけでありますから、ここら辺のところはぜひとも手抜きなく究明をしていっていただきたいということで、町民税務課長のご返答をお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

今ほど野沢小学校のということでお話いただいたんですが、野沢小学校、空間放射線量ということで測定いたしましたので、その中で高かったところということで、今回その溜枡の汚泥を除去させていただきました。この場所でございますが、野沢小学校の体育館がございまして、その脇に溜枡といたしまして、一番最終的に降りる枡がありまして、全体から流れてきたものがそちらのほうにこう流れるという、最終的な枡でございます。そこにありましたものが、今回高かったということでございまして、そういった意味では、放射線、各地に拡散されたもの、それがどンドン水によって集まってきて、濃縮されたということで、おそらく高くなっているというふうに思います。

先ほど町長からもお話ありましたように、雪解け後にまた再度測定をいたしながら対処してまいります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。それだけ、これから子どもさんの将来を担うわけがありますので、今、行政側の立場から、あるいはわれわれ議会の立場からいたしましても、この件については、どうしても安心安全を与えていかなければならないということで、目を切り離すことなく、十分に対処していただきたいと、こんなふうに思います。

次の質問に入らせていただきますが、先ほど予算の中で、町長が説明していただきました子ども支援、それから結婚していただくための支援策などについてご説明をいただきました。大変そのとおりだと私も思います。ただ、結果として一番大事なことは、結婚をしていただかなければ人口が増えていかなないということがあるものだからこそ、ここが一番根っこではないのかというふうに私は思っているわけでありまして。今、残念ながら人口が、一人ひとり減っていくという、本当につらい状況を抱えているのがこの町でありますし、またほかの町も同じだろうと思います。何といたってもくい止めなければならないというこ

とになりますと、結婚をしていただく、この施策こそ大事な施策ではないのかということで、ちょっとお尋ねをいたしますが、非常に町長は効果があるんだということを提案理由の中でもご説明をされておられました。その中で、どんな状況でどのような男女をうまく結び付けているようなことをされているのかを、具体的にお話させていただければありがたいのですが、お伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

後継者対策事業でございますが、平成 22 年度から町で取り組みまして、23 年度の実績を申し上げます。23 年度は 8 月と 12 月、2 回を開催してございます。内容につきましては、町内の男性、未婚の男性のかた、それから町内、町外問わずに未婚の女性のかたを対象にいたしまして、男性のかたの研修会、それから男性と女性のかたの懇親会を含めまして、後継者対策ということで実施してございます。なお、今年度 8 月につきましては、男性 11 名、女性が 13 名、合わせて 24 名の参加であります。12 月につきましては、男女それぞれ 9 名、合計 18 名という参加内容でございますが、22 年度、23 年度、それぞれ実施した中で、婚約までいかれたかたもおりますし、あと現在も交際中というようなかたもおられるということでもあります。なお、24 年度につきましても、継続して実施してまいりたいと考えてございます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳しく説明をいただきました。ありがとうございます。その中で、どのような方法でということをお願いするんですけども、一つの例を申し上げますと、会費というのがあるんだろうと思います。その会費というのが、高いのか、安いのがいいのか、それは私もわかりません。わかりませんが、できるのであれば、いくらであるかということも私もわかりませんけれども、安くて、そして来ていただける、そういう環境づくり、そういうものであるとすれば一番よろしいんだろうと思います。ご馳走を食べに来る人というのは、私はいないと思いますので、そういうことを一つ、私は念頭に置いているのは、ちょっとそういうイメージで言っているんですが、できれば、具体的に会費の中身を教えてくださいたいというのが 1 点あるんですが、お願いできますか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

会費でございますが、男性のかたは 5,000 円、女性のかたは 3,000 円となっております。なおその会費をいただきまして、懇親会の費用、それからいろんなさまざまな体験も行っていますので、その経費まで含めましての会費となっております。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変ありがとうございます。もう一つ、参考に申し上げさせていただきますが、お泊りをさせていただく場合の場所はどこを使っておられるのか、ロータスインを使っておられるのか、もしそういうことであるとすれば、もっと宣伝をしていただけるような方向付けでなされているのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

23年度開催、先ほど申し上げましたが、8月と12月開催ということでありまして、8月につきましては、懇親会を若松で実施しております。12月につきましては、懇親会が、すみません間違いました。8月がロータスイン、西会津町です。12月が若松で懇親会を開催しておりますが、基本的に日帰りということでありまして。中にはお酒を飲まれるかたもおりますので、お泊りになるかたもおられるということでありまして。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 お聞き苦しいところを聞かさせていただきましたけれども、これは本当に大事なところなのでお伺いをさせていただいておるところです。その際に、この会費の5,000円、あるいは3,000円、もっとやり方によっては何かいい、アドバイスを受けるなり、いい方向付けで、こんな取り組み方をしているよというような話も聞いておりますが、何といても、やり方次第によってはお二方を近づける、そういう手法というのがあると聞いておるんですが、再度そこら辺を聞かせていただきたいと思いますが、知っている範囲内で結構でございます。

○議長 もう少し具体的に質問してください。

○猪俣常三 どういう、お二方をいい方向付けにする、そのイベントになっているのか、そういうことをまずお願いをすることによって、若い人たちは、ああ私も行ってみたいと、こういうふうだったら私も参加してみたいというような、そういう環境づくりがなされることによって、一組でも二組でも、西会津町のためになってくれるような姿になっていただく道づくりをされているかを、ちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは非常に昔から、結婚を前提にいろいろ事業をしても、いい効果があったというようなことは難しい課題でありました。結婚相談員もありましたし、しかしやっぱり、こういうふう具体的なもので出会いを大切にしなければならないということで、はじめたものであります。最近、出会いのない若者というのがよく報道されておりますので、ここまでわざわざしなければならぬのかなというふうな気はいたしますけれども、そうしなければ難しい社会情勢になってしまった。そこで、これからでも結構でありますので、こういうふうにしたらいんじゃないかということ、この議員から提案でもしていただければ、これから町としてもしっかりそういった意見を十分に考えて、あるいは取り入れて対応していきたいというふうに思っておりますので、今、これがすべてだということはありませんで、まず手始めにやっているところであります。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 進め方についてのご質問でありますけれども、この婚活事業につきましては、アドバイザーを頼みまして、プロのかたでございますけれども、そのアドバイザーのかたにさまざまなアドバイスをいただきながら進めてございます。

それともう一つ、町が主催ということでありまして、参加者のかた、町外の女性のかたもおりますけれども、町が主催ということで安心感を持って参加していただいているということもございます。

以上です。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。町長のお考え、それからまた担当課長のお考え、それぞれの考えているところに対しても、本当に私からも同感でございます。ですから、今の考え方をまず一步一步、また再度進めていただくことによって、できれば会費等の問題については、またあまり上げないで、参加しやすいような、そのことをまず要望としてお願いするか、あるいは求めておきたいと、こんなふうに思います。

○議長 5番、猪俣議員に申し上げます。時間になりますので、もう2分弱ですので、頭に入れて質問してください。

○猪俣常三 最後になりますが、まず最終的には、西会津小学校というのを、こう4月からスタートするわけですけれども、最終的にはこの学校がどのような形になっていくのかということの基本的なお考えを聞かせていただいて、私の質問というふうにさせていただきたいんですが、そこのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 小学校の理念でいいのかな。

○猪俣常三 理念というか、考え方ですね。お聞かせいただければ、ありがたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 大変難しいご質問でございますが、適正配置の審議会の中から、理念等については大いに議論をしていただいたところでありまして、西会津小学校を野沢小学校でまず仮スタートをし、そして、やがて小中隣接の地に校舎をお建ていただいて、小中連携教育を実施をして、義務教育1年から中学3年までの9年間、順調に子どもたちの成長を見守れるような、そういう教育環境をおつくりいただいて、実践をしていくと、こういう基本的な方向で町民の皆さまにもご理解を賜っているところでございますから、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 本当に夢と希望、子どもさんに与えていただきたいということをまず切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時35分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 2番、長谷川義雄です。東日本大震災より1年が過ぎても、復興の道筋がいまだにはっきりと見えません。被災されたかた、亡くなられたかたにお見舞いを申し上げます。

一方、西会津町においては、豪雪、震災、水害及び風評被害と続いています。そのような中で、町の防災対策に問題点はないのか、あるとすれば十分に検証しなければなりません。また、町の将来を担う子どもたちには、新年度より小学校の統合に加えて、中学校の学習指導要領が大きく変わり、ゆとり教育より生きる力を身に付けるための教育学習の時間が多く増えたり、また、中学校1年生、中学校2年生の保健体育の時間でも、男子も女

子ども武道とダンスが必修となるなど、教育環境が大きく変わります。私は、町の防災対策、新年度の学校教育、町民の安心して暮らせるため3点について町の対応を質問いたします。

一つ目ですが、町の防災対策についてお聞きします。

一つ、わが町において大規模災害が発生した場合、町民の基礎資料が保管されているサーバー等は、セキュリティを含めて安全なのかお尋ねします。

二つ目として、昨年の3月11日の震災後に、町防災対応に改善すべき点はあったのか、あったとすればどのようなものか伺います。

3点目として、火災や風水害から住民を守る消防団の処遇は、現在どのようなものであり、団員が安心して活躍できるように改善すべきことはないかお聞きします。

新年度の学校教育についてですが、一つ目として、新年度から中学1年生と中学2年生の保健体育で武道とダンスが必修となり、女子も男子も両方学びますが、武道は主に柔道、剣道、相撲からの選択と思うが、安全対策は十分かお尋ねします。

二つ目として、中学校武道必修化に向けて、条件整備のため、平成21年度から文科省が予算化してはいるが、今までの町の取り組みをお聞きしたい。

3点目として、新年度から中学校の学習指導要領が全面改訂となり、ゆとりでもなく、詰め込みでもない、生きる力を身に付けるための授業が始まるのにもともない、授業時間数が大幅に増えると思うが、その対応について町の考えを聞きたい。

3点目ですが、町民が安心して暮らせるためについてです。

一つ目として、4月より交通体系が大きく変わることに伴い、高齢者が特に利用すると思われるデマンドバスの周知及び運行体制は万全か伺います。

二つ目として、町でも高齢者ばかりでなくても、一人暮らしが多くなり、災害や急病等の場合、家族への連絡の取れないことがあります。その対応として緊急連絡表を事前に2部作成し封印して、区長や地域の役員に預けるような制度を考える気はないかお聞きします。

以上を私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、私からは町の防災対策についてお答えをいたします。

はじめに、東日本大震災後における、防災対策への改善点に関するご質問についてお答えいたします。町民の安全安心を確保するためには、防災対策は大変重要であり、平時は訓練等により備えをするとともに、一朝有事の際には、スピード感を持って対応に心掛けております。

昨年3月に発生した東日本大震災、7月の豪雨災害においても、防災行政無線で注意喚起を実施したあとに、人命が第一であるということから、町内全域において安否確認をするとともに、施設や道路にも異状がないかなどパトロールを実施してきたところであります。特に、豪雨災害では、阿賀川が過去に例のない水位となったことから、橋屋自治区に避難勧告を発令し8世帯11人を避難させております。これら一連の初期対応は、適切な対策であったとこう認識しているところであります。

しかしながら、大震災により交通・通信が寸断され、各地で土砂災害が発生するなどの

甚大な被害を受けた際には、多くの避難者の誘導と多くの避難所を開設する必要があります。どのタイミングで避難勧告を行うか、避難者をどのように誘導するか、避難所の運営はどう進めていくかが明確でないことから、マニュアルの見直しとともに、日頃からの実践的な訓練を進めてまいりたいと考えております。

本年度は、昨年10月に野沢地区を中心に、大震災が発生したとの想定で、消防団・消防署、警察、消防支援隊、地区住民にも参加をいただき、総合防災訓練を実施いたしました。また、危険箇所の把握と自主的避難を想定した、土砂災害ハザードマップを活用した講習会も開催しているところであります。新年度においても、福島県と合同で土砂災害を中心とした総合防災訓練を実施するなど、種々の訓練を通しながら、マニュアルの見直しと避難システムの構築を進めていきたいというふうに考えております。

次に、大規模災害時におけるサーバー等の安全性についてのご質問でございますが、町では、住民基本台帳や税情報、国民健康保険などの住民情報は、役場本庁舎1階にある専用のサーバー室で管理しております。現段階では最良のセキュリティ対策を講じております。その保存方法としては、役場本庁舎内のサーバーとケーブルテレビ放送センターの2カ所で毎日バックアップを取っております。大規模な災害等により本庁舎内のサーバーが破損しても、カバーできるよう対策がされております。また、戸籍については、複製を耐火金庫に保管するとともに、副本は法務局で保管しており、データ確保には最善を期しております。

今後につきましては、昨年発生した東日本大震災を教訓として、町外のデータセンターへの管理も実施していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

その他のご質問につきましては、教育長並びに担当課長より答弁いたさせますが、なお消防団の処遇については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、新年度の学校教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点の武道の必修化についてであります。議員おただしのように、中学校においては平成24年度から、新しい学習指導要領による教育が始まります。これに基づきまして、保健体育では武道が必修となることから、西会津中学校では剣道を選択することとしております。剣道につきましては、ご承知のように中学校開校以来、部活動として実施してきた経緯がございます。指導にあたっては、これまでも十分対応してきたところであります。また、指導的にも柔道と比べますと、安全面にも十分配慮して実施できることであるので、ご理解をお願いいたします。

第2点目の武道必修化に伴う条件整備に係る予算についてであります。西会津中学校では、すでに体育館に武道場が整備されており、新年度予算では不足する用具等を購入する経費を計上しているところでございます。

第3点目の授業時数の増加への対応についてであります。新学習指導要領では週1時間、年間35時間の授業時間が増えます。これは、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する、生きる力を育む、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とこれらを活用する力の育成を目的とするものでございます。

新学習指導要領の実施にあたりまして、県教委では生徒への指導方法や教材研究などの研修会を実施するなど、授業時間の増加に向けての対応を図ってまいりました。

町といたしましても、新年度予算におきまして、教材研究にかかる教材費への対応など新学習指導要領の完全実施に向けて、支援してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、消防団員の処遇についてお答えいたします。

はじめに、消防団員は、地方公務員法の特別職の公務員となっておりまして、安心して消防活動に専念できるよう、公務上の災害を受けた際には、公務災害補償制度に基づく補償が用意されてございます。

その補償内容は、災害現場での活動等により、負傷や疾病にかかった場合には、その本人に補償金が支給されます。また、不幸にも死亡された際には、その遺族に対しまして補償金が支給されます。なお、負傷等により療養が必要となった場合には、入院等の補償だけでなく、仕事を休業した際の補償も用意されてございます。さらには、今回の大震災のような大災害に際しましては、死亡、または障害となった場合には、功労により定められた金額が支給される消防賞じゅつ金の制度も設けられてございます。

また、この補償制度とは別に、消防団員の相互扶助によります消防団員等福祉共済制度が、日本消防協会に制度化されてございます。本町の消防団員はこれにも加入しておりまして、公務災害はもとより、公務に該当しなかった場合においても、弔慰金、生活援護金、障害見舞金、入院見舞金等が支給されます。

以上のように、消防団員は、その活動に対しまして、各種の制度、共済事業により手厚く補償されておりますので、安心して活動できる環境にありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、デマンドバス運行についてのご質問にお答えいたします。

デマンドバス運行は本町のような広い面積を有し、小規模な集落が多数点在し、また定期運行するほど利用者が見込めない地域における有効な交通手段として、すでに多くの市町村で採用されているものであり、町としましても、その効果に期待しているところであります。

町では、デマンドバス運行の導入にあたり、これまでの間、安定的な運行が実現されるよう、国、県交通担当機関やバス運行事業者、予約システム業者との綿密な打合せを行ってまいりました。また、利用者の皆さんにバスの使用方法を理解していただくための集落説明会については、町内70会場で開催したところであり、約900人のかたに出席をいただいたところであります。

このほかにも広報の2月号と3月号で特集記事を組んで周知したほか、ケーブルテレビの特集番組も編成し、本日から放送を開始し、これによりさらなる周知を図っていくこととしております。

運行開始までわずかとなりましたが、直前まで利用者の皆さんの不安を解消すべく周知活動に取り組むとともに、安全安心な運行体制が築かれるよう、運行体制整備に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、一人暮らし高齢者等の緊急連絡票についてお答えいたします。

町には43名の民生児童委員が委嘱されており、担当地区内の一人暮らし高齢者等の要援護者を対象として、緊急連絡カードを整備しております。この緊急連絡カードには緊急時に連絡する親族や自治区内の親戚のほか、主治医、血液型など、支援に必要な情報が記載されており、要援護者宅の電話機の近くなど、わかりやすいところに掲示するようお願いしております。

また、緊急連絡カードと福祉票を基に、民生児童委員が平成18年度に災害時要援護者マップを作成しており、これを活用して要援護者の安否確認を行っているところであります。

現在、町では県の地域支え合い体制整備事業を活用し、既存の緊急連絡カードと災害時要援護者マップを見直し、安否確認を効率的に行うためのシステムを構築しています。これにより作成した、要援護者名簿やマップにつきましては、担当地区分を民生児童委員が所持するほか、町の防災担当課、消防署、民生児童委員協議会事務局でも保管することにしてあります。

また、地域見守りネットワークが構築されている自治区から要請があれば、情報を提供することも可能であると考えますが、個人情報が含まれておりますので、情報の管理、利用については一定のルールを設けるなどの検討をしてみたいと考えております。

今後、多くの自治区で見守りネットワークの構築が進み、情報が有効、適切に活用できるような体制が整備された場合には、必要に応じて情報を提供していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 お尋ねします。今、データの保管は、町でやっているという説明でしたけれども、現在コストはどのくらいなのでしょう。また、さっき答弁の中にありましたように、町外のデータセンターを利用するという話も出ましたが、その場合はどのくらいかかるのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

データ管理の費用というのは、特に算出してございません。全体のデータ、情報について一括して提供していただいているというようなことでございますので、システム全体の委託料の中で、そのデータ管理に関する費用はいくらかというような形では出しておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

すみません、答弁漏れございました。

外部にお願いした場合に、どれだけの経費がかかるかというようなことでございますが、そういった具体的な費用積算まではしておりません。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 近い時期に国民共通番号制度が導入されると思うんですが、合わせて住基ネット、それとの関連性はあるのでしょうか、現在のサーバー等と、保管とか、別枠になるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

住民基本台帳のほうは、うちの町民税務課のほうでやっておりますので、お答えしますが、今回の議員からお話のありました背番号制ということで、税関係と、あと住民情報を一体化するというので、現在、国段階で検討が進められております。したがって、まだどういう形でなるかというのが明らかになっておりませんので、それらが明らかになり次第、対応していきたいというふうに考えております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 では、次に入りますけれども、町の防災対策についてですが、今回の震災等は昼間でしたが、夜間の場合とか、トップが不在のときの対応についてお聞きします。どのようなものでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えいたします。

昼間については、議員おただしのとおり、こういう連絡情報ですが、実は役場につきましては、夜間においても宿直のかたがおられます。情報が入れば宿直から町長なり、副町長なり、連絡体制ができておりますが、それに従いまして連絡をし、それにもとづいて役場に参集するという体制を築いております。

なお、本来、本部長、町長でございますが、町長不在のときには副町長といったような形で、優先順位があらかじめ決められておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 夜間の場合に宿直がいるということですが、宿直は何名なんでしょうか、それで対応に問題はないのでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えします。

宿直員は1名ということで現在やっております。夜間に連絡が入れば、すぐに担当なり、連絡をし、参集し、連絡できるような体制になっておりますので、現在問題ないと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 次に消防団の処遇についてなんですけれども、現在、団員は何名で、平成23年度の入団者、退団者を教えてもらいたいです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えしたいと思います。

ちょっと手元に、細かなデータがございませんので、入団、退団についてはちょっと人数を把握してございませんが、現在、消防団員450名ということでなっております。年度内に、やはり入団されるかた、退団されるかたがございますので、現在は450人というような状況になっております。

定数と実員という形でお話申し上げたいと思いますが、定数は485名となっておりますが、今お話したのは、実員ということで、実際にいる人数が450名ということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 現在、団員は450名ということですが、たぶん入団者の確保に苦労していると思うんです。それで、退団時には退職金等ありますけれども、入団時にはなにもありません。団員の確保として、何か町独自で考えるような考えはありませんか。例えば、ロータスインの宿泊券とか、町において、例えばですよ、食事券とか、少しでも団員が確保がしやすいとか、何がいかちよっと今、私はわかりませんが、そういう考えはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これはあくまでもボランティア精神でご協力いただいているということでありますから、それぞれの団員の皆さんが、消防精神といいますか、やはり自主的な判断のもとに参加をさせていただいております。今、特別にその宿泊券うんぬんということは別にしても、今、消防で対応しているのが、親子消防団員に対しては、消防団がみずから表彰しておるとか、やっぱりそういう名誉ある一つの団としていろいろ工夫をされているそうございますから、そういったことから、何か士気旺盛に高まるようなものを検討することも、一つの案なのかなというふうに思っているところでありますが、入団の際に何か、こう色分けして何かするということは、今のところ考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 さっきの答弁の中で、実際の消防活動において負傷したとか、死亡したと出ましたが、具体的な数字をお聞きしたいんですよ。例えば、消防活動において、一般のかたが手伝って、不幸にして怪我したとか、亡くなったとか、あと、村の自治区とか、あと消防支援隊のかた、一般のかた、消防団とそれぞれあると思うんですが、わかる範囲でお願いします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 実際の火災にありましては、消火活動ということで、特に初期の段階でございますが、消防署、また消防団員が駆けつける前に、初期消火ということで、一般、民間のかたが、例えばバケツリレーをすとか、そういう形で消火活動にかかわっていただくことは多分でございます。その際、一般の民間のかたで、そういう消火活動をした際、不幸にも怪我をしたとか、そういうことも十分考えられます。今のところそういう事例は聞いておりませんが、もし起きた際の保障といたしましては、先ほど申しあげました公務災害の規定の中に、民間の協力者というような項目がございます、初期の段階でこういう消化活動に従事されて、怪我等なされたかた、また消防署等の呼びかけに応じて協力をした、消火活動に協力をしたということで、例えば負傷されたかたというかたにも、この公務災害のほうに適用されますので、そちらのほうの保障の中で、安心して協力いただくような体制ができております。

なお、消防支援隊につきましては、それとは別に消防支援のボランティア保険という保

険がございまして、そちらのほうにも加盟しておりますので、安心して活動いただけるというふうに思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 言葉では具体的にわかりましたけれども、数字はないのでしょうか。数字でお聞きしたいんですけれども。目安でもいいです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 数字と申しますと、例えば、死亡とか、あと怪我とかというふうにあるんですが、例えば消防支援隊の場合ですと、怪我等をしまして入院された際には、1日8,000円と、例えば通院した場合には5,000円というような形で、その状況に応じまして保障なり、あと金額が出てまいります。一般的な公務災害の場合には、通院、入院した場合、そういう実際にかかった費用が保障されるというような形になっております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 過去に団員が亡くなったとか、怪我したことはありますか。あった場合は、いくらくらい支払われましたか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 かなり古い資料等、手元にはございません。最近のものでみますと、消防活動によって亡くなったというのは本町にはございません。負傷についても、その場であったという事例はちょっと私は存じませんが、消防の場合、消火活動だけではなく、行事とか、そういう場合にも適用されます。その際に怪我をしたというもので一つかな、あったと思いますが、その程度でございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それと関連するんですけれども、今回の震災のように、いろんなマニュアルはあったでしょうが、浜のほうでは退避命令とか、手伝っているために、大勢のかたが亡くなっています。住民と団員の生命を両方守るには、西会津町では、災害現場における退避命令というか、安全のマニュアルとか、手引書はあるのでしょうか。一般的には、消火活動、全力を尽くしてくださいとはあるんですけれども、そのある程度のマニュアルとか、あるのですしたらいいんですけれども。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 非常に難しい質問だと思います。今回、大震災で、一番消防団が陸前高田市でしたか、50数名の消防団員が亡くなられたという話の中で、今、非常に問題視されているのは、消防団が退避をする場合に、やはりそのきちとした体制のもとに管理しなければならぬということ、今ようやくそういったところに着手されているのではないかなというふうに思っているところであります。

町としては、災害があった場合に、消防団全員にこの詳しく、私のほうからこうせい、ああせいというようなことはなかなかできませんので、その団長、あるいは分団長以下、それぞれのその状況に応じて退避をするか、あるいは危険度はどのくらいなのかということのレベルを判断をしていただいて、その指揮のもとに対応しているというのが現状ではないのかなと、いうふうに思っているところであります。

その際に、これからやはり必要なのは、その危険度や、そのレベルをやはり的確に判断

をして、そして現場で適切に対応できるところの訓練もやっぱり必要ではないのかなというふうには思います。そういった内容については、これからいろいろと県や、その他の方法で参考にしながら、必要性があればきちっとそういうのも今後のセキュリティの問題の中で、明記をしていくということも一つはいいのかなというふうに思いますので、今後そういったことの研究というものは、当然私は必要ではないかなというふうに思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 学校教育の問題についてですが、剣道を主に取り入れると、それはわかりました。それを取り入れる前にあたって、子ども、保護者にアンケートとか、聞いたのでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ご承知のように、24年度から中学校の新しい学習指導要領が完全実施されます。この学習指導要領は、平成20年の9月に公布されまして、21年度、22年度、23年度というのは、移行措置の段階として、この期間は位置付けられております。西会津中学校におきましては、先ほどもご答弁で申し上げましたけれども、経過措置の以前から、部活動で剣道、伝統ある剣道部が活躍してございまして、そういうことから、自然的に剣道ということで先取りをして、実施をされております。

内容的には、武道、議員おっしゃるとおり、柔道と剣道と、それから相撲、この中から1年生と2年生は1種目を決めて、選択をして、男子も女子も全員履修しなさいと、時数にしては年間10時間程度でございまして、一人のお子さんがですね。そういう位置付けでございまして、3年前、移行措置に入るときに、あるいはまた、今回、完全実施されるにあたって、保護者の皆さんからアンケート等のお話は私も聞いておりませんが、先だってスクールバスの関係で保護者の皆さんのご了解をいただいてと補足させていただきましたが、あれと同じように、PTAの役員会等では、話題にされて、手順は踏んできているのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 では、西会津町においては剣道を主体でやると、はい、わかりました。それと用具の準備も、指導者も、ほぼ問題なく、ほぼ整備されているということですよ。

それで、今、町では、小学校の学校新築を考えていますが、今の体育館で子どもたちは剣道の練習に問題ないということですよ。はい、わかりました。

合わせて、新年度から道徳も重点になると思うんですけども、道徳推進教室というのをちょっと私知ったんですけども、それはどのような基準で、そして現在何名いるのか、将来の子どもの道徳教育の大切な道しるべだと思うので、お聞きします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 道徳推進うんぬんのお話でございしますが、どういう機関でつくっておられるのか私ちょっと承知しておりませんが、道徳は学習指導要領が新しくなる、ならないに関係なく、全国どこの学校でも年間35時間指導しなさいと、こういうふうに決められております。わが西会津町の小中学校においては、完全に実施をされてございまして、特段の問題はないものと、こんなふうに思っております。

それから、一つ補足させていただきますが、剣道の準備、遺漏ないのかというお話でございましたが、先ほど申し上げましたように、年間10時間程度しか生徒の皆さんは学習しないわけでありますから、本来なら保護者負担で剣道の胴衣だとか、竹刀だとか、準備をしてもらってもいいのでありますが、やたらと保護者の負担を増やすべきではないという判断から、1学級が剣道を学べるだけの胴衣、竹刀等一式を準備をしてございまして、それは学習指導要領が新しくなるから、じゃあ40人分全部揃えましょうという形ではやる必要がなかったわけでございますけれども、そういう配慮もしているということもご理解賜ればありがたいと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。

今度、新聞を活用するということになっていますが、その点に、主にここは民報が多いんですけれども、それ以外に偏らないような考えはありますか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 学習指導要領との関連で、確かにおっしゃるとおり新聞を活用して、子どもたちの言語活動といえますか、表現力も含めて指導する中身になってございます。各学校においては、民報、民友、朝日だとか、読売だとか、いろいろございますが、各学校のご希望に沿って予算化もさせていただいているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それと合わせてなんですけれども、放射能についても正しい知識を持たせてほしいと思いますが、その取り組みについてもお聞きします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいまおただしの件でございますが、国及び県においても、大震災以降、放射線教育、児童生徒に行う必要があると、こういうもてご指導いただいております。現在は中学校の保健体育の時間で、多少扱われていたわけでありましたが、24年からは、年間3時間程度、放射線に関する正しい知識等を指導する時間を設定してございます。教科等の学習の中でいいますと、いわゆる学級指導という時間の中で取り扱うことになっております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 次に、高齢者が安心して暮らせるためのデマンドバスの件ですけれども、デマンドバスの説明会の、900名程度でしたか、ほぼ町には周知できたと考えていますが、特にそれを企画立案した企画課のかたがたは、実際に通勤に利用して検証する気はありますか、実際に自分たちが企画立案したデマンドバスを利用して、問題点があれば検証、あったならば改善する考えはありますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 職員が自ら検証というようなことでございますが、私は残念ながらデマンドバスの範囲外でございまして、デマンドバスの利用はできないということでありまして、そういった形で検証するというのも大切だとは思いますが、あらゆる想定をしながら万全な体制で臨みたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたい

いと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 同じくデマンドバスの件ですけれども、デマンドバスを利用して無理のない範囲で職員の通勤とか、あとは町長も含めて通勤に利用する考えはありませんか。それを聞きたいです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずデマンドバスの今後新しく取り入れる場合に、やっぱり、まだまだ高齢者の皆さんは不安や、あるいは問題点、そしていちいち予約をしなければバスは来ないのかという、そういう課題になるいろんなご意見はありますし、直接、私も聞いております。ですから、まったく問題なく、課題もなく、これはすべて万々歳というようなことではないと思っております。

しかし、これまでのいろんな問題点とか、あるいはおのずと対応しなければならない点とか、そしてこういう不利なものもあるし、有利なところもあるという、それぞれいろんな要素を、1年かけて、それぞれの地域でお話をされてきたというふうに思います。そして、総合的に判断した場合に、よしこれでいこうと、こういうことになったわけでありますので、その辺については、やっぱり町民の皆さんにも不便はあっても、少しご利用なさっていただいて、その都度いい方向に改善をしていくということが、やっぱりこれから基本であるというふうに思います。そのために、私も早々とデマンドバス、利用の登録をいたしました。ですから、必要な場合においては、私も利用させていただきたいと思っておりますし、この4月の1日から開設をするわけでありますので、その際には、やっぱりいろんな多くの皆さんのご意見も判断しなければ、聞かなければならないと思っておりますし、その状況については、十分に注目をしているところであります。

したがって、町民の皆さんの中で、デマンドバスを職員も大いに利活用に結び付けていくような方法を、やっぱり私からも職員の皆さんに、そうした姿勢をうたえていきたいなところと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ありがとうございます。私もできる限り乗るようにいたしますので、職員及び町長も大いに利用して、デマンドバスを使うようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 4番、伊藤一男です。私は3月議会定例会において、3項目にわたり順次質問をいたします。一般質問に先立ちまして、昨年3月11日、東日本大震災におきまして、犠牲になられたかたがたのご冥福を心からお祈りを申し上げます。

それでは、まず最初に再生可能エネルギー利用についての質問をいたします。昨年は、東日本大震災、原発事故、豪雨災害の影響により、大規模な停電や消費電力の制限が行われ、住民生活や企業の生産活動に多大な被害をもたらしました。

本町においても、夏場の電力不足対策として、役場をはじめ、公共施設での15%電力削減、各家庭、各事業所においても節電の取り組みを実施してきたところでございます。このような、昨年の災害経験を踏まえ、災害時に町の中核的な役割を担う役場をはじめ、公

共施設、学校、老人介護福祉施設、また各地域の避難場所となる集会所などに、災害時に自力で電力をまかなえる、地域にあった再生可能エネルギー利用を町として、災害に強いまちづくりを推進していくためにも取り組んでいく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、各家庭においても、太陽光パネル発電の普及を補助金を出すなどして推進したらいいと思いますが、町の考え方や新年度における計画や取り組みについてお伺いするものであります。

次に、町道上野尻村中線克雪対策について質問をいたします。本町では、昨年、今年と大雪にみまわれ、町では豪雪対策本部が設置され、道路の除排雪や住民生活に影響を及ぼすほどの豪雪となりました。特に上野尻地区の村中においては、大雪により道路の幅員が狭くなり、車両の通行に支障をきたし、通学の生徒や高齢者の歩行に危険が伴い、毎年、地域住民から一刻も早い克雪対策が望まれてきたところでございます。

このような雪害から住民生活を守るためには、町道への消雪パイプ設置が効果的であり、町では今年度において測量調査を実施し、24年度に消雪パイプ設置事業を実施する予定ですが、その実施計画の詳細についてお伺いをいたします。

次に、統合小学校開校の取り組みについて質問をいたします。

まず1点目は、統合小学校開校時における先生の配置についてであります。統合小学校開校では、5校の児童が一緒になり、夢や希望をいだきながら入学することと思います。しかし、反面、不安を抱えて入学する児童もいるはずで、そうした父兄や児童の不安や精神的な負担をケアするには、今まで各小学校にいた先生をバランスよく配置することが望ましいと考えますが、その取り組みについてお伺いをいたします。

2点目は、小学校新学習指導要領について質問をいたします。昨年4月から小学校の新学習指導要領が完全実施され、以前のゆとり教育から大幅に児童の授業時間が増え、授業の進度も速くなり、勉強を理解できない児童が増えてはいないかどうかを伺います。

また、統合によって児童数が多くなり、学力差につながらないかどうか、その対策についてお伺いをいたします。

3点目は、いわき市豊間小との交流事業について質問をいたします。この交流事業は、当時奥川小学校が県音楽祭に参加する際に、楽器が消失してしまい、豊間小の楽器を借りて音楽祭に参加したのが縁で、交流事業がスタートしたわけですが、昨年3月11日の東日本大震災の影響により、本年度の夏の交流事業は中止となってしまいました。交流先の豊間地区も、地震、津波により甚大な被害を受け、豊間小児童の中にも被災されたかたもいることと思います。そして、東日本大震災から1年を経過した今も、地震や津波、原発事故等の恐怖に怯え、夢や希望を失いかけている児童もいることと思います。そういう児童を少しでも元気づけるために、夏の交流事業も豊間小の児童を本町に招待してキャンプをしたり、放射線を気にすることなくグラウンドやプールで思いっきり遊んでいただいではどうでしょうか。町としても、震災復興の一助にもなると考えますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問の説明を終わります。答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、私からは町道上野尻村中線克雪対策についてのお答えをいたします。

本路線は、豪雪時には道路幅員が狭くなり、住民生活に支障をきたしているところであり、町では、その対策としてロータリー車とダンプトラックによる除排雪、除雪作業を行うなど、一般車両の通行や歩行者の安全確保に努めているところでもあります。本路線につきましても、流雪溝による排雪施設の計画を模索しておりましたが、有効な水源の確保ができないことから、消雪施設の施設整備計画を取り入れて、23年度に消雪パイプの設置についての調査を実施したところでもあります。

その調査の内容につきましては、水源を確保するための電気探査と計画周辺地域の井戸調査及び測量設計業務を実施したところでありまして、その調査の結果では十分に水源の確保が図られる旨の報告を受けているところでもあります。

今後の計画につきましては、本事業は社会資本整備総合交付金事業で実施することから、国の配分により事業計画が変更になることもありますが、24年度内において町道上野尻村中線の消雪パイプ430メートルと消雪用井戸2カ所の消雪施設設置工事を行う計画でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の内容につきましては、教育長、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、統合小学校開校の取り組みについてのご質問にお答えします。

まず、第1点目の開校時における先生の配置についてのご質問ですが、4月開校の西会津小学校は、5校が統合し、全校で270余名の児童と一緒に学校生活をおくることから、順調に西会津小学校での生活に適應できるよう配慮していかねばならないと考えているところでございます。その一つとして、議員おただしのように子どもたちに寄り添い、相談を受けたりするために、母校とともに学校生活をおくった先生がたがいることは児童にとって大変心強いことと思っております。

現在、教職員の人事異動に向け、作業が進められておりますが、県教育委員会に対しまして、5校から可能な限り異動させていただくよう要請しているところでありますので、ご理解願います。

第2点目の小学校新学習指導要領についてのご質問ですが、小学校各学年の年間総授業時数は、従来よりも第1学年にあつては、年間68単位時間、第2学年にあつては、70単位時間、第3学年から第6学年にあつては、35単位時間増加となっております。本町の小学校におきましては年間総授業時数をさらに多く設定して、きめ細かに指導しているところでもあります。

4月から西会津小学校におきましては20人から30人の望ましい学習集団となりますので、児童同士が多様な考えを述べ合い、練り上げたり、切磋琢磨したり、競争したりしながら学ばせ、一人ひとりの児童に、より確かな学力を身に付けさせ、学力差につながらないよう努めてまいりますので、ご理解願います。

第3点目のいわき市豊間小学校との交流事業についてのご質問にお答えします。町長が提案理由の説明で申し上げましたように、夏の交流は大震災の影響で中止となりましたが、

1月の冬の交流は第5学年児童の保護者の皆さまのご協力によりまして、ホームステイによる大変有意義な交流を行うことができ、成功裡に実施することができました。夏の交流も本町に招いて実施してはとのご提案でございますが、来年度の事業につきましては、相手さまがいることでございますので、いわき市教育委員会と協議を進めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 4番、伊藤一男議員の再生可能エネルギーに関するご質問にお答えいたします。

県は福島原子力発電所の事故を受けて、脱原発の方針を鮮明に打ち出しており、福島県復興計画における重点プロジェクトの一つにも、再生可能エネルギーの推進を掲げているところであります。再生可能エネルギーにつきましては、設置コストが高く、設置補助を受けて整備をしても採算を取るのが難しいといわれてきましたが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が本年7月からスタートすることが決定されて以降、情勢が一変していますことから、町としましても、今後は、太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利活用など幅広い分野にわたり事業調査等を行い、導入の是非について検討をしてみたいと考えております。

議員からは、公共施設や避難所に使用される建物に、再生可能エネルギー等の設置をすべきでないかとのおただしがありました。昨年の12月に防災対策の拠点となる施設や避難所等に利用される公共施設に、太陽光発電設備や蓄電装置等が10割補助で設置できる、地域環境保全対策費補助金が創設され、事業希望箇所の調査がありましたことから、本町としましても、西会津診療所やさゆり公園体育館、西会津小学校校舎など6施設への太陽光発電及び蓄電装置の設置を要望したところであります。事業が認可された場合には、予算措置を行い、順次設置事業に取り組んでいく考えであります。

次に、各家庭での太陽光発電の普及拡大を図るため、町の補助制度を創設すべきではないかとのご提言でございましたが、新年度から県の住宅用太陽光設備設置補助事業が創設され、町の補助制度の有無にかかわらず、国の補助に加え県からの補助も受けられることとなります。まだ制度の詳細な通知は入っておりませんが、町の補助制度につきましては、これらの補助制度内容を踏まえて、検討してまいりますのでご理解願いたいと思ます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、今ほど3項目にわたっていろいろと答弁いただきました。これから各項目について再質問をいたします。

まず再生可能エネルギー利用についてなんですが、先ほど公共施設についてのこれから建築にあたっては、再生可能エネルギーが補助金とかあるというようなことで取り組む、そういうようなことでありましたが、これから西会津小学校の建設にあたって、そういう計画は十分なされているのかどうかを伺いたいと思ます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

新しい小学校への太陽光発電でございますが、先ほど申し上げました事業の中で、新し

い西会津小学校の建物にも太陽光を設置したいというようなことで要望は上げております。ただし、まだ採択になるかどうかはわかりませんが、こういった事業で採択を受けなくても、新築事業の際には太陽光を設置、別事業で設置できるように、現在、検討していくということでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはり西会津町は山間地が多いというようなことで、やはり小水力発電なんかについても、新郷でいえば高目とか、そういうところに田んぼの水利を利用して、1メートルほどもあれば、小水力発電は可能だといわれておりますので、やはり富山県や、岐阜県なども先進地として取り入れているようなこともありますので、十分検討して、これから実験事業として取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほども申し上げましたように、買取制度ができて、ちょっと情勢、だいぶ変わっております。小水力につきましても、本年度、各種調査事業ございますので、専門家を町に招致しながら、適地調査、本当に採算が取れるのか、そういったことを含めまして、現地調査等をやりたいというふうに考えております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 再生可能エネルギーについては、利用についてはだいたいわかりました。

続きまして、町道上野尻村中線克雪対策についての再質問をしたいと思います。さっき町長から答弁いただいたわけですが、その中で430メートルという距離は、上野尻の村中線の町道部分のどの辺までになる予定でしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

430メートルにつきましては、上野尻村中線の全線でございます。起点は上野尻の駅から来て、あの丁字路から、昔劇場がありました上郷下野尻線の分岐まででございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、診療所は県道ということになるわけですね。そうすると、診療所の辺りまでは入らないということでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

診療所の前は県道上郷下野尻線ですので、県管理の道路でございますので、あそこは町道での消雪パイプの設置はいたしません。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 地下水についてなんですが、これ2カ所というようなことなんですが、だいたいの場所的などころといますか、それについてはどのようになっていますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

井戸の位置につきましては、だいたい今のところ計画しておりますのは、村中線の中央に一つと、上郷下野尻線の分岐付近に一つ、2カ所を今のところ計画しております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 地下水のことなんですが、地下水を2カ所掘ることによって、各家庭でもやはり井戸を掘っているところもある、井戸を使っているといいますか、そういうところがあるんですが、そういう影響というのは、今までのあれからして、あまり心配するようなことはないのでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 23年度の調査におきまして、上野尻地区の井戸調査も調査をいたしております。今回、消雪用の井戸につきましては、深さがだいたい200メートル程度を予定しております。各家庭の井戸につきましては、10メートルまでいかないということでございますので、各家庭の井戸については影響ないというようなことで考えております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の説明で、上野尻村中線の消雪パイプの説明、わかりましたので、続きまして、統合小学校開校の取り組みについての再質問をいたします。

いよいよ4月からスタートするわけですが、先生の人数というのは、だいたい何人になれるか、おわかりでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 県の縛りにもとづきまして試算をいたしますと、4月からの西会津小学校は11学級になる見込みでございます。入学する1年生のみ30名の入学見込みでございます、あと1名、入学者がおりますと2学級になるという、本当に微妙なところでございまして、3月の頭のころ、お一人来そうだという、こっちが喜ぶような情報が入ったんですが、結果的にそのかたは人事異動の対象にならなくて、西会津に来られなくなってしまったと、こういうことであります。議員の皆さんにもお力添えを賜りました。どこかにおられましたらぜひ西会津小学校にお願い申し上げたいと思います。

それで、11学級でございまして、学級担任が11名、それに県の決まりによりまして、プラス1の教員が付きます。それに校長先生、教頭先生、保健の先生、事務の先生と、こういう形になりますので、11プラス1で12、それに4名を足しますから16が現在のところの人数でございまして、この人事異動が最終的に結果が出まして、さらに1名くらい増えるかもしれませんけれども、現状ではそのような状況でございまして。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 豊間小との交流事業については、前向きに検討するということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 舌足らずで申し訳ございませんでしたが、今年の冬にお招きをしまして、町長からご説明もございましたように、大変、思い出深く感動的に実施をすることができました。お帰りの式において、保護者代表のかたが、涙ながらにお礼の言葉を言ってくださったんですが、まさにそこに集約されておまして、豊間地区の皆さんは、親さんもお子さんも、本当にこの1年間は苦難の連続だったんだと、こんなふうに私どもも思いを新たに次第でございまして。こんなに喜んでいただけるならということで、思っているわけですが、今のところの見通しとしまして、例年夏はお邪魔させていただいて、冬はお迎えすると、こういうパターンでやってございまして。その時点で、そういう思いはお

伝えできなかったわけではありますが、来年度、豊間地区で、おそらく受け入れは不可能だと思うんです。いやこんな訳でというお話があるかと思うんですね。ならばということで、そこはいいタイミングなのかなと、こんなふうに思っております。こんなに喜んでいただけるならば、本当に西会津の5年生と豊間の5年生、もっともっと交流を深めていただければ、まさに町長がいつも言うておられますように、西会津から元気を発信して、復興に役立つと、こういういい行事になるのかなと思っております、議員おっしゃるとおり、後ろ向きではなくて、前向きに検討していきたい、こんなふうに考えております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、前向きというようなことで、うれしく思っております。

それでは最後に、教育長に4月から新生西会津小学校がスタートするわけですが、その開校にあたっての意気込み、抱負等があったらお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 午前、猪俣議員からも同様のご質問をいただいたわけではありますが、残念ながら残り2分間ということでございましたので、一言でしか申し上げられませんでしたけれども、今ちょっと時間あるようでございますので、少しおしゃべりをさせていただきたいと思えます。

適正配置審議会におきまして、統合の動きがはじまったところでございますが、実は議会の皆さまによりまして、それ以前、調査研究会議、特別委員会が設置されて、貴重なご提言がございまして、それがもとになって、適正配置審議会につながっていったなというふうに私は解釈しております。その中で、少子化、高齢化、中でも少子化が急激に進む中で、奥川小学校さん、新郷小学校さん、入学生が1名であったりというふうな大変な事態になったわけございまして、これではいい教育はできないのではないかと、そういう問題意識を持って審議会が発足され、そして先ほども答弁で申し上げましたけれども、2、30人の理想的な学習集団の中で、大いに議論し合い、考えを述べ合い、中でも競争したり、練り上げたり、切磋琢磨したり、これが本当の確かな学力を身に付ける過程でございます。そういう環境がやっと整った。さらに社会性や人間性も同時に育てていくいい環境になってきたというふうに思っております。したがって、通学につきましても、直通のスクールバスでということで、保護者の皆さまをはじめ、中学生の保護者の皆さま、町民の皆さまのご要望にマッチして、直通という形で具現化するわけでありまして、4月から本当に議会の皆さまをはじめ、町民の皆さまにご理解をいただいて、円滑にスタートをさせていきたいなど、こんなふうに思っております。

何といいたしても、教育の原点は家庭にあるといわれておりますけれども、学校と家庭と地域が、それぞれ果たすべき役割を持っているわけではありますが、その役割を互いに果たしつつ、緊密に連携して、一体となって子育てにあたっていくことが求められています。そういう意味で、小中連携教育、早速来年から一部教科担任制を導入したりして、中学校へのつなぎを円滑にしていく教育を実施してまいりたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

いずれにしても、4月の6日の開校式入学式から、円滑にスムーズに学校運営がなされ、通学もなされるということを非常に緊張して、秒読みに入っている段階でございます。

すけれども、皆さまがたの一層のご協力を賜って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いい答えをもらいましたので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時22分)

○議長 再開します。(14時40分)

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 3番、渡部憲と申します。まず質問に入る前に、東日本大震災で亡くなられたかたがたに対し、哀悼の誠を表し、御霊の安らかなることをお祈りいたします。

それでは一般質問に入ります。まず、あいづダストセンターに仮置きされておる下水道及び溶融ダストについてであります。

まず第1、平成23年3月13日から5月1日までに、県北、県中浄化センターより高濃度放射線物質を含む下水道汚泥及び溶融ダストが、柳津町にあります会津ダンスセンターの敷地内に埋め立て処分され、1万8,000ベクレルという高濃度の放射性物質が検出されました。これは、町にはいつ報告及び連絡があったのか、これを返答願います。

2番、あいづダストセンターに埋め立てられた高濃度の放射性物質を含む下水道汚泥及び溶融ダストを2月23日に掘り起こし、3台のコンテナに入れて敷地内に仮置きしましたが、その汚泥及び溶融ダストはいつまで仮置きするのか、また町の対応は柳津町に比べまして、わが町は後手にまわり、消極的と思われるが、今後の対応はどのようにするのか、これも答弁求めます。

3番、放射性物質を含む下水道汚泥及び溶融ダストなどの搬入や埋め立ては、絶対に認めることはできない。町は県及びあいづダストセンターにもう一度、厳重な抗議、申し入れをすべきと思うがどうかと。

次の質問に移ります。野沢町内を流れる流雪溝についてであります。

野沢町内、1町内から8町内、新丁橋までの間を、南北に2本の水路が流れております。農業用水及び防火用水として大切な水路であり、冬期間の12月から4月までの間は、流雪溝として利用される重要な水路であります。特に北側の水路は、多年にわたる使用により水量がなく、幅も狭く、土砂で浅くなり、雪詰まりや雪の凍結により水があふれ、道路の冠水、床下浸水、家屋等への被害が多発しております。水路の全面改修を望む声が高まっております。このまま放置できない状態になっており、大至急工事に着手すべきと思うが、町の対応を問います。

次、奥多摩工業会津工場の事業の縮小及びゼオライトの今後の対応の見通しについてであります。奥多摩工業会津工場は、平成元年の創業以来20数年、地場産業として町の活性化及び従業員の雇用に貢献してまいりました。ゼオライトの利用により園芸培土や野菜用培土及び土地改良剤として製品を販売し、実績をあげ、町に貢献してまいりました。

最近の不況により会津工場の事業の縮小が伝えられているが、ゼオライトについては、原発事故の放射性セシウムの吸着効果に期待しているところがあり、事業と雇用の継続に向けた今後の町の対応を問います。

以上の質問、明解な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3番、渡部憲議員のいくつかのご質問のうち、私からは奥多摩工業・会津工場の事業縮小及びゼオライトの今後の見通しについてお答えをいたします。

奥多摩工業・会津工場は、平成元年よりゼオライトを原料とした園芸培土等の生産販売を行っております。しかし、景気の低迷などにより、近年は売り上げの減少が続いておりまして、本年3月末をもって生産を中止し、事業から撤退する予定である旨の説明が、平成22年11月に町及び地権者になされたところであります。

町といたしましては、雇用の確保を図る上で、強く存続を要望してきたところでありましたが、奥多摩工業としても他の企業への譲渡などによる事業の継続に最大限努力するというところでございました。

その後、昨年3月に東日本大震災に伴う東京電力福島原発事故が発生をいたしまして、放射能による汚染が問題となっているところであります。この放射能の除染対策として、セシウムの吸着能力の高いゼオライトが、現在脚光を浴びているということから、町としても、国や県、東京電力等に本町産のゼオライトの活用を強く要請してきたところであります。

過般、奥多摩工業から、除染等で使用するゼオライトの出荷目途が立ったということから、本年5月から事業を再開するとともに、従業員についても継続雇用する予定であるとの連絡があったところでございます。したがって、今後の事業内容等について、当初の22年度からの内容とは相当変更してきているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 3番、渡部憲議員のご質問のうち、あいづダストセンターに仮置きされている下水道汚泥等についてお答えをいたします。

はじめに、県中浄化センターから搬入され、あいづダストセンターに埋め立てられた汚泥及び溶融ダストの放射能濃度は、1万8,030ベクレルでありました。これは、県が平成23年12月7日に採取測定をし、同月16日に環境省及び県が現地確認のうえ今後の対応を協議するため、あいづダストセンターに参集した際に、柳津町と西会津町に報告がございました。しかしながらその際には、環境省から具体的な方策が示されなかったことから、公表は後日となっております。コンテナでの保管が決定したことから、柳津町には2月12日に、本町においては2月13日に環境省と県から説明がされております。

次に、埋め立てられていた溶融ダスト等は、現在、着脱式のコンテナ3台に保管されておりまして、国の中間貯蔵施設が完成すれば、そこに搬入することとしてございます。それまでの間は、事業者でありますあいづダストセンターが、モニタリングをしながら厳重に保管することとしています。

町の対応につきましては、常に柳津町と連携し進めておりまして、今後も空間放射線量調査の立会いや、協定書の見直し、さらには8,000ベクレル以下の処分方法についても、同一歩調で協議していくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、県及びあいづダストセンターへの抗議及び申入れについてのご質問でございますが、まず、放射性物質拡散の責任は国でございます。あいづダストセンターは、下水道汚泥に放射性物質が含まれていることが確認された5月2日以降、下水道汚泥及び溶融ダストは一切搬入してございません。また、県は、柳津町と本町が既に申し入れをし、お詫びをいただいております。

このことから、今後は、協定など書面での協議を進めていくべきと考えております。さらに、本年1月より管理型処分場での処理が可能となった8,000ベクレル以下の廃棄物についても、議会及び地域住民のみなさんの意見を十分に尊重しながら、柳津町及び県とも協議を重ね対処していく考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 3番、渡部憲議員の野沢町内の流雪溝についてのご質問にお答えいたします。

議員の質問にもありますように、野沢町内は野沢中央線をはじめ野沢南裏線、小学校線などで、流雪溝を利用して道路及び宅地内の雪の排雪を行っております。その際、限られた用水を有効に活用するため、本線を含め12系統に分け、それぞれ水を流す時間を指定して使用しています。その流雪溝の管理は、過去に、雪対策功労賞も受賞したことがあります。野沢町内克雪活動実行委員会が行い、その活動は高く評価されているところであります。

本年は豪雪であったこともありますが、雪詰まりにより、道路等が冠水することが多数発生しております。おただしの流雪溝の全面改修も雪詰まり解消策の一つであるとも考えられますが、根本原因は長谷川の河川水の渇水による水量の不足と、本町地内の一部流雪溝の底盤に土砂が堆積していることと考えております。そのことから、山口取水口からの必要水量を確保するための仮設工事や流雪溝の底盤に堆積した土砂の撤去を行ってまいりたいと考えております。

また、本線北側流雪溝につきましては、断面は幅0.6メートルと本線南側流雪溝より0.2メートル狭くなっておりますが、スノーダンプでの投雪可能な断面基準の0.5メートルは確保されております。冬季間の快適な生活環境を作る上で流雪溝使用の皆さまがたには、作業に当たってはまず水量を確認し、指定された時間にのみ雪を入れる、大きな雪の塊はきざんで入れる、バケットなどの機械では入れない等、基本的なルールを守っていただくことが、大切なことではないかと考えております。

野沢町内は本町から下條まで1本の流雪溝でつながっています。1本の流雪溝を通してお互いが思いやり、ルールを守って作業を行う、それが町が進めている協働のまちづくりにふさわしいあり方ではないかと考えおります。そのためにも、野沢町内克雪活動実行委員会と連携を取りながら、流雪溝使用に当たってのルールの周知と、守ってもらうための仕組みづくりや、流雪溝の施設整備に取り組んでまいりますのでご理解願います。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま税務課長より答弁がございました。つまり、あいづダストセンターに3月13日から5月1日までに搬入された汚泥及び溶融ダストの量は何トンぐらいなのでしょう。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　それでは量ということですので、お答えしたいと思います。

溶融ダストは、先ほどお話しましたように、6.8 トンということございまして、県中浄化センターからは、合計、汚泥と含めると 218.73 トン搬入がされてございます。そのほか、ここだけではなく、県北の浄化センター、あと福島市の下水道センター、各所から搬入がされておりまして、それらすべてを合計いたしますと、1,696.47 トンが入ってございます。

○議長　3番、渡部憲君。

○渡部憲　今、1,600 何トンと申されましたね。大した数字ですね、1,600 トン。そのうち、この1万8,000 ベクレルという高濃度と8,000 ベクレル以下のこの品物は、どういうふうにして分けて、どういうふうにして埋め立てたか、わかりますか。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　それではお答えをしたいと思います。

先ほどから話になっております溶融ダスト、これは6.8 トンということで、ほか下水道汚泥でございます。たぶん議員も現地に行かれて、見学されたということですので、だいたいお分かりかなと思うんですが、実際に埋め立てた場所については、場所がある程度特定されておりまして、このものについてはここ、これについてはここということ、そこはある程度特定されております。したがって、この前、掘り起こしまして3台のコンテナに埋めた部分、これは一番高かった1万8,030 ベクレル、これは溶融ダストの部分でございますが、それについて、この場所であるということ、掘り起こし、取り残しがなないように多めに取って保管したというような状況でございます。

○議長　3番、渡部憲君。

○渡部憲　実は、私と猪俣議員、そして長谷川義雄議員、2月23日に行きました。そして、睦合区長、三留さんも一緒に行っていました。そして掘り起こした量は21.6 立米、つまり30 トン強ですよ。千六百何十トンですか、その中のたった30 トン。あとは全部埋め立ててしまったんだから、埋め立ててしまったんですよ、課長、これね。そうすると、たった30 トン、こちらに移したわけなんだけれども、コンテナに。それであとほかのものは全然大丈夫かと、30 トンだけがだめなのかと、いろんな30 トンだって、中にいろいろと土が混ざっていますから、もっと少ないと思ったんですけども。ただ、少しいい加減なところがありますよね。この報告はすぐなかったんですよ。千何百トン埋められて、実際、掘り起こしたのは30 トンだと、役場のほうに連絡してくれとあったんですよ、ダストセンターは。連絡しましたか、2月23日に掘り起こしたのは、何ベクレルあって、これは空間線量なんぼあったと、ちゃんと報告するっていいましたよね。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　ご質問の中で、ちょっと時系列的に整理をすべきものがあると思いますので、ちょっと整理したいと思うんですが、この中に、全部で1,696 ということで、全部汚泥と各地から埋め立てられたこの数字については、もうだいぶ前に県のほうで説明会の中で出された数字かと思います。

今回、掘り起こした部分については、その中でも、特に高いというのが溶融ダストということで、いわゆる埃の部分ですね。ここについては、ほかの下水道汚泥と違って、ここ

は濃度が高いということで、そこはどこだということで、特定をしながら検査をした結果が1万8,030という数字でございます。それで6.8トンですが、やはり取り切れないとまずいということで、少し多目にやって21トン取って保管をしたというような状況でございます。

それで、その際に、やはり危険がないようにということで、三方に幕を張ったり、またしっかりとした服装をしてやられたはずなんです、それについては、その際に放射線量等も測りながら、危険がないように作業をされております。最終的にその三つの容器に保管して、まわりに入れないようにちゃんとくくりまして、空間放射線量については、その中で実際、定期的に図って、危険がないという状態で保管がされているということでございます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 だいたいわかりましたけれども、でもやはり、この連絡が遅すぎますよね。あとからやっぱり放射能が入っていたとか、埋めてしまってから、がっちり埋めておいてから、やはり放射能が含まれていたとかね。そういうことは入れる前にまず測ってから入れるべきなんです、本当は。埋めてしまってから、やっぱり入っていたなんて、やっぱり掘り起こせなんて、そういうことで報告が後手後手にまわっているんですよ。課長、今私いったでしょう、23日の報告の書類は来ていますか、報告してください。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 まず一つ目ですが、この3月の12日から5月1日までの間に入っていたもの、これがというお話なんです、これは議員もご存知だと思うんですが、ここに、下水道の汚泥等に高い濃度に含まれていたというのがわかったのが4月の末なんですね。です、それまでは、確かに放射能が拡散されたかもしれませんが、それほど濃度があるものが下水道汚泥に含まれているかどうかというのはわからなかったというのが、国、県のお話でございます。それで、4月末に県で、浄化センターで高濃度のものがあるというのが、はじめてそこでわかってから、それ以降は、あちらのほうには全然搬入されていないということでございます。

あと23日、議員も一緒に見学されながら、移し変えをしたわけですが、その前にすでに環境省と県で、こちらに説明にまいりまして、こうこうこういう形で保管をいたします。また、保管の方法やら、また保管のやる日については23日ということで、確かあの日もすでに説明されたと思います。それは当日は、そういうふうに立ち会っていただきながら、線量を測りながらやりまして、それらのデータと、その場で手書きでやったはずですが、その場ではあれですということで、一応まとめたものをあとでうちのほうにいただくということで、いただいております。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 こればかりやっていると時間になりますから、まとめとしまして、これあとから出てきたとか何かではなくて、速やかに報告していただきたいと、それで、これは住民の命と健康に関わる問題ですから、だから、将来、今出なくても、将来どうなるかもわからないんです。だから、あんときこうやればよかった、ああやればよかったでは、あとでなんか病気とかかなにか、今の子どもたちにそういうのが出たら困るから今言っているん

ですよ、厳しくね。水は上から下に流れますから、埋めるときだって、こう重機で走って、穴が開いたとかなにかということもないようにして、絶対にそういうことはないようにしてもらいたいと、私は言いました。だけど、これから町はまめに検査してもらっているから、そのときとんでもないデータが出たら、それは穴があったのではないかということになりますからね。これはちゃんとしてもらいたいと。われわれは、われわれの時代ではなくて、もっと別な何十年も経ったあとにそういう問題が出た場合に、お前たちはあのとき何をやってたんだということになりますからね。これはちゃんとしてもらわないとだめな問題なんですよ。

次ですね。あと流雪溝、今、課長から連絡がありました。これ私も克雪委員になっているんです。それで、課長も朝早くから一緒にたたき起こされてやっているからわかると思うんですけども、本当にボランティアでみんなやっているんですよ、水かぶってね、朝からね。わかります、一緒にやっているから。だけど、全面改修とはいわなくても、本当に、詰まるところはわかっているはずですから、なんとかそこだけでも、今年中になんとかそこだけでも直してもらいたいと、これは10年来の町民の悲願なんですよ。私が高はじめて言ったことではないんですよ。いろんな人が前から直してもらいたい、直してもらいと言っているんですよ。だから、全部すぐ直せなんて言わないから、できるところからやってもらいたいんだと、そういうことです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 本年も大変、雪詰まりがございまして、野沢町内克雪活動実行委員の皆さまには、いろいろ朝早くから作業、大変でございました。流雪溝につきましては、来年度は、その本町地区の土砂の溜まった箇所を撤去したいと、そのように考えておりますし、また、山口の取水口につきましては、今以上に水量を確保できるような方策を取りたいと、このように考えております。

また過去におきましても、流雪溝の詰まり箇所につきましては、塗装をしたり、また柵を加えたり、いろんな施設整備を行っておりますので、今後もそのようなことをしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 あと奥多摩工業のことなんですけれども、町長から答弁ありました。今後、長島という部長とも話ししました。今後、明るい見通しが出てきたと、本当にいいことだと思います。私も10何年間奥多摩にお世話になっていましたけれども、本当に西会津のゼオライトというのは、東京農大の教授とか、専門家に言わせると、すばらしいゼオライトだと言っているんですよ。ですから、北は北海道、南は沖縄まで、品物は全部いきましたよ。それで、会津みどり、みなみ、農協さん全部使ってくれたんです。ただ、今ちょっとこういう不況になりましたけれども、本当に品物としては、本当にすばらしいんだと、折り紙付きのゼオライトなんですよ。福島のほうもこれから7,000トンとか8,000トン使うんだと、だから、できれば同じ福島県なんですから、みんないろんな被害を受けていますから、できれば、本当に西会津のゼオライトを使っていたきたい。そういうふうに県に申し入れしていただきたいと、私はそう思います。

これで私の質問を終わります。返答ありません。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。明日、火曜日、13日は中学校の卒業式です。会期日程表のとおり13日は午後1時より議会を再開いたします。

本日はこれで延会します。(15時08分)

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

平成24年3月13日(火)

開 議 13時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	和田正孝	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	成田信幸	教育課長	大竹享
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	新田新也	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第3回議会定例会議事日程（第5号）

平成24年3月13日 午後1時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 鈴木 満子 | 2. 多 賀 剛 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 荒海 清隆 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 長谷沼清吉 | | |

○議長 平成24年第3回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 6番、日本共産党の鈴木満子です。今日の質問は、ものすごく要望が多かった一つでございます。

野沢保育所、築50年以上経っています。それで、その当事と、保育所の前の道路、道幅が狭いのは、その当時からです。50年前からそこが狭かったということで、ところが、50年前は車社会でもなかったもので、子どもを引き連れて入っていったわけですね。今は車社会なので、本当にお母さんたちが働きに行くときに、子どもを置いていくとこういう実情の中で、やっと50年間悩み続けていた一つでございます。保育所の前の道路が道幅がうんと狭いということです。送迎に安心して通行できる環境ではないと私は思っています。特に今年のような冬の雪道での送迎は危険そのものであること、これを知ったんです。送迎状況を私なりに3日間、7時から8時30分まで調査した結果、3台の駐車場に入るのに、4台、6台と車列が、しないとそこに入れられないという状況です。

こういう状況の中で、朝の出勤を急ぐ保護者たちは5分、10分待っているということで、気持ちがいらいらして、そういう感じが私は、その実態を見て感じました。事故が起きないのが不思議です。今日あたり中学校の卒業式、あの子どもたちがあの保育所を出ているわけです。ああこの子たちは無事にいったんだなということを感じました。一日も早くそこを調査して、町の対応を考えるべきだと思います。いかがでしょうか。

それから、あそこの細い道路を通らないで、大通りから入るような方法はないかと私なりに考えてみました。そこを利用して、大通り側の空き地を、住んでいない家もあります。これがやっと10年前ころからではないかなと思いますが、旧警察署があそこにあったのが、とられてしまって、とって、そのところが空いているという状態です。24年度のこのところ予算に計上して、補正予算でも結構ですので、借用するか買い上げるかして、一日も早く道路から直進して保育所に行けるといっのをぜひやってもらいたいと思ひまして、今、質問に立っているわけでございます。

四つ目には、保育所の統合、これは私が4年前に議員になったときにも、1回もこのことは質問に出ません。そういう実態でございますので、保育所統合、あるいは全体的な計画、どういうものか。こういうことを説明してほしいと、こういう気持ちでございますが、新しい保育所を建てる必要があるのではないかと、この保育所の実態をあるお母さんたちは、とにかく何回言ってもうまくはない、握りつぶされてしまう、こういうのに驚きましたね。これはやっぱり、そんなことをして得することはありません。そんなことで、ぜひともこの保育所の環境整備、特に駐車場の整備をしていただかないと、0歳の保育の子どもたちを受け入れることはなかなかできないと思います。そのことを、建てる必要があるのではないかと私は思います。

それで、次に住宅改修、いわゆる補助制度、私の言い方がちょっと悪いのですが、これについて継続して行うのか、そのことについて説明していただきたいと。平成23年に実施したこの補助制度は大変好評でした。さすが若い町長であって、反応が早い、こういうような評価を得ております。私もそう思っております。ぜひ継続すべきと思うが、23年度にとった予算、24年度の2年かけて補正もしたので、それでやっていくというふうに、私の勘違いかもしれませんが、そんなふうに私自信思っておったんですが、その辺をぜひ説明してほしいと思います。

それで25年、そんなに大きな予算もいらなくても、継続、これをやっぱりぜひやってほしいと、こういうことを継続すべきと思うがどうかな、このことは皆さん、町民の皆さんは本当にいいことやってくれたと、こういうことでございますので、ぜひこのことを継続してやってほしい、こういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、野沢保育所の子どもの送迎についてお答えいたします。

ご質問のありました野沢保育所に通ずる町道につきましては、道路幅員が狭いため、冬期間においては積雪によって通行しづらくなっており、朝夕の送迎時間帯には保護者の車が数台車列をつくっていることは確認しております。根本的な問題の解決策といたしまして、道路を拡幅するという方法がありますが、道路周辺は住宅が密集しているため、用地取得が困難などの課題もあり、現実的には難しいと考えられます。しかし、ご提案のありました野沢保育所の近くにある空き地を駐車場として利用することについては、今後、土地と建物の所有者に相談をいたしまして、利用が可能かどうかや事故が発生する危険性はないかなどの検討をしてみたいと考えております。

次に、保育所の統合につきましては、入所児童数の動向や保護者の意見などを参考にしながら、統合について今後検討していく必要があると考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、先ほど、現在の保育所が建設されてから50年経過するという議員のご発言でございましたが、現在の保育所は昭和52年度に建設された、改築されたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 6番、鈴木満子議員の生活環境づくり支援事業についてのご質問にお答えいたします。

昨年12月議会の際に清野佐一議員のご質問にお答えいたしましたが、この事業は平成23年度と平成24年度の2カ年で実施しており、まだ終了してはおりません。23年度に補助決定したもののうちで24年度に施工する分については、24年度に繰越明許費を設定しているところであります。事業継続ということであれば、25年度以降ということになるかと思いますが、現在のところ継続していくことは考えておりませんので、ご理解をお願いします。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 こんなに長くまでかまわないでおいたということはどういうことですか。こ

の実態が、先ほど 32 年といいましたよね。32 年間、環境の整備は何もやっていない、こういうことでいいのですか。このことをお聞きしたいです。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えしたいと思います。

本年度、さらには昨年度、豪雪にみまわれましたことから、このような状況が発生したということで認識してございまして、冬期間、幅員が狭くて大変難渋しているということは認識してございました。また、近年、野沢保育所につきましては、乳児保育のかたがたが多く入所されるようになりまして、現在定員一杯になっております状況から、このような状況が発生したということで認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 あそこにある 3 台入る駐車場は、町で借りているんですか、お聞きしたいです。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

議員がおっしゃいます駐車場でございますが、たぶん野沢保育所の西側にある道路を挟んで向かい側ということだと思ひますが、そこにつきましては、地権者のかたのご好意により貸していただいているというのが現状でございます。

○議長 6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 あの前の空き地の持ち主と交渉して、うまくなかったんですかね。それを聞きたいです。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

前の保育所向かいの空き地についてでございますが、正式な形で空き地、今は道路に面して 3 台分ほどご好意で借りているわけですが、それより多くの面積を借りることにつきましては、今の段階では、まだ交渉した経緯がございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 予算措置というものも、やはり考えていないわけですね。そうすると、土地交渉もしない、予算の措置もしないということは、あそこはやらないというふうに判断していいのですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどご答弁でも申し上げましたとおりでございますが、今後、土地と建物の所有者と相談をいたしまして、利用が可能かどうか、また危険性がないかどうか踏まえて、検討してまいりたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今後では間に合わないんです。毎日毎日危険なところで来ているわけですから、明日からでもそれを取り組む内容ではないかなと私は思ひます。本当にあれが公立の保育所かなという感じいたしますよ。ほかの保育所は新しいんですよ。あの野沢保育

所だけは、まったく中の修理も、辺りの環境も全部整備しなければならないという、そういう実態でございますので、これはやはり、今後いろいろと保育所のことについては、考えていかなければならないと思うが、そういう点ではどうですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、入所児童の動向や、保護者の意見などを参考にしながら、今後、保育所のあり方について検討していく必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 この保育所問題については、本当にきちんと取り組んでいただかないと困るんですよ。事故が起きないからいいようなもので、起きたらどうなりますか。死んでしまったなんてなったらどうなります。一つ、こういう危険性があるんですね。3台の駐車場に入るために、ここに6台、4台、6台、7台と私見たときはそのくらいですね。その間、間に子どもを連れてこう入ってくるんですよ。フェンスのところぎりぎり、それから子どもがその止まっている車にぶつかって、あるいは転倒したりすると、それでアウトなんですよこれ。本当にこのことは、そのうちなんていうことではなくて、6月の補正予算でもいいですから、考えてほしいなところ、考えなければならぬ問題だという、そういうことでございますので、よろしくその辺は、父兄の要望もありますし、よくこれ30何年間がまんしていたなということですよ。がまんしきれずに言ってきたということになります。このことは、よく肝に銘じておいてください。こういうことは絶対してはいけないことです。今、危険であれば、すぐやらなければならないことです。あそこの土地所有者を私知っていますので、どうですかと聞いたら、先生いつでも売ります、貸します、こういうことまで言っておりますので、即できるのではないかと、こういうふうに思っておりますので、ぜひそのことについては実施してほしいところと思いますが、町長さんいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も保育所の状況は、同じ野沢地区の中で十分承知しておりますし、昔からあの近辺の状況などについては、十分把握しているつもりであります。まさに議員おただしのように、非常に狭い、当時、35年前のころと、今の保育所の送迎の関係というのはまったく違ってきてしまった。かつては野沢保育所という、野沢地区のかたがたが送り迎えしながら徒歩でこられる範囲内で利用していたんですね。今は、やっぱり方々から車で来ることになった、あるいは0歳児から預かるようになったということですから、当然、そういう車での送迎というのが多くなってきたんだなというふうに思います。

3日間調査をして大変ご苦労さまでございましたけれども、今おただしの内容については、この答弁をどう議員にお答えをするかということで、十分に検討した内容でありました。ですから、早速、この状況については課長も答弁したように、早速対応するというのは、まさにそういうことでもあります。したがって、これから駐車場とか、そういうスペースの問題でお貸しいただけるようなことであれば、これは早速対応したいということでもあります。

それから、これはまだ町の計画には載っておりませんが、これからのやはり子ども

もが宝だという、一つの町の方針であればですね、しっかりとした保育所の環境整備は行っていかなければならないというふうに思っております。今、芝草保育所とか、あるいは野沢地区であると尾野本保育所とか、そういったかたがたの意見も十分取り入れながら、やはりそうした総合的に1カ所くらいはしっかりとした保育所整備をしていくことが必要ではないかというふうな考え方をしております。

したがって、そういったことを含めながら、これからの計画の中でしっかり対応して、もう時代的にあの野沢保育所は移行すべきではないかというふうに考えておりますから、今後の計画の中に、そういうものを盛り込みながら対応してまいりたいというふうに思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 ただいま、やっぱり声を出さずにはいられないという内容でございます。よくご父兄のかたはがまんしていらっしゃったな、私自身思いますね。こういうことですので、全体的な計画もお聞きしましたので、ここでぜひ、危険なものだけは早めに、ひとつ取り組んでほしいと、こういうことを要望します。

もう一つの住宅改修補助制度については、24年度終わるんだという線香花火のようなものではなくて、今度は、何ほどの申出が遅れて、そのことができなかったという町民のかたがっぱいいんです。だから、そんなに予算は多く取る必要はありませんので、もう1年、25年くらいまで、3,000万くらいの予算でもいいだろうし、取れるだけのことをやって、ずっと継続をできないものかと、こういうふうに思ひますが、いかがでしょう。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

今回の生活環境づくり支援事業につきましては、住民の皆さまがたの説明会や、また業者さんの説明会、またケーブルテレビや、チラシや広報等で十分お知らせしていたわけですが、まだ周知が足りないというようなことで、反省すべき点はあるかと思ひますが、まだ24年と、24年度もこの事業を展開してまいるわけですが、もう1年その辺のところを、今までの費用対効果とそのようなことを考えながら、いるわけですが、今のところ25年度については継続しないというような考えで進んでおりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 町長さんにお尋ねしますが、これは会津方部、喜多方でも、とにかく西会津はトップです。トップにこれをやったということですから、どういうふうにしてやっているんですかと聞かれるのが多いです。したがって、これは大変、実施するのにいろいろと考える要素はあるとしても、ぜひとも25年度もやってほしいということですので、そのことを町長さんに確認して終わりたいと思ひますので、お願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほど建設課長が申された内容については、一つのこの住宅改修事業、環境改善事業について、やっぱり一つの区間を決めたならば、それを検証していくことが必要だろうという判断のもとに、これは議会のほうからも単年度だけではなくて、複数年度にわたってぜひ取り組んでほしいという、これは要望もあつたわけでありまして。したがって、町と

しても、一気にそれは業者が溜め込みすぎるといふようなことがあってはならないし、あるいは乗り遅れてしまうといふようなことでもならない、十分に2カ年の中で、その事業効果というものを町としても検証していく必要があるだろうといふことで、2カ年に実はして、継続、繰越明許をお願いしている部分がございます。

さて、25年度になりますと、これは議員ご承知のとおり、今、大震災等々でいろいろ原発の中で、新たな再生エネルギーという問題が出てまいります。それは、単に大規模なような電源開発ということではなくて、4番、伊藤議員も質問されておりましたけれども、これから個人が新たに、そういうエネルギー対策の家を造るとか、あるいはそういう補助事業があるといふことであれば、どういふこれから取り組みをするのかといふようなことが出てまいりました。まさにわれわれも、町としても、そうしたところに着目していくことが必要であろうといふふうには、まだこれ全体的に課内で会議をしているわけではございませんけれども、私の個人的な考え方とすれば、これから小規模な内容も、例えば太陽光エネルギーをどう活用するか、このことについては1年くらい経つと、ものすごいスピードで、私は非常に家庭までそういうことが来るのではなかろうかといふふうには思っています。今、国や県でも、確かに各家庭でもしそういうこと、対応することになれば、補助を出すといふことまで今言われておりますから、それプラスアルファという形で、町としても上乗せをするとか、あるいはその取り組みをどうするとかといふ、新しいこれからの住宅改修というものが出てくるのではなかろうかなといふふうには思っているところでありますので、また、24年度以降、来年度以降の今年の中で、来年度以降どう対応するかと、そういう意味合いから新たな考え方というものをやっぱり打ち出していくことが必要ではないのかなといふふうには私自身は思っているところであります。

確かに議員ご指摘のように、今回、西会津と同じような取り組みをしている、したいといふことで喜多方市、それから北塩原村もあの予算の内容等、新聞の中で見ると、同じような取り組みをしていらっしゃる場所がありますので、非常にそういった反響はあったのかなといふふうには思いますし、確かに経済効果はございました。西会津全体で3億3,300万の全体事業費がありましたので、そういうことで、非常に効果が大きいといふことは認識しておるところであります。

○議長　　6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　　いろいろとこう質問しましたが、この保育所の問題は、即、即です。即取り組んでほしいと、このことを要望いたして私の質問を終わります。

○議長　　7番、多賀剛君。

○多賀剛　　皆さん、こんにちは。7番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

また昨日来、同僚議員の質問と一部重複する質問もございますが、通告通り質問させていただきますので、ご了承をいただきたいと思っております。

質問に入ります前に、3.11東日本大震災から早1年が経過いたしました。被災地ばかりでなく、全国各地で、また世界各地においても、この震災で犠牲になられましたかたがたに対し、鎮魂の祈りが捧げられております。思い起こせば昨年の3月定例会の初日、この議場で今まで経験したこともないような激しい横揺れを感じ、窓ががたがたとなり、建物

がきしみ、悲鳴をあげる中、大急ぎで役場庁舎の外に飛び出したのが昨日のように思い出されます。その後、震災の対応に迫られ、3日遅れの一般質問が始まったのが3月17日でありました。昨日、当時の原稿を見直してみました。そこには、震災直後から自衛隊、消防、警察は必死の救助活動を不眠不休で展開しているにも関わらず、生死を分けるタイムリミットといわれる72時間が迫る中、日ごとに死者、行方不明者の数が倍々と増えていき、いったいどれくらいの犠牲者になるのか、想像もつかない、そういう悲惨な状況でありました。未曾有の大惨事と一言でいってしまうには、あまりにも甚大な被害と犠牲者の数、そして今まで想定もしていないほどの原発事故、本当に日本は、東北は復旧復興できるのでしょうか、そう思いながらも、強い日本の力、強い東北の力、強い福島の力を信じ、一日も早い復旧復興を願わずにはいられない、そう綴られておりました。

ここ何日かの新聞や、テレビ、ラジオでは、大震災の特集記事や特別番組が連日放送されております。震災と大津波の爪あとの深さ、命の大切さ、支えあうことの大切さ、人々の復興にかける思いと苦難、未だに放射能と闘い続ける人々の苦悩、ふるさとを追われた人々のやるせない思いなど、改めていろいろなことを考えさせられました。しかし、どのメディアでも最後には、明日への希望、ふるさと再生、力強い復興への足音、復興元年に向けて、明るい未来への希望で締めくくられております。

今、福島は、地震、津波、原発事故、風評被害の4重苦の中であえぎ続けております。野田総理は、福島の復興なくして日本の再生はないとまで言い切っております。この掛け声と実態が伴っていないところに、いささか歯痒さを感じられますが、間違いなく言えるのは、新年度は被害にあわれたかたかだの思いを風化させることなく心にとめて、新しい未来に向けて希望を持ち、歩んでいかなければならないということでもあります。

町長の施政方針の中でも、新年度は復興元年と位置付けて、この4重苦を払拭すべく各種施策を推し進めるとの力強い発言もありました。私もこの西会津から元気を発信して、復興していく、この気持ちはまったく同じくするところでもあります。このことを申し添えまして、私の質問に入らせていただきます。

まずはじめに、新年度当初予算の特徴と重点施策についてお尋ねをいたします。

1点目といたしまして、新年度当初予算は町民の視点に立って、地域経済の活性化、教育の振興と人材の育成、健康づくりと安全安心の推進、これを重点に予算編成をしたとのことですが、先ほど申し上げましたように、新年度は特に復興元年と位置付けられております。例年とはどう違うのか、特に象徴的な施策、事業は何なのか、特徴をお尋ねするものであります。

2点目といたしまして、雇用対策と地元企業支援策についてお尋ねをいたします。町の雇用を支える地元企業、事業所において、昨年来、取り組まれている地元企業の各種支援策について、これの実績と効果はどうだったのか、また、今後の展望についてお尋ねをいたします。

雇用対策につきましては、緊急雇用創出基金事業等を活用して、有期の雇用ではあっても、相当数の雇用を創出できたのは評価できるものであります。しかし、継続雇用につながるような施策は、まだ不十分であると感じております。新卒者の新規雇用奨励金等の検討はされたのか、今後の対策についてお尋ねをいたします。

3点目といたしまして、子育て支援の中で、乳幼児の保育の待機児童解消についてお尋ねをいたします。昨年の9月定例会で申し上げました。町当局はこの0、2歳児までの乳幼児の保育所に入所できない児童についての解消に向けて、取り組まれていると思いますが、保育士の数の問題、保育スペースの問題、また保育士の職場環境の問題等、いろいろな課題があるとのことでありました。これらの解決に向けて、現在の状況はどうなっていますでしょうか。4月からの入所児童には対応できているのかお尋ねをいたします。

二つ目の質問といたしまして、臨時職員委託職員の採用についてお尋ねをいたします。この3月の年度末に向かって、今年は例年よりも臨時職員、委託職員の募集が多いように感じられます。なぜこのような状況になっているのか、どこに何人募集したのかをお伺いいたします。

また、採用にあたっては明確な採用基準が、当然あると思われませんが、どのような形で採用を決定するのも併せてお尋ねをいたします。技能職等の職員であれば、当然技能試験や適性検査のようなものがあってしかるべきと思いますが、どうなっておりますでしょうか。特に運転業務等は、日々の体調管理が必要とされるとと思いますが、対応策はどうなっておりますでしょうかお尋ねをいたします。

三つ目の質問といたしまして、小中学校の防災計画と防災教育についてお尋ねをいたします。東日本大震災では、多くの子どもたちが学校にいる平日の日中に発生し、避難のあり方が課題となりました。文科省では、事故や災害時の行動マニュアル、危険等発生時、対処要領を各校で作成するよう定めておりますが、具体的な項目はしめされておられません。内容は、地域の実情に合わせて決めるとし、それぞれの学校でばらつきがあるようであります。ある県の調査によりますと、校庭に避難するまでの計画しかなく、児童生徒の保護者への引渡し方法や、下校方法、また避難後の行動や2次避難の方法など、詳細を決めていない学校が7割もあったとの調査結果もあります。

また、本町のような豪雪地帯では、火災以外であれば、必ずしも外に避難することが適当ではない場合もあります。耐震化が完了した校舎が倒壊する可能性は少ないとの意見もあります。従来の避難方法にとらわれず、多様な面から防災計画を作成する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

本町は4月から開校する西会津町小学校を含め、多くの児童生徒が広範囲の地域からスクールバスで通学をしております。一朝有事の際、保護者への引渡し方、下校の方法、2次避難のあり方等、詳細に計画準備をしておく必要があろうかと思いますが、現在はどうなっているのでしょうか。今後の計画と合わせてお尋ねをいたします。

また、昨年の大震災では、防災教育への取り組み如何によって、被害の度合いに相当な格差があったようであります。今後の小中連携教育に向けて、防災教育のあり方についてお尋ねをいたします。

以上の3項目を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番 多賀 剛議員のいくつかのご質問のうち、私からは乳幼児保育の待機児童解消に向けた取り組みについてお答えをいたします。

現在、本町の少子高齢化は深刻な状況にあります。0歳から18歳までの人口は961人で、

町の人口に占める割合は 12.7%であります。一方、高齢化率は約 40%と高く、本町といたしましては、少子高齢化、この減少に歯止めをかけるため、さまざまな子育て支援策を進めてまいりました。第3子以降の出産祝金や、保育所における2人目以降の保育料無料化、保護者の就業形態に合わせた延長保育の実施、さらには15歳まで医療費を無料とする子育て医療費サポート事業など、子どもを産み、育てやすい環境づくりを実現するための施策を実施してまいったところであります。さらに子育て支援を拡充するため、乳幼児保育の充実を図ることといたしました。

野沢保育所における乳幼児保育の待機児童を解消するため、野沢保育所の指定管理者である、にしあい福祉会や現場の保育士と対応策について、この間、協議してまいりました。その結果、対応策としては、野沢保育所の職員室を屋外に設置する仮設のプレハブに移動します。そして、現在ある職員室スペースを保育室に拡張して、保育所全体の受け入れ児童数を増やすことで、待機児童の解消を図る考えであります。

次に、現在の野沢保育所の乳幼児保育の状況についてであります。2月末現在で、0歳児が9名、1歳児で16名が入所しております。乳児の入所待機児童は3名であります。しかし、昨年末までに入所申込みのありました、平成24年4月からの受け入れにつきましては、0歳児で5名、1歳児で16名を予定しており、待機児童解消を前提として、入所申込みのあった0から1歳児童全員を受け入れることで保育士の配置等、現在調整したところであります。

今後は年度途中からの入所申し込みにも柔軟に対応できるよう、受け入れ体制を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、小中学校の防災教育、防災計画についてのご質問にお答えします。

現在、学校では火災対応、不審者対応、地震対応等を中心に消防署や警察署等関係機関の指導を受けながら、防災教育を実施しているところであります。本町の小学校、中学校におきましても、児童生徒の生命を守ることを最優先に、火災、地震及び風水害など非常災害時に起こる危険等に対し、避難の仕方について理解し、安全な行動ができるよう避難訓練を年に2、3回実施しております。西会津小学校におきましても、安全教育指導計画を策定し、避難訓練や交通安全教室の実施、安心、安全な学校生活や登下校ができるよう指導していくこととしております。特に、本町におきましては地震による津波の恐れはないものの、土砂崩れや雪崩など地域の特性を考慮した防災教育を進める必要があります。

3.11東日本大震災におきましては各学校が家庭との連携を密にしながら、速やかに下校させたところではありますが、今後とも地震や雪害等の災害によるスクールバス等の運行の可否や、保護者と連携しながら安全かつ確実に児童生徒を下校させることなどについて、いろいろな局面をあらかじめ想定しつつ、的確な判断のもと対応するよう指導してまいり所存でありますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、平成24年度当初予算の特徴と重点施

策についてのご質問にお答えいたします。

本町の平成 24 年度当初予算につきましては、地域経済の活性化、教育の振興と人材の育成、健康づくりと安全・安心の推進を重点目標にすえ、町民の視点に立って予算編成したところであります。

はじめに、地域経済の活性化に向けては、風評被害の払拭と安全安心な農林産物の生産振興、農林産物を活用した人・物・地域づくりの推進、商工業者への支援と雇用の確保、観光の振興と交流人口拡大の推進、地域おこしの推進と人材の育成等を重点施策に掲げ予算編成をしたところであり、奥川ライスセンター機能強化支援、野沢駅通りの街路灯整備、野沢町内のまちづくり計画策定、町内企業への新規学卒者雇用支援、ふくしま復興町内企業支援補助などを、新規事業として盛り込んだところであります。

次に、教育の振興と人材の育成においては、子育て支援の一層の充実、統合西会津小学校・西会津中学校の円滑な学校運営、西会津小新校舎整備事業の推進、生涯学習の推進等を重点施策に掲げ取り組むこととしており、妊婦及び 18 歳までのインフルエンザワクチン接種費用助成、西会津小学校新校舎整備については、校舎建築の実施設計業務、用地取得・造成事業などを新規事業として計画したところです。

次に、健康づくりと安全安心の推進においては、健康がいちばんをスローガンとした町民健康づくり事業の推進、地域医療体制の強化、災害に強い安全安心のまちづくりの推進、町民デマンドバスの安定運行、西会津町縦貫道路の整備推進等を重点施策として掲げ、町民の健康づくりを食育やスポーツの普及などから取り組む、健康がいちばん推進事業、デマンドバス運行、甲石地区の水道施設整備、町防災行政無線の機能強化などを新規事業として取り組むこととしております。

昨年は、本町においても、豪雪災害から始まり、3月11日の東日本大震災、7月の新潟・福島豪雨災害など多くの災害に見舞われました。また、原発事故による風評被害の影響も受けました。平成 24 年度は、西会津町復興元年と位置付け、こうした災害からの完全復興を図ることを目指して、各種事業を推進していくこととしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 7 番、多賀剛議員のご質問のうち、雇用対策と地元企業支援についてのご質問にお答えいたします。

長引く景気の低迷に加え、東日本大震災の影響から、いまだに多くの休業者や離職者が発生するなど、厳しい経済状況が続いております。福島県内においては、復旧・復興需要や企業の生産回復などを背景として、景気は徐々に持ち直してきており、雇用情勢についても、県の緊急雇用対策などにより緩やかに改善しつつありますが、海外経済の減速や円高の影響など今後も不透明な状況が続くものと予想されております。

町といたしましては、多くの町民の生活を支える地元企業が、このような不透明な経済環境から少しでも状況を改善し、今後も維持・発展していただくため、平成 23 年度、新たに町内の企業が行う職員研修や資格取得費用の一部を助成する、町内企業支援事業を創設したところであります。その実績といたしましては、3月5日現在で4件、補助金額で46万円となっており、補助金を申請した企業等からは、事業継続の要望が出ているところで

あります。

次に、緊急雇用創出基金事業についてであります。本町では、これまで雇用情勢の改善に向けて、積極的に緊急雇用創出基金事業に取り組んできたところであります。本事業は、平成23年度で終了する予定でありましたが、東日本大震災で被災した福島・宮城・岩手の3県につきましては、平成24年度も、震災対応事業として、継続して実施されることとなりました。

本町におきましては、町道等の美化事業や耕作放棄地現況確認促進事業など12事業・31名分で、昨年度を2,060万円上回る6,000万円の予算を計上し、雇用の確保に積極的に取り組んでまいりております。

また、平成22年度に開設しました無料職業紹介所につきましては、今年度2月末現在で、求人登録が17社・35名、求職登録が44名となっており、このうち18名のかたが就職されております。今後も引き続き地域のニーズに合ったきめ細かな雇用対策を進めてまいりております。

次に、継続雇用に向けた施策についてであります。平成24年度、新たに東日本大震災復興基金を活用し、町内に住所を有する新規学卒者を雇用した企業に1人当たり10万円を補助するほか、県のふくしま復興特別資金の借りに伴う保証料の一部補助を昨年に引き続き実施し、雇用の確保、さらには町内企業の支援を図ってまいりておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 7番、多賀剛議員の臨時職員・委託職員の採用についてのご質問に、お答えをいたします。

臨時職員と委託職員につきましては、それぞれ雇用についての考え方や雇用形態に相違がありますので、それぞれに分けてお答えを申し上げます。

まず、臨時職員につきましては、町職員が病気休暇や出産休暇、育児休業等を取得する場合、または国県等の補助事業の実施に伴い、事業量の一時的な増加に対応する場合などに、必要な期間を限定して雇用するものであります。その採用にあたりましては、毎年、年度末に公募を行い、面接試験を行った上で採用候補者を決定し、1年間の登録制として、必要な状況が生じた都度、雇用しているところであります。

今次の募集にあたりましては、一般事務補助若干名、栄養士事務補助及び自動車運転業務がそれぞれ1名であります。

一方、委託職員につきましては、業務の特殊性や専門性を考慮し、町職員が直接行うよりも、業務委託を行ったほうが住民サービスの向上につながると判断される場合において、業務委託を行っているところであり、契約期間は1年間となっております。

今次の募集にあたりましては、例年と違って、全ての職種において公募を行ったところであります。この大きな要因は、議員もご承知のとおり、本年4月に町内五つの小学校が統合し1校となります。このため、特に、学校用務員などに必要人数の変更が生じることから、これらの業務を含めた全ての職種について、改めて広く人材を求めると、雇用にあたっての公平・公正、透明性の確保を目的として行ったものであります。

募集の内訳につきましては、学校用務員業務3名、スクールバス運転業務5名、給食調

理業務 8 名、公民館業務 2 名、図書館業務 1 名、医療事務 4 名、看護業務 4 名、機能訓練車添乗業務 1 名、水道施設管理業務 2 名、役場宿直業務 2 名の 10 業種 32 名であります。

次に、採用基準につきましては、臨時・委託職員とも、希望者から最新の履歴書を提出していただき、それを基に複数の面接官により、町職員の採用試験の項目に準じ、個別に面接試験を実施し、その結果から個人毎に評点の集計を行い、合計点数の上位の者から採用候補者として決定し、雇用することとしております。

次に、技能試験や適性検査についてのご質問であります。臨時・委託職員とも、募集の際に、あらかじめ必要とする資格や免許証等の写の提出を求めています。実務経験等については、履歴書の記載事項で確認するとともに、面接試験において直接質問を行うことにより、適格者であるかどうかの判断を行っておりますので、面接以外の試験は特に行っておりません。

次に、運転業務等の体調管理に係る対応、対策についてであります。中でもスクールバスの運転業務につきましては、児童生徒を安全に送り届ける大変重要な使命を帯びていることから、日々における運転手自身の自己管理は当然のことながら、教育委員会の運行管理者と運転手が毎日必ず連絡を取り合い、体調のチェックを行っております。さらには、アルコールチェッカーをバス 1 台ごとに配備し、安全対策の指導・強化を図っているところであります。

今後とも、臨時職員や委託職員の雇用につきましては、その必要性を十分に精査し、社会・経済情勢や雇用状況の変化に対応しながら、適切に対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7 番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず当初予算と重点施策におきましては、昨日来の同僚議員の一般質問並びに先日の全員協議会等でご説明をいただきましたので、おおむねは理解しております。私が申し上げたかったのは、町長の施政方針の中にあつた復興元年として、今年、今年度は位置付けられていると、そのために震災復興資金として 1 億 4,000 万余の基金をつくって、蓄えているわけなんです。この、いわゆる復興元年にふさわしい、何かシンボリックな事業なり施策があつたのかなというところでお尋ねしたわけなんです。そんなことは町長、お考えになりませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、私がいう復興元年の位置付けということについてであります。これは議員もご承知のとおり、昨年は県あげて、やはり大変な状況で、それをどう乗り越えていくかということで、知事以下すべての市町村長、これはやっぱり、みずからできることからこの福島をそれぞれの地域で復興していこうじゃないかという確認のもとに、西会津町は復興元年ということで再スタートの年だという位置付けをもって、実は取り組んでいる。そういう自分自身の気持ちもあるし、そして当然、そのことによってこの町全体が、そういうことで参画していこうという大きな気持ちの表れであるであるということが一つであります。

さて、具体的なそれに向けた取り組みとして、今、議員もおっしゃられましたように、

1億4,000万余の復興に関する特別交付金がまいりました。これは、単年度で使っていいということではありませんでした。これは複数年度にまたがって対応してくれということでもありますから、西会津は、方針としては3年間に分けて、つまり、だいたい5,000万とか4,000万くらいずつに分けながら、3年間の中でこの取り崩しを行って、基金でありますから。今回は約5,000万近くだと思いますけれども、その対応をしたところであります。それはもちろん、今回の一般会計の中に組み入れられておるところであります。具体的にその事業名と内容はということであればお示ししてもよろしいかと思っておりますけれども、例えば、復興に関する事業にあてがいなさいということでもありますので、その一部としてはライスセンターもありますし、ライスセンターもありますね。あと企業支援等々もございします。そうしたことで、いわゆる西会津町のブランド、コメ、こういったことについてもっともっとPRしていこうじゃないかという、一つの大きな西会津町の表れであるということでご理解をいただきたいなということでもあります。

やはりこれから、西会津町が発信していく情報の一つ、あるいは具体的な事業の一つとしては、やっぱりこれまで積極的に西会津のものをもって都市部や、あるいはいろんなイベントに参加していこうと、こういう対応も今年の予算の中に、それぞれの課で組み込まれておりますので、今後、昨年同様に引き続いて、積極的に復興をする意味からして、西会津町はみずからの、いわゆる特産物、農産物、こういったことに対して安全性をPRしていこうじゃないかという取り組みを、ぜひ取っていききたいなということで、今回、いろんな関係するところに予算付けをしているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほどいいましたけれども、町長、私もこの復興に関しまして、西会津町から、昨日、教育長のご答弁にもありましたけれども、元気を発信して、福島を、日本を元気にしていくと、そういうような取り組みには積極的に参加をしていきたいと、いかなければならないと、そう認識しております。重点施策につきましてはわかりましたので、質問を変えさせていただきます。

次に、企業支援と雇用対策についての質問に移りますけれども、私ばかりではなくて、過去先輩議員、同僚議員が何回か申し上げていた新卒者の新規雇用奨励金、今年度は10万円付けていくんだというようなことで、大変これは認められていいことだなと思っておりますが、今まで県とか国でやってきた雇用に対する奨励策と、ものすごく使いづらい、ある程度の従業員数のボリュームだとか、クリアしなければいけない問題が結構あって使いづらいという話があったんですが、今回、町単独でやる新卒者の新規雇用の奨励金10万円に関しましては、どういう基準で行うのか、例えば従業員数は1人でも2人でもいいのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

対象となる要件ということでございますけれども、まず一つ目、対象となる新規学卒者の要件でございますが、中学、高校、短大、専門学校、大学を問いません。卒業後1年内であれば対象となります。あとは西会津に住所を有するかた。それから、事業主のかた

の3親等以内の親族ではないかと、それがまず対象となる学卒者の定義でございます。

二つ目でございますが、対象となる雇用の日でありますけれども、今年分、今年度分につきましては、平成24年3月1日から4月30日までに採用されたかと。それから、期間の定めのない雇用、正規雇用ということで、ただし採用から6カ月を経過したかたについて限ると、ですから6カ月未満で、そのかたが辞められた場合は対象にならないと、6カ月過ぎてから対象になるということでございます。それからもう一つ、その採用者は雇用保険の一般保険者でないことと、それがまず要件です。

それからあと、対象となる事業所でございますけれども、まず一つ目、当然、町内に事業所等があること。それから、職業安定所に雇用保険の適用事業所の届出をしている事業所であることというような内容。それからもう一つ、その事業所が町税等の滞納がないこと。それが条件となってございまして、先ほど議員が申されました国県の雇用奨励制度よりは、かなり使い勝手がいいのかなということでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 確かに、今お話あった内容ですと、本町にあるような小さな事業所でも使いやすいのかなと思いますので、こういうのはぜひたくさん利用していただいて、新規の雇用をつくっていただければ大変いいのかなと思います。

次、質問変わります、乳幼児の待機児童の件、健康福祉課長から、町長からも話ありましたけれども、新年度からは待機児童をなくすと町長からお話がありましたので、大変いいことだなということに思います。それで私、去年の9月にも申し上げたわけなんです、今現在、野沢保育所は、今お話あったように、乳幼児の保育を受け入れていることもあり、定員いっぱい子どもたちがいると。片や、芝草保育所、一時50人も60人も子どもたちがいた保育所が、15、6人しかいないと、ものすごくアンバランスな感じを私は受けたわけなんです、去年の9月に申し上げたのは、そのいわゆる乳幼児ではなくて、3歳以上の一般の保育児童に対しましては、途中から野沢から芝草に行けなんていうことは、なかなかかわいそうでできないので、新しく入る子どもたちは芝草に行ってもらいたいかと、そういうことも必要なのではないかというようなお話をさせてもらったんですが、そういう対応はなさいましたでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

野沢保育所につきましては、定員いっぱい、へき地保育所については定員を下回っているということで、入所調整をされたのかというご質問でございますが、調整と申しますか、野沢保育所がいっぱいなので、別な保育所はいかがですかというような問いかけはさせていただきましたが、どうしても乳幼児の弟さん、妹さんが野沢にいて、そのお兄さんお姉さんが3歳、4歳であれば一緒というようなことで、なかなか応じていただけないということもございましたし、また野沢保育所の場合、給食がございまして、他の保育所につきましてはお弁当ということがあって、ご父兄のかたがたで、やはり手間のかからない野沢保育所ということで希望されたということで、お願いはしてまいりましたが、そういう現状で野沢保育所の入所申し込みが多かったというのが現状でございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 いろいろな事情は確かにあるでしょうが、下に兄弟、姉妹がいないお子さんなんかは、できれば芝草保育所に、新しく入る児童に関しては入ってもらえれば、今ほど同僚議員のお話にあったような、送迎の渋滞解消なんかにもつながると思いますので、運動会なんか見ると、本当に片や大勢で楽しくやっているんだけど、片やうんと寂しい、本当にそんな感じがしたものですから、これからもそういうことは取り組んでいただきたいなと思います。

次、質問を変えまして、総務課長から臨時職員の件についてご答弁がありました。これ、私が心配するのは、ここ何年か職員の早期退職等があつて、計画よりもずいぶん前倒して職員数が少なくなつてきておりますよね。何人だか具体的な数字は私まだつかんでおりませんが、相当予定よりは少なくなつているようであります。その中で、いわゆる現業なり、住民への行政サービスがおろそかになるようなことはないか、大変危惧しているわけです。そういうことを担保する上で、この臨時職員等が結構必要になってくるのかなんていうことを私感じたんですが、今の職員数というのは適正なんでしょうか、その点お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 職員の人数についてのおただしでございますけれども、議員もご承知のように、平成16年から平成26年までの10年間で、145名を120名にする予定で、現在定員の適正化計画を策定しているところでございます。議員もおただしのとおり、ここ1、2年の中で、予定していない職員の早期退職ということで、その計画が前倒して進んでいることも事実でございます。現在の職員数については121名ということでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 その121名の中で、私今言った、いわゆる住民の行政サービスなり現業なりに支障をきたしていることはないんでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 住民サービスに支障のないように、その早期退職をしたかたの分、あるいは産休、育休等で休んでいるところには、そういった臨時職員を配置しまして、支障のないようにしているところでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 支障があつては困るわけでありまして、当然そうご答弁なさるしかないと思いますが、私が心配するのは、何度も言うようですけれども、この町民へのサービスが怠るようなことがあつては困ると、こういうことがある、臨時職員で対応しなければいけないような状況であるならば、現下の厳しい雇用環境の中で、臨時職員などといわず、やっぱり正職員の採用というようなことも考えていかなければならないのではないかとということも思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 目標としている120名の職員の数に対しまして、しっかりと仕事ができるように、議員もご承知であろうかと思いますが、第15次の行財政改革大綱を策定して、現在その事務事業の見直しを行っております。したがいまして、120名でしっかりと仕事ができるように、その事務事業もしっかりと見直しをして対処をしていきたいというふうに考えて

おります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひその職員の体制に関しましては、そう願いたいと思います。

質問を変えまして、次に委託職員の件でご質問をいたします。ご答弁にもありましたけれども、この委託職員の中でも、そのバスの運転に関わる職員に関しまして、私は以前からちょっと考えていたことがあるんですが、今回、スクールバスを運転するための個人委託、ドライバー何人か委託しております。そのご説明にもありましたけれども、日々の体調管理というのは、個人の申告に任せているというようなことでありますが、私も基本的には性善説であって、人間はそう悪いことはしないんだと、そう思っておりますが、この西会津の子どもたちの命を乗せているスクールバス、その安心安全を担保する上でも、このドライバー、運転手に委託、運転手に任せるのではなくて、何らかのチェックする手立てが必要ではないかと思うんですが、そんなことは考えませんでしたでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 総務課長が答弁申し上げました内容が、現状についてすべてお話申し上げたところでございます。今、多賀議員おっしゃられましたように、物を運ぶ運転手さんと違いまして、わが町の将来を担うかけがえのない子どもたちを安全に送迎する、そういう任務を担っていただいているわけでありますので、私も機会あるごとに、皆さんの前で、給食の調理員のみなさんもすべて含めて、子どもの教育に関わるお仕事にあたっていただいているので、教育関係者ですと、したがって、子どもの目線ですべてやっていただく必要があるんですということで、いつもお話を申し上げているところでございます。ただ、私も現状では、小学校5校、あるいは中学校も含めまして、なかなか運転手さんと始業前に、あるいは仕事に就かれる直前にチェックをすとか、そういう点から申し上げますと、残念ながら目が行き届かない部分があったかというふうに思います。統合にあたりまして、4月からは町内からすべて運転手さんが、今度西会津小学校、西会津中学校にまいるわけでございますので、その時点で、信頼をしないわけではございませんけれども、信頼関係をもとにしながらも、抜き打ちでちょっとアルコールのチェックをさせていただく、体調面について面談をさせていただくとか、そういうふうなことも、今の時代背景の中で必要になってくるのかなと、こんなふうに思っているところでございます。

したがって、現在、教育委員会の運転管理者が、毎日運転手さんとやり取りをさせていただいて、チェックをさせていただいておりますけれども、その部分は継続しながらも、たまには運転手さんと直にやり取りをさせていただいて、安全を期していかなくてはいけないと、こんなふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 教育長からご答弁いただいたそのとおりなんですけれども、私は、そのプロのドライバー、個人委託ではないプロのドライバーというのは、車に乗車する前は点呼者が顔色のチェックやら、目は充血していないか、酒の臭いはしないか、あとは風邪気味ではないか、薬は飲んでいないか、それでアルコールチェッカーをして、すべて問題ないというようなことで乗車しているわけです。個人委託の運転手にすべてをこれ求めろというの

はなかなか厳しいかもしれません。現実的にどうすればいいんだという話になりますが、実は私、大手の運送会社の話をよく聞くわけですが、今は携帯電話を使って、遠隔地でもアルコールチェッカーを使うことができる。あともう一つは、これ企画情報課長にお尋ねしたほうがいいのですけれども、バスを購入する際、アルコールインターロックシステムというのがあるのですね。車に付いているアルコールチェッカーみたいなものです。車に息を吹きかけて、アルコールが検知しないということでエンジンが始動できるようなシステムがあるのですが、こういうのは検討されたことはあるのでしょうか。私も私なりにちょっと調べてみましたら、価格は12万8,000円くらいから、メンテナンス料も別にかかるのでしようけれども、10数万円くらいからあるようなのです。先ほど言ったように、子どもたちの安心安全を担保する上では、そういう個人委託の車にはそういうのを検討すべきではないかなと思うのですが、そういうことはされましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいま議員おっしゃられたとおり、携帯で、もう瞬時にチェックできる、確かに承知してございます。可能であれば、そういうのも配置をして、信頼関係をもとにしながらも万全を期していくというふうに考えられるわけですが、なにぶん予算を伴うものでございますので、これからじっくりと検討させていただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、これも予算伴いますので、すぐにはなかなか難しいことではあると私も承知しておりますが、先ほど教育長のご答弁でありましたけれども、4月からすぐできることも確かにあるわけです。子どもたちを乗せたバスは必ず役場まで朝送ってくるわけですから、その抜き打ちとはいわずに、役場でせいぜいアルコールチェッカー、体調の管理はどうですかぐらいの、その問診は最低限できるかと思っておりますので、ぜひ子どもたちの安心安全のために、その点は要望しておきたいと思っております。

時間も少なくなってきましたので、質問を変えますけれども、小中学校の防災計画、防災教育について、教育長からご答弁がありました。これ私、何でここで通告してあるかといいますのは、教育長もご存知のとおり、この大震災では太平洋沿岸、10メートル以上の大津波に襲われて、壊滅的な被害を受けたわけでありまして。その中で、聞いたことがあるかと思っておりますが、釜石の奇跡という話を私うかがったのでお尋ねするわけです。

これは、釜石というのは沿岸部の町であるにも関わらず、あまり避難意識がなかった町らしくて、その防災教育にあるときからものすごく力を入れてやってきたということでもあります。その状況を見てみますと、その地震直後、その釜石にあった小学校、鶴住居小、私の資料では鶴住居小学校という200何十人の学校があったそうです。その学校の児童は、地震によって建物の被害がなかったことと、その浸水想定外の場所にあったというようなことで、3階に児童は避難したそうであります。そして3階に児童が集まりはじめにころに、隣接する釜石東中学校、その生徒は校庭に駆け出してきたということでもあります。それを見た鶴住居小学校の児童は、一斉に下に下りて行って校庭に出たそうであります。当然その間は停電でありますから、校内放送等は流されない。自発的に校庭に逃げたと。そ

うしたならば、その釜石東中学校の生徒は、小学校のあの混乱の中で、誰に指示されることなく、小学生の手を引いて高台を目指して駆けていった。それも一段、二段階の避難をしていたということでもあります。

この釜石の奇跡の中で、本当に避難の、この辺は津波というのは想定、本町はしておりませんが、避難の3原則というものがあるそうなのですが、これが確実に実行できたために、中学校、小学校合わせて600人余の児童、誰一人犠牲にならなかった。片や別な隣町の話をしてもしょうがありませんが、10メートル以上の堤防があつて、まさかここは越えてこないだろうというような町にあったところでは、相当な被害者を出したという話であります。

この避難の大原則、これ私も見て大変感心したんですが、まず、想定にとらわれない。現状を的確に判断できる。二つ目に最善を尽くせ。自分の命は自分で守れ。三つ目に、率先して避難しろ。弱い立場の人や小さい子をいたわりながら、手を引いて率先して逃げる。この3原則が確実に実行できたということで、この釜石の奇跡が起きたという調査結果でありました。私はこの話を聞いたときに、大変感心をしました。感心どころかある意味、感動さえおぼえました。これは本当に防災教育といいながら、究極の人間教育だなと、こんなことができる本町の児童生徒になっていただきたいし、こんな教育をしてほしいなと思いますので、この点を申し上げたかったわけです。教育長、いかがでしょうか。

○議長 最後の質問で、最後の答弁になりますので。

教育長、佐藤晃君。

○教育長 釜石の奇跡の事例、ご紹介ありがとうございました。私はそれに、議員おなじように感動をおぼえると同時に、もう一つ、先ほど申し上げましたが、釜石市立の大川小学校、議員のご質問の中にもございましたけれども、校庭までしか避難していなかったために100名前後の学校で、教職員と児童合わせて84名だか5名が犠牲になった。この大惨事といいますか、それがやはり大事な教訓なんだなと、こんなふうに思っております。

西会津町におきましては、ご承知のように津波等の心配はございませんけれども、来年からの西会津小学校の安全教育といいますか、防災教育の柱として考えておりますのが、まず一つは火災、それから地震、風水雪害、そして不審者進入等々でございます。議員もご質問の中でおっしゃられましたように、いつも外に出なくてはいけない避難というのはあり得ません。例えば地震で火災が発生しなければ、各教室の教壇とか、自分の机の下に隠れるだけでも避難になるわけでございますから、その事例事例に応じて、きめ細かに子どもたちの安全教育、防災に関する指導、これは生命を守ることが最優先でございます、万全を期していかなければいけないなと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。昨日の教育長のご答弁にもありましたけれども、年間35時間の道徳教育をしっかりとしていくというようなご答弁ありました。ぜひこの釜石の奇跡を伝承していただいて、役立てていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時35分)

○議長 再開します。(14時55分)

8番、青木照夫君。

○青木照夫 8番、青木照夫でございます。今次の定例議会においては、質問事項2項目ほど提出させていただいております。質問の前に、同僚議員がそれぞれの3.11に対してのご挨拶がありましたが、本日、卒業の中で、教育委員長の中、罹災者の中で卒業されたとかたがいらっしゃったことをうかがって感動いたしました。残されたまた家族のかたもいらっしゃると思います。私たちは残されたかたがたに対して、影から応援したいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

1項目、医療の充実について。2項目、認知症に対する取り組みなどについてであります。順次項目に従って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず医療の充実についてお尋ねいたします。当町の福祉政策における重要課題に、医療の充実と健康づくりの推進があります。前者は恒常的な意思不足への対応であり、後者は住民が主体的に行う運動と位置付けられます。この両者があいまって、安心安全なまちづくりが推進されることとなります。今回は前者の問題に限定して質問させていただきます。

一つ目、医師の確保と医療の質の確保問題は、中山間地共通の問題であり、悩みであります。当町の人口と分散している集落の居住の実態を考えたとき、診療するには限界があり、医師の不足は事実であると思います。ますます高齢化が進む中で、当町ではどのような対策を持っておられるのでしょうかお伺いいたします。

二つ、新郷、奥川地区などで実施している出張診療所と並行して特老ホームなどの施設の診療などで、医師の負担が増加しているようであります。また医療スタッフの増員も不可欠の状況と思われそうですが、いかがでしょうか。この点についてどのような対策を考えておられるのかお尋ねいたします。

三つ目、医師、医療スタッフの確保のために、待遇面の改善を重視しているところもあると聞いております。例えば報酬面では、他の類似町村と比較して当町の場合はどうなのでしょうか。

四つ目、地元診療所などの医師不足が原因ではないと思われそうですが、現在、住民の多くが坂下町の厚生病院などに通院しているかたがおられます。高齢者や、また車の運転ができない患者にとっては、通院には極めて不便であるという声があります。町民バスの路線である観点から、足の確保として増便するなどの考えはありませんか。その可能性についてお尋ねいたします。

次に、認知症の取り組みについてお尋ねいたします。現在、全国の認知症患者数が250万とも300万人ともいわれ、さらに20年後には450万人に達するという、驚くべき数字が示されております。認知症対策に関する質問は、一昨年の12月に一般質問させていただいておりますが、今次は認知症に対する予防方法、介護方法、医師との連携、家族との関わる環境、かつ独居老人が多くなるとともに、成年後見人などの制度を活用する認知症患者が増えることが予測されます。あらためて次の諸点についてお尋ねいたします。

一つ、現在当町で認知症及び予備軍は何人くらいのかたがおられますか。予防には運動、栄養、睡眠などに効果があるとされておりますが、当町の取り組みなどについてお伺いいたします。

二つ、当町でも認知症サポート養成講座を実施されておりますが、現在まで何人のかたが講座を受けられたのか、認知症サポート養成講座は、認知症患者に対する理解を深めることを目的としているようです。また、ご本人やご家族を支えるための接し方と心遣いをサポートすることも目的とありますが、講座の成果をどのようにとらえておられますか。また、取り組まれている中で、課題とされるものは何かをお伺いいたします。

三つ目、サポート養成講座の修了者にオレンジリングを配布されているようでありますが、着けている人を見かけたことはありません。どのように活用されているのでしょうか、ある特定の銀行やスーパーなどでは、積極的に導入をして、認知症患者さんへの支援をされているようですが、講習されたかたかだへの取り組みなどをお尋ねいたします。

四つ目、認知症の初期発見、早期治療は、認知症患者増加への抑制につながるといわれますが、認知症を見分ける簡単な検査方法があるようです。初期症状を見分ける判断基準があるのかどうか、また、認定をされている患者さんにはどのような治療をされておられるのか、具体的に説明してください。

五つ目、成年後見人制度は、核家族が進行する中で人権擁護問題などが絡み、増加傾向にあるようです。社会福祉協議会や地域包括支援センターが相談に対応されているようですが、しかし、法律に関わることや個人情報のあり方などから、実態として表面に見えないところで発生していることもあるようです。独居老人や高齢者の安心安全な生活を確保するため、成年後見人制度の活用など、もっと町民に制度の周知を図る必要があるように思われますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

六つ目、サロンは各集落の中では定期的に、また通年サロンなど実施しているところなどあるようです。また、老人クラブ活動の中で、友愛活動などの盛り込まれているものの、世帯数の多い町内、一部集落の中では独居老人や高齢者などを訪問する際には、時間的な制約もあることから行き届かず、孤独死などの事故防止までにいたっていないのが現実であります。申すまでもなく、サロンは身近なところでお互いが寄り添い、語り合い、支え合い、それが拠り所となり、認知症などの防止にも効果があると聞いております。当然、サロン活動は地区住民が自主的に行うことであり、行政が主体とするものではありませんが、一方、協働のまちづくりをしていこうとするなら、核家族化と高齢化が進行する中で、行政としての関わりも必要と思われます。そこで、サロンの位置付けなどについてお尋ねいたします。

以上、二つの項目が私の一般質問であります。よろしくお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、私からは医療の充実についての中身の、医師確保と医師の負担軽減についてお答えをいたします。

医療の充実は、医療スタッフなど医療サービス体制の強化が必要であり、医師の確保が最優先課題であると認識しております。これまで全国自治体病院協議会などの関係団体への働きかけや、県のドクターズバンクふくしまへの医師求人登録、医療雑誌等への医師募集広告掲載など、積極的に働きかけを行ってまいりました。

その結果、ドクターズバンクふくしまを所管する県地域医療課からの医師紹介を受け、面談の結果、本年4月より本町出身であります内科医師を採用する予定となりました。こ

れにより西会津診療所常勤医師2名体制から3名体制となり、医師の負担軽減と合わせまして午前中の外来患者の待ち時間解消のほか、在宅患者に対する医療サービスの充実が図られることとなります。ご承知のように町国保直営診療所は、町民の受診する機会の確保や医療の提供、予防医療と疾病の早期発見・早期治療など、地域医療の中核的な役割を担っております。

一方、外来診療や出張診療、往診などの医療サービスを提供しているほか、西会津診療所では特別養護老人ホームなどの施設入所者100名の診療も行っておりまして、医師の負担が過重となっていることから、体制強化のため医師1名を増員したものであります。

今後は、さらに西会津診療所と群岡診療所の連携を推進いたしまして、医師の負担軽減とともに、医療サービス提供体制の強化を図り、安心・安全なまちづくり推進のために、地域医療の充実に努めてまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に医師確保のための待遇面の改善についてであります。これまで医師確保のため、積極的に働きかけを行ってきた結果、平成23年度は、全体で8件の問い合わせや現地視察がありました。しかし、これは待遇面での問題ではなくて、豪雪及び過疎地域である本町の地理的条件等や年齢的な問題から確保にいたらなかったケースが大半を占めております。また、おただしの医師の報酬については医療職給与表によって現在支給しておりますが、他町村と一概に比較できるものではないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、町民バス野沢坂下線についてお答えをいたします。

ご質問の野沢坂下線を利用し、会津坂下町内の医療機関へ通院されているかたは、乗降調査によりますと1日平均2人となっております。野沢坂下線は、その運行の主たる目的である西会津高校への通学利用を主体にしたダイヤ編成となっております。このため、通院利用は時間帯の点で若干不便なこともあろうかと思っておりますが、平成22年には利便性向上のため、昼の1便を増便しており、利用者からはおおむね満足をいただいている現状から、増便の考えはございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、認知症患者の取り組みについてお答えいたします。

はじめに、本町で認知症のかたは何人くらいおられるかのご質問であります。がんや心臓病、脳卒中などの病気は疾病統計というデータがあり、それによって人数を把握しておりますが、認知症につきましては、疾病統計の分類に入っておりませんので、人数の把握はできないのが現状であります。しかし、介護保険認定者で何らかの認知症状がある方は、65歳以上で約440人と確認されておりますが、認知症予備群のかたの人数につきましては、現在のところ把握しておりません。

認知症予防につきましては、医学的根拠のある予防策は今のところ示されておりませんが、脳血管疾患による認知症予防の観点から、検診の受診、食生活の改善、適度な運動に

よる生活習慣病の予防や血圧コントロールが重要であるといわれております。また、対人活動や知的活動により脳の活性化が予防に効果的とされております。さらに認知症の早期発見・治療により進行を遅らせることは介護予防として重要でありますので、町といたしましても関係機関と連携し、保健事業や介護予防事業を、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認知症サポーター養成講座の成果と課題についてのご質問にお答えいたします。

町は認知症を正しく理解していただくために、認知症サポーター養成講座を自治区や老人クラブなどを対象に実施してまいりました。平成18年から48回実施し、1,175人の認知症サポーターを養成してきました。今後は認知症のかたと接する機会のある金融業・小売業などの職域、消防団・民生委員などの各種団体、学校の児童・生徒など、幅広く講座を実施し、サポーター自身が認知症を正しく理解したうえで、考え、認知症のかたを支援していくことが必要であると考えております。

また、オレンジリングにつきましては、認知症サポーター養成講座の受講者に配布しておりますが、認知症を正しく理解していただくことを目標としておりましたので、認知症のかたがたへの直接的な支援、サポートまでにはいたっていないのが現状であります。今後、サポーター養成講座が職域や各種団体に広げていくことで、サポーターの皆さんがオレンジリングを着けて、認知症に関するさまざまな支援活動が展開されていくものと考えております。

次に、認知症の初期症状を見分ける判断基準としては、専門の医療機関でさまざまなテストや検査が行われております。基本は認知症状でどれだけ日常生活に支障をきたしているかが判断の基準となります。地域の身近な相談先として、にしあいつ地域包括支援センターや町保健師、または、かかりつけ医への相談が適切と考えられます。

次に、成年後見人制度の現状についてのご質問にお答えいたします。

本町においては過去に親族等の申し立てにより3件の制度利用がありました。それ以降に制度を利用したかたについては把握しておりません。

今後、1人暮らし高齢者や認知症高齢者が増えることが予想されますことから、成年後見人制度の周知等につきましては、総合相談・支援の窓口であります地域包括支援センターや西会津町社会福祉協議会と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、サロン活動の有効活用に関する対策についてのご質問にお答えいたします。

町では地域活動への支援と対策につきまして、自治区、民生委員、老人クラブ、ボランティアなどのかたがたと協力しながら、見守りネットワークやサロン活動の組織化を地域包括支援センター及び社会福祉協議会と連携しながら進めております。

サロン活動につきましては、地域の実情に合わせたサロンづくりを支援しており、現在、自治区単位や地区単位で開催されております。気軽なお茶飲みや食事会などの対人活動などにより、認知症の進行を遅らせる効果や高齢者の閉じこもり予防にも役立っていることから、今後も地域が自主的に活動できるよう、支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今、説明した中で、まず認知症患者の取り組みについてから再質問いたしま

す。

サポート養成講座という町の取り組みが、現在 48 回、1,175 名のかたが講座をされたという今説明がございました。私がここ、なぜこういうものを質問させていただいたのかということは、そのあり方、まず課長に伺いたいのは、サポート養成講座、どこの主催でどういう狙いがあるのかということをちょっと伺いたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 認知症サポーター養成講座の主催と、どういう効果があるのかというご質問でございますが、認知症サポーター養成講座につきましては、町並びに社会福祉協議会で開催をしております。効果につきましては、先ほどもご説明の中で申し上げましたように、認知症を正しく理解していただいて、それに対して認知症のかたがたに支援をしていただくということがベースになってございます。

○議長 8 番、青木照夫君。

○青木照夫 もう少し本当は答えいただければと思ったんですけども、これは厚生労働省が平成 17 年から認知症サポーター 100 万人キャラバン隊というタイトルでスタートされたことになっているわけですね。その中で、私の申し上げたい、疑念に思っているのは、100 万人、現在報道によれば、先月の 2 月 18 日で 300 万人は突破されたそうです、講座のかたがね。しかし、そこで、ではなぜオレンジリングがほとんど着けていらっしやらないのかということが問題なわけですね。それは、なぜ着ける必要がないのか、また必要としないのか、その点はどうお考えですか、課長。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、当初の目的が認知症を正しく理解していただくということを目標にしてございました。そのため、直接的な認知症のかたがたへの支援、サポートにはつながっていないのが現状だということで考えておりますが、今後、さまざまな職域、それから団体をとおして認知症サポーターを養成していこうということで考えておりますので、そうした職域、一定の団体の中で認知症のかたがたに対する支援、サポートは実現されるということを期待しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 8 番、青木照夫君。

○青木照夫 私は今の答えでは納得はしませんが、私は原因が二つあるのではないかと、取り組んでいる中で思ひます。それは何かというと、担当者の説明不足で受講生に必要なが伝わらないのか、もう一つは、サポーターの役割は理解したが、日常生活での患者さんたちとのふれあいが無いから、不必要であるという、どちらかだと思ひます。私は、各担当者のかたは一生懸命説明されていらっしやると思ひます。私はそんな中で、やはり日常生活の中で、そういうかたがふれあうことが少ないと、表面上に現れるかたが少ないと。

ではなぜ厚生労働省がそういう 100 万人の目標を掲げてやらなくてはいけないのか、この一般質問の前に全員協議会の中で施設の問題が出ました。足りない。これ認知症というのは、おそらくグループホームというつながりの中で、法的な受け入れは 5 人から 9 人で、24 時間体制でみるというのが法律の中にはあるようですが、これから厚生労働省が心配しているのは、どんどんどんどんそういうかたがたが増えると、施設では間に合わないとい

うことで、一般のかたにも、そういうかたにも正しく理解したり、偏見を持たない、温かい目で見ると。応援者として家族のかたと行動を応援しなければいけないと、そういう目標があるわけですね。だから、わが町もそういう目線に立っていないと、48回はやった、1,175人は受講した。しかしそれがイコール、オレンジリングにつながっていないということではないだろうかなと思います、その点、どう考えますか、もう一度伺います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

国の介護保険事業計画について、ちょっと述べさせていただきたいと思いますが、現在、来年以降第5期になるわけですが、第3期以降は、地域包括ケアという考え方にもとづいて、できるだけ地域で暮らすということが、介護されるかたにとっても幸せな生活が、日常生活がおくれるという考え方のもとに、地域包括ケアという考え方があるわけでございますが、可能な限り住み慣れた地域、家庭で継続してこう生活できるような形で、介護なり、予防なり、医療、生活支援、また住まい、それらを充実していこうというのが地域包括ケアという国の介護保険計画の考え方でございます。

その中で、一方では、今後高齢化によりまして認知症状を有するかたが増えるということも事実としてとらえられておりますし、また単身の高齢者の世帯、また高齢者のみの世帯の増加がございまして、認知症の支援策をより充実しなければならないというのが国の方針でございます。その中で、認知症を有するかたに対して家族のかたの介護もありましょうし、また地域での支援によって、地域包括ケアを目標とするという国の考えもございまして、先ほど議員おっしゃられました認知症サポーター100万人という目標が出されたわけでございます。

現在、認知症サポーターを養成しますのは、認知症のキャラバンメイトというある一定の講習を受けたかたが認知症サポーターを養成することになってございますが、そのキャラバンメイト、認知症サポーターを養成するかたにつきましても、現在、民生児童員のかたがたにも受講いただいて、キャラバンメイトの数が10名を超えるようになってまいりました。皆さんの協力をいただきながら、今後さまざまな職域、団体で認知症サポーターを養成していくことで、地域での支援がより充実しますように、今後、第5次の介護保険事業計画の中で、認知症対策、また介護予防という形で推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう説明なんです、サロンのことも項目にあげてありますが、底辺には、やはりそういうサロンの必要性というのもあるわけですね。認知症サポート講座イコール、私は底辺には、地域が支えていく、地域見守り支援隊とか、あとは友愛活動とか、老人クラブの活動の中とか、いろいろそういうやっつけらっしゃる、そういうかたがたもイコール、なっているわけですね。それは定期的なものと通年的なものがありますが、私は本来、立ち上げようとした努力もサロンについてはありましたが、申し上げたいことは、いずれにせよ、それは認知症患者さんの増える抑制につながる。また事故防止のいろんな面で対策になるということがあるわけですね。その中で、私の10日前の体験があったわけですが、ある東日本の災害の講演がありました。その中で、たまたま認知症のかたが同乗さ

れました。それで、その会場に行って、もちろん会議の内容はそのかたは理解できない、しかし、私は手を携えたりなんかしている中で、ちょうどその前日に認知症の問題を提出した翌日だったもので、ああ俺はオレンジリングやそういう何かしるしがないんだなど、約2,000人のかたの会場を見渡したら、誰もそういうかたはいらっしゃいません。私はそのとき思ったのは、だったら西会津だけでもがんばることが大切ではないかなと、私はそのとき感じました。

すべてにやさしい、またそういう豊かな、健康いちばんという町長が声高らかにやっつけらっしゃるわけですから、本当に話はずれるかもわからないが、終の棲家は西会津で過ごしたいという、そういうまちづくりを老人のために、やさしいまちづくりは私はそのときに感じました。でありますので、オレンジリングが着けられないというそのことは、西会津がむしろ率先して役場の職員はじめ、そういうかたが着けて、そしてまたその裏には、認知症のかたは家族のかたがなるべく影に、表に出さないというようなことがあるかも知れませんが、どうぞ、表に出て一緒に生活してくださいというような対策も、私は必要かと思いますが、町長その点どうですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　青木議員の認知症に対する思い、あるいは取り組みということについては、ひしひしと感じてきております。この一概に認知症といってもケースによってさまざまあるわけでありまして、アルツハイマー、それから脳血栓疾患等による外的な、病的内容でおこるもの、そして老人性からくる認知症、こういうケースがさまざまございます。私は、特に大事なものは、やっぱりこの第一線から少し退いたときに、そこで何にもしないで、目標を持たなくてなってしまうたり、あるいはその他とのふれあいとか、個人的にそこでいろんな人々との交流がなくなってしまうとか、こういうときにずっと入ってくるような認知症、こういったことについては、やっぱり定年を迎え、そしてこれからの第2の人生をどう過ごすかというときに、西会津で今行っておりますが、生涯学習とか、そういうところに積極的に働きかけて参加していただくという取り組みが、今西会津では必要になってきているし、当然これからも継続していかなくてはならないということで、さまざまなケースに合わせて、これから取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

そこで、今取り組みの中で、西会津町が行っているのは、例えば認知症に対する知識、これは一般的なかたがたは、まだまだ認知症に対する知識というものは、私は薄いと思っております。そういったかたがたに対するこの認知症というのはどういうものなのかということを、やはり講座を持って、いろいろお話を聞く、それで西会津でも先生をよんで、そしていろいろ講座を開催しているわけです。

それで、もう一つ大事なものは、先ほど言いましたようにキャラバンメイトというこの専門員、やはりこういうかたがたの養成というものもこれから必要になってくるのではないかと、そうしなければ、やっぱりこれからサロンをつくって、その中でもし認知症の皆さんとか、中で対応する場合、地域で対応する場合に、専門的な見地からいろいろしなければならぬ問題がありますので、これからの新たな養成としては、キャラバンメイトという専門員をこれから養成していくことが大事なことなんだなというふうに思っております。

ので、これは単に町の計画だけではできませんから、そういう計画は福社会や、あるいは包括支援センターの皆さんと一緒にあって、これからの認知症に対する取り組みというのは行っていかなければならない。まだ私は初歩的な段階ではないかなというふうに思います。

そして、これからは新たに、やはりそういうものを最重点に掲げながら、ならない方法をどうするのかというところに予防体制というものをしっかり確立をしていく、そういうことを今回の介護保険事業の中でも取り組みを進めていくことが必要だなというふうに思っておりますので、今後、まだまだ先の長い話であり、あるいはようやくそういった認知症に対する取り組みの方法がだんだんと高まってきたという段階でありますから、これから十分に議員の内容等も取り入れながら、町として取り組んでいくことが必要だというふうに思っています。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。本当はもっと町長に前向きな力強い言葉で、西会津町はオレンジリングを講習受けた人は全員着けて、みんな守ってやるよという言葉がほしかったなと思います。それはそれとして、次に質問を変えます。

成年後見人制度ということなのですが、私も平成19年に質問させていただいておりますが、その制度については、今課長から説明がございましたが、現在まではほんの数名、3件の利用されたという説明をうかがいました。その説明の中で、何もなかったんだ、よかったなと喜んで解釈するのと、いや本当は中に言えないものがあるって、相談したいんだけどもできないというようなことが、私はそれ以上にあるのではないかと思います。

私個人でも、ここ2、3年でそういうかたが2人ほど関わっております。それは、もちろんの社会福祉協議会の生活支援のかたや、地域包括支援センターの中でのことは別のあれとしても、これから本当にこの質問項目の中でも、目に見えないかたが、表に出ないかたがいらっしゃるということや、また相続するかたがいらっしゃらない、そういうかたたちというのは大勢いらっしゃるわけですね。しかし、それはいろんな個人情報の問題や、いろんなそういうものがあるわけですから、一概には直接相談とかということにはならないかもわかりませんが、もっともっと気軽にこの下で、私も資料を見させていただいたんですが、こういういろんなやさしい資料が町でも用意されているわけですね。だけど、この資料をはたして用意されるのかどうか、今までは平成17年スタート、包括支援センターがスタートだと思いますが、その中で3件というのは、本当に皆さんの中で行き届いているのかどうか、それは疑問に思いますが、その点については、課長はどうとらえておられますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 成年後見人制度についてお答えをいたします。

成年後見人制度につきましては、議員も今ほど申されましたように、地域包括支援センターへの権利擁護関係の相談、あるいは社会福祉協議会に対する、社会福祉協議会での権利擁護に関する相談の中で対応をしておりますし、また町に直接いただいた場合でも、その対応についてはお話しさせていただくことにはなりますが、成年後見人制度をご理解いただいたとしても、法律的な制度でございますので、仮にそのかた、判断能力が低かった

り、障害があったりする場合に、身近なかたで後見、補佐するかたがいない場合に、家庭裁判所に申し立てをして後見人を決めていただく。その場合には、通常ですと弁護士さんであったり、司法書士さんであったりということで、いくらかの経費はかかるようになります。その辺も手続き的な問題、経費的な問題もございまして、こういう方法もありますということをご相談には乗るわけですが、複雑な手続き、また経費的な問題もありますので、説明をしてご理解をいただいて、どちらを選択するかについては、ご本人、ご親族のかたにお任せするというのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明の中で、社会福祉協議会の生活支援員の役割と、また地域包括支援センターの権利擁護事業の役割というようなことの連携はどのようにされていらっしゃるわけですか。それとも同じように並行してやられているのかと思いますが、その点の連携を教えてくださいたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

権利擁護に関するご相談があった場合の地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携でございますが、成年後見人制度を法的なものを使いたいという場合には、ある程度手続き的な面についてご説明申し上げますが、その相談については地域包括支援センター、または社会福祉協議会、それぞれにあります。その中で情報を共有しながら、最良の方法ということで相談者には対応しているというのが現状でございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 次に質問を変えさせていただきます。

坂下に通ずるバスのことですが、先ほどの答弁の中では、そういう増便、またはそういうするつもりはないとの説明でございました。これは当初は、もちろん高校生の送迎が主であったのかなと思いますが、しかし内容は町民バスであるということでもあります。現在、利用されているかたは2名という課長の説明がありました。私はそうではないと思います。それはバスを利用しにくいから乗りたくても乗れないと、そんな中で利用されているのが2名だと、私はそう理解しております。はじめ私は、何で地元の診療所とか近いところに行ったほうがいいんじゃないかなと思っておりました。しかし中をみると、地元では診てもらえない皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、また今透析とか、あと救急患者の体制が整っているわけですね。あるかたが救急で運ばれました。そのかたは運転ができません。しかし通院するにはどうしても不便さを感じられたそうであります。私はその声を聞いて、2名の中かもしれないけれども、いろんなスタイルで、スタイルというか形で利用されて、車を出してもらったり、タクシーを出してもらったりされて利用していらっしゃるかたが影にはいるわけです。そういうこともありましたので、町民バスですから、町の税金を使っているわけです。私はそういうことを判断しますと、やはり通院に可能な便を、やはり増設すべきではないかと、そう思っております。その点、もう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的な考え方を私から申し上げたいと思います。議員おただしのように、この

バスの当初の運行は、わざわざ申すまでもありませんので省略させていただきますが、西会津高校存続のための一環として図ってきたものであります。そういう目的が大でありました。しかし、乗るかたは不特定多数のかたもやはり乗るであろうというように、今回、幅広くある意味では取り組んでいるわけでありまして。そうしたことは一向に私は何ら問題視するべきではない。ただ、特定の医療機関に対して、町民バスはそれを目的として運行するという点については、これは医療法とか、そういう関係に引かかるのではないかなと私は思っています。ましてや、西会津にはちゃんとした医療機関がありますので、それを優遇するような対応というものは、町民バスではあり得ないということでありまして、現在、個人的に通院する場合については、多くのかたがこの厚生病院等々については、名前を出してしまいましたけれども、通っていることは事実であります。したがってそれは、個々に自家用車なり、あるいはその他の交通機関で行っているわけでありまして、これを利用するための、いわゆる特待遇的な内容については、町民バスは利用できないというふうには私はそう考えておりますので、ご了解をいただきたい。ただ、そういうことの目的ではなく、個人が乗る分については、私は何ら制限するものではないというふうには思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 町長の説明は当然だと思います。もちろん町民バスはそういう一個人、その他の病院にそういう利用するべきではないと思います。しかし、やはり町民バスということが、名があがっている以上は、私個人が申し上げるのではなく、まわりのかたが何で町民バス、じゃあ何で利用できないのという声があるものですから、私は代表として、その住民のかたの代表として申し上げているわけでありまして。先ほど申し上げましたように、何で坂下まで行ってかからなくてはいけないのと、もっと身近なところで利用してもらったほうがいいのかと私はそう常々思っていた一人であります。しかしそういうかたも中にはいらっしゃるわけですから、あえて私は増便ということの中に、あえて申すならデマンド的な増便ならどうなのかなと、そういう考えを一つ申し上げたいと思いますが、その点、一つご答弁を。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほど申し上げましたのが、町の基本的な考えでありますので、もしかかる医師とか、あるいは個人で行くという場合については、そのバスの時間帯の範囲の中で対応していただければ、私はいいのではないかなというふうには思っておりますので、今後いろんな角度からも検討していくことはやぶさかではありませんけれども、そういうような基本的な考え方で当分は運行させていただきたいというふうには思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 最後に医師の確保についてお尋ねします。2人から3人増えたということは、大変喜ばしいことであり、これからはいろんな面で便宜を図っていただけたらと思います。そんな中で、今いらっしゃるかたはどこの医学大学を出られて、いつごろの資格を得られたかたなのでしょうか、お伺いできますか。

○議長 個人のあれだし、どこの大学出たかとかというのは。医師資格をいつ取ったかというのはいいでしょうけれども、どこの大学を出たとか、医師資格いつ取ったかというこ

とで。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

医師免許を取得されましたのは、平成3年5月でございます、現在46歳の男性の内科医師でございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時55分)

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

平成24年3月14日（水）

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第6号）

平成24年3月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

1. 荒海 清隆
2. 五十嵐忠比古
3. 清野 佐一
4. 長谷沼清吉

（各常任委員会）

○議長 平成 24 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

9 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。私はこの定例会において、3 点ほど一般質問をさせていただくために通告をいたしております。順次質問していきたいと思っております。

まず町の放射能対策についてであります。このことについては、私、昨年 9 月議会において一般質問をさせていただきました。今回は皆さん、三留正義議員はじめ、多くのかたの一般質問があり、質問の内容が一部重複することもあるかと思っておりますが、私なりの質問をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

昨年 3 月 11 日、未曾有の東日本大震災と福島第 1 原発の事故により、本町においてもさまざまな対応がなされたわけですが、3 月 11 日以降の対応についてお伺いをいたします。

次に、ホットスポット的に高線量の場所が出たことは大変な驚きであり、また残念なことでもあります。そこで、これらの対応についてもお伺いをいたします。

次に、事故から 1 年が経ったわけですが、本町の空間線量は会津でも一番低いレベルにあります。今後、雪解け後の線量は町民誰もが心配するところでもあります。このことについて今後の対策をお伺いいたします。

次に、再生可能エネルギーの導入についてであります。原発事故発生以来、再生可能エネルギーが注目されるようになってきました。特に豊かな自然に恵まれた本町においては、小水力発電の適地が数多くあります。地域の活性化と農業の再生を目指して、実証試験的に導入の考えはないかをお伺いいたします。

3 点目に、福祉事業への新たな民間企業の参入についてであります。町の公の施設の指定管理者である社会福祉を担っている福祉事業に対して、新たな民間企業の参入があると聞いておりますが、町はこれを認めるのでしょうか。全員協議会の資料によりますと、第 5 期西会津町介護保険事業計画の内容を見ても納得がいかないのです。この点についてお尋ねをいたします。

以上で私の一般質問の説明とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 9 番、荒海清隆議員のご質問のうち、私からは福祉事業への新たな民間企業の参入についてお答えをいたします。

来年度から始まる西会津町第 5 期介護保険事業計画においては、新たな施設整備によるサービスの提供を期間中に見込んでおります。これまでの施設整備やサービス提供の事業者は、にしあいつ福祉会でありましたが、これ以外の事業者も考えに入れて計画をしているところでもあります。

介護保険制度では、介護保険サービスを提供し介護報酬を得るには、介護保険事業者としての指定を、施設の種類に応じて都道府県または市町村から受ける必要があります。こ

の指定については、定められた基準に適合しないなど事業者としての適正を欠く場合や、サービスが供給過剰になるなど介護保険事業計画との整合が図れない場合を除き、指定を行うことになっております。

町といたしましては、介護ニーズに対応した多様なサービスの提供、施設入所待機者の対応を含め介護サービスの量的・質的向上、町財政負担の軽減などの観点から、既存事業者であります、にしあいづ福祉会と協議や調整を行いながら、新規事業者の受入れを図ってまいりたいと考えております。

この目的は、新たな事業者の参入により、多様な事業者間でのサービスの質的向上が活発に行われ、利用者志向のサービスのレベルアップが促進されること。サービス向上に併せて、にしあいづ福祉会の経営改革が進むことでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、介護老人保健施設などの公の福祉施設の管理については、去る12月定例会でご議決いただきましたとおり、にしあいづ福祉会を指定管理者として、平成26年までの3年間、引き続き管理運営を行っていただくことになっております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 9番、荒海清隆議員のご質問のうち、町の放射線対策についてお答えをいたします。

はじめに、昨年3月11日からこれまでににおける、町の主な放射線対策についてお答えをいたします。東京電力福島第1原子力発電所が事故を起こし、多量の放射性物質が拡散したことから、それ以降、県は市町村ごとの定点による空間放射線量を1時間ごとに計測し、それを公表してまいりました。

一方、飛散をいたしました放射性物質は、農林産物や水産物にも影響を与え、健康被害を防止するため、暫定規制値に基づく国の指示により、摂取制限や出荷制限が実施されておりました。町では、こうした国・県の対応を受けまして、これらの空間放射線量や農林水産物のモニタリング検査結果を、町民の安全安心を確保するため、さらには町外に安全であることをアピールするため、ケーブルテレビや町ホームページに掲載しお知らせをしております。また、農林産物についての情報は、農協や森林組合とともに生産者へ提供しながら指導も実施してまいりました。

国・県でカバーできない部分につきましては、町民の安全安心を確保するため、町独自に空間放射線量、河川水及び飲料水などを測定し、それを公表してまいりました。この結果、農産物等モニタリングは町単独分を含めまして238件であり、その結果いずれも暫定規制値を大きく下回り、安全が確認されております。また、飲料水については、上水道の浄水場2カ所、簡易水道7カ所、飲料水供給施設3カ所で検査を実施しておりますが、いずれも検出はされてございません。

このように、放射線対策については、町も独自にモニタリングを実施し、町内外に安全安心をアピールしてきたところでございます。

次に、空間放射線量が他測定箇所より比較的高かった汚泥等への対応についてお答えします。昨年9月に保育所、小学校、公民館などの17施設の空間放射線量を測定したところ、生活空間放射線量として問題はなかったものの、0.13から0.21マイクロシーベルトと他

の施設よりも比較的高かった野沢保育所、芝草保育所、野沢小学校の側溝汚泥等につきまして、子供たちのより安全性を確保する観点から、除去をいたしました。現在、その汚泥等は喜多方広域市町村圏組合の羽山最終処分場に仮置をしており、同組合に保管をお願いしています。

最後に、今後の対策といたしましては、現在、積雪が多く的確な空間放射線量が計測できないことから、雪解けを待ちまして、改めて公共施設等の空間放射線量を計測し、高い箇所が確認されれば除染を実施するなど、適切に対処してまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、荒海清隆議員の小水力発電についてのご質問にお答えいたします。

小水力発電は、滝や砂防ダムのように大きな落差があり、通年を通して安定した水量の確保が可能な場所を選定すれば、低コストで安定的な発電が期待できるといわれておりますが、設置までにさまざまな許認可等の手続きが必要なこと、発電所等の整備費が高額になることが難点だといわれているところでございます。

これら小水力をはじめとした再生可能エネルギーにつきましては、国や県においても本格的な普及に動きだしているところでありまして、調査等の費用助成制度等もありますことから、町としましては、そうした助成制度を活用し、新年度には専門家を招致しての適地調査等を行うなどの作業を実施していきたいと考えているところであります。そうした作業を通じまして、費用対効果等も十分検討しながら、導入の是非について検討していきたいと考えているところでございます。

おただしの実証実験につきましては、これら調査結果を踏まえて検討させていただきますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、まず福祉事業の関係についてお尋ねをいたします。わが町は、今までトータルケアのまちづくりということで、過去やってきたわけなんです、なぜ今、民間が入らなければならないかということなんです、まず福祉会でやるべきことをやって、それからでも遅くはないのかというようなふうを考えております。というのは、まだまだ福祉会でやれる余地があるのではないかと、そんなふうを考えております。その点、この第5次介護の計画においては、その辺まではっきりしていないので、これからまだ福祉会とお話をして、どこがどういうふうにはできないのか、そういうことを考えていかなければならないと思ひますが、町長その辺はいかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、今回この部分的に民間参入ということがあげられておりますけれども、決してそういう部分的なことだけではなくて、いわゆる民間参入が、これからの新しい介護の中に出てきたという経過をまず、若干説明をしたいと思います。

それは、議員も今ご指摘ありましたように、この24年から26年度にかけて、西会津町の第5期介護保険事業計画が策定をされます。その中で、いろいろ検討した一つに、いわゆる施設介護というものがござひます。この施設介護の中で、入所したくても入れない、こういうかたが183名でしたか、このかたについて、町では具体的にどう対応すべきかと

いうことを、この介護保険法の中で検討してまいりました。そこで、この183名という内容について分析をした結果、いわゆる複数にまたがって申し込みをしているかたもございます。いわゆるショートステイや、あるいは老健や、あるいは特老や、あるいはまたいろんな他の施設もありましようけれども、実質どの程度なのかということ具体的に調査をしてみましたら、だいたい50名程度であったと。じゃあ西会津町の待機者というのは、実質50名ということに仮にいたしますと、これが現在のしあいつ福祉会での施設介護では、これを入所させることができないという現実に現在ございます。したがって、この待機者という数字が出てくるわけであります。

そこで、この課題について、この制度の事業の中でどうすべきかということで、今回取り入れたのが、いわゆるこれまで西会津町が事業主体となってつくってまいりました老健施設とか、あるいは福祉会と一緒にやってつくった特別養護老人保健施設とか、こういう施設がありましたけれども、これまでの建設事業等にかかる西会津町が財政的に補填をしなければならぬ財政の、いわゆる償還分ということが、まだまだ福祉会の中にあるわけであります。これが整理をされていないということが一つありますし、そして、今後の新たな介護の方法として、すべて施設だけでいいのかと、在宅介護という一つの対応もあるであろうということも踏まえながら、西会津町がこの事業主体となって、新しい建物を建てることについてはどうなのかということをした結果、私は、やはりそれは将来的に財政的な運営、そして現在、適正な財政計画を立てていく段階においては、この施設を町独自で立てるわけにはなかなか難しいという判断をいたしました。

その結果、じゃあこれから西会津町の新しい介護保険法の介護事業計画の中で、仮に民間参入という一つの門戸を広げた場合に、これに対応できる、あるいは参入してくれる業者があれば、積極的にこれからは新しい制度をつくるためには、受け入れていくことも必要ではないかという認識に立ちながら、この計画にそって対応してきたということであります。

それで、具体的にじゃあどのところがどういうふうになっているのかということとは、まだはっきりとしてはおりませんけれども、1社だけは、一つの企業だけは、西会津町に有料老人ホームをつくりたいということで、正式に申し込んでいるかたもございます。あとは、昨日も言われましたように、認知症の問題とか、あるいはグループホームとか、あるいはショートステイ、あるいは老健施設のようなもの、こういったことの対応について待機者との関係で、西会津町で受け入れる、そういう姿勢があるかどうか問われるわけでありますので、そういう姿勢を示していくことによって、待機者の対応の仕方の一環として、今回の制度上に民間参入も、やはり認めるべきではないかという方向付けを打ち出してきたわけでありますので、その点をご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長のお話で、民間事業者を入れなければならないというような理由もわからないではないわけでありますが、まずその前に福祉会でできることがある。例えば、今ほどおっしゃいましたが、在宅で介護する。そのために今度、医師1名が増員されたというようなことから考えまして、より在宅で介護できるのではないかというふうに考えております。そうすることによって、この福祉会でやっていること、今までどおりでできる。

また競争というような意味でもありますが、すでに福祉会というのは指定管理者になっておりますので、やっぱり一部民間的なこともやっていかなければならないと考えております。

そういうことを考えれば、今すぐに民間の事業者を入れなくても、これからの高齢者の推移なんかをみますと、それほど増えるというものではないというような、介護計画のほうに載っておりますので、やはり今一度、福祉会と真剣にお話をなさって、福祉会でできることをまずやるべきではないかというように考えております。どうしてもやらなければならないというようなことなのでしょうか。福祉会ともう一度話し合いを、深く話し合う余地はないのでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この件については、福祉会とどういうやり取りをしてきたのか、私は基本的には、西会津町の施設の中ですべて網羅されると、現在の福祉会の中で全部の仮に施設介護、これの申込者があった場合に、その中ですべてが網羅されるということであればこういう問題は出てこないわけです。ただ待機者というのは、あくまでも施設入所を希望する待機者ということに出てきているわけでありますので、今議員がおっしゃられた内容で、これから在宅、居宅介護をもっと充実していくことによって、一部それは解消されるかもしれませんが。そういうことは、真っ先にやらなければならない、これからの新しい事業の取り入れの中で、十分していかなければならないと考えております。というのは、施設介護をすることによって、介護保険料が跳ね上がってくるという、そういう制度上の問題もありますから、いかにこれを抑えるかということに対しては、やはりそういうことは真剣に、この介護保険法の中で取り組んでいくことは必要だと、私は思います。

そこで、にしあいづ福祉会というのは、私はまず、この老健施設でもそうでありましたけれども、町が事業主体となるというときに、最初からにしあいづ福祉会というもの、制度をつくりながらずっと対応してきたわけでありますので、このことについては重く受け止めながら、そしてこれはやっぱりしっかり対応していかなければならないということは十分思っております。しかし、新しいこれからの西会津町のあり方の中においては、経済もそうでありますけれども、いろんな事業業種、そして多種多様なものが西会津町に入ってきてながら、そして新しいまちづくりに活性化していただくという一つの大きな対応を持っていかないと、この町はやはり小さくなってしまおうということではないんでしょうかというふうに思うんです。私は何にも、民間参入をこういったところにわざわざよんでくるなんていうことはしたくはありませんし、ある企業がくれば、やはりそれは受け止めざるを得ないという姿勢のもとに今回の計画を立てているわけであります。

そこで、これまで具体的に窓口となって、きちっと責任を持って対応してきたのが、副町長をトップとする対応でありますから、その具体的なやり取りの中身がどうであったのかは、改めて副町長のほうから答弁をいただきます。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 対応ということでございますけれども、今般の計画策定の際には、策定のメンバーとして福祉会のほうからご出席をいただいて、練ってきたというのがまず第1点でございます。その上で、計画がまとまり、中間の段階、あるいは終わりの段階において、今

回別に福祉会を排除するという事ではないということ、まず1点ご理解いただきたい
と思います。あくまで狙いは、福祉会も今まで福祉会だけというのではなくて、ほかの民
間の事業者のかたの参入によって、繰り返しになりますけれども、さまざまなサービス、
スピードも含めて上がってくるというところが狙いです。

それともう一つ、議会でご議決賜りまして、5年を3年と短い期間でやれというよう
なご指示もいただいておりますので、早急にその辺の対応を図らなければいけない、併せて
福祉会の経営のほうの改革も図っていかねばいけませんよというお話を施設、福祉会
のほうに出向きまして、私のほうからは再三させていただいている、再三といえますか、
させていただいているという状況でございます。

その中で、福祉会のほうで計画に沿って、事業のご提案があれば、まず町のほうと連絡
を取りながらやっていただきたいという旨もお話しておりますので、連絡は密にしてやら
せていただいているという現状でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま町長はじめ、副町長が先頭になって、この計画を策定されたとい
うようなきさつをおうかがいしたわけですが、福祉会とはいろいろお話し合いをして、そ
れでこういう介護の計画をなされたということではありますが、私はこの民間を入れるこ
とによって、その活性化とか、まず町をよくしたいというようなお話がありました。これ
は民間を入れて活性化するというようなことは、福祉会にはそれだけの能力がないとい
うような反面取れるんですが、そんなことはないのではないかなと私は思っているんです
が、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 おっしゃるとおりでございます。能力がないというふうには申しておりませ
ん、先ほどから。ただ、スピードが足りないし、再三申しますように、介護保険計画、これ
から3年間、まさしく福祉会の受託期間と一致しているわけでございます。この期間に問
題を、問題といえますか課題を解決していくために、ほかの競争相手といえますか、サー
ビスの主体を入れることによって改善に向かうというふうにご考えているわけござい
ます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 福祉会ではスピードが足りないということのご答弁でございますが、福
祉会は町が指定した指定管理者であります。その辺のことは町で強力にスピードを求め
るというようなこともできるのではないかとと思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 スピードを求めるとして、事業者の対抗といえますか、競争、競争
というんじゃないですね、サービスの競い合いということをお願いしているという状況
でございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 なかなか私とちょっとかみ合わないところがあります。これは致し方ない
ことではありますが、まだまだ福祉会においてやるべきことがあるように思いますので、
その辺はもう一度熟慮されて、この計画を進めていければいいんじゃないかなという
ふうにご考えております。

それでは続いて、本町の放射線対策についてであります。この原発事故以来の放射線対策については、皆さんいろいろご質問されたんですが、私が一つお伺いしたいことは、今後の対策についてなんですが、風評被害について、この対策が答弁の中に入っていないということが残念なんでございますが、町としてその風評被害の対策ということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 風評被害ということでお答えを申し上げたいと思います。

まず1番目に、議員からもお話ございましたように、本町は本当に福島県の中でも、最も空間放射線量が低い地域ということでございまして、常に安心安全であるということを内外にアピールをしております。そのやはりもととなりますのが、本町の空間放射線量、また農林産物等の検査結果ということでございまして、これにつきましては、国県でも盛んに好評しながら、皆さんにお知らせをしているわけでございますが、町も独自にホームページ等を使いまして、その数値を公表することによりまして、風評被害の脱しを、そういうようにならないようにということで努力しているところでございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今ご答弁いただきましたが、具体的にそのどういうことをしたいというようなお考えはないのかお聞きしたいんですが、その前に、今、風評被害の中の一つで、コメですね、福島のコメが売れないんだというようなお話を聞くことがあります。実際、福島米だから売れないというのはどのくらいあるのか、農協さんに聞けばわかることなんですが、もし役場でその辺を知っておられる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 県内全体の量というのは、ちょっと数字的に把握はしておりませんが、JA会津いいでの西会津産米については、すべて出荷契約は完了してはいますが、出庫がしていないということで、現在、具体的にコメが動いていないというような状況であります。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 農林課長から今ご答弁いただきましたが、こういう対策こそが一番必要ではないかなというふうに考えております。コメが動いていない、やっぱり福島米だというようなことでぜんぜん売れないというようなことがあるようであります。この点、これから町としても力を入れて風評被害の払拭対策に取り組んでいかなければならないと思います。

それで私、一つご提案なんですが、道の駅、線量計の設置などはどのようにお考えでしょうか、もしあそこに線量計があれば、西会津の空間線量はこれだけなんだから、いいんではないかというような考えもあると思うんです。最近、道の駅に行って、ちょっと見ていましたら、直売のコーナーでシイタケを見ている若い女性のかたなんですが、これはどこの産なんだというようなことを言っていました。やっぱり産地を気にしている。これは西会津産ですよと私言って、大丈夫ですからと言ったんですけども、その後、買っていたかどうかはちょっとわかりませんが、そのくらいやっぱり皆さん神経質になっている。あまり過敏になることもないんですが、やっぱりよその人たちはそれだけ心配していることなんですが、また、ある加工製品をつくっている人は、県外に出れば、まずその福島産、福島だということだけで全然売れないんだと、困ってしまうということをお

話されておりました。そんなことで、本当に風評被害が大きい、大変だ、これを払拭していくことが、まず本町にとって一番必要なことではないかなというふうに考えておりますが、この点、道の駅の線量計の設置と合わせて、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 以前、質問にも出まして、これは清野議員でしたか、線量計、デジタル式の線量計、これ設置する場合どのくらいかかるんだということで、担当課のほうで少し調査を実はさせましたら、200万とか、それ高度なものだったんです。それと放射線量の安全性を比べれば安いものではないかなといわれればそれまでなんですけれども、じゃあ設置をするということの効果と、今、200万余のお金を投入しなければ、西会津町はそれだけ安全性に問題があるのかという一つの議論の中で、それはわざわざ設置をしなくとも、西会津町の安全性の確認ということについては、毎日毎日モニタリング等々で新聞に出ておりますから、だいたいそういうことで理解をいただけるのではという判断のもとに、これまで設置を具体的には進めてこなかったということでもあります。

それから、風評被害の件でありますけれども、これは福島県、まさに全域風評被害に覆われているわけでありまして。それはなにも農産物だけではありません。教育旅行、さらには観光、あるいは物販の販売、こういったところに、すべてにわたってこの風評被害というものは出てまいりました。今ようやく、これまで1年の中で、徐々にではありますけれども、理解をしていただいているところがございます。そこで、西会津町として、この風評被害にどう対応するかということは、昨日も申しましたと思うんですが、まず風評被害対策について、各課でできることについては、積極的にこの対応を取っていかうと、それはまず都市部でのイベントがあれば、西会津町産ですということを堂々と主張のできるような対応を図っていくことがまず必要だということで、他の市町村ではキャラバン隊を組んでやっているところもあります。しかしそれは、やはりその規模に応じた対応の仕方でありまして、私は西会津町でできる身の丈にあったような対応方法は何がすべきかということで、これまでいろんな、例えば横浜であり、あるいは世田谷区であり、さらには福島のすべてのイベントについては、いろいろ要請があれば必ず出て行って、西会津町産を売り出してきているわけでありまして、そうしたことから、徐々にこの風評被害というものについて、これは訴えるほうと、そして受け止めるほうもしっかり対応していかなければならないのではないかなというふうに思っているところであります。今年は、少しはよくなることを期待しながら取り組みを進めているところであります。

それから、道の駅で今、西会津町の加工とか、これは売り出すことになっておりますが、そしてもう一つは、シイタケを出しておりますが、これはどここの産だといわる危険性のあるものというようなことで、何か勘違いされているということであれば、やっぱり私は正しく言わなければならないのは、その危険性が、あるいは放射線が高いとか、少しだけでも入っていると、そういう具体的なものが、セシウム等々で汚染をされているものは出すことはできないわけでありまして。ですから、道の駅で取り扱っている野菜、そしてシイタケ、これは安全基準の、食料品の放射能に関する安全基準に沿って、適正かつ妥当だということ、誰が見ても安全であるということの保証の中において、店頭で販売しているものでありますから、これは間違いなく安全性が高いということで、堂々とこれから訴

えていただきたいなど、こんなふうに思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 確かにその対策について各課で一生懸命やっておられるということはわかります。しかし、道の駅にいったら、実際のところはやっぱりそういうふうな目で見られる。だったらあそこに道の駅に、ここの放射線量は、放射能セシウム付いたものは売っていませんというような、広報する、PRするというようななものもないわけですよ。町長が今、あそこには絶対そういうものは出さないんだというようなことをいっておられるわけなんです、あそこを通過して買う人は、そんなことはわからないわけなんです、実際のところ。だから、これはどこ産という話が出るというようなことだと思います。ですから、もっとPR、積極的なPRするには、線量計、または看板でもいいです。新聞で出たのを見る人と見ない人といえると思いますよ。われわれはここで線量計は低いんだということで安心してはいますが、やっぱり一歩外に出れば、そういうことではないというふうなことなんです。ですから、線量計、200万かかろうが、300万かかろうが、線量計だけではないですよ、PR活動に対してはお金は今いくらかけてもいいんじゃないかと、私はそんなふうに考えております。どうぞ、その金銭的なものではなく、一日も早い風評被害の対策を取っていただきたいと思っておりますので、もう一度、町長ご答弁いただければ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の原発による風評被害といい、放射線といい、これは本当にわれわれすべて、国民すべてがいろいろな被害を被っているわけでありまして。ですから、絶対安全だという場所というものは、私はこれは降ってくる放射線によっては、まったくそれはどこが一番安全だなんて言いきれない。これはすべてそういう自然的なもので、上から降ってくるものについてはどうしようもないというふうに思っています。

しかし、どこをどういうふうにして安全を確認をするのかということ、何もそれをいちいち表示をしなくても、西会津町はまず線量計を貸し出してありますし、あるいはその都度報告をしている、あるいは公な新聞の中で、これはちゃんと発表しておりますので、それを上回って何々をしなければ安全性を西会津町が確認できないというようなことまでいったんでは、際限がないんじゃないかなというふうに実は思っているところであります。すべてのいろいろな施設において、今度は道の駅だけではなくて、じゃあ病院の前に付けろ、あれに付けろ、そこの人の一番集まるような場所に付けるべきだと、こういうことをやっていたんでは、なかなか大変なことでありますし、そういったことは十分に検討はいたしますけれども、実現可能なものからやっていくことが必要ではないかなというふうに思います。

それともう一つは、よりっせに販売されているものについては、これ町とよりっせのほうで十分協議をしながら出しているわけでありまして、それを買うか買わないかということについては、あくまでもこれは買う人の身になって判断をしなければならぬということもありますが、出すほうは、ちゃんと安全だという確認のもとにきちっと一つの指導のもとに出しておりますので、これは西会津町でわざわざセシウムなど入っておりませんなんて書くよりも、ちゃんと道の駅に出していたものは安全だという、規制のもとにきちっと対応しているということを確認していただければいいのではないかなというふうに思

います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 どうも議論がかみ合わないような気がしてなりません、私は町で線量計300台、それはわかるんですよ、やっているということは。ただ、対外的には風評被害が大きいんだということを申し上げているわけなんです。ですから、道の駅、特にあそこは県外から通った人たちがあそこによるわけなんですから、その辺のことを申し上げているわけで、際限なく線量計を設置しろというようなことではなくて、まずそういうところにやってみる、金をかけても、あるいは広報的なこと、PR活動、そういうことは今やるべきではないかなというようなことでありますので、できるだけそのような方向性で考えていただければ幸いかなというふうに考えております。

次に、再生可能エネルギーの問題について再質問させていただきます。課長から答弁ありましたが、このご答弁ですと、かなり難しく考えておられるようで、まず最初から話が合わないというようなことであります。小水力というのは、1,000キロワット未満の水力発電であります。その中でミニ水力発電というのは、100から1,000キロワット未満の発電、その中でマイクロ水力というものがあります。これは100未満のマイクロ水力発電といいます。その中において、ピコ水力というような発電の方法があります。これは100キロ以下、数キロワット程度の発電が可能なのです。私、一番言いたいことは、費用対効果というようなこともあります、ピコ水力というのは数キロワット程度ですから、ちょっと考えれば、いろいろ自分でもできるというようなことであります。水車はできるんですけども、なかなかその発電する発電機なんかはちょっと難しいこともあるんですが、その再生可能エネルギー促進法ができたわけでありましたが、これは全量、固定価格で買い取り制度ということがあります。再生可能エネルギーというのは、太陽光と風力、地熱、それからバイオマス、それと小水力が入っております。その中で太陽光は以前からも注目されておったわけですが、本町のように、雪が降るところでは、なかなか太陽光だけでは冬場は困る。そういうことで、太陽光と風力をセットでやっているところもありますし、一番その本町に適しているのは、小水力発電ではないかと、わずか3キロ、あるいは4キロ、そういう発電でも、いろいろ使い道があります。例えば街路灯、それから電気柵、そういうのにその利用して、実際にやっているところもありますので、こういうところを参考にして、これからやっていただければと思います。

水力発電で、一番進歩的なところは、長野県、あるいは岐阜県、あちらのほうであります、それで、会津でもやっていることはやっているんですが、若松にあるNPO法人で環境保全会議あいづというようなところで実証試験をやっておりました。喜多方市の喜多の里ですか、あそこの近くにある川を利用してやっておったわけなんです、なかなか東北大学の協力を得てやっているようですが、なかなか実証試験としては、100ワットくらいのワット数しか出ないというようなことでありましたが、これから国も県も再生可能エネルギーに対して有利な法案をつくっておりますので、この際、町が活性化する地域の再生、そういうものに向けて何かできるのではないかなというような考えでおりますので、今後、町としてこのエネルギー導入に対して、積極的に考えていただければなというようなふうに考えております。町長、どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさに議員おっしゃるとおりでありまして、これから再生エネルギーの問題があの原発事故以来、大きくクローズアップされてきているわけでありまして。そこで、西会津町も当然、この再生エネルギーという問題については、取り組まなければならない大きな課題であるというふうに考えております。課の中でも、いろいろこれまでの民間による、西会津町における新たなエネルギー産業構想というものについて、以前、20年度、21年度報告を受けているものがありましたけれども、その中で、有効だといわれる一つに水力発電はございます。これからは、やはり大規模な発電計画よりも、小規模単位で、いかにエネルギーをつくっていくかということに移行されてくるのではないかなというふうに考えているところであります。

そこで、町の具体的な取り組みを申し上げたいと思いますが、実はこの小水力発電に関して、民間の業者でありますけれども、民間でもわかっていると思いますが、専門に取り扱って、いろいろ効果を上げているメーカーがあるわけですが、そのところについて、喜多方建設事務所の所長に紹介をいただいて、そのいろいろ対応しているかたが町長室にまいりまして、副町長はじめ関係課の課長といろいろ意見交換を实はいたしました、水力発電について。今、議員からいろいろありましたように、1,000 キロワット、あるいは喜多方での実証実験も実はそこでやっていますと、これはあくまでも実証実験であって、なんとかこう光がつくくらいだと、100 ワット程度だと、これを実際にエネルギーとして対応するには、やっぱり規模をもっと拡大しなければならないということでもあります。それで、そこにはクリアしなければならない課題がいっぱいあるわけですね。例えば水利権の問題、これもありますし、さらには投資、どれだけ投資をすべきか、そして投資の効果性は何年でそれがもとをとれるかという費用対効果の問題もあるというようなことと、安全管理、管理の問題があるというんですね、やっぱり。一番の課題はそこだと、ここは雪が降るし、あるいはごみの対応をどうするか、その地域性でいろいろ対応しなければ非常に難しいことですよと、こういういろんな課題が提供されました。

それで、そういう課題はありましようけれども、西会津町にとって灌漑用水や、あるいはその他の河川がありますので、設置をすればどこが可能なのか、どうなのかも含めながら、どういう課題があるか、ぜひ検討していただけませんかという話をいたしました。その内容について、これから西会津町のそういう課題について検討いたしましようということで、調査をすることです。これはお金がかかるわけでもない、無料でやってみましようということでもありますので、議員がおっしゃるこれからの水力発電に対しての可能性はどうなのかということについて、町としても真剣に取り組んでまいりたいと思います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ご答弁ありがとうございます。町のほうでも、それだけ事業者がきてお話ししていかれたということで安心しましたが、現在、その水利権、あるいはそれを扱う電気事業法ですか、こういうのも法令が簡略化されてつくりやすくなっているというようなことで、ますます小水力発電、ピコ水力発電が普及できるのではないかなというようなふうに思います。私も物好きなもので、長野県にちょっと行ってきたんですが、まず、こうい

う小さいやつで 200 ワットくらいの発電可能、たいしたメンテナンスもいらなないと、400 の U 字溝から 100 のパイプに降ろして、さらに 40 に絞って、筒先は 19 ミリ、だからこのくらいの 30 センチ四方くらいです。これが常時 200 ワット、発電するという事は、年間を通せばかなり大きな電力になるということになるということで、実際にみてきて感心しておりますが、そういうようなこともできるので、ぜひこの小水力発電に取り組んでいただければなというふうに考えておりますので、これで私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 皆さん、おはようございます。11 番、五十嵐忠比古でございます。通告に従いまして 2 点ほど一般質問をさせていただきます。

まず質問の前に、昨年 3 月 11 日の東日本大震災と東京電力福島第 1 原発事故から 1 年が経ち、いまだに避難者や行方不明者がおりますが、そのかたがたに対しお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入ります。なお、質問であります、同僚議員と重複するところがありますので、私なりに質問しますので、よろしくお願いします。

まず町内の小学校は、本年 3 月末をもって 130 有余年の長い歴史に幕を閉じることとなり、まことに残念ではありますが、これも時代の流れかなと思っております。それでは質問に入ります。

統合小学校児童の通学について、今年 4 月に町内 5 校の小学校が統合し、西会津小学校が開校することに関して、次の 2 点についてお伺いをいたします。

1 点目でございますが、昨年町内では、数件の不審者出没情報が寄せられました。このことを踏まえ、児童の登下校時の安全対策について町の考えをお伺いいたします。例えば低学年のバス時間までの待機時間の見守り等、現時点で計画されている安全対策等があれば併せてお伺いいたします。

2 点目でございますが、統合に伴い、小中学生は専用のスクールバスで通学することになると思うが、保護者や P T A 等への説明対応の計画についてお伺いいたします。

次に移ります。新潟福島豪雨被害復旧対策の進捗についてであります。昨年の新潟福島豪雨において、本町では家屋の浸水、町道の決壊、農地及び農業施設の破壊等、甚大な被害を受けました。町では早急な復旧対策をされておりますが、そのことについてお伺いをいたします。

まず 1 点目でございますが、町道柴崎滑沢線滝坂地内においては、阿賀川の増水で、町道及び沿道にある田畑が数日間冠水状態となり、耕作農地に大量の土砂が流入し、耕作不納状態となり、現在国の激甚災害指定を受けて、受益者負担軽減のもと、一部では復旧工事は始まっているが、現在の進捗と今後の計画についてお尋ねいたします。

2 点目でございますが、銚子の口についても、平成 21 年、22 年度で県の緊急雇用対策事業を活用し整備を進めてまいりました。今回の豪雨による阿賀川の増水で被害を受け、景観が損なわれております。復旧計画等について町の考えをお伺いいたします。

また、昨年の新潟福島豪雨においての町内の自然公園等の被害状況と復旧に対する考えについても合わせてお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、統合小学校児童の通学についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のように、遠距離児童に対する4月からの西会津小学校への送迎は、専用のスクールバスを運行することとしております。このスクールバスの運行にあたっては、自宅近くからの乗車の仕方、車中での過し方、降車して学校までの移動等、児童が安全に登下校できるよう万全を期していかなければならないと考えているところであります。また、子どもたちが登下校の通学を含め、安全、安心な学校生活をおくるためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、緊密な連携のもと、一体となって子どもたちを守り育てていく必要があります。

おただしのバス通学に係る児童の学校付近の乗降については、教職員等で対応するなど、安全対策に万全を期していきたいと考えております。また、自宅付近での乗降時等においては、地域やご家庭のご協力を賜りたいと考えております。

第2点目のスクールバス運行に係る保護者・PTA等への説明についてであります。昨年9月下旬から10月上旬にかけて、各学校区ごとに小学校、保育所の保護者を対象にスクールバス運行等に係る説明会を実施し、ご理解をいただくとともに貴重なご意見等もいただいたところであります。

このたび、4月からの小学校、中学校の日課表が決まり、最終のスクールバスの運行体制及び時刻表が正式に決定したこと、スクールバスを利用する児童生徒並びに保護者のかたがたに、登下校時の時刻や乗降場所をよく理解していただくため、スクールバス運行時刻表を全保護者にお届けすることにしておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 11番、五十嵐忠比古議員の新潟・福島豪雨災害復旧対策の進捗についてのご質問のうち、町道柴崎滑沢線滝坂地内の農地災害についてのご質問にお答えいたします。

本地区の農地災害復旧工事につきましては、滝坂側から滝坂1号、滝坂2号、柴崎1号の3工区に分割されており、昨年11月9日に請負契約を締結しているところであります。事業の進捗状況ありますが、滝坂1号、柴崎1号につきましては、50%の進捗でありまして、雪解け後すみやかに工事を再開し作付け前の工事完成を図ってまいりたいと考えております。滝坂2号につきましては、農地が低く堆積した土砂も多いこと、また今年の豪雪により堆積した土砂の水分が多いことなどにより、本年の作付け前の工事完成が困難であることから、本年は休耕していただくことといたしました。完成予定につきましては9月末を予定しております。なお、受益者のかたがたには過日説明会を実施しまして、休耕していただくことをご理解をいただいておりますので、ご了承願います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、豪雨災害に伴う、銚子の口及び自然公園等の復旧計画の町の考え方についてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、銚子の口は、只見柳津県立自然公園に指定され、その素晴らしい

景観から数多くのかたが訪れる景勝地ではありますが、昨年の豪雨災害により甚大な被害を受けたところであります。町では、現在まで堆積した川砂や崩壊した東屋、その他瓦礫の撤去など、応急の復旧作業を実施してまいりました。

ご質問の今後の復旧計画であります。平成24年度は、県の森林環境交付金事業を活用し、東屋や木柵等の整備を進めるほか、町単独事業で、自然景観に配慮した施設整備や観光案内板の設置、簡易水洗トイレの設置などを予定しており、来年度以降につきましても、計画的に整備を進めてまいる考えであります。

次に、町内の自然公園等の被害状況であります。銚子の口のほか、自然環境保全地域に指定されております安座のおとめゆり群生地へ向かう道路の法面崩落がありました。その復旧作業はすでに完了しております。また、自然公園等の整備に対する補助制度が現在のところないことから、会津総合開発協議会等を通じ、国及び県に対し、補助制度創設に向けた要望活動を進めてまいる考えでありますので、ご理解を願います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ答弁いただきましたけれども、だいたい理解はできました。それで、統合小学校の児童の通学についてお伺いいたします。

まず放課後子どもプランについては、今、各小学校実施しておりますけれども、またどういう計画をしているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 放課後子ども教室のことにつきましてお答えを申し上げます。現在まで町内の五つの小学校ごとに放課後の子どもたちの居場所といたしまししょうか、体験活動などを中心にして、豊かな活動を展開していただいております。そこの地域の皆さまとのつながり、ふれあい、これを統合を期に無にしてしまうことはあってはならないと、こんなふうを考えておまして、西会津小学校スタートとともに、西会津小学校として毎週1回なり、放課後、新しい学習指導要領になっておりますけれども、月曜日ですと1年生は4校時で終わり。それでスクールバスまでの時間、1時間ないし1時間半取れますので、そこで実施をしないと、こういうことが一つでございます。

それから、そのほかの各学校、今までの5校ごとの体験活動につきましては、月1回なり2回なりを設定いたしまして、従来どおりふれあいを深めていただくような形で展開してまいりたいなと思っております。

さらには、休日活動、土曜日、日曜日、あるいは夏休み等においては、小学校全学年を対象にいたしまして、校区ごとに、また本当に時間をかけた自然体験なども計画をして、実施をしてまいりたいなと、こんなふう考えているところでございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 説明の中でちょっとわからない点がありますので、この件でありますけれども、今、各地区の小学校で、子どもクラブってありまして、その中で何人か保護者が毎週放課後金曜日ですか、新郷はそうですけれども、行って、子どもさんとそういういろんなゲームとかやって遊んでいますけれども、そのメンバーはどういう、各地区からまたお願いするのか、その辺をお伺いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 各学校さんによりまして、ご協力いただくかたがたには、多少の違いはございますが、一応、これは国の、文科省の事業でもございますので、安全管理員という役といますか、地域のかたがたにお願いをいたしまして、お支えをいただいております。そのほかに、活動によって指導者をお招きをして、豊かな体験をしていただくというふうな形で進めているものでございまして、学校さんによってはお母さん、お父さんがたが、その中で参加していただくところもございますし、特に休日活動などは親子でご参加をいただくという、大変有意義な活動が展開されておりますので、そのいい点を統合後においても継続して実施をしてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 そのときの、帰りのスクールバスの件ですけれども、その時間帯に送っていくと思うんですけれども、その点は安全を十分に考えて、そのとき送る時間は、だいたい何時間ぐらいの予定でおりますか。その子どもと遊ぶ時間、今だいたい2時間くらいだと思ったんですけれども、また時間はどの程度ですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 毎週学校で、放課後実施をしている時間帯につきましては、先ほど申し上げましたように、今の学習指導要領を実施されてからは、小学校1年生が主に活動をする事になります。それで、スクールバスの午後2時40分という低学年の学校から下校する時刻に合わせて、1時間なり、1時間半実施をすると、こういうこととございます。なお、休日活動等については、私ども事務局のほうで、その計画等については、実行委員会とご相談しながら進めておりますので、それに必要な送迎等については、十分に対応してまいりたいと思っております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは質問を変えます。

スクールバスでの、今後の児童生徒の登校下校の安全対策についてであります。スクールバスでの登校下校時の場所は、まず役場庁舎の南側と説明を受けたんですけれども、その場所は、子どもさんが、ただ雨なんか降れば、建物とか何か、その辺は建てる予定というか準備、その待合所というか、その辺をお伺いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 雨が降っていれば、各子どもたち、傘を持ってきていると思います。それで、学校の近く、役場から西会津小学校の昇降口まで、せいぜい子どもの足でも4、5分かと思いますが、傘を差して、そして登校すると、こういう形で考えております。なお、スクールバスから下車をして、学校昇降口までの管理、安全指導等については、学校の教職員を中心にしまして、また関係機関のご協力もいただきながら実施していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その点は理解できました。では質問を変えます。

まず、この役場通りでありますけれども、野沢小学校の、ここ一方通行になっていると思いますけれども、何かちょっと時間、急ぐ人もいるんだろうけれども、何か交通ルールを守らないで、まずここ7時半から8時半ですか、一方通行。それで通る人がおりますか

ら、その辺教育委員会としても、教育委員会ばかりではなくて、交通会もそうですけれども、全保護者に徹底するように、その辺をよろしくお願いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 議員、会長お務めの交通安全協会の皆さまの全面的なバックアップを賜って、登下校の安全に万全を期していきたいと思っておりますので、まずもってよろしくお願いを申し上げたいと思っております。また、その野沢小学校の進入路、朝はヒノヤさんの前から入るだけですね、そういう一方通行でございます。夕方は出るだけの一方通行になっております。議員おただしのとおり、私も何回かその時間帯に一方通行であるというルールを守らない車も目撃しております。これにつきましては、4月から町内全児童が利用する道路でございますので、警察署等関係機関にも、よろしくお力添えをいただくように要請をしてみたいと思っております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの教育長の答弁で理解できました。なお、われわれ交通会もそうですけれども、教育委員会も保護者にルール徹底をよろしくお願いします。なお、本当に事故があつては、本当に子どもさんもかわいそうだし、被害者、その当事者もあれですけれども、その辺は万全を期するようによろしくお願いします。

なお、質問を変えます。

確認しておきますけれども、これ保育所の児童はスクールバスに乗るんですか、その辺のちょっと確認をお願いします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 保育所の送迎についてのご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

保育所の児童の送迎でございますが、現在スクールバスの、小学校の登校が終わったあとに保育所の児童を乗せていただいておりますが、現時点で必要だというのは芝草保育所、そして尾野本保育所がスクールバス、芝草保育所につきましては、町直営でやっておりますのでスクールバスは利用いたしません、尾野本保育所につきましては、小学校の送迎が終わったあとに、そのスクールバスを利用させていただいて、保育所の児童の送迎をそのあとにやっていただくということで考えてございます。

以上です。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 課長の説明で理解できましたけれども、それでその保育所の児童数はだいたいどのくらい、そのスクールバスを利用する保育所の児童は。

○議長 通告にはないですけれども、答えられますか。

通告にないのであとで聞いてください。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

平成24年度からの保育所事業の入所につきましては、今後、入所の申し込みをしていただきまして、スクールバスを利用するかどうかについても希望を出していただくことになっておりますので、現時点では数字は把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思

います。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 次に、スクールバスの運転手さんの件についてお尋ね申し上げます。将来を担う児童生徒の生命を守るスクールバスですけれども、それで、スクールバスの運転手さんの教育はやる予定はあるんですか。マナーとかいろんな、そういういろんな児童生徒、トラブルがあったら困りますので、その辺の運転手さんの教育はやる予定はありますか、お伺いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 スクールバスの運転手さんへの教育委員会としての対応についてでございますが、昨日、多賀議員のご質問の中でもお答えを申し上げましたけれども、ただ単にものを運ぶための運転手ではなくて、議員おっしゃるとおり、かけがえのない子どもたちを送迎していただくわけでありますので、教育関係者の一人としての意識を持っていただいて、バスの中におきましても、例えば1、2年生だけでスクールバスに乗って帰る日がございます。そういう場合には、スクールバスの運転手さんには、教育者としての立場に立っていただいて、あるいは保護者の立場に立っていただいて、よく面倒をみていただくように、十分をお願いをしていきたいと思っております。なお、来年度の委託にあたりまして、会議をもちますので、そのときに運転手さん、お一人お一人に、そのところを十分にお話申し上げて、ご協力を賜るようにはしてまいりたいと思っております。

なんと申しましても、4月から町内の子どもたちがスクールバスで送迎をするという、大変な変化を迎えるわけでございますので、議員おっしゃるように、安全に登下校をしていただくということが一番大事な部分かと思っております。何度か申し上げておりますけれども、教育は学校任せではだめでありまして、家庭と学校と地域が、本当に力を合わせていかないと、教育は成り立たないものであります。

したがって、スクールバスの送迎でいいますと、いつてまいりますと自宅を出てからスクールバスに乗るまでは、ご家庭で責任を持って対応していただきたい。ここが基本でございます。それは地域の皆さんのお力もいただかなくてはなりません。バスの中におきましては、中学校のお兄さん、お姉さんも乗るわけでありまして、上の子どもたちが下の子どもたちの面倒をよくみる、みななければいけないんだと、そういう心の教育の場にしていきたいなど、こんなふうに思っております。あとは、校舎近く、学校近くで降りた場合には、教育委員会、学校の教職員の責任のもとで安全に登校させると、下校はその逆で、また同じでございますけれども、そんなことで3者が力を合わせて安全に努めていきたいなど、こんなふうに願っているところでありますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 理解できました。なお、児童生徒、子どもさんは環境の変化に対応できるように、ケアをよろしくお伺いします。

それでは質問を変えます。

まず新潟福島豪雨の災害についてありますが、50%の進捗状態という説明がありました。それで、3月7日に地元の集会所で今後の計画について説明をいただきました。なおその

中で、早急な対応を、作付けできるかできないか、心配している人も中にはおりますけれども、なお作付けできない2号ですか、その辺の9月までという課長のお話の中で、その辺の業者との緊密な連絡を取ってやってもらわないと、なかなか進まないんじゃないかと私は心配しておりますので、その辺を課長の答弁、お願いいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 滝坂2号の工事についてのご質問にお答えいたします。

これから雪解けを待ちまして、まず田んぼの水切りを実施いたします。それで田んぼの、田がある程度乾いた時点で土砂の搬出を行いたいと、そのように考えております。なお、9月末ということで梅雨時期等もございますので、あまり軟弱なところに重機等を入れますと、田が深くなったりしてしまうことがございますので、その辺は十分注意し、今後進めていきたいと、このように考えております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 なお、村の説明の中でもお話をいただきまして、わかりました。なお、また作付けには間に合うように、本当にコメを買って食う状態ですので、その辺をご理解よろしくお願いします。

それでは、質問を変えます。

まず銚子の口の復旧の問題ですけれども、銚子の口のこの予算はいかほどですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

平成24年度当初予算で予算計上しました部分を申し上げます。まずはじめに県の森林環境交付金の活用部分であります。東屋、木柵、木道等の整備で、合計で406万ほど計上してございます。それから、町単独分の景観整備ということで、賃金、需用費、借上、あと簡易トイレの備品購入費含めまして、86万ほど計上してございます。合わせると約500万という予算を計上してございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その中で、だいたい何月ころから、予算付き次第ですけれども、その辺はわかったら教えてください。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 まず町単独分につきましては、雪が解ければすぐにでも始められる予算でございます。あと県の環境交付金につきましては、決定を受けてから着工ということになりますので、その決定時期によって工事の着工が変わってくるということですが、たぶん6月ころには始められるのかなという予想でございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 最後に、4月より西会津小学校に統合になりますけれども、安全には十分気を付けて、事故のないようによろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(11時35分)

○議長 再開します。(13時00分)

10番、清野佐一君。

○清野佐一　皆さん、こんにちは。10番、清野佐一でございます。私は今定例会に3点ほど通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まずその前に、去る3月11日で1年をむかえた東日本大震災において、犠牲になられたかたかだや被災された皆さまに、改めまして、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。また、一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは質問に入ります。ただいまも申し上げましたように、東日本大震災から1年が経過し、昨年の今ごろは原発事故により避難されたかたがたの受け入れのための避難所開設に向けた準備に追われていた日々ではなかったかと思えます。当時、不眠不休で準備に奔走し、受け入れの対応をされた町当局はじめ、職員の皆さん、そしてボランティアの皆さんには敬意と感謝を申し上げる次第であります。加えて、コメをはじめとする食料品や毛布など、数多くの支援物資を提供していただいた町民の皆さまがたにも感謝を申し上げる次第であります。まさに西会津町全体が心を一つにして対応ができたと感じております。本当にありがとうございました。

次に、7月に新潟福島豪雨災害が発生いたしました。そして冬には2年続きの豪雪にみまわれた年でありました。町長にとってどのような1年であったのかお伺いをいたします。また、災害対策、復旧には、スピード感を持ってといわれておりましたが、そのとおりの対応ができたか、またされたかをお伺いをいたします。

次の質問であります。本町においては、地震や原発事故によるけが人などの人的被害や、家屋の倒壊など、物的な被害はほとんどなかったと思われまふ。今でも放射能などによる風評被害について、報告は機会あるごとに受けてきたところでありまふ。しかし、1年が経過した今日、農林産物や観光、商工業への影響の実態はどうであったか、再度お伺いをするものでありまふ。また、今後も続くことが懸念される風評被害払拭への取り組みと予算措置はどのようにされたのかお伺いをいたします。

次に、農政についてお伺いをいたします。平成19年度からはじまりました農地水環境保全向上対策事業については、中山間地域等直接支払制度と並んで、地域の環境整備促進や、集落の連帯意識の向上など、大きな役割を果たして成果をあげてきました。平成24年度以降も継続されるとのことで、大変喜ばしい限りでありまふ。今後、実施される農地水保全管理事業の内容については、今までどおりの西会津方式で実施されるのか、また変更があるのか否かをお伺いをいたします。

次に、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。本町におけるサル、クマ、カラス等による農作物の被害は甚大で、かつ農家にとっては死活問題であり、大きな頭痛の種となっております。加えて近年、イノシシ等の出没により、さらに被害が増大している状況です。今までも、爆音機やネット、電気柵など、動物との知恵比べをしながら、対策を講じてきたところでありまふ。また、捕獲による対策もされてきましたが、猟友会会員の減少や高齢化により、課題もあるようです。このような同じ悩みを抱えていた愛知県の豊根村というところで、93%が山林で、増え続ける農作物の鳥獣被害対策として、わな特区の認定を受け成果をあげているとのことでありまふ。狩猟免許を持たない人でも、講習を受ければわなによる有害鳥獣捕獲の補助者になることができるとのことですが、本町においても取り組む価値はあるものと思われまふが、考えをお伺いいたします。

次に、安全安心のまちづくりについてお伺いいたします。今年も昨年に引き続き豪雪となり、去る2月4日には、豪雪対策本部が設置されました。これから心配されるのが雪崩です。ということで、私は2日の日に一般質問の通告をしたところです。ところが、3月7日に雪崩による事故が発生し、3月9日、議会開会冒頭に報告がされました。幸い大事にはいたりませんでした。これから暖かくなり、ますます雪崩の危険度が高くなって行きます。通勤や通学、そして4月から運行されるデマンドバスも含め、人や車の往来の安全確保のために、土砂災害同様、ハザードマップの作成や看板の設置をすべきと思いますが、いかがですかお伺いをいたします。

次に、4月より新西会津小学校が開校し、多くの児童が現在の野沢小学校に通学するようになります。バスで通学する児童や、徒歩で通学する児童と、さまざまありますが、家庭から学校、学校から家庭への登校下校の安全は確保されなければなりません。多くの児童や親御さんも一抹の不安を抱えておられると思います。それらを払拭する意味でも、安全対策についてお伺いをするものであります。

次に、通学路の安全点検についてであります。学校、PTA、交通会なる合同で実施されているか否かをお伺いするものであります。

以上で私の一般質問といたします。明解な答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10番、清野佐一議員の町政への取り組みのご質問のうち、私からは災害対策に関する内容についてお答えをいたします。

はじめに、この1年間を振り返りますと、3月には東日本大震災が発生し、7月には豪雨災害が発生、今年2月には豪雪災害が発生をするなど、まさに災害対策に追われた1年であったと感じているところであります。特に大震災に対しては、この間、議員おただしのように、職員はもちろんのこと、消防団、ボランティア、そして町民の多くの皆さんにご協力をいただいたところであります。災害対策本部長として数々の災害の陣頭指揮をとったところでありまして、自然災害に対する心構えはできたものと認識しております。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、まず、町民の安否確認の指示を行い、道路の施設などに支障がないかパトロールを実施し、その日のうち、災害が発生してから、思えば5、6時間後には異状がないことを確認したと記憶をしいるところであります。

本町では大きな被害はなかったものの、浜通りの市町村からは、多くのかたが本町に避難をされました。放射線対策と避難所を開設し、その際に、町民の皆さんからは義援金や衣類、食料品を提供いただき、あるいはボランティアの皆さんには食事提供のご協力をいただいたところでありまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。また、被災された市町村には、本町から物資や義援金を送るなどして支援をしてまいったところであります。

特にこの間の災害対策として、もっとも急を要したのは、昨年7月28日から30日にかけて発生いたしました新潟・福島豪雨災害でありました。阿賀川が過去に例のない水位まで上昇し、徳沢自治区、柴崎自治区、橋屋自治区では、建物への浸水被害が発生をいたしました。また、農地は、柴崎地区、滝坂地区、端村地区で冠水が発生をいたしまして、多くの土砂が流入し甚大な被害が発生したところであります。

災害発生後、被害状況の把握と応急的な対応を指示すると共に、緊急に自治区長会議を

開催し、復旧に対する町の基本的方針をお伝えしながら、迅速な被害集約をお願いをし、早期復旧、早期復興を目指したところであります。さらに、被害の甚大さから、激甚災害の指定を受けるべく国・県等に要望するとともに、本町への視察を要請いたしました。視察に来られた国会議員のかたがたにも重ねてこの件について要望を実施し、その結果、激甚災害に指定されたことから、補助率の引き上げなど負担軽減が図られたところであります。災害復旧の経費は、臨時議会によりご議決いただき、早期に手続きを進めることができたことから、降雪前には全ての災害査定が終了し、現在は、復旧に向けた工事が進んでいるところであります。

このように、急務であった豪雨災害におきましても、スピード感を持った復旧への対応ができたものと認識しているところでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、観光・商工業における風評被害の実態とその取り組みに係る予算措置についてのご質問にお答えいたします。

まず、町の観光への影響についてであります。原発事故発生から、昨年9月までの入込客数は、大型観光バスによる参拝ツアー等のキャンセルなどにより、例年と比較して鳥追観音が50%の減、大山祇神社が30%の減となりました。その後の10月から本年2月までにつきましては、いく分回復傾向にあるものの、鳥追観音・大山祇神社ともに20%程度減少しているとのことであります。

また、道の駅よりっせであります。観光施設と同様に、いく分回復傾向にはあるものの、昨年4月から本年2月までの実績では、来客数が前年比約5%、売上額が前年比約8%の減となっており、来客数で約7,900人、売上金額で約1,125万円の減少となりました。

次に、商工業への影響についてであります。長引く景気の低迷に加え、震災発生に伴う原発事故により一時的に落ち込みはあったものの、9月以降は徐々に持ち直し、現在では震災前の水準には及ばないものの、それに近い数字まで回復してきているとのことであります。

一方、本町における東京電力株式会社への損害賠償請求の状況につきましては、町公民館で週1回開催されております巡回相談及び会津若松補償相談センターへの相談を含め、相談件数は36件となっており、そのうち受理された件数は11件・損害賠償額で8,800万円となっております。なお、受理された業種につきましては、公表されていないことから内訳は不明となっております。

次に、風評被害への取り組みと平成24年度の予算措置についてのご質問についてであります。例年参加しております世田谷区民まつりや鶴見臨海フェスティバルなどの各種物産展への参加経費126万4千円の予算を計上するとともに、本年5月に東京で開催されます在京西会津会においても、会員の皆さんに本町が安全・安心な町であることを大いにアピールし、風評被害の払拭に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、はじめに農林業に対する風評被害についてのご質問にお答えいたします。

はじめに本町の米や野菜等農林産物出荷への風評被害の影響の実態についてであります。野菜においては事故直後に国からの出荷停止・摂取制限がありました。6月からは例年と比べても比較的安定した単価での出荷となりました。また、安全確認のモニタリング検査も継続して実施しておりますが、放射性物質は検出されておられません。町ではケーブルテレビやホームページ、チラシ等により、農家や町民の皆さん、町外に向け随時、情報提供を行っております。米のモニタリング検査については、町内49件の調査を行い、安全性が確認されたことから、出荷・販売が行われたところであります。

米の販売状況についてJA会津いいでによると、23年産米は品質評価も高く、西会津町産についてはほぼ全量が売約済みとなりましたが、県が安全宣言をしたあとで、県内産の米から暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出され、このことにより、福島県産米全体への風評被害が大きくなり、本町産米についても、売約済みではあるものの、実際の出荷、特に県外への出荷が進んでいないとのことでもあります。また、JA出荷者以外の個人販売においては、風評被害により苦戦をしいられているところでもあります。なお、午前中、荒海議員のご質問にもありましたので、今日現在の出荷状況をJAに確認したところ、元気米などについては、少しずつではありますが、県外出荷がはじまっているとのことでもあります。なお県内分については、例年より少ない量ではありますが、出荷が進んでいるということでもあります。

その他の農林産物等につきましても、モニタリング検査で安全性が確認されているにも関わらず、特にそばが価格的にも出荷販売数においても風評被害の影響が大きく出ております。

このような中、東京電力株式会社への損害賠償については、JAを窓口とした福島県協議会がよりっせなどJA出荷以外への出荷分も含む昨年3月19日から9月30日までの分の請求を行い、その内の9割、本町全体で約1,820万円が、昨年末に各農家へ支払われたところ。たばこ生産者に対しましても、10アール当たり34万円の補償金、町内全体で560万円が支払われております。町といたしましては、今後も状況を見極めながら、損害賠償請求についても、販売農家を支援してまいりたいと考えております。

次に、風評被害に対する対策についてであります。本町が安全・安心な町であることを県外に広くアピールするため、農家の皆さんにも参加いただき、首都圏等におけるPR活動を町独自や会津地方市町村と連携して実施してまいりました。来年度においても、これらのイベント等へ積極的に参加し、風評被害の払拭に努めるとともに、特に風評被害により販売対策に苦戦が予想される本町基幹産業である米について、町単独で西会津産米販売力強化事業として新年度当初予算に計上し、対策事業を実施してまいります。

具体的な取り組み内容としましては、1点目が、奥川ライスセンター機能強化支援事業であります。これは、減農薬・減化学肥料の特別栽培米を中心とした本町の安全・安心で良食味米の生産振興に繋げるため、籾選別機の導入など乾燥調整施設の機能強化を支援する事業であります。

2点目は、町内産の米を消費者や販売店に直接アピールするための、にしあいづ産米販売促進事業であります。これは生産者やJA等と一体となって、首都圏等の百貨店やスーパーでの対面販売や米穀店や卸業者への販売促進活動を行う事業であります。町といたし

ましては、これらの風評被害対策事業の中で、西会津の安全・安心を積極的に発信していく考えであります。

次に、水・土・里事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業は過疎化や高齢化が進む中で、地域において適切な管理が困難になってきている農道、水路、ため池などの農村資源が将来にわたり良好な状態で維持管理できるように支援する事業であり、平成 19 年度から今年度までの 5 年間で第 1 期対策となっております。

町といたしましては、平成 24 年度から始まる第 2 期対策につきましても、町内全域が一体となって取り組めるよう、今までと同じように、にしあいづ水・土・里環境委員会が事業主体となり実施してまいりたいと考えております。

次に、1 期対策と 2 期対策の変更点についてですが、本町のように 1 期対策当初から本事業に取り組んでいる場合には、国・県からの 10 アール当たりの交付金の単価が、基本単価の 75% が上限となることとなります。これにより、これまでの単年度交付金額 4,291 万 6 千円に対し、1,072 万 9 千円の減額が見込まれます。町といたしましては、第 1 期対策の事業効果を鑑み、第 2 期対策の変更点について、にしあいづ水・土・里環境委員会の全体委員会で協議し、各自治区等において十分に事業が実施できるように調整しながら取り組んでまいります。

次に、わな特区についてのご質問にお答えします。

現在のわな特区につきましては、今年度、国が鳥獣保護法に基づく基本方針に、この制度の拡大を盛り込んだことから、平成 24 年 4 月からは、全国で実施することが可能となりました。実施するにあたっては、都道府県が策定する新たな鳥獣保護事業計画に本制度を位置付けることが前提となります。しかし福島県では、東日本大震災の影響により本年度行う予定であった鳥獣保護事業計画の見直しができず、現行の計画を平成 25 年 3 月まで 1 年間延長し、新年度で新たな鳥獣保護事業計画を策定することとなりました。このようなことから福島県内では 4 月からの実施はできない状況であります。また、新年度に整備される事業計画に本制度が位置付けされるかについて県に確認したところ、現段階では未定であるとの回答でありました。

町といたしましては、この制度が被害防止対策に一定の効果が期待できることから、新たな鳥獣保護事業計画に本制度を位置付けされるよう県に要望するとともに、位置付けがなされれば速やかに対応してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 10 番、清野佐一議員の安全安心のまちづくりのご質問のうち、雪崩に関してのご質問にお答えいたします。

降雪が落ち着き寒さが緩み始めると、雪崩の危険性が高まることは、議員ご指摘のとおりであります。町では事故を未然に防ぐために、危険箇所看板を設置し通行に当たっての注意喚起に努めるとともに、重機により崩落の危険性がある雪庇の撤去を行ってきたところであります。また発生した雪崩に対しては、その情報を得れば速やかにドーザを差し向け、崩落した雪を撤去し、交通の確保を図っているところであります。しかし今回、重機での対応を越える高さからの雪崩により、福祉会の車両が巻き込まれるという事故が発

生してしまいました。幸いにも乗車していた2名のかたにはケガはなく、大事にはいたりませんでした。その後ただちに排雪作業を行うことで交通の確保を図っていきました。今後は、今まで以上に危険箇所のパトロールを強化し、事故防止に努めていく考えであります。

雪崩危険箇所のハザードマップの作成についてのおたただしですが、いわゆるハザードマップとは災害発生時に住民などが迅速的確に避難を行うための地図であります。不特定多数のかたが利用する道路の雪崩危険箇所への対処としては、雪崩の発生の怖れのある路線や箇所を明示した地図が有効であると考えますので、その作成について検討してまいります。

また危険箇所の周知をいかにして図るかということですが、道路を利用する不特定多数のかたに危険性を知っていただくには、やはり現地への看板設置による注意喚起が効果的かと考えております。危険箇所の調査と合わせて、看板を設置していきますのでご理解を願います。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち西会津小学校の通学時における児童の安全対策及び通学路の安全点検についてのご質問にお答えいたします。

子どもたちが、安全、安心な学校生活を送るためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、緊密な連携のもと、一体となって対応する必要があります。遠距離通学児童のスクールバスの運行にあたっては、運転手への安全運転の励行、指導はもとより、自宅近くでの乗降、車中での過ごし方、学校近くでの乗降において、学校、家庭、地域が連携して安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、野沢地区、西原、森野地区の徒歩通学児童の安全対策にも万全を期していく考えであります。特に、役場入り口の安全対策を重視し、押しボタン式信号機の設置について関係当局に対し、強く要望しているところであります。

次に、通学路の安全点検を実施しているかのご質問であります。例年、各小中学校では、PTA、地域関係団体との連携のもと実施しております。今後とも、西会津小中学校におきまして、4月当初に通学路の安全点検、11月に冬季通学の点検、1月に積雪時の通学路点検などを実施していくとともに、各地区の危険箇所への看板の設置、注意喚起などについても関係団体のご協力をいただきながら実施し、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 それぞれにご答弁をいただきました。それで、まず町長にお伺いをいたします。

昨年1年間、大変な1年だったというようなこととございます。それで、昨年報道されました某新聞の記事の中で、いろいろこの災害対応に対する反省点といいますか、そういうのが、反省をしているという思いの記事の中で、これからも検証しなければならないというようなことと、あとは災害のマニュアルですか、そういうものを見直しも図りたいというようなこととありました。それらについては、その後、どのように対処されましたか。また、すでに検討は終わっているというようなこととあれば、そのような内容をお知らせ

願いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 災害をどうとらえて、そして町民の皆さんの安全安心にどう結び付けていくかということについては、非常にこれが一番万全だという対策や方法というのは、私はそうはないのではないかと。最大限、やはり災害にどう向き合って、即それをどのように対策を講じていくか、臨機応変にやっぱりやっていかなければならないというのが、今度の災害でいろいろ感じたところであります。

そこで、いろんな反省点があったという一つの大きな要素の一つに、西会津町は非常に多くの集落が点在をしている。そこに行く通路の段階において、あのような大地震が発生したときに、一番私は安否の確認というものについて、崩落しているところはないか、あるいは当時、雪がまだ残っておりましたので、確かあれだけの大きな地震であれば、それぞれの地域の道路が決壊をすとか、さらには雪崩によって寸断されているとか、こういうことの危険性というのは一番最初によぎったところであります。

したがって、そういうところの安否の確認をいち早くしていただきたいということが、当時の消防団はじめ警察、あるいは常備消防の皆さんがたにもお願いしたところ、記憶しているところではありますが、それと同時に、今回特に思ったのは、避難所の開設という場合に、どういうふうに全体を誘導していいのか、あるいはどういうところが一番安全なのか、そういうところが集落ごとにはたして点検で確認されているのかどうなのか、そういうところが、やはりまだまだこれからの自然災害に対する西会津町としての大きな災害対策の課題であるなというふうに感じたところであります。

これからは、道路は先ほど議員が質問されたとおりの、いろんな事例で雪崩等々の、落石等々の問題がございますし、それはやはり看板の設置や、あるいはこれから有効な手段としては、それを未然に防ぐ雪崩柵等を設けるなどしながら、これはハード面で対応しなければなりませんし、一方ではソフト面では、危険箇所を喚起を促すというような、注意を促すというようなこともしなければなりません。こういうところが、これからの大きな災害に対する危険点と改善点、課題の一つだろうというふうに思いますので、まず中心的にそういうところをしっかりと対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

現在の、その進め方については、私からいろいろ担当課に指示しておりますので、具体的にそれらにどのように現在進捗されているかは、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 具体的な進捗ということでございまして、先ほど町長からは概要をお話しましたので、具体的には、先ほどありました避難、うちの町で災害が起きた際、どういう形で避難するか、また避難所の開設につきまして、本来避難所自体は、自主運営という形になっておりますが、大きな災害の際には、なかなか自主運営は難しいということで、それらのマニュアル等を現在見直しているところでございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 今お話をうかがいました。私も消防団の一員というようなことで、関わりを持った部分もございまして、やはりこれだけ集落が点在といたしますか、まして90集落からな

るこの西会津町において、やはりその地域で守る自主防災組織の立ち上げは、ぜひやってほしいと思っているんですね。あまり最初から固いことではなくて、ことがあったらすぐ、代表、区長さんなら区長さんが、村内の組長さんなりなんか連絡をして安否確認をして、即報告が、こちらから安否確認の通報をしなくても、自然にあがってくるというような体制づくりがあれば、より一層対応が早いのではないかとこのうふうにずっと思って、前も言ってきたこともあります。消防の中でも話をしたことありますが、それらをぜひ形にしてやっていただきたいというふうに思います。それは一応お願いということで、申し上げておきます。

あと質問を変えますが、風評被害について、これから東京のほうですか、でかけている交流活動を通じた中で、安全をアピールしてくるということで、大変結構なことだと思います。加えて、やっぱり行って、年間、野菜いくら、コメいくらって注文を取れるくらいまで積極的に販売というか、そこまで結び付けて、ただ持って行って安全ですよ食べてください。ああそうかと、あと終わってきたんでは、どうなのかなと思います。まして、私も昔から在京西会津会という組織には一番期待しているんだけど、なかなか形としてあまり、どの程度進んでいるのかなといつも思っているんですが、その辺は、やはり積極的に売り込みをして、こちらからも定期的に送ってやると、何月は何々の節だから、10キロ、20キロとか、そういうふうなこともできるようくらい売り込みをしてもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりのことをごさいます、在京西会津会につきましても、もう少しやっぱり町として、町のためになるようなあり方ということで、在京の事務局ともお話をしているところであります、ただ、去年は中止になりましたけれども、一昨年からは一般の町民のかたの参加も募集いたしまして、その中には、例えば自分たちでつくっている加工品ですとか、いろんなものを在京に行かれて、PRして注文を取ると、そういった取り組みも始まってございます。それから、物産につきましても、去年、大宜味村のほうからお話がありまして、ぜひ西会津とさまざまな交流をこれからもっと、児童生徒はやっているわけですが、いろいろな面で交流をしたいということで、昨年9月に大宜味村のかたがおいでになりました、打ち合わせをさせていただきます。それで、雪国まつりにもおいでになりました。本町の、例えばコメですとか、リンゴですとか、そういったものをあちらの産業まつりに送って売ってもらったり、そういった交流も、ぜひこれから進めていこうということで、ただ物産で東京とかに行き行って売るのはではなくて、それがその先につながるようなやり方を、どんどんこれからもやっていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 農林産物の具体的な販売ルートにつながるまでのイベントといいますか、そのご意見は本当にもっともなことでありまして、在京西会津会、うちのほうでコメを一昨年持って行きまして、その場で炊いて食べていただきまして、具体的にそのコメが、その周辺のどこの商店で売っているかというところまでをPRして、買っていただくような

取り組みをしました。その食べていただいたかたから、具体的な問い合わせもいただいております。

今年度の予算の中では、まさに内容を、販売ルートにつながるような風評被害の販売促進事業にしようということで、昨年その元気米を取り扱っている、卸さんに、農協さんと生産者、町の関係者で行ったところ、どうしようかと、取り引きを継続しようか中止しようかと悩んでいたと、そこに生産者みずから行って訴えたことによって、安心感を持って継続した取り引きが行われたという実績がありましたので、今年度は、議員ご指摘のとおり、具体的に卸なり、それから販売店なりへ持ち込んで、生産者みずからのそういう安全性のアピールを含めた事業展開をしていきたいということで、新たにその西会津産米販売促進事業ということで展開をしていきたいということで考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 本当に、前向きでこれからかんばってもらえるというようなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

次に、これは先ほど9番議員が話されましたことで、やはり風評被害払拭の一つということで、線量計の設置でございます。これは私も以前申し上げたことがあります、あの当時は、まだ今の復興基金といわれる、あれがまだこなかったときですね。だから、お金がかかるというような話でありましたので、これもやむを得ないのかなと思いましたが、今こそ、そういうものにこそ使える金がきたわけですから、ぜひとも再考をお願いしたいと思います。町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それは、毎日毎日モニタリングした内容とか、あるいは測定をされて、すぐさま誰でも理解できるということが一番必要なことだというふうに思っています。ただ、当時、相当お金を要する内容であったということでもありますし、また、こういうことが全体的にどういう波及効果を及ぼしておるのかというようなことも、これ十分それを取り入れることによって調査をしなければなりませんので、これから十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 それから、スピード感の部分でちょっと申し上げます。7月豪雨災害において、先ほど来、答弁の中にもありましたけれども、いろいろ査定を受けて今進めているというようなことですが、やはり農家は、今年の春、作付け、種籾を買う段階からどのくらい作付けできるんだというような心配をしているわけです。ですから、本当にスピード感を持って、作付けのできる対応をしてもらいたいと思いますが、どの程度ががんばっていただけますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

農地災につきましては、昨日、ほぼ全箇所につきまして、2カ所ほど残りましたが、その箇所についてはすべて発注が終わりました。今後につきましては、雪解けとともに工事に着手するということになっていきますが、全箇所が全部できるということにはならないかと思

います。農地災害につきましては、作付け前にはできるだけやっていきたいとは思いますが、できない箇所につきましては、過日、受益者の皆さまがたに文書を出しまして、内室で、中に室をつくっていただいて、被災部分については作付けはできませんが、残りの部分については作付けしていただくというようなことで文書を差し上げて、ご理解をいただいているところであります。

あと施設災につきましては、昨年7月30日に被災でございましたので、その後、水路につきましてはすべて仮設で水を通すというようなことで対処しておりましたので、水路災害につきましては、作付けに十分間に合うのかなと、本工事につきましては、水に支障のないような箇所から進めていきたいと、そのように考えております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 本日に受益者と連絡を取っていただいて、支障のないようにといたしますか、かだんを準備したのにできなかったというか、作付けできなかったということのないようにだけお願いしたいと思います。

次に質問を変えますが、水・土・里事業についてですが、これは今までですと、元気米をつくっていたかたがたに、いろいろ交付金といいますか、いろいろな補助をいただいたわけですが、それらについては、今後はどのような取り扱いになるか、ちょっとお伺いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 元気米の取り組みの、今まで農地水の2回部分ということで、環境に配慮した安全安心なコメをつくるかたについて、反当たり6,000円の支援が営農活動費として支払われていたわけなんですけれども、23年度については、制度の移行期ということで、それに組み込まれるかたはそのまま、それからそれは集落でのまとまりがないと取り組めない事業でしたので、実際元気米に取り組んでいても、その事業に該当しなかったかたもいらっしゃるわけです。23年度については、環境保全型農業ということで、環境保全型農業直接支払い制度というふうになりまして、それについては、個人の取り組みであっても元気米に取り組む、さらにその2カ月間の冬期湛水をすることによって、環境に配慮したコメづくりをするというかたについては、反当たり8,000円の交付金が交付されておりました。23年度は移行期でありますので、二つの制度でどちらを利用しても可能であったわけですが、24年度はその環境保全型農業の直接支払いの1本化になりますので、元気米、さらに2カ月間の冬期湛水に取り組んでいただければ、反当たり8,000円の支援は受けられますので、町としても今までの取り組み実績で24年度も予算計上しておりますので、さらに推進をしていきたいということで考えています。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 あと、水・土・里事業に取り組むにあたって、集落的になかなか、いずれもこの中山間地等直接支払ですか、等にも問題になったいろいろな事務処理うんぬんの、そういう問題はないんでしょうか。そういう問題についても集落支援員という、今年また1名のかた、多くなるというようなことでありますが、そういうかたかだにお願いして、そういう部分もできないものかどうなのか、その辺は何も問題なく水・土・里事業が推進される予定ですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 お答えいたします。

水・土・里事業の取り組みにつきましては、西会津は町内一円を一つの委員会という形にして取り組んでおりまして、事務の部分は土地改良区に担っていただいております。ほかの町村につきましては、各集落が取り組み単位となっております。すべての事務事業をやらなければならないということで、相当事務的に対応できなくて取り組めない地区があるようですが、西会津の場合は西会津方式ということで、現在まで進めてきております。

各自治区の取り組みの事務申請なり、請求、実績報告については、事務局である改良区職員とよく連携を取りながら、スムーズな流れで進んでおりますが、その辺が困難な地区については、集落支援員の指導等も検討することは可能であろうということと考えております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 やはり、改良区で事務局でやってもらっているということで、そこに来てやってもらえるんですが、その以前の事務的なことも、なかなか負担な地区もあるのではないのかなというふうに思いましたので、それに対して、それだけの対応ができますよということであれば、皆さん安心して取り組めるのではないのかなというふうに思いましたので、いいご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それから、また質問を変えますけれども、時間もありませんので、最後に学校の、小学校の通学の安全ということでお聞きしたいと思います。いろいろ先ほどの答弁の中にも、冬期間とか、いろいろ春早々、いろんな通学路の安全点検はやっているというようなことでありましたので、それはそれとしてよかったなと思っています。しかし、私個人的に歩いて、例えば林のそば、防犯灯というか、街灯というか、これも本当は担当課のほうに、定義といいますか、前もこの問題について話をしたとき、これは街路灯だ、これは防犯灯だと、お金のかかるところが違うんですね。防犯灯というのはその集落で、地域の安全のために自分たちが設置をするというか、電力さんとかなにかからご好意で、申請すれば器具の取り付けだけはすると。だけれども、お金は月々の電気料はその自治区で払う。それで街路灯となれば、やはり町が払うべきものだと思っているんですが、それもこの通学路が遠いときに、集落周辺までは自分たちの集落で、それは付けて、電気料払ってもさしたる抵抗はないんですが、これが1キロも2キロも離れたところで、その通学路の途中だと、大変暗くて危険だから付けようといったときに、付けた集落が金を払わなければいけないことになっているんですね。だから、これはちょっとおかしいのではないかなと前にも話しをしたことあるんです。だから、その辺の今後、見解をはっきりして、集落から、村はずれから500メートル、電柱1本とかね、2本とかいうような範囲だけは集落で持ってください。あとそれ以外は町で持ちますよというような、ちゃんとした線引きもあっていいんではないかと思っています。その辺のところ、どのようにお考えですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今、街路灯と防犯灯というのとで、ちょっと所轄がおのおの違うんですが、私のほうから、防犯灯のほうからお話したいと思います。今回、議員申されたように、防犯灯と街路灯とうことで、おのおのちょっと性質が違うんですが、これまでの町の中で

は、ちょっとごっちゃになっていた点が確かにあるかと思います。防犯灯は、基本的にはその集落内なり、またそこの中の防犯を目的にやっておりますので、基本的には集落、家があるところの近くということでございます。

一方、街路灯は、道路に歩道があるところとか、そういうところ、あとまた橋ですか、そういうところについているということで、これについては、やはりある程度整理をして、当然、防犯灯は集落内でお金を持っていただいておりますので、それを整備しながら進めていかなければならないというふうに考えておりますので、十分検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 ですから、それについてはやはり、検討をお願いしたいということなのですが、街路灯といっても、そこを利用する人が、町民のかた、不特定多数ではあるんですが、町民のかたなんです。村については特にその集落のかたが多く利用するという違いくらいかなと思っているんですね。だからやはり、町民全体の安全安心を守るのであれば、その辺。これがお金がついてくるからなかなか線引きの難しいところがあるんでしょうけれども、その辺はよく検討していただいて、お願いをして私の一般質問を終わります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 13番、長谷沼であります。今回は、私も含めて12名の議員が、本当に町民の皆さんの思いを町側に訴えて、町側からも真剣なる答弁をいただいております。まずもって喜ばしいことだなと思っております。町政は常に前進あるべきだということで皆さんが質問をしておられるわけでありまして。私も今回、12月の議会での議論がなかなかかみ合いませんでしたので、今回、改めてご質問をさせていただくわけでありまして。

最初は放射能対策であります。これは町長も担当課長も、われわれも今まで経験したことのない大災害であります。目に見えない放射能という、その被害から町民の健康と安全を守る。これにはまず町が迅速に厳しく、きめ細かに、この放射能の対策を私はしなければならなかったのではないかなと、それだけ大きな問題であります。これからいろいろ質問しますか、全員協議会で説明受けたこと、あるいは同僚議員が質問したことに関して、私はできるだけ触れないで質問をします。答弁も、1回答弁したことは結構でございますから、的確に私の質問に答弁をしていただくことをまずお願いをしておいてから質問に入れるべきでありました。よろしく申し上げます。

町長の答弁は、町が最大限取り組める範囲で取り組んできたこと、こう述べておられました。厳しく監視をしてきたということですが、私は本当にそうなのかなと思っております。まず野沢小学校と芝草保育所の汚泥の汚染が今回町から発表されました。驚くべき結果と言わざるを得ません。このような結果を今まで発表もしないで、そのままにしておいて、はたして町民の皆さま、保護者の皆さんの理解が得られるのか。私は疑問であります。渡部議員がおっしゃっておられましたが、柳津町と比べて、ダストセンター、後手にまわっていると、消極的だと、この汚泥に関しても西会津は後手にまわっている、消極的と言わざるを得ないわけでありまして。

このことが問題になったのは、10月3日の広域議会でありました。喜多方市の汚泥の結果がわれわれ広域議員に知らされました。喜多方をみますと、8月19日に10カ所採

取をしております。その結果、8,000 ベクレル以上が8カ所、あとの2カ所も6,000 と、8,000 に近い数値でありました。おそらく喜多方市も、西会津と同じように空間線量の高いところを選んでやったんでしょうが、こういう結果を受けて、9月15日には25カ所、喜多方では検査をしました。それによると、やはり13カ所が8,000 ベクレルより上であったわけであります。ですからこの8,000 ベクレル以上の汚泥の処理に関して、広域の議会の理解を得なければならないから説明があったわけであります。そのときに、私のほうの町長は、西会津はまったく心配ないと、こうみずから進んで答弁をされましたので、私も安心してきたわけであります。それで担当の職員に尋ねましたならば、空間線量の測定はしておるが、汚泥の調査はしていないということでした。

そういうこともあって、広域議会でのやり取りもあって、町では12月6日、汚泥の除去をしました。今言った2カ所のほかに、野沢保育所であります。その後、12月26日にまた広域の議会がありました。それでは、西会津の汚泥の検査の結果はどうなっているんだとお尋ねをしましたら、まだ検査をしていない、結果が判明しなければ処理できないわけであります。それを受けて、この3カ所の汚泥を持ち込んだ検査結果は1月26日に判明したと聞いております。野沢保育所は1,000 ベクレル、芝草保育所は1万4,900、野沢保育所は2万1,000であります。なぜもっと速やかに、本当に町民の健康、幼児の健康、小学生の健康を考えるならば、もっと的確に、迅速に対応すべきことであったと思います。これについてどうお考えになっているか、お尋ねしますし、この対応は課長の答弁によれば、雪が消えたら空間線量の高いところを調査するとおっしゃっておられますが、私はそうではなくて、すべての公共施設は、やっぱり検査すべきであると、結果は8,000 ベクレルをほとんど全部といっているくらい、私は少ないと思いますが、検査することによって町民の皆さまに安心を与えることができるわけでありますから、これはぜひ、雪が消えたならば、町民の皆さんが利用する公共施設はそのようにすべきだと思いますが、町の考えをお聞かせください。

次に、柳津町のある産業廃棄物処理施設あいづダストセンターについてであります。私は町の対応は万全かということで通告をしておりました。先ほども言いましたが、渡部議員は、後手だよと、柳津から比べると。消極的だとおっしゃっています。この件に関して西会津の対応は本当に町民の健康、それをみていない、そう言わざるを得ないわけであります。あそこで12回の空間線量の測定がありました。それから2回、住民説明会、これは柳津町で開催と聞いておりますが、されました。それに2月23日、高濃度の汚泥の撤去作業がなされました。この測定、説明会、撤去に、町は誰が臨んだか、柳津町はすべて担当の課長であります。西会津町は課長が3回、係長が1回、担当職員が9回、このようなことでは町民が安心できません。なぜ、経験のしたことのない、この原子力災害であります。なぜもっと責任ある人がそれ臨めなかったのか、特に8月17日、測定者が県原子力センターの阿部主任主査であります。立ち会いに県の関係者もみえております。12月7日、測定者は県中流域下水道事務所のかたであります。県のかたも立ち会っておられます。そこに立ち会ったのが、西会津町は担当の職員、なぜ柳津のようにこういう人がくるときに、課長が立ち会えないのか、このときやはり、いろんな話が出たと思いますよ。こういう結果をみれば、私はダストセンターにしる県にしる、柳津にしる、西会津はなんだと、この

程度か、そのようにみられてしまっている。私は残念でなりません。なぜ、もっと責任を持った対応ができないのか、23日には議員の3人の皆さんが行って、立ち会って、それを監視といいますか、しておるわけですよ。そこら辺は大いに反省をして、これから対応して行ってほしいと思います。

次に、0歳児、乳幼児の保育所入所についてお伺いしますが、これは昨日までの議論でわかりました。24年度からはほぼ待機なく、解消できるということでもありますから、町のご努力に対して敬意を表します。しかしそのために、保育士は、保母さんはプレハブということですから、これは応急措置であって、抜本的な解決にはならないであろうと私は思います。築30何年とおっしゃっていましたが、鈴木議員の言う道路、駐車場、そういう危険は解消できないわけですから、やはり恒久的に乳幼児の入所については、やはり建て替えを含めた抜本的な解決策を速やかに立てることによって解決できると思います。

今次の実施計画であれば、24年度だけの計画でありますので、これからは、25、26に、この抜本的な解決ができるように、担当課の積極的な取り組みを望むものであります。ご答弁をしていただきます。

次に、新エネルギービジョンについてであります。これも、今回も取り上げられますし、何回も取り上げられております。私が言いたいのは、ほかの自治体に遅れるなどということなんです。例えば、原発事故があって、西会津から行けば柳津藤橋の手前、右側に遊覧船の発着所がありました。あそこは白河市から10名の従業員ともにきて、工場で操業すると。そのほか結構小規模な事業所が会津に移転をしていると聞いております。西会津は1件もありません。これはこれとして、新エネルギーも、それはいろんな問題があるというのはどこの自治体も同じであります。どこもそれは課題を抱えているわけですから、それをもっと前向きにとらえて、町がやるのではなくて、それこそ民間の事業が参入しやすいような西会津のPR、あるいは西会津の企業に積極的にそれを取り組んでもらう。そういう働きかけをしていくべきだと思います。

今の津波被害のところでは、水稲のつくれないところには、バイオですか、つくって、それにするというふうにも聞いております。西会津でも相当数の遊休農地があるわけですから、そこら辺も頭に入れて、今後取り組んで行ってほしいと思います。お考えをお聞かせください。

第5期の介護保険事業計画についてであります。通告をしたのちに、この計画は全員協議会で示され、町から説明を受けたわけであります。ある程度の議論はしました。しかし、このような重要な計画は、いくら全員協議会といえども、やはり2、3日、4、5日前に配付をしていただきたいなど、これは議会でも検討して、町側にそう求めるように私はしていきたいなと思っております。

なかなかあれだけのスペースの計画をあの場で理解をしろといっても無理であります。そこで、私もその後何回か計画書を見ましたが、やはりなかなか理解ができませんでした。そこで質問をするわけではありますが、西会津の介護は、これまで町が全責任を負って取り組んできた。これが西会津のよさだと思っております。私は町民の医療と介護は町がこれからは責任を持っていかなければならないなと思っております。国では平成12年度に介護保険制度をつくりました。しかし、その国に先駆けて、西会津町では昭和63年、介護老人

保健施設憩の森を開所し、この介護、トータルケアのまちづくりに進んできたわけであり
ます。このような取り組みが評価されて、当時の藤田課長が厚生省だったと思いますが、
厚生労働省、今の厚生労働省にお招きを受けて、西会津の取り組みを発表したと。この12
年の国の介護保険制度には、西会津の取り組みが活かされておるわけであります。そうい
うふうに西会津の介護は、こういう伝統、流れできたというふうには私は思っております。
にしあいつ福祉会が担ってきたわけであります。

この計画を立てるにあたり、この福祉会とどのような話し合いをしてきたかというのは、
同僚議員の質問でわかったので、答弁はしてもらわなくても結構であります。西会津診
療所が4月から医師3名体制だと、大変うれしいニュースを聞かされました。町の努力に
敬意を表したいと思えます。

そこで、このことは国保の運営協議会で町長より皆さんに知らせていただきました。そ
のとき、今回の説明もそうですが、3人の医師で今までの忙しさはある程度解消し、それ
から介護、あるいは訪問看護ですか、それに結び付けていきたいと、具体的にはそのとき
のお話によれば、坂田先生は常に訪問看護を充実すれば、50床のベッド分くらいの仕事は
できると、こう町長におっしゃっているそうであります。これはなかなか2人体制では無
理でしょうが、今回、3人になったわけです。昨日の町長の答弁によれば在宅医療のサー
ビスも充実していく、予防と早期発見にも努めるところにおっしゃっていますので、この医
師3名の体制が、この介護にどのような影響を受けるのか、するのかということをお伺い
して、私の一般質問とします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、私からは0歳児の保育所入所についてお
答えいたします。

昨日も7番、多賀剛議員のご質問にお答えいたしました。待機児童の解消策につきま
しては、野沢保育所の職員室を屋外に設置する仮設のプレハブに移動しながら、保育スペ
ースを拡張することで待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。4月から対応で
きるよう、今次補正予算に仮設プレハブ設置に係る所用額を計上したところであります。

また、平成24年4月から入所を予定している0歳から1歳児童につきましては、昨年
12月末までに申し込みのあった児童全員が入所できるよう、保育士の配置などの受け入れ
体制を調整したところであります。

今後も保育環境の充実と保育体制の強化を図り、子育て支援を進めてまいりたいと考
えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。おただしにもありましたが、今回の
保育士のプレハブの件については、これは具体的にどういう対応を取ったら、あの野沢保
育所に対応できるかという施策の一つでございまして、これが万全だとは思っておりませ
ん。抜本的な改善ということについては、やはり昨日も鈴木議員にもお答えいたしました
とおり、これから西会津町の保育行政ということについては、喫緊のこの保育所というもの
は、課題の一つだという認識を持っているところでありますので、これからの学校建設が
終わったあとにでも、西会津町として幼児のこうした保育行政、これをしっかり計画に載
せていくことが必要だというふうを考えているところでありますので、ご理解をいただき
たいと思えます。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、放射能対策についてお答えします。

まず、放射線に関しましてでございますが、実際に生活をするにあたりまして最も重要な指標は、生活空間線量でございます。これにつきましては、議員もご存知のように、一つの基準というものがございまして、その中で目標値とされておりますのですが、生活空間線量は1年間1ミリシーベルト、時間にしますと0.23マイクロシーベルトでございます。ということで、基本的にはこれを中心に進めているところでございます。

今回、野沢小学校、芝草保育所等の公共施設、公民館等も含めた公共施設を計測したところですが、議員おっしゃったように9月に計測をしてございます。全部で17施設でございまして、これは先ほど議員が話された喜多方、こちらのほうでは、夏休み期間を利用して、学校のみならず、公民館等も泥上げということで側溝上げをしたものを羽山の処分場のほうにやったと、それを計測したところ高いものが出てきたということを受けて、うちの公共施設、学校も含めた17施設でございまして、これについて高いところはないかということで空間放射線量を測定したものでございます。

その中で、0.13から0.21ということで、目標値、基準であります0.23マイクロシーベルトは超えてはございませんでしたが、やはりほかよりは高いということがございまして、そこが先ほどいいました野沢保育所、芝草保育所、野沢小学校でございまして、ここについては、やはり子どもたちの安全性を確保するという観点から、12月6日でございませうか、除去をいたしたところでございます。その仮置き、また保管については、現在羽山処分場、喜多方広域さんにその保管をお願いしているところでございます。

それで、数値については、先ほど議員が申されましたので、一番低かった野沢保育所が1,000ベクレル、最も高いところが野沢小学校の体育館脇にあります溜枡の汚泥でございまして、これが2万1,200でございました。

今後につきましては、雪解けを待ちまして、改めて公共施設、先ほど17ということで、すべての公共施設でございまして、これらの空間放射線量等を測定しながら、これまでの数値との比較、また周囲との比較をしながら、高いところについては対処をしていきたいと考えていうふうに考えております。

次に、あいづダストセンターへの対応についてお答えを申し上げたいと思います。この保管については、県中浄化センターの溶融ダスト、これが中心でございまして、シートを二重にした着脱式のコンテナ3台で厳重に保管をしております。なお、この際、それ以前のさまざま測定をしたときの立ち会い等、これにはそれぞれ職員が立ち会ってございます。そのつど同じ職員ではなく、違った職員が立ち会っておりますが、なおこの中でも、検査した結果の報告会や、また大事な会議、説明会があった際、そういう際には、そのつど副町長が出席をしたり、また課長が出席したりということで、その内容に応じまして参加、または立ち会いをしているところでございます。

今後でございますが、これは柳津町と歩調を同一にしているということでございまして、そこに県と交えながら、協定書の見直しの協議なり、議会の皆さんや、また地域住民

の皆さんの意見も十分に尊重しながら進めていくというふうにしております。

今後とも、やはりあいづダストセンターの当然下流側ということでございますので、その河川水、また周辺自治区の空間放射線量の測定、これを続けて継続するという一方で、町民の安全安心を確保していくとともに、また指定廃棄物、高い線量のものについては、搬入をさせない強い姿勢で対処していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 13番、長谷沼清吉議員の再生可能エネルギーの質問にお答えいたします。

一昨日、4番、伊藤議員の答弁でも申し上げましたように、再生可能エネルギーにつきましては、設置費が高額で、これまでは費用対効果を考えるとなかなか事業化は難しいというような状況にあったわけですが、議員も申されましたように、原発事故の発生や再生可能エネルギーの固定価格買取制度が本年7月からスタートすることが決定して以降は、再生可能エネルギーを取り巻く情勢は大きく変わっております。事業推進には大きな追い風になっているというような状況でございます。

国や県でも、再生可能エネルギーの事業推進のためにさまざまな補助制度を創設していますことから、これらの情報を適格に把握するとともに、十分な事業調査を行い、有効と判断された場合には積極的に事業導入を図っていきたくと考えています。なおおただしの中に、民間事業者の参入を促すような取り組みを積極的に進めるべきだというような話がありました。町としてもそういったことを念頭にして取り組んでいきたいというように考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、第5期介護保険事業計画についてお答えいたします。

はじめに、介護施設入所待機者の人数等でありますが、平成23年10月。

はじめに、今回の介護保険事業計画につきまして、全員協議会で計画が示されたということで、もっと早く計画を示すべきではないかというご質問でございますが、それにつきましては、本来であれば、計画の策定にあたりまして、通常の年であれば2月ごろの臨時議会等で説明をすべきところでございますが、平成23年につきましては、通常3月に国の介護保険の指針が示されるわけですが、東日本大震災の影響がございまして、4カ月遅れの7月に国から指針が示されたところでございます。4カ月遅れたために作業的にも遅くなってしまいましたし、また最終的な国からのワークシートの介護報酬の提示も1月末とになってしまいました。そのようなことから、第5期の介護保険事業計画につきましても、大幅に遅れてしまいましたことから、3月定例議会での提示、説明ということになりましたことをご了承いただきたいと思っております。

次に、西会津診療所の医師との、介護事業にかかる連携についてでございますが、西会津診療所は4月から新たに1名の医師確保により医師3名の診療体制となる予定でございます。介護との連携につきましては、今後の検討課題であると考えております。当面は、地域医療体制の充実や隣接する介護施設への対応の充実強化を進めるとともに、在宅医療サービスの強化により、医療面での重度化や要介護状態への移行を抑制する取り組みを進

めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 放射能、私言いましたが、これ直接言われました、電話ももらって、町の対応が本当にこれでいいのかと言われてるんですよ。それは、安全だということを示さなければ理解できないわけですよ。0.23わかりますよ。だけれども、それよりも低いところで汚泥を取ったら8,000ベクレル余計になっているわけですから、0.23は一つの基準であって、今までのことはどうこう言ってもしょうがないでしょうが、私は課長から、担当としては、やはり県中、あるいは原子力センター、そのときくらいは私が行くべきであったと、それが町としての責任だと、そのくらいは言ってもらいたいわけですよ。町長、副町長、それはそのクラスの集まりには行っておいででしょうし、課長たちの集まりにも課長が行っているんでしょう。だけれども、ダストセンターに関しては、柳津はすべて課長が立ち会い、なんで西会津がそういう重要なときに行けなかったか、やはりそれは素直に認めるところは、私は認めるべきだと、どう担当の課として、課長として、安全安心を町民の皆さんに担保するのか、保障するのか、そういうことでは、保障できないのではないかなと私は思っているんです。今後、そういう点では機敏に町民の皆さんから指摘の受けられないような気持ちで取り組んでいく、そのくらい私言っただけであれば、この件はこれで終わりますが、いかがですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えをしたいと思います。

町民のやっぱり安全安心を守る観点から、今回、放射能対策、とても重要だと議員おっしゃるとおりでございます。今回、立ち会いについては私が出たものもございまして、中には担当職員なり、係長が出たものもございまして。確かにこの立ち会いについても、とても重要なものもございまして、できれば全部私が出れば一番よかったわけですが、残念ながら出られなかったということで、本来は私が出るほどの、重要だという議員おっしゃるとおりでございます。そういった観点から、この重要な、町民の安全安心、放射能対策については、力を入れて進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。私は全部課長に行ってくださいなんては言いませんが、そういう、県が来て、立ち会いをするときに担当の職員では、言葉は悪いですが、相手は重要視しないと思ひますよ。やはりそれなりの人が立ち会って、やはり西会津の誠意、熱意というものが伝わるわけですよ。今後に期待をします。

それと、環境省が12日にホットスポットで指針を発表しております。新聞等見っていますが、今日まで報道されておられません、そういう指針が出ましたので、空間線量のことをおっしゃっているみたいですので、それを入手して、これに沿うような形で空間線量を測定して、ホットスポット、その汚泥等、適切に対処していただくことをお願いをして次に移ります。

先ほどの荒海議員との町長とのやり取りで、一つ町長にお尋ねをしたいと思ひしたのは、私は町が全責任を持ってこれまでやってきたと思ひていますが、荒海議員の答弁で、福祉会に任せてきた、それはそれも間違いありませんが、町の熱意といひますか、わかりませ

んし、それでは、いつから福祉会にお任せしたのか、そこら辺がわかっておられるならお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この介護に関する内容については、確か西会津町が一番早く老健施設なり、あるいは特養なり、これは町が事業主体となって責任を持ってやるというのは、あの当時、非常に珍しい一つの取り組みでありました。ほとんどそういうところは、将来的な運営経費が莫大にかかるので、これは病院との併設が望ましいという一つの方法、内容が出て当時あったわけではありますが、しかし、西会津町が取り組む場合においては、やっぱり介護から解放しようという当時の山口町長の姿勢でもありました。そして、もう一つは、やっぱり西会津町のかたがたが中心として入っていただけるような施設だと。そしてもう一つは、当時の年金で入っていけるような格安な、そういった対応を取っていきたいという、非常に大きな目標の3つをかかげて、取り組んできたわけです。具体的にはその運営主体が、町が課長を張りつけてやるなんていうことはできませんので、にしあいづ福祉会という一つの団体を組んで、そして町の方針に基づいてずっと今日まで行っている。その方針は私は一向に変わっていないというふうに思っております。

したがって、にしあいづ福祉会と当時、つい最近まで西会津町の福祉会の理事長は町長だったわけですので、そういう観点からしていけば、やっぱりにしあいづ福祉会イコール西会津町の政策については、何ら変わっていないし、また町の指導のもとにいろいろ対応していただかなければならない部分が出ているわけで、包括支援センターもそうありますけれども、そうしたことから、今後とも福祉会との連携というものは、今まで以上にしっかり対応していかなければならないと、こういうふうに基本的には考えているところであります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ありがとうございます。福祉会にお任せ、今のそう言っていますが、特別養護老人ホームができて、はじめて福祉会を設立して運営してきたと、それ以前は町が直接運営してきたと、それだけは認識してほしいと思います。

それから、償還金のことで、まだまだあるという、だから財政的に大変だから、町はあらたな建物を建てないという意味でおっしゃっておられましたが、これは具体的な話になりますから、課長に答弁をお願いしますが、特別養護老人ホームは23年度で町の債務負担行為は終わると私は思っています。延びても来年、24年度くらいかなと。そうすると、町があと負担をしなければならないのは、例えば認知症入っているかたがただとか、ひだまりだとか、それだって過疎債だか辺地債を使って、70%、80%の交付税参入措置があるので、私は何ら今の町が建設してきた、あるいは福祉会の債務負担行為は、そんな財政的に負担はないなと思っておりますが、どの程度、詳しい数字は明日の議案の審査でもいいですから、おおよその程度、それでは町がこれから負担をしていかなければならないのか、わかればおっしゃってください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

特別養護老人ホーム、さゆりの園に対します償還の債務負担行為につきましては、平成

23年度をもって償還完了となります。今後の負担でございますが、議員、今ほど申されました町の施設の中でもっとも新しいものがグループホームのぞみ、さらには生活支援ハウスが平成14年、2002年にできておりますことから、これらの起債の償還はあるかと思っておりますが、現在、手元に資料ございませんので、のちほど説明をさせていただきたいと思っております。

もう1点ございますのは、昨年、設定させていただきました介護老人保健施設整備事業にかかります償還で、24年度以降、4,666万5千円ほどございます。このようなものが主なものでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 西会津診療所、先生が3名と、先ほど言ったように、忙しさからの解消と、それから出張して診療と、そういうようなことで町民の健康等を守っていきたいというお話を聞いているわけでありまして、やはり大いに期待をしたいなと思っております。そこで、まだ具体的に、先生が1年も前から決まっていれば、坂田先生のいうベッド50床くらいの、行って往診をしてという、これはなかなか、坂田先生の考えでしょうが、やはりあれだけ一生懸命取り組んでくださっておるわけですから、そこら辺はこれから本当に可能かと、50床分の働きをしてくださるならば、ベッドを増やさなくてもいいわけですから、いきなりそうはいきませんでしょうが、これからそのような方向で検討をするつもりがあるかないか、聞いておきます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、医師1名採用になります予定は4月からでございます。その新しい医師も含めて、西会津診療所の医療体制を十分協議しながら、今後の西会津診療所での地域医療のあり方について検討をしてみたいと思っておりますが、1名増えるということで、これまで以上に在宅医療サービス、または往診、それらも強化できると考えておりますし、往診や在宅医療サービスの強化によりまして、在宅での医療面での重度化や要介護状態への予防というようなことにもつながろうかと思っております。それにつきましては、4月以降体制が整い次第、検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そのように前向きな姿勢で取り組んでいってほしいと思っております。

それで、そういうふうにしていけばしていくほど、先生の出張が多いと、患者数が多いとなるならば、看護師がそれに付随して働いてもらわなければならないわけでありまして、その看護師対策も併せて検討する必要があると思っております。この先生が往診をして、65歳未満ですと介護保険適用にならないから、診療所。65歳以上ですと介護保険適用になるから、そうするとその往診を受けたかたが65歳以上であるならば、町の福祉会に委託をしておる介護センターがあたると思っておりますが、それに間違いありませんか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

先ほどお話を申し上げました医師が在宅に向かう場合には、往診という形で医療行為に

なります。また、在宅医療サービスにつきましても、医師が看護師とともに患者さん宅へうかがえば医療行為となります。先ほど議員申されましたのは、訪問看護ステーションかと思いますが、訪問看護ステーションにつきましても、医師の指示によって患者さんのお宅に赴くわけですが、医療による場合、または介護報酬を伴う行為による場合ということで内容が分かりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回の計画で、一つ危惧といいますか、心配といいますか、あるわけがありますが、それは説明によると、施設介護、在宅介護のサービスの提供不足だと、施設介護はわかりますね、入れないから。これ入れない人だって3割おられると、50人だと、ではその実際ベッドが空いたから入りませんかといっても、いやまだいいです。だから50人よりももっと私は実際は下がると思っていますよ。実際そこに入ってもいいですといっても、まだ私いいですというのはかなりあると聞いていますから。それはさておいて、在宅介護のサービスの提供不足というのは何だというならば、ヘルパーが足りないということだと私は思うんですが、そうとらえていいわけですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 在宅介護サービスの不足ということでのご質問でございますが、例えば在宅介護サービスの中には、デイサービスもございます。さらに介護老人保健施設のデイケアもございますが、デイサービスにつきましては、1日30名、デイケアにつきましては、1日20名ということで定員が決まっております。実際にはデイサービスを週3回受けたい、4回受けたいという人が、その定員のために調整をさせていただいているというのも現状がございますので、そういう意味で在宅介護の施設の不足ということもございまして、また訪問看護、ホームヘルパーさんの訪問看護でございますが、それらにつきましてもヘルパーさんの不足から十分な対応ができない部分もあるということは聞いてございますので、そういう意味で在宅介護サービスが不足しているというような文言で整理させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町ではずっと2級ホームヘルパー養成してきました。今尋ねてみますと、登録ヘルパーとして働いていただいておりますが35名と聞いておるんですが、やはりこちら辺に問題があるのではないかなと、もっと資格取った人が従事していただくことによって、介護不足というのは解消できると思いますので、まずそこら辺を念頭に入れて、これから町として対応して欲しいと、時間がありませんから答弁はいいませんが、もう一つ、荒海議員のときの町長答弁で、民間参入は、はっきりしているのは有料老人ホームだと、これは西会津にないわけですから、やはりこれからは、こういう老人ホームと、もう一つは認知症のかたがたの共同生活といいますか、これがやはり足りなくなるのではないかなと、需要が多くなるのではないかなと、長期的には高齢化率は高くなるが、高齢者人口は減っていくわけです。そうすると、介護を必要とする人も母体が小さくなれば少なくなるわけですから、ただそういう中であっても、多いのは今いったと思いますが、まだ具体的にはなっていませんが、町に打診のある民間のどういう分野に参入しようとしているのか、そういう意向等をつかんでおるならば明らかにして欲しいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まだ正式にこのような施設をつくりたいという正式なものではございませんが、お話として聞いておりますのは、グループホームと小規模多機能型居宅介護施設、それから議員おっしゃられました有料老人ホームでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 時間ですから最後にします。私は冒頭、この介護関係では、今まで町が責任を持ってやってきたと、病院と西会津にくるだけの状況じゃなかったから、それでは任せておけないから町が全国に先駆けて、憩の森からずっとやってきたと。そうすることが町民の安心安全なんです。町が責任を持ってやってきたと。やはりそれは伊藤町長言うように、これからもその気持ちには変わらないというわけですから、それはご期待を申し上げますが、今、健康福祉課長が特別老人ホームは23年度で償還が終わったんだと、これは本来ならば町でやりたかったのが、補助の関係で日本財団を使ったからやむなく福祉会をつくったわけです。今度はなしてしまったんだから、町に寄付してもらって。私は、介護は町長が理事長になってやるべきだと思っているんです。振興公社は民間、介護は全責任は町がやっていく、ならば町長が理事長で当たり前なんだと私は思っています。国の法律がだめだなんていう、そういう法律があるからうまくないんですけれども、国にいても、どこにいても、俺が理事長やると、そのくらいやってもらいたい。それしなくても、老健を町に返してもらえば、あと福祉会はいらないわけだから、福祉会いるんだけれども、町長が理事長になってもおかしくないんですから、そういうお考えが町長ありませんか。それを最後お尋ねして、私の一般質問を終わりますから。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いろんな政策が前向きに進むような対応というのは、私はこれから進めていきたいと思っておりますけれども、いったんこれ退いたり、あるいはバックしたものを先に持っていたりというのは、なかなかこれできませんで、にしあいつ福祉会との連携というのは、今後とも十分対応していくというようなことで、これからも進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これで終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

皆さんに申し上げます。このあと各常任委員会を開催し、請願・陳情等の審査を行ってください。

委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室・第1会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで散会します。(15時02分)

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

平成24年3月15日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	和田正孝	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	成田信幸	教 育 課 長	大竹享
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	新田新也	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第3回議会定例会議事日程（第7号）

平成24年3月15日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町法定外公共物の管理に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 西会津町営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第14次） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成23年度西会津町水道事業会計補正予算（第4次） |

散 会

○議長 平成 24 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

監査委員、新井田大君から遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町法定外公共物の管理に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、西会津町法定外公共物の管理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方分権推進の一環といたしまして、これまで国が管理してまいりました国有財産、いわゆる赤道及び水路等につきまして、市町村が、法定外公共物として譲渡を受け管理するにあたり、必要な事項を条例として定めるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

まず第 1 条は、趣旨であります。ただいま申し上げました内容を趣旨としております。

第 2 条は、この条例において使用する、法定外公共物とは、一般の公共の用に供されている道路法の適用を受けない道路及び河川法の適用または準用を受けない河川、湖沼、ため池、水路等で、町が所有しているものを法定外公共物とするものであります。

第 3 条は、一般禁止事項を規定するものでありますが、何人も法定外公共物に損傷を与えたり、ごみを投棄したり、管理上著しく支障を及ぼすような行為をしてはならないことを、定めるものであります。

第 4 条は、法定外公共物の使用許可について規定するものでありますが、法定外公共物の敷地またはその上空もしくは地下を占有する場合や、敷地内において工作物を新築・改築または除去する場合、敷地内において掘削、盛土、その他土地の形状を変更する場合、このほか、公衆の利用に供するために特にやむを得ないと認められる行為により法定外公共物を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならないこと、またその使用許可に係る期間については、5 年以内とすることを定めるものであります。

第 5 条は、許可の更新について規定するものでありますが、使用許可を受けた者は、当該許可に係る期間満了後、引続き使用するとき、その更新を必要とする理由及び更新の期間を明らかにして、町長の許可を受けなければならないこと、また更新の許可期間については、第 4 条を準用するものであることを、定めるものであります。

第 6 条は、許可事項の変更の許可について規定するものでありますが、使用の許可を受けた者が、当該許可に係る使用の場所又は数量を変更しようとするときは、その理由を明らかにして、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならないことを、定めるものであります。

第 7 条は、住所、氏名等の変更について規定するものでありますが、使用の許可または許可事項の変更許可を受けた者、以下、使用者といたしますが、その使用者が住所または氏名を変更したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならないことを定めるも

のであります。

第8条は、許可の条件について規定するものでありますが、町長は、使用の許可または許可事項の変更を許可するにあたり、法定外公共物の管理上必要な場合は、条件を付することができることを定めるものであります。

第9条は、権利の譲渡の制限について規定するものでありますが、使用者は、規則で定めるところにより、町長の承認を受けなければ、この条例に基づく許可に係る権利を他人に譲渡してはならないことを定めるものであります。

第10条は、地位の承継について規定するものでありますが、権利譲渡の承認を受けてその権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた許可に基づく地位を承継するものとし、その地位を承継した者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならないことを定めるものであります。

第11条は、許可の取り消しまたは変更について規定するものでありますが、町長は、使用者が偽りその他不正な手段により許可を受けた場合や、この条例の規定または許可に付した条件に違反した場合、また公益上やむを得ない理由が発生した場合に該当するときは、その許可を取り消し、または変更することができることを、定めるものであります。

第12条は、原状回復の義務等について規定するものでありますが、使用者は第11条の規定により許可が取り消されたときまたは使用期間が満了したとき、あるいは使用を終了・廃止したときは、町長が特に認めた場合を除き、速やかにその法定外公共物を原状に回復しなければならないこと、また原状に回復したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出て、検査を受けなければならないことを定めるものであります。

第13条は、使用料の徴収について規定するものでありますが、町長は法定外公共物の使用を許可したときは、使用者から使用料を徴収するものとし、その使用料については一括して徴収することを、定めるものであります。ただし、その許可に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料については、毎年度4月末日までに徴収するものであります。

第14条は、使用料の額について規定するものでありますが、使用料の額は、県からの準則に基づき、別表に定める金額に許可の数量を乗じて得た額とし、その額が100円に満たない場合にあつては100円、100円以上の場合にあつては、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とするものであります。なお、使用期間が1年未満のときは、月割りによる計算とし、端数の期間は切り上げるものであります。また、使用期間が1カ月に満たないものについては、別表に定める金額に許可の数量を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額とし、その額が100円に満たない場合にあつては100円、100円以上の場合であつては、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とするものであります。さらに、数量について別表に定める計算単位に満たない端数があるときは、これを切り上げて計算することを定めるものであります。

第15条は、使用料の減免について規定するものでありますが、町長は国または公共団体において公用または公共の用に供する場合のほか、町長が特にやむを得ないものと認めたときは、使用料を減額または免除することができることを、定めるものであります。

第16条は、使用料の不返還について規定するものでありますが、すでに徴収した使用料

は原則返還しないものといいたしますが、第11条第3号の規定により公益上やむを得ない理由により許可の取り消しまたは変更をした場合、あるいは天災その他の事情により使用が不能または著しく困難になったものと町長が認めたときは、使用料の全部または一部を返還することができることを定めるものであります。

第17条は、過料について規定するものでありますが、第3条に規定する一般禁止事項に違反した者、第4条第1項の使用許可を受けないで法定外公共物を使用した者、第8条に規定する許可条件または第11条に規定する許可の取り消し・変更違反した者、第12条の規定による原状回復を行わない者は、5万円以下の過料に処すことを定めるものであります。また、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額を上限として過料に処すものとし、5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とすることを定めるものであります。

第18条は、委任について規定するものでありますが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　この国から町へ法定外公共物の管理を移管するということでありましたけれども、いったいこの町内において、この赤道等の面積といいますか、長さ、距離といいますか、それはいったいどのくらいあるのでしょうか。

それと、この条例によってどんな影響があるのか、例えば今までよりも使用しやすいような環境になったのか、あるいは払い下げ等がしやすいようなことがあるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それではお答えをいたします。

まず第1点目の、この法定外公共物の面積、あるいは長さ、距離の関係でございますけれども、これは実際に測量をしたり、あるいは測ったりということはしておりませんので、面積、あるいは距離等についてはその正確な数字は把握できないというのが実態でございます。なお、福島にございます県の文化センターに、その明治にこの赤道、あるいは水路関係については、明治の時代に測ったものでございますので、それは県の文化センターに当時の測った距離、あるいは幅、そういったものが記載されている書物がございますので、本町の払い下げにおいては、それらを参考にして取り扱っているところでございます。なお、一応、道路の河川の箇所数にしては、約1万5,000カ所ほどございます。

それから、条例の制定による効果でございますけれども、これまで一つはこの使用にあたって、先ほど説明でも申し上げましたけれども、一つは使用料が発生いたします。これは、これまで行政財産の使用料条例を使用して課徴してまいりましたけれども、一般的にはこの法定外公共物の管理に関する条例が各市町村ごとに制定している状況でございます。

ので、今回それらに合わせまして制定をいたしまして、他の市町村と同じ金額で統一を図るという考え方でございます。なお、金額につきましては、ケースバイケースで上がるものもありますし、逆に下がるものもあるということでございます。

あともう1点は、いろんな条例で規定をさせていただきましたけれども、この使用にあたっての禁止事項、あるいはその許可の条件等、明確な規定がこれまで定められておりませんでしたので、今後はこの条例を議決いただいたのちには、この条例に基づいて、より適正な管理をしていきたいということでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 通称赤道ということなのですが、従来だと隣接する土地とか、申請をすればその人の財産とか、所有物になるという話は聞いておりますが、その手順とか、今後のその譲り受けたいという手順というのは、従来と変わりはありませんか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 払い下げの手続きの関係でございますけれども、これは従来とその手続きはまったく変更はございません。例えば住宅の脇にそういう赤道があって、払い下げを受けたいということであれば、町の総務課のほうにお話をいただければ、現地を調査いたしまして、そこが大勢のかたが共同で使っているような場所については、なかなか個人に払い下げるとことは難しいかもしれませんが、そのかただけが特に使っているというようなところについては、その地区の関係者の皆さんとか、区長さんをはじめといたしました関係者の皆さんとご協議をいたしまして、じゃあここは払い下げても可能ですということであれば、町のほうとしてその手続きを進めるということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 道路ですと、町道であれば道路台帳があるわけですが、とうてい1万5,000カ所にもなるならば、そういう台帳の作成は難しいでしょうが、やはりそうはいいながらも、町の財産となるわけですから、町では善良な管理といいますか、それをしなければならぬわけですが、そういう点で結構、管理をするために、やはり実態を調査する必要があるのではないかと、おっしゃっていましたが、明治の初めの地租改正時の図面をもとにしておりますから、私、法務局に行っては確認しておりませんが、現実的に町から発行してもらった図面は、村にある図面と現実と合わないようなところも実際はあるんです。そういう点もありますから、善良な管理をするためには、やはり1回実態を調査する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

それから、払い下げのことも出ていましたが、それはどのような条例で売却とか、払い下げとか、この赤道、青線をしておるか、それをお尋ねします。

あの、使用料は条例で定めてやりますが、青線、赤道の売却だとか、払い下げをする場合にはどのような条例といいますか、ことでやっているのか、あるのかないのか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず第1点目の財産の管理の関係でございますけれども、まず先ほど約1万5,000カ所ということで申し上げました。その1カ所、1カ所につきましては、国有財産ではありますけれども、赤道、水路等について、その管理は県で行ってまいりましたので、県から町のほうに譲渡を受ける際に、1カ所、1カ所、その場所を記載したものがござい

ますので、それを一つの台帳にして管理をするということでございます。法務局の図面、あるいは町で保管してある図面と、地元のその図面というのが合わないときがあるということがございます。確かに、これまでもそういう件数は何件かございました。それを最終的に、この図面が間違いないというのが、先ほど申し上げました県の文化センターにある図面がございまして、それを最終的な拠り所として判断をさせていただくということでございます。

それから、財産処分の関係でございまして、これは処分にあたりましては、普通財産の処分という形になりますので、条例関係に基づいた処分という規定は特にございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この赤道の払い下げといいますか、それをしたいというかたがおられました、なかなか手続きが面倒くさくて、もういいというふうな人もおられましたので、そこら辺はできるだけ、そういう人の要望に応えるような柔軟性を持ってやっていただければと思います。

図面の話になりますが、実際の道路と別なところに道路がとれているんですよ。決して明治のときの図面がすべて正確かという、誰がみても誤りだと、今の私が言った道路なんかは、道路がないところに道路があって、道路のところは通っていないわけですから、そういうようなこともありますので、善良な管理をしていくためには、そういうところも結局は直さなければならぬと、最終的には、思っておりますので、県から1本1本報告を受けているというわけですから、そこら辺をご期待を申し上げますので、決意のほどを聞かせてください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 払い下げにあたりましてでございますけれども、今、議員おただしのとおり、町としてもそういった希望のあるかたについては、誠心誠意、対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、図面と現況が違っている箇所があるというところにつきましては、あきらかにそれが間違いということであれば、関係者の皆さんがたと協議をさせていただいて、しかるべき対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど1万5,000カ所あると言われましたけれども、基盤整備関係で、田んぼなり畑なりなったというようなこともたぶんあるんじゃないかというふうに思いますが、それらはその当時どのような形で基盤整備をするときにやられたのか、私も父が健在であれば聞くこともできたわけですが、そういうことわかりませんが、今、基盤整備の中に今の赤道、青道等があるんじゃないかと思うわけですが、その辺についてはどのような扱いにされますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 基盤整備に直接携わったわけではございませんけれども、今の、いわゆる公図を、あるいは登記簿を閲覧いたしますと、基盤整備をやった赤道につきましては、公衆

用道路、建設省の、当時建設省でございましたので、建設省の公衆用道路として登記がなされております。水路につきましては、用悪水路として、これも建設省だったと思いますね。それも水路として登記上、ちゃんと面積も測って、地番も付して登記がされているというのが実態でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町法定外公共物の管理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町法定外公共物の管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　議案第2号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

ご承知のとおり、本町では高度情報通信社会の構築に向け、平成20年度からケーブルテレビ高度化事業に取り組んできたところであり、本年度末をもって、東北電力配電線のルート変更により次年度に整備することとなった上谷地区を除く、町内全域で光ファイバー化が完了することとなります。またこれら作業と併せ実施してきた、インターネットの上位回線につきましても、30から100メガビーピーエスに拡大する作業も完了し、高速・大容量のインターネットサービスを提供できる環境が整いましたことから、今後のサービスのあり方について検討してまいったところでありまして、今次の条例改正となったところでもあります。

議案書並びに条例改正案新旧対照表の1ページを併せてご覧いただきたいと思います。

西会津町電気通信事業条例につきましては、町のインターネット接続サービスを開始するにあたって、平成15年9月に制定した条例でありまして、インターネット接続サービス提供に関しての必要事項や使用料等を定めているところであります。

今次の改正は、町長の提案理由説明にもありましたように、町のインターネット接続サービスに、アドバンスという新しいサービス区分を追加するために行うものであります。本町のインターネット接続サービスにつきましては、これまで、ライト、回線速度512キロビーピーエス、月額1,800円、レギュラー、回線速度下り2メガビーピーエス、月額2,200円、スタンダード、回線速度下り10メガビーピーエス、月額2,200円の3区分を設けてい

たところでありますが、使用区分・使用料を規定しています第9条第1項に4号として、アドバンスの回線速度下り30メガビーピーエス、月額4,000円を加えるものでございます。

附則は、施行期日を定めておりまして、本条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

これで、説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　ただいまの説明で、これ30メガから100メガまで対応できるようになったということで、今回このアドバンス、何でこの100メガまで対応できるのに30メガで設定したのか。それで、このほかの光通信事業者、NTTだとか、KDDI、ここに比べて30メガというスペックはどのくらいのレベルになっているのか、お尋ねしたいと思います。

あともう一つは、企画情報課長、常々町でやっているこの事業だから、NTT等に比べれば料金は相当安く設定していると、私もこう実際安いと認識しておりますが、ほかの光通信事業者の、例えば30メガの通信料金と比べて、実際にどのくらい安くなっているかつかんでおりますでしょうか。2点お尋ねします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　お答えします。

まず、上位回線につきましては、30メガから100メガというような形で容量を大きくしたというようなことでございますが、個人の回線につきましては、全体からこう上がってきたものを上位回線で通信をするということでありまして、すべて100メガを上限にして通信をするというのは、やっぱり容量不足になってしまうというようなことでございます。そういったことで、今回30メガというような形で設定をさせていただきまして、全体の加入者の10%程度のかたが、そういった利用をしていただいても十分こなせるだけの容量を確保できたなということで、そういった区分を新たに設けたということでありまして。

それから、料金の4,000円でございますが、いろんな企業によりまして、料金にはいくらかの幅がございます。4,000円という額でございますが、同じようなサービス、だいたい4,200円、4,500円というような幅のある中で、今までの1,800円、2,200円、3,000円という料金からして4,000円あたりが妥当かということで設定をさせていただきました。決して民間のプロバイダーより高くは設定していないと、低めに設定をさせていただいたということでございます。

○議長　1番、三留正義君。

○三留正義　今、回線の速度の話もちよっと触れられたようなんですけれども、下りが30メガビットパーセコの高さであると、これ平均実行値でどのくらいの高さになるかは、もしお分かりだったら教えていただきたいんですけれども。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　平均というか、そういったお尋ねでございますが、そういったものはちょっと出せないということでございます。そこまではちょっと出せない。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、大竹享君。

○教育課長　議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は町長が提案理由の説明で申し上げましたように、昨年6月の、スポーツ振興法の全面改正により、新たにスポーツ基本法が制定され、これまで振興法に基づいて設置されていた町の非常勤特別職である体育指導委員がスポーツ推進委員と名称変更されたことにより改正を行うものであります。なお現在、体育指導員につきましては、5名のかたを委嘱しているところでございます。

また、各種審議会等の見直しにおきまして、社会教育委員の会議及び公民館運営審議会が生涯学習審議会に統合されたことから、社会教育委員及び公民館運営審議会委員を削除する条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、議案書をご覧ください。併せまして、条例改正案新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。

議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、体育指導委員をスポーツ推進委員に改め、社会教育委員及び公民館運営審議会委員の項を削る。であります。別表第1は、非常勤特別職の名称及び報酬額を規定しております。体育指導員につきましては、スポーツ推進委員に名称を改め、社会教育委員及び公民館運営審議会委員については削除するものでございます。

次に、別表第2中、体育指導委員をスポーツ推進委員に改める。であります。別表第2は、報酬が年額で定められているものの報酬の支給方法を規定しております。体育指導員は年額で報酬を支給しております。別表第2に規定されておりますことから、その名称についても改めるものでございます。

次に、附則であります。施行期日を規定しております。公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今の説明で公民館運営審議会委員、社会教育委員ですか、統合されたとおっしゃいましたが、いつ統合されたのか、それをまず聞いておきます。

○議長　教育長、佐藤晃君。

○教育長　平成21年度に、附属機関の設置に関する条例の中で、各種審議会の見直しにおきまして、各課等の基幹的な審議会への統廃合が実施をされたところでございます。その結果、社会教育委員の会議及び公民館運営審議会、これが生涯学習審議会に一括統合されましたことによりまして、このたび、この二つを別表から削除させていただきたいということでご提案申し上げる次第でございます。

そもそも、お詫び申し上げなければならないと思っておりましたが、この件につきましては、その当時速やかにお願いをすべきところではございました。本当に怠っていたわけではございません。行政委員会でございます教育委員会の事務執行責任者として、議員の皆さまに深くお詫びを申し上げる次第でございます。まことに申し訳ございませんでした。そもそも各種の業務の遂行にあたりましては、今回の場合は、一部文言の整理というふうなレベルではございますけれども、あってはならないミスでございます。したがって、これからこういう事務的なミス、再発をさせないように、所属職員への指導監督を徹底してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。本当に申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたように、地方税法の改正に

合わせ、条例を改正するものでございます。

町タバコ税の税率改正をはじめ、退職所得にかかる町民税の税額控除を廃止するほか、東日本大震災復興に伴う財源を確保するため、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間に限り、個人町民税の均等割に 500 円を加算する改正を行うものでございます。

それでは改正条文の内容を説明いたします。併せまして条例改正案新旧対照表の 6 ページも一緒にご覧いただきたいと思っております。

まず第 96 条は、たばこ税に関する規定でございまして、1,000 本あたりの税率を 4,618 円から 5,262 円へ 644 円を引き上げるものでございます。なお一方、県のたばこ税におきましては、反対に 1,000 本あたり 1,504 円から 860 円に 644 円を引き下げとなりますことから、全体としての税率は、据え置きとなっております。

次に附則の改正でございまして。

附則第 9 条は、町民税の分離課税に係る所得割の特例等に関する規定でございまして、これまで当分の間としておりました、退職所得に係る所得割額からの 10 分の 1 に相当する額の控除を廃止するものでございます。

附則第 16 条の 2 は、町たばこ税の税率の特例に関する規定であり、旧 3 級品の町たばこ税については、1,000 本あたり 2,190 円から 2,495 円へ 305 円を引き上げるものでございます。ここでも県のたばこ税が同額引き下げとなりますことから、税額の変動はございません。

附則第 22 条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関する規定であり、地方税法の改正に合わせ表記を変更するものでございます。

次に、附則第 25 条は、個人の町民税の税率の特例等に関する規定であり、平成 26 年度から平成 35 年度までの個人町民税の均等割額を 500 円加算するものでございます。なお、県税分につきましても同様に均等割で 500 円加算されますことから、併せまして 1,000 円の加算となります。

次に、本改正条例の附則の第 1 条は施行期日を定めております。公布の日から施行いたしますが、次の各号に掲げる規定につきましては、各号で定める日から施行となります。

第 1 号に規定いたします附則第 9 条の改正規定及び附則第 2 条の規定、町民税の分離課税に係る所得割の特例でございまして、これは平成 25 年 1 月 1 日からとするものでございます。

第 2 号に規定します第 96 条の改正規定、附則第 16 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 3 条の規定は、たばこ税の税率改正でございまして、平成 25 年 4 月 1 日からとするものでございます。

次に第 2 条は、町民税に関する経過措置について、第 3 条は、町たばこ税に関する経過措置についてそれぞれ規定するものでございます。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　たばこ税であります、国の税制改正だからこれはやむを得ないでしょう

が、なぜ同じ、片方では多くして、片方では下げると、こういうふうにしなくてはならないといえますか、この背景をどうつかんでおられるか説明をしていただきたいと思います。

それから、退職者だと思いますが、その控除が廃止になるということでありますが、実際どのような影響があるのか。

それと、500 円の加算ですが、これは復興でしようから、これも国の指示といえますか、地方税法ではっきりと 500 円とうたってあるので 500 円としたのか。

それと、26 年ですから、再来年の税を今から規定をするという根拠といえますか、理由といえますか、それがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 それでは、お答えを申し上げます。

まず、たばこ税の、今回税率の変更でございますが、町のほうで上がって、県のほうで同額下がるということで、全体的な額としては変わりませんが、その理由でございますが、実は国の法人税、これにつきましては 4.5%ほど下がります。それに伴いまして、町の法人税、法人町民税もそれに伴い額が下がりますので、その分を補填する観点から、町のたばこ税は上がっているということでございます。

一方、県のほうは、事業所税のほうが増額になるということで、逆に県は増額となりますから、その分たばこ税を下げることによって調整をするといった内容でございます。

次に、退職手当の所得割の 10%の控除ということでございまして、その影響額でございますが、平成 22 年度の金額を換算しますと、あまりケースがないので 18 万ほどだったということで、今後もその程度かなというふうに思われます。

それで次に、個人住民税の 500 円の件でございますが、これにつきましては町で 500 円、県のほうで 500 円ということで、合計 1,000 円でございますが、これについては、地方税法の改正がございまして、それに伴いまして今回改正するというところでございます。内容が内容でございますので、あらかじめ皆さんに周知していただく、また税制改正の中ということですので、今回改正をしたというようなことでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 たばこに関してであります。1 本当たりの課税は変わらないが、町でいただく分は 640 円か、多くもらえるということでありますので、それはどの程度、全体額では。そうすると、法人税 4.5%減るということですが、それとこれは予測でしかないでしょうが、ほぼ 4.5%で合う額がたばこ税で補填されるかどうか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 たばこ税と法人税の関係ということで、先ほど片方が下がって片方が上がるということでお話申し上げました。たばこ税については、議員ご存知のように若干ずつ喫煙者が減っているということで、今の数字がそのままちよつとなるというかは、はっきりしないわけですが、仮にここ 1 年間の売上げが続いたというふうに仮定いたしますと、たばこ税のほうは約年間で 500 万円ほど増額となる予定でございます。

一方、法人町民税のほうは、税割のほうで 4.5%分下がるわけですが、こちらについては各市町村によって法人の数なり、また売上が違いますので、特に税割は会社の好不況が

すごく反映する部分ですので、ちょっとこれも予測が難しいんですが、ちなみに直近の部分でみますと、法人町民税下がる分が、だいたい120、30万くらいかなということですが、これも好不況によって変わりますので、今の段階でみますと、若干うちのほうは増収になるのかなというふうに見込んでおります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました

日程第5、議案第5号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　議案第5号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、介護保険料につきましては、3年を1期とした介護保険計画の中で3年間の保険料を定めることとなっており、このたびの改正は平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画期間中の保険料を定めるための条例の一部改正であります。

保険料の算定にあたりましては、先の全員協議会でもご説明申し上げましたが、これまでの実績などにより、今後の高齢者人口や介護認定者数及び介護サービス利用者・利用量などを推計し、3カ年間の介護給付費を積算いたしました。

その結果、保険料の基準額を年額5万2,200円、月額4,350円としたところであります。現在の第4期計画の保険料と比較して月額で510円、13.3%の増となります。この増額の要因は、介護サービスの利用増加による介護給付費の増や65歳以上の第1号被保険者の減少による増、介護報酬の改定による増などが主なものであります。

しかし、第5期計画の中で、保険料の軽減を図るため、介護給付費準備基金から3,000万円の繰入や県財政安定化基金交付金、収納率の増などは保険料の減額要因となっております。この増額要因から減額要因を差し引いた額が年額で6,120円、月額で510円の保険料の増額分となります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の9ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町の介護保険条例の一部を次のように改正する。

保険料について定めた第3条の改正であります。本条分の内容は、事業期間と国の介

護保険法施行令第39条第1項第1号から第6号までの規定に基づき、所得に応じた保険料率を定めているものであります。

第3条中、平成21年度を平成24年度に、平成23年度を平成26年度に、介護保険事業計画期間を変更するものであります。

次に、同条第1号及び第2号中、2万3,040円を2万6,100円に、同条第3号中、3万4,560円を3万9,150円に、同条第4号中、4万6,080円を5万2,200円に、同条第5号中、5万7,600円を6万5,250円に、同条第6号中、6万9,120円を7万8,300円に改めるものであります。なお、基準額は、第4号の年額5万2,200円、月額では4,350円となります。

附則であります、第1条は施行期日でありまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

第2条は経過措置でありまして、改正後の西会津町介護保険条例第3条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料は、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　今お話を聞いておりまして、ものすごい上がり方ですね。これは私は納得いきません。それで、全国平均の保険料がどのくらい上がっているのかと調べてみたら、月額4,160円、その4,350円と、うちのほうが高いんですよ。こういう現象はちょっと納得いかないと思いますが、全国平均の保険料の値上げについて知っていますか。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　保険料の水準の関係でございますが、現在どこの町村も策定段階中ということで、正式な保険料の額はまだ承知しておりませんが、会津管内、会津保健福祉事務所管内で2月9日現在の各市町村の予定保険料を申し上げますと、会津保健福祉事務所管内でございますと、13市町村ございますが、その中で平均は4,515円となる予定でございます。また、2月9日現在の県内の13市、13の市でございますが、市の平均が4,741円ということで、現在把握しているものでございます。

先ほど全国平均ということで議員からご質問がございましたが、介護保険計画につきましては、それぞれの地域、それぞれの実情に応じまして積算するものでございまして、当町といたしましては、会津管内の類似した町村と比較するのがもっとも正しいのかなということで理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　もう一つは、これだけの金額を上げるんですから、サービスも西会津独自のものを一つこう入れたり、介護士の人の給料が低いから入れたりなんていうふうな工夫がみえれば、私たちは仕方がないかと思うんですが、この介護料金が上がっても、実際にサービスをできないという、やらないということがありますね。これは要支援1、2、

この人たちは現在 24 年度は 95 名、25 年で 110、26 年では 99、この人たちが介護保険料からはずされてしまうんですよ、利用しても。そうすると、こういうのが入っているんです。だから、私たちのサービスを、こういうことをはずさないでやっていけば、私はいいんじゃないかなと思うんですが、要支援 1、2、介護保険料からはずされるということを知っていますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

第 5 期の町の介護保険事業計画の中では、要支援 1、2 のかたも対象としておりますので、はずされるということは現在のところ想定はしておりません。

○議長 7 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もこの介護保険料に関しましては、当然利用者が増えれば保険料も上がってくるというようなことで、これはしょうがないのかなというような思いがしますけれども、第 5 期の介護保険事業計画を全員協議会、昨日までの一般質問等の中で話が出ましたけれども、一番大きく変わってくるのは、これから民間事業者の参入を許すということであります。その中で、確認の意味であります。町長のご答弁では、これから町で新しい建物等は建てないということでありましたので、この民間事業者の参入したときに、その事業者は自分で土地を求め、自分で建物を建てて、自分たちですべてやるんだということに理解してもいいのか、それ確認の意味で一つお尋ねします。

あともう一つは、働く人の問題であります。今、福祉会で人が採用しようと思って募集しても、なかなかこう人が集まらないというような状況を伺っております。これ参入する予定の事業者が、その働く人をすべてご自分でというか、準備して参入されるようになればいいんでしょうけれども、できれば町内の求職者を雇用していただいで事業をやっていたらいいかなと思いますけれども、こういう介護事業に関しましては、誰でもできるような、私詳しくは知りませんが、仕事ではないような気がします。ある程度資格を持った人、あるいはキャリアとか免許がある人がやるようになるのかなという感じはしますけれども、この民間の事業者がすべて、町外も含めてみんな人の手配ができればいいんですけれども、いざ西会津にきて事業をしようと思ったときに、言葉は悪いですけども、同じパイの中で人のやりとりをされるようなことが大変心配されます。要は、今まで福祉会で働いていた人が、給料の面とか、待遇の面、身分の面などで引き抜きにあうようなことがあつては、今まで町の施策として事業をやってきた福祉会の事業に支障をきたすようなことがないのか、大変それ心配されるんですが、そんなことは考えましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、今回の介護福祉計画の中で、民間参入というそのとらえ方ではありますが、これはまだ正式に、いわゆる 1 社だけは、どういうものを建てるかということ、昨日の質問にもお答えしましたけれども、具体的に正式に町に申し込んでいるということではないんですね。それで、町としては、これ以上この今までの系列されてきた増設とか、新たに建てるかという計画については見合わせるということの方針のもとに、いわゆる考えているわけでありまして。ですから民間というのは、あくまでも福祉会も民間でありますし、あ

るいはこの計画の中で、門戸を広げる意味からして、企業という、いわゆる参入する特定の団体や、そういったことについても、この福祉計画の中においては可能ですよと、こういう立場の中で、いわゆる開かれた町政というものをやはりきちっとこれからはしていくべきではないのかなということ、この計画の中に民間参入というものは入ってきているということでもあります。

ですから、今後、福祉会、あるいはいろんな民間、そうしたかたがたが、やはりこれからの施設という考えの中で、介護保険の事業を対応したいということであれば、これまで中学校を建てたように、いろんな企業の団体の皆さんとの意見交換や、プロバーザルをしながら、具体的な対応の中にもきちっと町が方針で介護福祉計画の、この計画という点では、これに沿ってきちっと対応していただくということになるかと思うのであります。ですから、そういう意味においては、これから町の方向付けとしては、当分の間は増設というのは考えていないという判断のもとでお話を申し上げてきたわけです。

もう一つは、今回この数字、年間5万2,200円、あるいは1カ月の4,350円、これは、いわゆるいろんなケースを想定いたしました。そこで最大限、やはり伸びているんですね、介護保険料は。それで基金からどのくらい、最大限出せるかということで、今回3,000万円を基金から繰り入れしながら、この数字に実は抑えてきたということです。

もう一つは、鈴木議員も言われましたように、全国平均と比べて高いんじゃないかというんですが、西会津町においては、それだけある意味では施設的に、全国平均よりもはるかにそういう施設サービスという面では、非常にいい傾向にきていたわけです。しかし、施設を、サービスをすることによって、それは全体でカバーしなければならないという一つの課題もあるわけですね。その部分の課題のサービスの部分は、これは社協とか西会津町で行ってききましたけれども、いわゆる家庭で介護をしている人たちを温泉施設にあって、そういう具体的な介護されているかたがたに対するサービスとか、そういったものに対して、逆に町でいろいろその部分についてはサービスをしているということでもありますので、こういう全体計画は、やはりこの中で総合的に判断していただければ、非常にありがたいなというふうに思っているところでもあります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も先ほど言ったように、保険料が上がってくるのは当然利用者が増えればしょうがないのかなと、ある程度認識はしております。そして、先ほど言いましたように、私は民間業者を入れるなどか、排除しなければいけないということではありません。民間事業者を入れることによって、町民の介護サービスが充実するのであれば、私は大変いいことであるなというふうに認識をしております。ただ、私が申し上げたのは、今、町の施策でずっとやってきた福祉会の事業が、人がなかなか集まらなくてやりくりが大変だというような話を聞いている中で、民間業者がぼんと、想定の部分ですけれども、きたときに、引き抜き等があれば、今までやってきた事業に支障をきたすのではないかと、そういうことを心配しているので、そういうことがないように、何か担保できる方法はないのかなという話であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 答弁の中で漏れていましたので、例えば、そういう企業が入ってくるという場合

の条件というのは、いろいろ私は付けなければならないと思うんです。例えば、今おっしゃられたように、ある意味でサービスの面で競争しあうとか、対応でいろいろやって切磋琢磨しながらいい方向に行くならばいいんですけれども、これ同じパイの中で、人を引っ張ったり、やり取りするなんていうことは許されるものではありませんので、そういったことについては、きちっと対応しなければならないし、それ以外において、いろんな条件、制約、こういったことは、福祉計画を進める上において、町がやはりイニシアチブを取って、きちっとこれはやっぱり対応していかなければならないというふうに思っています。この町の判断意向によって建てるか建てないかということは、やはりこれはできるわけがありますので、そうした考え方については同感でありますから、町としての姿勢というのは、しっかり対応していかなければならないし、誰にでもわかりやすくわかるように、それは明示しなければならないというふうに思っています。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この介護保険料算定の根拠については、昨日も一般質問しましたが、まだまだ議論が、時間がないのでできませんでしたので、まず根拠についてお伺いをいたしたいと思います。

この計画の策定にあたっては、29名で取り組んできたということではありますが、部分会議、全体会議等は何回おやりになってきて、この成案になったのかということでもあります。

それから、昨日、はっきりと町長からは、民間は有料老人ホームに進出したいということでもありますから、これは今町でそういう受け入れる施設がないわけでもありますから、それはそれで評価をしなければならないと思っていますが、それ以降の正式ではないが話があると、民間からの話があるという施設、昨日説明は聞きましたが、それは実際この計画にどのように表れておるのかということでお尋ねをしたいわけではありますが、例えばこの計画書の35ページ、36ページに、その有料老人ホームと、あるいはこれから進出が予想される施設が具体的にどういうところにどういう数字で表れておるのか、それをお聞かせをいただきたいと思えます。

また、37ページの資料、計画と資料編の4ページを比較しますと、この資料編ですと、地域支援事業費というものが出てこないわけではありますが、それは、では23年度なかったのかというと、それはあつたはずでありますので、なぜこういう、比較するのに比較しづらいですね、やっぱり同じ項目で提示をしていただかないと、そういう点ではどうなっているのかということ。

それと、昨日も議論しましたが、やはり医師3名体制と、それから坂田先生の今までの思いを、この介護計画には私は反映していないと思っておりますが、そういう理解でいいか。

それと、この計画書の39ページを見ますと、第4期、第5期の段階といますか、保険料負担の段階が書かれておりますが、対象者の割合がまったく同じであります、これね。こういうのはやっぱり今まで徹底的にこういう数字で動いてきたのかどうなのかわかりませんが、本当にこういうとらえ方でいいのか、そう思ったんです。思ったというのは、今年の予算書、24年度の予算書を見ると、町民税が624万9千円増えているんです。そうすると、税が増えるということは、それだけわれわれの所得が増えている、その増えている

部分がこの段階に反映されていないのではないかなという気がしましたので、お尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えしたいと思います。

まず第1点目でございますが、第5期の介護保険事業計画の策定の段階で、部分会議なり全体会議、どのくらい行ったのかということでございますが、部分会議につきましては3回の会議を開催してございます。また策定委員会につきましては、全体会議でございますが、策定委員会は2回開催をし、ご意見をいただいております。

次に2点目でございますが、民間からのお話のある施設をどのように本計画に反映させているのかというご質問でございますが、現時点で想定されるということで考えております施設のうち、第5期の中で2年目にその利用の70%、3年目にその施設利用の90%を見込んで介護給付費を積算してございます。

3点目でございますが、地域支援事業費の項目が介護保険事業計画の中にあって、資料編のほうに入っていないということでございますが、地域支援事業費につきましては、介護給付費の3%以内で、地域包括支援センターや介護予防のために使う経費でございますが、介護給付費とは直接関係がないということで資料編のほうには記載はしてございませんでしたので、ご理解をいただきたいと思っております。

4点目でございますが、在宅医療サービスについて、この計画の中でまだ反映されていないのではないかとということでございますが、この件につきましては、昨日の一般質問の中でもご答弁申し上げたとおりでございますが、新しい診療所の体制が整いまして、その中で診療所のスタッフ、お医者さんとも含めて協議をし調整をした中で、その対応が可能かどうかの調整をした上で、その対応を取ってまいりたいと考えておりますので、現時点でこの計画には在宅の医療サービスについては記載をしてございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

5点目でございますが、計画の中で第4期と第5期の介護保険事業計画の段階の中での対象者の割合が同じということでございますが、これにつきましては、第4期の計画段階のとらえ方でございますが、23年4月1日現在の被保険者数をもとに所得段階を、割合を記載してございます。また第5期につきましては、24年度の被保険者数2,973人をもとに、所得割合を積算して推計をしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 2年目で70%、3年目で90%ということですが、これの、いわゆる介護予防サービスと介護サービスの見込みが、35ページ、36ページで書かれておるわけですが、具体的にこの何で、例えば老人ホームで増える、あるいは在宅で増えるとか、増えているところはあるわけですから、それをどういう施設といいますか、介護が新しく進出してくる関係があって増えているんでしょうから、それをもっとわかりやすく説明をしていただきたいと思っております。

それと、37ページを見ますと地域支援事業費2,600万、2,800万とこうなっておりますが、それも介護給付費等と足されて、合計で9億837万ですか、9,830万。9億なんぼになっておりますが、ここでは全体の額に入れておるので、その地域支援事業費が第4期と

第5期で取り扱いが違っているのか。

それと、今も説明を受けましたが、23年度、24年度、1日でやっていると、人数に応じて案分したということですが、人数の案分はいいでしょう。ただ、本当にこの第1段階の人、第2段階の人のパーセントがまったく同じというのはどうなんだと、24年度にしてみれば、町民税が、所得が上がるから町民税が増えるわけですから、そういう、これもなかなか、予測はなかなか難しいでしょうが、まったくすべての段階が同じというのは、機械的に分配したとしか取れないわけでありますので、もっと説明をしていただきたいと思えます。

それから、基金であります、3,000万、これは負担軽減のために一挙に上げないために3,000万、そうすると今4,000万なので、1,000万くらいしか残らなくなるわけですが、そうすると第6期計画では、いわゆる保険料負担軽減のための財源がなくなってしまうわけですね。そこで、例えば財政調整基金だと標準財政需要額のどうのこうのとか、国保の基金もそれぞれの標準というものがお出されておりますが、この介護保険ではそういうような標準といいますか、それがあるのかないのかをお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 再質問にお答えをいたします。

第1点目でございますが、新たに想定される施設の利用見込みの具体的にということですが、例えば36ページでございますと、下から10行ほどに、地域密着型サービスの計がございまして、その下に小規模多機能居宅介護というものがございますが、これにつきまして25年度、26年度ということで給付費が発生してございます。

○議長 ベッド数が増えるとか、施設が増えるとか、そういう具体的な形で。

○健康福祉課長 大変失礼しました。これにつきましては、利用給付費でございますが、現在想定しております施設につきましては、全員協議会の中でご説明申し上げましたが、介護付き有料老人ホームで20床、グループホーム、ツーユニットで18床、小規模多機能型居宅介護施設、ショートステイ9床で、デイサービス15名ということで想定してございまして、これに関しまして2年度目に70%、3年度目、最終年度でございまして90%の利用率を見込んでございます。

続きまして、2点目の地域支援事業の取り扱いでございますが、これにつきましては、純粋な保険給付費を積算する段階と、介護給付費をもとに保険料を算定する場合と、扱いがちょっと異なりますので、37ページに書いてございますのは、介護保険料を積算する前の段階の基礎数値ということで、地域支援事業費も含めた中で保険料を算定してございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、第4期計画の保険料段階と、第5期計画の保険料段階、所得に応じた対象者割合が同じということでご指摘がございましたが、介護保険事業計画につきましては、現在のデータをもとに第5期の数値を推計しているものでございまして、所得割合につきまして、なかなか推計も現在の状況ですと難しい状況がございまして、推計として同じような割合で計画にさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、第4点目でございますが、介護給付費の基金でございますが、第5期計画の中で保険料軽減のために3,000万円を繰り入れして保険料軽減を図るということでございます。

が、4,000万のうち、3,000万円、残り1,000万円余りということになるわけですが、保有標準というのはあるのかというご質問でございますが、介護保険の給付費の基金につきましては、国保の基金のように最低保有額なり、保有標準となるものはございません。基金につきましては、さまざまな隣接市町村を聞いてみますと、基金残高がなく、保険料を上げざるを得ないというようなことも聞いておりますし、西会津町の場合、本町の場合、第4期で3,000万円あったうちの2,000万円を、基金を繰り入れいたしましたし、また第5期では、4,000万円から3,000万円を繰り入れしたということでございまして、第5期中である程度の譲与金が出た場合には、さらに第6期に向けての保険料の軽減対策というものを図ってまいりたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これを見ただけではわからないわけなんです、私は。ですから、例えば有料老人ホームが24年度に、25年度に受け入れて、営業というか、そこで受け入れて、受け入れられると、そういうような数字、例えば特定施設入居者生活介護、24年度で45人、25年度で144人、この特定施設入居者生活介護というのは、施設の具体的な名前、どういう人がこれを利用するのかというのが、新しく入る、参入しようとしているその施設とこれが合わなくてはならないでしょうから、これでは理解できないから、例えば、有料老人ホームの増える分はここですと、そういうような説明をしてもらわないと理解がなかなかできないということ。それで、地域密着型サービスも24年度は0人で、25年度で一挙に144人と、この根拠、この施設の名前といいますか、どういうようなサービスをするところか。そして、その下の認知症対応型共同生活介護、24年度は116人、25年度が260人、こういう倍以上の数字が出ていますので、どういう施設で、町が設置している施設では増えないわけですから、そこを、これは最初から説明してもらいたかった。私は民間参入、拒むものはないと思っておりますが、ただ、町の施設と競合するのは困るんです。お互いの補完をしあう、そういうふうな狙いをもって民間参入を誘導していくと、町がリードして引っ張っていくというならわかりますが、そういうことがなしに、もしされるとなるならば問題があるから、この具体的なところを、施設名、どういう人が利用するんだか、一挙に0が144人、なかなか理解ができないので、それを説明をしてくださいと言っているわけでありませう。

あと、その介護料を算定するのにあたって、地域支援事業費というものをに入れて算定しているというその答弁に受け取ったわけですが、それでは資料編の23年度までに出てこないというのはどういうことかなというふうに思いました。これはたいしたことではないですが、ただ、入れると、入っていないと大違いになりますのでお願いをします。

あと39ページで、さっきの段階の割合が同じだと、これはそうすると、第4期は、見通しどおりの対象割合で推移したのか、1段階が0.9できたのか、そういうのを例えば基準となるのが第4でしたか、この37.8というのが動かなかった。そういう検証をしたことがあるかないかをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、基金の説明がありましたが、剰余金が出ればとおっしゃいましたが、この保険料の算定にあたっては、剰余金も念頭において算定をしたのか、そこをお尋ねいたしま

す。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何回もこの民間参入や、あるいは施設介護の件で申し上げれば、私はこれから西会津町の中である施設介護や、あるいはこれから西会津町に住んで、将来いろんな介護の状態になっても住みたいということについては、この町の中でいろいろ対応するということは、やっぱり基本的な考え方を踏襲していきたいなというふうに思っているんです。

しかし今は、介護保険法になってしまって、これはいろいろな申し込みをやっている、その度数によって、度によっていろんなところに振り分けられるわけなんですよ。必ずしも施設介護がきちとしたからといって、西会津町ですべてそれ町優先だということではないはずなんです。

そういうことを踏まえれば、やはりこれから西会津町が財政的なものを考えた中で、新たなものは建てないけれども、いろんな民間参入をしていただくということになれば、そういう対応をする。

もう一つは、やっぱり考えなくてはいけないのは、これからの地域密着型の、例えば痴呆性のかたがたをグループホームで対応する場合に、1カ所で何もすべてきちっと整備されたものだけではないはずなんです。例えば、地域別に、もしこれからの将来、例えばその地域でそういうグループホームができる、そういうことであれば、その地域の中でだってこれからも対応できるのではないかと。今後やっぱりそういうことを踏まえながら、分散型で考えるということも一つの方法なのかもしれません。

ですから、今回は新たに第3期、3年間の計画を組んだわけでありまして。その中で最大限対応する、その推定の中であつたわけですから、きちとした方針を出せといつてもなかなかこれは、そのつどそのつど状況によって変化してきているわけなので、この3年計画の中でいろいろ対応していくというのが基本的であります。

そして、基金のことでもありますけれども、これは誰しもが、私もそう実は考えたわけがあります。1,000万しかなかったのが、4,000万になって、3,000万繰り入れたわけです。じゃあ、これまでの第4期をつくったときに、剰余金を目指してそんなことをつくってきたのかと、こういうことになるわけですよ。そんないい加減な対応はやっぱりできないわけですよ。というのは、本当に納めていただくかたの状況を考えるときに、大きな負担になるわけです。ですから、最大限やはり町として精査をしながら、あるいは隣接市町村との対応を考えながら、それ以上高くないようにするためには、介護保険の基金を極力ここに投入していこうじゃないかということで基金を投入してきたわけですから、そのじゃあなぜそんなになってきたのかというのは、年度の途中の中で、その剰余金が出てきたということでもありますから、この設定された中で剰余金を見越して設定をされているなんていういい加減なものでは、私は決してないというふうに、こう皆さんにお伝えしたいというふうに思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、お答えをしたいと思います。

第1点目の特定施設入所者生活介護についてのご質問でございますが、ここの部分がいわゆる介護付き有料老人ホームでございます、25年から144となっておりますが、こ

これは12カ月で144ということでございまして、現在23年でございますが、23年ですと36という数値がございまして、これは現在、町外にある有料老人ホームに入所されているかたの12月分でございます。それが25年度につきましても、20人の定員に対して70%を見込んだ12カ月分ということでご理解をいただきたいと思っております。

同様に、小規模多機能型居宅施設につきましても、12カ月分ということで144を見込んでございます。小規模多機能型の居宅介護につきましても、ショートステイとデイサービスを組み合わせた施設でございまして、1カ月間、ショートステイとデイサービスを繰り返し施設で利用することが可能な施設でございます。

続きまして、地域支援事業についてでございますが、資料編の中の4ページ、保険給付費の実績の中では記載はしてございませんでした。ただ、9ページの中で、介護保険算定にかかる費用の見込みということでは資料編の中で積算をしておりました。実績の中にも含める必要があったということでございまして、大変申し訳ございませんでした。

続きまして3点目は、所得段階の区分の検証をしたのかということでございまして、所得段階の推移につきましても、平成21年から23年まで、それぞれこれまでの実績を検証してございます。おおむね同じような推移でいっておりますことから、第5期につきましても同様の数値で計算をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 質問3回であります。お許しをいただきましてもう1回質問をさせていただきます。

町長からは基金の剰余金、出るような計画ではないと、それみたいなことを言ったから私が言ったわけであって、やっぱり町長の言うとおりになんですこれは。剰余金を見越して計画を立てるなんて計画あつてはならないわけです。ただ、実績を見ますと、第4期3年間はすべて計画を下回っている実績なんです。この3年間の合計を見ますと、8,521万5千円が見込みよりもかかっている。ですから、この20%、にはち16,1,600万と計算すれば、なるほど基金は第4期で増えたんだと、かつてはなくて、一般会計から借りて、経費に充てたりなんなりしたこともありますから、なかなか算定そのものも難しいでしょうが、ただ、第4期では見込みよりも、すべての年が下回っていたと、そこら辺もやはり頭に入れておいてほしいなと思っております。

それと、今説明を受けました、私が心配をしているのは、町がつくった施設と、この民間がきてやる競合する部分があるのかなのか、有料老人ホームはありませんから、これは競合しませんが、ショート、デイサービスの25年度の144というのは、これはどうなんですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

まず第1点目の実績の中でのお話でございますが、介護給付費につきましても、利用料を見込んでおりますが、利用率、利用量について計画を下回った場合には、若干収入と支出の差異が生じるということもございまして。

次に、競合する部分があるのかということでございまして、小規模多機能型居宅介護、

それから認知症対応型共同介護施設でございますが、競合する部分ということよりも、まず現在の施設入所の待機者の状況、それから居宅介護のサービスの状況から判断いたしまして、不足している状況が見受けられますことから、競合ということではなくて、不足を解消するという意味もございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　私はこの介護保険のことについては、まったく納得いきません。でも、国が上げるから、じゃあ仕方がないのかというのでずっときてみると、やはりいろいろな問題点が出ているということです。今いろいろと皆さんの意見を聞いてみると、まったくはつきりしないことがいっぱいあるということです。それで、一番カチンときたのは、やっぱり全国平均の値上げ料よりも、うちのほうが多いということです。なぜこんな例題を出したのかというと、ここの辺が引かかったんです。それで、政令都市あたりでみると、5,600円とかあるんですが、5,300円、これくらいあります。でもやはり、われわれにしてみれば、年金者の人に見れば過酷な負担増です。おそらく介護を受けないという人が多くなると思う。そういう点でやはりこの法案は、もう少しよくわれわれのために、よくつくってほしいということです。したがって、介護保険料からはずされてしまったり、そういうことが出てくる、そういうものに対しては、やはり断固として私は反対したい。こういう気持ちでおりますので、皆さん、この法案について皆さんのご意見をひとつよろしくお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長　次に原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長　これにて討論を終結いたします。

これから議案第5号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長　起立多数です。

したがって、議案第5号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時56分)

○議長　再開します。(13時00分)

日程第6、議案第6号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第6号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに条例改正の概要について申し上げます。

今回の条例改正の主な内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、公営住

宅法の改正に伴い町営住宅の入居資格から同居親族要件を削除するものであります。それでは、条例の説明をさせていただきます。併せて議案と一緒に、条例改正案新旧対照表の10ページをご覧くださいと思います。

西会津町営住宅条例の一部を改正する条例。西会津町営住宅条例の一部を次のように改正する。

第6条は、入居者の資格について規定しているものであり、公営住宅法の改正により、同居親族があることについて削除するものであります。また老人等の条文につきましては、同居親族要件の特例を規定したもので、今次改正により同居親族要件を削除することにより、特例事項を削除するものであります。入居要件を規定した各号については、第1号の同居親族要件について削除することから、第2号以下について繰り上げるものであります。

第7条は、第6条で入居条件について繰り上げたことによる号の改正と特例事項の削除であります。

第29条は6条で入居条件について繰り上げたことによる号の改正であります。

次に附則であります。施行期日の規定です。本条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　この条例によりまして、入居の要件が緩やかになるということは、今後の利用者増がまた見込まれるような感じがいたします。そこで、現在の入居者の状況、入居状況をお尋ねします。結婚祝金の替わりになるために定住促進策で、結婚されたかた、半年間町営住宅の家賃を補助するというような施策もあるわけなんです。なかなかその町営住宅に、いっぱい入れないというような状況があるのかなというふうに私も感じておりますし、現在ある町営住宅の老朽化した部分の改修計画、あるいは今後の増やすような計画はあるのか、その点も併せてお尋ねをいたします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答えいたします。

住宅の入居の状況であります。下小屋住宅が24戸のうち24戸入っております。西原住宅が48戸のうち47戸、西林東が30戸のうち29戸、定住促進が30戸のうち29戸と、このような状況になっております。住宅のこれからの増築ということでございますが、今のところそういう考えはございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長　8番、青木照夫君。

○青木照夫　今の説明では、同居親族が削除ということで、緩やかになったという今説明の中で、現在これを、条例を策定することによって待機者というかたは、罹災者という形になるかと思いますが、そういうかたの申し込みとかあって、こういう条例案を出されたのか、また、たぶん今の説明の中では、そんなに幅がないようではあります。その辺の、これを条例をすることによって増える可能性についてはどのような考えでおられますか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　本条例の改正につきましては、先ほど申しましたように、住宅法の改正によりまして改正するものでございます。それで、これによりましてどのくらい入居者が増えるのかということでございますが、募集実績を申し上げますと、22年の7月に3戸募集して2名の応募、同じく9月に5戸募集しまして2戸、11月が5戸のうち3戸入居、23年3月に5戸入居の2名入居、11月が2名のうち2名応募と、24年の2月に1戸募集いたしまして入居はありませんでした。このような状況でございますので、町営住宅につきましても、最近空きが少ないというようなことでございますが、これから入居が増えるということも考えられますが、今のところ横ばいの状況で推移するのかなというふうを考えております。

○議長　8番、青木照夫君。

○青木照夫　その内訳をちょっと伺いたかったんですけども、その中には、応募者というのは罹災者のかたはいらっしゃるのか、なかったのかということ。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　罹災者というのは、今回の原発事故での罹災者のかたということでございますか。そのかたにつきましては、今まで7戸入居しております。今のところ罹災して入居したいという応募についてはございません。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　法が改正されたから、それに合わせて町の条例の改正ということですが、こういうふうにした背景といいますか、なぜ削除するようになったか、その背景。

それと、実際、西会津ではこの同居親族の定めによって、入れなかったようなケースがあるのかなのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　この法の改正につきましては、入居条件の緩和をすることで、住宅困窮者のかたに広く町営住宅を提供するという考え方で改正になったということでございます。

なお、今まで同居親族がいなくて入居できなかったということのご質問でございますが、平成8年に公営住宅法の附則が改正になりまして、その時点で過疎法によります過疎地域につきましては、同居親族の入居については、当分の間、適用しないというようなことで、平成8年からは同居親族はなくても入居を認めているというような状況でございます。それによりまして、今まで同居親族がいなくて入居できなかったというのはありませんでした。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第6号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第14次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第7号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第14次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、各種事務事業費の精査を行うほか、年度内に完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越しして実施ができるよう繰越明許費の設定をお願いすること、また地方債につきましては、事業費の決定等に伴い、調整を行うものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成23年度西会津町の一般会計補正予算(第14次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,078万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,577万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。10ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入であります。1款町税、1項1目個人町民税1,000万円及び2目法人町民税1,500万円の増は、景気の回復基調により増となる見込みであります。2項1目固定資産税700万円及び4項1目たばこ税700万円の増は、実績見込みによる増であります。

11款分担金及び負担金、1項3目災害復旧費分担金768万5千円の減は、農地及び農業用施設災害復旧事業について、補助率増嵩に伴い受益者分担金が減額となるものあります。2項1目総務費負担金201万6千円の減は、ケーブルテレビ加入負担金の減であります。

12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料168万9千円の増は、地上デジタル放送への移行に伴いケーブルテレビ加入者の増によるものなどあります。2目民生使用料211万円の減は、へき地保育所における入所児童の減などによるものであります。

次に、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金2,453万6千円の減は、子ども手当の制度改正による国費負担分の減などあります。2目災害復旧費国庫負担金642万1千円の減は、災害査定結果によるものであります。2項4目教育費国庫補助金388万5千円

の増は、へき地児童生徒援助費等補助金の増などであります。

次に、14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 747 万 4 千円の減は、子ども手当の県費負担分と災害救助費繰替支弁金、国民健康保険の保険基盤安定負担金の減などであります。2 項 1 目総務費県補助金 224 万 7 千円の増は、電源立地地域対策交付金の増と、携帯電話等エリア整備事業の減などであります。2 目民生費県補助金 545 万 5 千円の減は、高齢者施設スプリンクラー緊急整備推進事業の減などあります。4 目労働費県補助金 386 万円の減は、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業の確定による減であります。5 目農林水産業費県補助金 1,694 万 2 千円の減は、林道整備事業と森林整備地域活動支援交付金などの決定による減であります。8 目教育費県補助金 432 万 1 千円の増は、学校給食の放射能物質検査を行うための、学校給食検査体制整備事業の新規計上であります。9 目災害復旧費県補助金 3,875 万 4 千円の増は、農地農業用施設災害の増などあります。3 項 1 目総務費委託金 646 万 6 千円の減は、県議会議員選挙の無投票による減であります。

15 款財産収入、1 項 2 目利子及び配当金 38 万 9 千円の増は、各種基金利子の見込みによる増であります。

16 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金 228 万 5 千円並びに 2 目ふるさと応援寄附金 432 万 5 千円は実績見込みによる増でございます。

17 款繰入金、1 項 1 目住宅団地造成事業特別会計繰入金 665 万 1 千円の減は、住宅団地の分譲が 2 区画予定したうち 1 区画となったことによる減であります。

次に、19 款諸収入、5 項 4 目雑入 1,370 万 6 千円の減であります。スプリンクラー設置工事に係る福祉会からの負担金減などあります。

20 款町債、1 項 1 目辺地対策事業債 1,350 万円の減は、林道開設事業や町道改良舗装事業の減などあります。2 目過疎対策事業債 5,170 万円の減であります。消防施設整備事業や地域情報基盤高度化事業、スクールバス整備事業などの事業費確定による減でございます。4 目災害復旧事業債 3,780 万円の減は、事業費の決定見込みによる減でございます。

次に、21 ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

まず、1 款議会費、1 項 1 目議会費 58 万 5 千円の減は、議員報酬の減でございます。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 1 億 2,305 万 9 千円の追加であります。今次補正予算の歳入歳出を調整した結果、1 億 1,746 万 2 千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることと、東日本大震災に係る町への寄付金について、東日本大震災復興基金に積立を行いまして、後年度復興事業に充当するため、571 万 1 千円を計上するものであります。6 目企画費 1,156 万 3 千円の減であります。携帯電話鉄塔整備にかかります工事費確定の減でございます。11 目ケーブルテレビ運営事業費 1,180 万 2 千円の減は、ケーブルテレビ高度化事業のうち、上谷地区を新年度に実施するための減額などございます。次に、4 項 3 目県議会議員選挙費、それから 4 目の町議会議員選挙費、5 目の農業委員会委員選挙費等は、決定による減でございます。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 507 万 1 千円の減であります。国民健康保険特別会計への繰出金の減などあります。3 目老人福祉費 4,726 万 3 千円の減であります。介護老人保健施設等スプリンクラー設置工事費と介護保険特別会計繰出金の確定

等による減でございます。5目障がい者福祉費 251 万 7 千円の減であります。各種障がい者対策にかかる事業費の調整であります。2項2目児童措置費 2,726 万 5 千円の減は、子ども手当にかかる精査などであります。3項1目災害救助費 954 万 9 千円の減であります。東日本大震災被災者受け入れ等に伴う不用額の減であります。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費 224 万円の減は、簡易水道等事業特別会計繰出金の確定等による減などあります。2目予防費 273 万 3 千円の減であります。各種予防接種事業にかかる確定の減であります。

次に、5款労働費、1項1目労働諸費 391 万 9 千円の減であります。緊急雇用創出基金事業にかかる不要額の減でございます。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費 324 万 8 千円の減は、農業経営者海外派遣研修事業補助金の減などございます。2項1目林業総務費 551 万円の減であります。森林整備地域活動支援交付金の決定等による減でございます。2目林業振興費 2,085 万 6 千円の減であります。林道開設事業工事の決定による減でございます。

次に、7款商工費、1項2目商工振興費 105 万 3 千円の減であります。中小企業融資制度資金利子補給補助金や町内企業支援補助金などの不要減の見込みによる減額でございます。3目観光費 136 万 2 千円の減であります。地域力創造事業にかかるアドバイザー謝礼などの減でございます。

次に、8款土木費、1項2目道路維持費 109 万 9 千円の減であります。道路台帳補正委託料の減でございます。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費 1,260 万円の減であります。喜多方地方広域市町村圏組合が整備をいたしました消防指令台にかかります負担金の決定による減でございます。

次に、10款教育費、1項2目事務局費 417 万 3 千円の減であります。スクールバス購入費の決定による減などございます。3目学校給食費 529 万 5 千円の追加であります。給食用食材の放射性物質検査機器の購入費と検査を行うための臨時職員賃金などを追加するものであります。このほか、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の減につきましては、それぞれ各種事務事業の精査に伴う調整でございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費につきましては、災害査定等による事業費の決定による減額でございます。

次に、12款公債費、1項2目利子 702 万 8 千円の減でございます。見込みによる不要減でございます。

次に、6ページにお戻りをいただきたいと思います。

6ページでございますが、第2表繰越明許費でございます。今次の補正にあたりましては、今冬の豪雪の影響や、用地交渉等に不測の日数を要したこと、また年度末に新規事業の決定がなされたことや、災害査定が降雪前であったことなどによりまして、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2款総務費、1項総務管理費のケーブルテレビ高度化事業第2期工事 1 億 4,606 万 3 千円につきましては、豪雪の影響により、電柱及びケーブルテレビ線の撤去等に遅れ

が生じているものであります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費の町道改良舗装事業1億3,358万4千円でありますが、このうち町道野沢柴崎線におきましては、地質調査により盛土及び法面工法の選定に不測の日数を要したこと、それから下條線及び漆窪線につきましては、用地・補償交渉に不測の日数を要したものでございます。4項住宅費の生活環境づくり支援事業1,703万9千円でございますが、平成23年度に事業を補助の決定をいたしました、24年度に事業を実施したいというかたがおいでになりますので、この分を繰り越しをお願いするものであります。

次に、10款教育費、1項教育総務費の学校給食検査体制整備事業485万6千円でございますが、補助の決定が年度末になったためでございます。4項社会教育費の橋屋遺跡発掘事業969万2千円でございますが、昨年11月に試掘調査を行った結果、本調査が必要となりましたことから、本年1月の議会臨時会におきまして補正予算をいただいたところでございます。降雪等によりまして実施ができなかったことによりまして、雪解けを待って速やかに行うことができるよう繰越明許費をお願いするものでございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業1億8,470万2千円と林道施設災害復旧事業1,512万1千円及び2項公共土木施設災害復旧費の道路橋りょう河川災害復旧費4,741万1千円でございますが、災害査定が降雪前であったことから、発注が降雪時期と重なり、年度内に完成が見込めないことから、繰り越しをお願いするものであります。

次に、3款地方債補正でございます。変更であります。それぞれ、辺地対策事業費、過疎対策事業費、災害復旧事業費につきまして、事業費の決定等により、限度額を減額するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　町債は決定によって減額とおっしゃいましたが、1億からの減額でありませんが、事業に影響を及ぼしたのか及ぼさなかったのか、それをお尋ねをいたします。

また、歳入でへき地児童生徒費等補助金ということで、394万が計上されておりますが、この内容についても説明をしていただきたいと思っております。

農地災で、県からの農地災のお金が4,268万7千円のプラスであります。歳出では農地災1,075万8千円の減額ということでもあります。繰越明許等も関係しておるわけですが、こちら辺の農地災、なぜ県からの収入が減って、支出が減ったのか、わかりやすく説明をしていただきたいと思っております。

それから、子ども手当でかなりの減額をしておりますが、これはやむを得ないわけですが、実際、保護者にはどういう影響がこれによってあるのか、そこも併せてお答えをいただきたいと思っております。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　私のほうからは起債の関係につきましてお答えをさせていただきます。

今次の補正によりまして、総額で1億300万ほど減額となりますが、いずれの事業につきましても、一部繰越明許費で繰り越しをお願いする部分がございますけれども、予定した、計画した事業につきましては、計画どおり進んでいるということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 農地災の県補助金と歳出のほうの事業費のほうでの、事業費が減って補助金が増えたのはどういうことかということでのおただしでございますが、農地災害につきましても、今回、激甚災の指定になりまして、高率補助の適用になりました。それで当初みていた補助率より、補助率が上がったもので、補助金のほうは増額になりましたが、工事費のほうは減額になっても、補助率が上がった分余計になったということで、県の支出金が増えたということでございます。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 へき地児童生徒援助費等の補助金についてのご質問にお答えしたいと思います。

これは文部科学省の補助事業でありまして、いわゆるへき地等の学校教育の円滑な推進に資するためというようなことで、今回、申請しましたのはスクールバスの購入費であります。当初、29人乗り2台を要望していたわけですがけれども、また国庫補助金として250万円ほど見込んでいたわけですがけれども、今回の統合小学校に伴うスクールバスの運行計画の見直しの中で、15人乗り4台を購入したところでございます。また今回、統合小学校にかかわるバス購入費ということでありまして、補助率も2分の1というようなことにかさ上げになったところであります。

したがいまして、4台の購入額が約1,300万円でありまして、その2分の1で、だいたい640万ほど国のほうから補助金として入りましたので、当初の250万円に390万ほどかさ上げになったというような状況でございます。

以上であります。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは子ども手当の影響はということでお答えをしたいと思います。

23年度の当初でございますが、0歳から15歳まで、中学生まででございますが、月額1万3,000円の子どもの手当でございました。制度改正がございまして、法律が変わりまして、23年10月からでございますが、0歳から3歳児までは月額1万5,000円に変わりました。4歳から小学生12歳までですか、月額1万円に変わりました。また中学生、15歳まででございますが、月額1万円に変更になりました。ただ、4歳から小学校の6年生までで第3子以降の子どもさんには月額1万5,000円ということで、金額がそれぞれ変わってございます。この金額が変わったことでの影響ということでございますが、現在、私ども今の段階では金額が変わったことでの影響を検証しておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町債ですが、それは決定で、最終的には決定で町債の金額が決まるわけですが、ただ、全体で1億という大金が起債を使わなくても、喜ばしいことではあるわけで

ありますが、ただ、こういうような残金を多く出した場合、次年度以降の町の起債の計画に影響はないのか、もっと西会津の起債は精査をしてくださいというような県からの指導が、余計な心配をしているわけですが、そういうことはないのか。それがあればお答えをいただきたいと思います。

災害であります、あくまでも事業は町が発注して、それによって補助率が高くなった分だって町の歳入に入るんじゃないんですか。激甚災害に指定されたから俺らの負担は少なくなった。それがマイナス。その分はやはり町の予算に国からの分が増えるのではないかなと、そこら辺の仕事は計画どおりできる、自己負担は少なくて済むというのはわかっていますが、なぜ歳出で減るのかなと、その工事そのものはやるわけですから、歳出は減らないのではないかなと、逆に国からの補助金といいますか、それが増えてしかるべきではないのかなと、それは予算に表れなくていいのかということでもあります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 起債の関係でございますけれども、予算書の19ページをご覧くださいますとおわかりになるかと思いますが、起債については、今回の調整についてはすべてハード事業ということでございます。このうちの過疎対策事業債の中で、地域情報基盤高度化事業につきましては、平成24年度に実施をすることになりました上谷地区の分で減額ということでございますが、そのほかの各種事業につきましては、それぞれ入札等によりまして、事業費が決定したということで、いわゆる請差処理をするための調整でございます。

それで、翌年度にこの減額が影響しないかということでございますけれども、議員もご承知のように本町につきましては、実質公債費比率が18%を下回っておりますので、これが18%を超えておりますと、県の知事の許可を得ながら起債を起すということになりますけれども、18%を下回っておりますので、いわゆる届出で起債を起すことができるということでございます。

したがって、今回、請差処理で1億の減額というものが出ますが、これは後年度に影響は特にありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 農地災のご質問にお答えいたします。

今年度は激甚の指定を受けまして、法律増高ということで、農地災で92、施設災で96ということで、かなり高額な補助率となりました。それによりまして、当初は農地だと50%とか、施設だと65%の補助でございましたが、それよりも30%とか、40%増高になっておりますので、県の補助金自体は上がるわけですが、事業費としては下がっておりますが、その事業費に対する補助金が上がっておりますので、補助金のほうは増額になって、事業費のほうは減額になっているわけなんです。そういうことでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 建設水道課長とは、あとで私、勉強させていただきます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 17ページの歳入での寄付金です。これの内容をお知らせいただきたいと思えます。

それから、あと23ページの補助金であります活力ある地域づくり支援事業補助金、これ

116 万の減です。この事業の取り組んできた件数ですね、あとそれぞれの内容、どのような事業を、それぞれの各自治区ですか、集落においてなされたんだと思いますが、それらの内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、寄付金の関係につきましてお答えをしたいと思います。

まず1目の一般寄付金でございますけれども、補正後の金額で228万6千円ということになります。件数で19件ございまして、このうち大きく分けますと東日本大震災に使っていただきたいというようなことでいただいたのが8件、162万3千円ほどございます。7月に発生いたしました豪雨災害、こちらに使っていただきたいということでいただいたのが6件、46万円。そのほか、いわゆる本当の一般的な寄付金として5件、20万と3千円ということでございます。

もう一つのふるさと応援寄付金でございますが、こちらも同じように震災と、それから豪雨と、それから本来のふるさと応援寄付金という形に分かれます。これまで20件の応援寄付金がございます、うち14件、435万8千円が東日本大震災に使っていただきたいということでございます。それから、豪雨災害で1件、これは3千円でございます。この一般寄付金とふるさと応援寄付金の中に、それぞれ東日本大震災とそれから豪雨災に使ってほしいという同じ趣旨の目的で寄付がございまして、この大きな振り分けの視点としましては、一般寄付金のほうで受けたものにつきましては、いわゆる町が、例えば全国町村会だとか、県町村会、あるいは議長会、そういったところから町が加入している団体からいただいたものについては、一般寄付金ということで受けさせていただいております。

それから、いわゆる一般の皆さんからいただいた寄付金につきましては、それは寄付をしていただいたかたの思いを、ふるさとの支援ということで、ふるさと応援寄付金として受けさせていただいております。

それから、ふるさと応援寄付金の中で、純粋なふるさと応援寄付金というものもございました。これが5件で26万4千円ということでございます。これらが一般寄付金とふるさと応援寄付金の内訳でございます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 活力ある地域づくり支援事業の内容についてのご質問にお答えいたします。

まず平成23年度採択の件数が合計で6件でございます。それから、それぞれの団体の活動内容でございますが、まず一つ目としまして、申請者が町商工会ということで、事業内容につきましては、ふるさと自慢館及び道の駅に街中観光案内システムを設置してございまして、その充実を図りながら、野沢の街中への誘客と商店街の活性化を目的とした事業でございます。

それから二つ目でありまして、西会津ノルディックフィットネスクラブであります。これにつきましては、ノルディックウォーキングのイベント等の開催によりまして、交流人口の拡大、さらには誘客を促進するといった内容でございます。

それから三つ目でございますが、子どもの森づくりという組織でありまして、これにつきましては、自然との共生を推進するため、荒れた森林を開墾しながら、植林を子どもた

ちと一緒に行って、自然の大切さを一緒に学んでいくと、都市部の子どもたちとの交流を進め、地域の活性化を目指す、そういった事業でございます。

それから四つ目でございますが、野沢街中再生プロジェクトでありまして、このプロジェクトにつきましては、六斎市等の開催によりまして、特産品の開発販売を行いましたり、あと町並みの景観づくりを行いながら、街中に賑わいを取り戻すといった目的でございます。

それから五つ目につきましては、奥川地域づくり会議ということで、この団体につきましては、奥川産の農産物、山菜等を活用した加工品開発販売、さらには奥川の景観整備等をとおして、奥川の地域の活性化及び交流人口の増加を図ると、そういった目的で事業を展開してございます。

それから六つ目でございますが、最後に上谷地区の天空の里という団体でありまして、この団体につきましては、地域資源、山菜等を活用した特産品開発、それから豊富な水資源を利用した地域の活性化ということで、同じく交流人口の拡大を図りながら地域の活性化を図ると、そういった団体、合計6団体であります。なお、6団体で補助金の総額が183万4千円ということになります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 ふるさと応援寄付金についてでございますが、これについては、前からもいろいろ町外に住んでおられるかたがたに、これを納税を地元の市町村に納めるものを町に納めてもらったかどうかということを書いてきたわけですが、それらについては、それらの手立てというか、PRというか、それはやられたことはありますか。

もう一つ、今の地域づくりですけれども、これについては、当初、予定件数、どのくらいとか、これ上限50万くらいだったかと思うんですが、の予定と、あと各集落とか、そういうところにPRなり働きかけとか、そんなことはされたことありますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ふるさと応援寄付金のPRのご質問でございますけれども、これまで町外に住んでいらっしゃるかたに対しましては、一つは在京西会津会の皆さんへのご案内、あるいは町の広報誌を希望されているかたがいらっしゃいますので、そちらのほうに広報と一緒に同封をさせていただいたり、あるいは各物産販売のいろんな機会がございますので、そういったところにも持参しながら、西会津町への協力をお願いしてきたという経過がございます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 当初予算で300万計上してございまして、限度額、1団体当たり50万ありますので、当初6団体程度と見込みを立ててございました。それで実績的には、50万、限度額交付した団体が6団体のうちの3団体ということで、残りの3団体については、50万を下回ったということで、今回の減額補正になったわけでございます。

それから、集落等へのPRというご質問でございますけれども、この事業、募集をかけたときには、全戸配布のチラシで周知を行ったり、あとケーブルテレビ等でも周知を図ったところでございます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 土木費の繰越明許費の中で、下條線と名前が出たんですけれども、これはおろくや団地からよりっせのほうに抜ける道路なんですか、そして予算はどのくらい計上なさっているのでしょうか、教えてもらえますか。救急車が入らないということをやっていると思うんですけれども。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下條線のご質問にお答えいたします。

下條線につきましては、俗にいう、おろくや団地ということで、あそこの町道野沢中央線から、よりっせの後ろにあります消防屯所のところに抜ける、あの道路でございます。それで、予算でございますが、今回繰り越す額につきましては、あそこで家の移転がございまして、その家の移転費用といたしまして、約、ちょっと額については調査いたしまして、あとでお答えいたします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第14次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第14次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 議案第8号、平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明いたします。

はじめに、補正の概要について申し上げます。住宅団地の分譲につきましては、問合せの中で、面積の小さい土地の購入を希望されるかたもおられることから、未分譲区画の分割を実施するとともに、新聞等への広告や、将来、福島県への定住や二地域居住を考えているかたが訪れる、福島ふるさと暮らし情報センターにおける情報提供、さらには世田谷区や横浜市等で開催される物産展等でのチラシ配布など、分譲の促進を図ってまいりました。

その結果、平成23年度の分譲見込みは1区画となり、当初2区画の分譲を予定しておりましたことから、歳入では土地売却収入を減額するとともに、歳出では一般会計への繰出金をはじめとした関係する経費を減額するものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成23年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、739万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ740万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

まず、歳入であります。2款財産収入、2項1目不動産売払収入861万円の減額であります。これは、当初2区画の分譲収入を見込んでおりましたが、1区画の分譲見込みとなったことから、減額するものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金119万1千円の増額であります。これは、前年度繰越金を追加計上するものであります。

4款諸収入、1項1目雑入2万2千円の増額であります。これは、団地内街路灯電気料の受益者負担分の増と、分譲地の登記を町で行ったため、その手数料を新たに計上するものであります。2項1目町預金利子1千円の増額であります。確定による追加計上であります。

次に5ページをご覧ください。歳出であります。

1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費739万6千円の減額であります。これは、事業費の確定見込みによる旅費、役務費等の減額及び一般会計繰出金の減額であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　この住宅団地の特会、予定していた数が売れなくて、1区画の分譲に終わったということですが、よその、ほかの自治体の話をしてもしょうがありませんが、ほかの自治体の住宅団地においては、このたびの被災者、震災の被災者が移住される場合の特別な割引料金等を設定している自治体もあるようなんではあります。そういうのは、今のところ検討されていることはないんですが、今後そういうことを予定することはないのか、お尋ねしておきます。

○議長　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　お答えいたします。

今の被災者が町においでになって、住宅団地を求めたときの優遇制度と申しますか、それにつきましては、町としても現在検討中でございます。なかなかその土地の値引きという点では難しい点がございますけれども、そういった優遇制度については、町として現在検討して、前向きに検討しているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第9号、平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成23年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,670万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。5ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、2項1目下水道登録手数料1万2千円の減額です。下水道接続戸数が当初見込を下回ったことによる減額であります。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金8千円の増額です。排水設備工事貸付基金利子の増によるものであります。

8款町債、1項1目下水道事業債40万円の減額です。事業費が減額となったことによる減額です。

6ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費6千円の増額です。施設管理にかかる各種経費、宅地内配管工事費利子補給補助金等の調整により増額させていただきました。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費ですが41万円の減額です。工事費・補償費等について、精算見込み額に合わせて調整をさせていただきました。

3ページにお戻りください。

第2表地方債の補正について説明させていただきます。変更でございます。下水道事業

費補正前限度額 4,290 万円から 140 万円減額し、4,250 万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わりますが、原案の通りご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 10 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算でありますことから確定額や支出見込額でそれぞれ精査し、所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 23 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 189 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 362 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

5 ページをご覧いただきたいと思っております。歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 76 万 8 千円の減額は、75 歳以上の被保険者にかかる保険料のうち年金からの特別徴収分の見込によるものであります。

2 目普通徴収保険料 37 万 1 千円の減額は、納入通知書や口座振替による保険料の見込によるものであります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 102 万 8 千円の減額につきましては、システム改修費等の事務費に対する一般会計からの繰入金の減額であります。2 目保険基盤安定繰入金 86 万 1 千円の減額につきましては、7 割、5 割、2 割の保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金で確定によるものであります。3 目健康診査事業繰入金 21 万 1 千円の増額は、見込によるものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 70 万 4 千円の増額は、平成 22 年度から繰越金確定によるものであります。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託収入 21 万 6 千円の増額は、広域連合からの健診受託収入の見込によるものであります。

次に、7 ページの歳出をご覧くださいと思います。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 87 万 8 千円の減額は、後期高齢者医療のシステム改修委託料の減であります。2 項 1 目徴収費 15 万円の減額は、通信運搬費であります。

2 款保健事業費、1 項 1 目保険事業費 23 万 5 千円の追加は、健康診査委託料の見込によるものであります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 151 万円の減額は、保険料や保険基盤安定負担金等の見込によるものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 30 万円の減額は、過年度分過誤納還付金の見込による減であります。2 項 1 目一般会計繰出金 70 万 6 千円は、過年度分の精算による一般会計への繰出金であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1 点だけお尋ねをしておきます。滞納繰越分であります。当初どれだけを見積もって、どれだけ繰越分で納めていただいたのかということをお知らせください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 滞納繰越分に関するご質問でございますが、当初、11 万 3 千円ほど見込んでおりましたが、現在のところ見込める額が 4 万 2 千円ということでございますので、7 万 1 千円を減額させていただくことで計上させていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 11 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。事業勘定・施設勘定ともに、最終補正予算でありますことから、確定額や支出見込額を精査し、所要額を調製したものであります。事業勘定につきましては、歳出の保険給付費のうち一般被保険者療養給付費、医療費負担金が減額となり、退職被保険者療養給付費負担金が増額したものの退職分には国県負担金が含まれず、社会保険診療報酬支払基金でまかなわれることから、歳入は、補助割合、ルール分により、それぞれ減額調整いたしました。

歳出の諸支出金 療養給付費負担金等返還金は、平成 22 年度の療養給付費、医療費の精算による国庫負担金等の返還金であります。通年であれば、6 月に前年度分の実績報告により精算額が確定するものでありますが、東日本大震災の影響から、実績報告が 10 月になり、精算額が確定いたしました。年度後半の医療費等の動向を見極める必要があったことから、最終補正予算での調整となりました。

また、療養給付費、医療費負担金の中に、大きな交通事故による入院治療費等に係る 2 名分の医療費負担金 686 万円が含まれておりますが、示談が成立していないことから、損害保険会社からの第三者行為による損害賠償金が年度内には未収入となる見込であり、国保税につきましても被保険者数の減少や東日本大震災等の影響から本算定時の収納率 94% までには及ばない見込でありますことから、財源不足分を国保給付費支払準備基金から 1,000 万円繰り入れするものであります。

診療施設勘定につきましては、歳入では、診療収入の見込み額で調整し、高齢者肺炎球菌ワクチン接種料を見込んでおります。

歳出では、医師の確保に係る医師の人件費 6 カ月分を減額調整し、医薬品費は、10 月から医薬分業が開始したことから、9 月末までの医薬品を救急分を除き返品したことから、高齢者肺炎球菌ワクチン分を見込んだ額で減額調整し、剰余分について予備費に計上したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 23 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 421 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 2,008 万 7 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 605 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,333 万 2 千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

6ページの事業勘定の歳入をご覧いただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は、現年度分で571万3千円の減額、滞納繰越分で361万8千円を増額するものであり、いずれも、徴収見込による調整であります。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金897万2千円の減額は、歳出の一般被保険者療養給付費、現年度分医療費の減額に伴うルール分の減額であります。2項1目財政調整交付金、3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金1万3千円の増額は、いずれも見込による調整であります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金793万2千円の増額は、歳出の退職被保険者療養給付費、現年度分医療費の増額に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の増額であります。

6款県支出金、1項1目高額医療共同事業負担金、2目特定健康診査等負担金27万3千円の減額は、いずれも見込による調整であります。2項1目県財政調整交付金、2目災害臨時特例補助金87万9千円の減額は、いずれも見込による調整であります。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、2目財政安定化事業交付金22万4千円の増額は、80万円以上の高額医療費及び30万円以上80万円未満の高額医療費の給付実績により国保連合会からの交付金見込によるものであります。

8款財産収入、1項1目利子及び配当金14万2千円の減額は、国保給付費支払準備基金利子の見込によるものであります。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、437万9千円の減額で、一般会計からの保険基盤安定繰入金などあります。2項1目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金1,000万円は、療養費のうち交通事故医療費の立替分などの財源調整であります。これにより、平成23年度末基金残高は、1億4,361万7千円となる見込であります。

11款諸収入、3項1目一般被保険者第三者納付金は、277万5千円の増額で、交通事故の医療費に対する損害保険会社等からの第三者行為による損害賠償金1名分あります。

12ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。1款総務費、1項1目一般管理費、2目連合会負担金23万8千円の追加は、それぞれ見込による事務費等の調整であります。3項1目運営委員会費5万4千円の減額は、国保運営協議会委員の報酬減であります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費1,522万9千円の減額であります。一般被保険者にかかる療養給付費、医療費は、本算定時の月額医療費を4,500万円で見込んでおりましたが、2月末現在で月平均4,380万円であることから、減額するものであります。なお、支払い済みの療養給付費負担金には、交通事故による医療費の立替分686万円が含まれております。2目退職被保険者療養給付費は、598万1千円の追加であり、被保険者数や1人当たりの医療費が増加していることから所要額を追加するものであります。2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費285万5千円の減額は、

それぞれ高額療養費の見込による負担金の調整であります。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 236 万円の追加は、給付見込み額により拠出金の調整であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 107 万円の減額は、国保被保険者にかかる特定健診委託料の見込による減額であります。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 14 万 2 千円の減額は、国保給付費支払準備基金利子積立の見込による調整であります。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金は、平成 22 年度療養給付費等負担金の精算による国県負担金等の返還金 1,618 万 3 千円などの追加であります。2 項 1 目診療施設勘定繰出金 119 万 4 千円の減額は、奥川・新郷出張診療にかかる特別調整交付金減によるものであります。

次に、23 ページの診療施設勘定をご覧いただきたいと思ひます。

歳入であります。1 款診療収入、1 項 5 目一部負担収入、6 目その他の診療報酬収入 131 万円の増額は、それぞれ見込による調整であります。2 項 1 目諸検査等収入 640 万円の増額は、東日本大震災の被災地への支援として日本赤十字社と福島県が助成する 65 歳以上の高齢者肺炎球菌ワクチン接種料の見込によるものであります。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 46 万 4 千円の減額は、育休代替職員賃金の確定によるものであります。2 項 1 目事業勘定繰入金 119 万 4 千円の減額は、奥川・新郷出張診療にかかる特別調整交付金等減によるものであります。

24 ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 964 万 6 千円の減額は、医師確保のための 6 カ月分の人件費 937 万 8 千円の減額などであります。

2 款医業費、1 項 3 目医薬品衛生材料費 750 万円の減額は、医薬分業に伴う在庫薬品の返品による返納金があったことから 750 万円を減額するものであります。なお、高齢者肺炎球菌ワクチン購入費は、この額から控除してございます。

5 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入の増、歳出の減額を調整した結果、剰余金 2,325 万円を追加計上するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 3 月 1 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 12 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正予算につきましては、歳入は、介護保険料を本算定から現在までの異動等により減額調整したほか、介護給付費見込による支払基金交付金等を減額調整したものであります。歳出は、保険給付費を現在の給付状況から精査し、減額調整したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 23 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,685 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 5,281 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。

5 ページの歳入をご覧いただきたいと思えます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 101 万 1 千円の減額は、第 1 号被保険者の 65 歳到達による新規賦課や異動などを調整し、減額となったものであります。

2 款国庫支出金、2 項 4 目介護保険事業費補助金 120 万 2 千円は、平成 24 年度からの介護報酬改定等システムの改修にかかる事業費補助金を計上したものであります。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 901 万円の減額は、今年度の介護給付費見込額による第 2 号被保険者にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額であります。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 143 万 6 千円の減額は、今年度の介護給付費減額見込による一般会計からの繰入金 12.5% のルール分であります。4 目その他一般会計繰入金 656 万 4 千円の減額は、介護保険システム改修費等に係る繰入金の減額であります。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 3 万 3 千円の減額は、介護給付費減の見込による繰入金の減額であります。これにより平成 23 年度末基金残高見込額は、4,131 万 4 千円となる見込みであります。

次に、7 ページをご覧いただきたいと思えます。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 495 万 6 千円の減額は、介護保険制度改正に伴うシス

テム改修委託料447万8千円の減額などであります。3項2目認定調査費47万円の減額は、臨時職員賃金の減額であります。5項1目計画策定委員会費6万4千円の追加は、第5期介護保険事業計画等に係る印刷製本費の追加であります。

2款保険給付費、1項3目施設介護サービス給付費1,555万円の減額は、施設介護サービスの給付費の見込みにより減額であります。6目居宅介護サービス計画給付費300万円の追加は、要介護1から5までの介護認定者にかかるケアプラン作成費であり、見込みにより追加するものであります。2項1目介護予防サービス給付費100万円の追加は、要支援1、2の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費の見込みにより追加するものであります。5目介護予防サービス計画給付費5万円の追加は、要支援1、2の介護認定者にかかるケアプランの作成費であり、見込みにより追加するものであります。3項1目審査支払手数料1万円の追加は、国保連合会への保険給付費にかかる審査支払手数料の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　国庫支出金であります。説明を聞いていると介護保険料が改定されるので、そのシステムといいますか、そのための経費の補助だということでありますが、これは補正前の額が0ということでありますから、当初は予算になかったわけでありますが、この3年に1遍の改定するときには、国からの補助金があったのか、今回が初めてかということと、この補助金だけで改定の費用がまかなえるのか、それと、当初予算、私見ていませんから、失礼な聞き方になるかもしれませんが、その改定の費用は23年度予算で見てあったのかないのかをお尋ねいたします。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　介護保険事業費補助金についてのご質問にお答えをいたします。

この補助金につきましては、平成24年度からの介護報酬改定等システム、介護報酬の改定等のシステム改修にかかる補助金ということでございまして、2分の1の補助でございまして。経費としましては、歳出では240万4千円の経費をみておりまして、その2分の1が国からの補助金でございまして。なお、前回、第4期の際でございまして、前回は補助率は確認できませんが、改定にかかるシステム改修費の一部補助はあったということでございまして。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　保険料の改定による改修システムとこう理解を私しているわけですが、それでいいですか。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　再質問にお答えをいたします。

ここの部分につきましては、介護報酬の改定にかかるシステム改修でございまして、さらに法律が変わりまして、住基、住民基本台帳法が変わったことに伴うシステム改修分も含まれてございます。

- 議長 9番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 1点だけお尋ねをいたします。8ページの介護サービス等諸費ですが、1,550万円、負担金、施設介護サービス給付費の負担金となっておりますが、この内容等についてお尋ねをいたします。
- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- 健康福祉課長 施設介護サービス給付費負担金の内容についてのご質問でございますが、施設介護サービス、実際には特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設入所にかかる経費でございます、これらが見込みにより1,555万円を減額するものでございます。
- 議長 これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありますか。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
- これから議案第12号、平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。
- お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- したがって、議案第12号、平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。
- 日程第13、議案第13号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)を議題とします。本案についての説明を求めます。
- 建設水道課長、酒井誠明君。
- 建設水道課長 議案第13号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)の調製についてご説明申し上げます。
- 本特別会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調製を図るものでございます。それでは予算書をご覧ください。
- 平成23年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,063万2千円とする。
- 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。
- 詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。
- 4ページをご覧ください。まず歳入です。
- 2款財産収入、1項1目物品売払い収入9千円の減額です。水道量水器スクラップ処理による費用で、スクラップ単価減によるものであります。
- 3款繰入金、1項1目一般会計繰入金215万6千円の減額です。歳入歳出を調整いたし

まして、不要となった額については、一般会計繰入金を減額といたしました。

5 款諸収入、2 項 1 目給水装置受託工事収入 60 万円の減額です。本年度簡易水道に新たな加入者がなかったことによる、給水装置工事収入の減額です。

6 款国庫支出金、1 項 1 目災害復旧費国庫補助金 27 万 9 千円の増目による追加です。本年の豪雨災で杉山徳沢簡易水道において、取水ポンプが被災し災害復旧工事の採択となり、国庫補助金が確定した事による追加です。

5 ページをご覧ください。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 248 万 6 千円の減額です。水質試験手数料、給水装置新設工事、量水器購入等の不要額については減額させていただきました。

これをもちまして、説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 4 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 14 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 4 次）の調製についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調製を図るものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

第 1 条、平成 23 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 23 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

まず収入です。1 款水道事業収益既決予定額 1 億 4,899 万円を 110 万円増額いたしまして合計額を 1 億 5,009 万円といたします。その内訳であります。第 1 項営業収益につきまして 109 万 9 千円増額いたしまして 1 億 320 万 1 千円といたします。第 2 項営業外収益

につきまして、1千円増額し4,688万9千円とします。

次に支出です。第1款水道事業費であります。既決予定額1億4,899万円を110万円増額いたしまして合計額を1億5,009万円といたします。その内訳ですが、第1項営業費用について67万円を増額し1億611万7千円といたします。第2項営業外費用について43万円増額し4,347万9千円とします。

予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,117万1千円は、当年度分損益勘定留保資金4,656万9千円、減債積立金300万円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額160万2千円で補填するものとする。を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,814万7千円は、当年度分損益勘定留保資金4,031万7千円、減債積立金600万円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額183万円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のように補正する。

まず収入です。第1款資本的収入であります。既決予定額1億1,203万3千円から251万3千円減額いたしまして合計額を1億952万円とします。その内訳であります。第2項補助金につきまして、101万3千円減額し9,102万円といたします。第2項企業債につきまして150万円減額いたしまして、1,850万円といたします。

2ページをご覧ください。次に支出です。

第1款資本的支出であります。既決予定額1億6,320万4千円から553万7千円減額いたしまして合計額を1億5,766万7千円といたします。その内訳ですが、第1項建設改良費について同額553万7千円を減額し8,252万円といたします。第5条、予算6条中1億3,731万6千円を1億3,630万3千円に改める。第6条補正予算(第2次)第4条に定めた企業債の予定額を、次のとおり補正する。変更であります。水道施設災害復旧事業費補正前限度額2,000万円から150万円減額いたしまして1,850万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

3ページをご覧ください。補正予算実施計画により補足説明をいたします。

収益的収入及び支出の中の収入です

1款水道事業収益、1項1目給水収益109万9千円の増額です。使用水量の増による増額です。2項4目消費税及び地方消費税還付金1千円の追加です。本年度は災害復旧事業の実施により消費税及び地方消費税について還付になることによる追加です。

次に支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費67万円の追加です。水道使用料増に伴い、電気料金の追加であります。2項2目消費税及び地方消費税100万4千円の減額です。本年度は災害復旧事業の実施により消費税及び地方消費税について還付になることによる減額であります。2項3目雑支出143万4千円の追加です。

4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の中の収入です。

1款資本的収入、1項1目他会計負担金27万6千円の増額です。下水道工事等による支障水道管移設工事の事業費確定による負担金の追加であります。1項2目国庫補助金128万9千円の減額です。地震及び豪雨災害復旧事業の事業費が確定したことによる国庫補助金の減額です。2項1目企業債借入金150万円の減額です。これも地震及び豪雨災害復旧

事業の事業費が確定したことによる借入金の減額です。

次に支出です。

1 款資本的支出、1 項 3 目施設改良費 510 万 7 千円の減額です。大久保配水池災害復旧工事費確定による減額であります。1 項 4 目配水管布設費 43 万円の減額です。配水管移設工事にかかる費用でありまして、不要額を減額するものであります。

5 ページの会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで、説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1 点だけお尋ねしておきます。水道使用料が、いっぱい使ったから増ということでもあります。これはわかりますが、その要因といたしますか、なぜ使用料が増えたか、その原因といたしますか、それをつかんでいればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 夏場の使用水量が増えたということで、今夏に水道使用料が大幅に増えたということで、うちのほうでは考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時00分)

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

平成24年3月16日(金)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	和田正孝	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	成田信幸	教育課長	大竹享
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	新田新也	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第3回議会定例会議事日程（第8号）

平成24年3月16日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第15号 | 平成24年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第16号 | 平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第17号 | 平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第18号 | 平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第19号 | 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第20号 | 平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第21号 | 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第22号 | 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第23号 | 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第24号 | 平成24年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第25号 | 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第26号 | 平成24年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第27号 | 平成24年度西会津町本町財産区特別会計予算 |

延 会

（経済常任委員会）

○議長 平成 24 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 03 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 15 号、平成 24 年度西会津町一般会計予算から、日程第 13、議案第 27 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計予算までを一括議題とします。なお、審議の方法は議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局朗読)

○議長 議案第 15 号の説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 15 号、平成 24 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

平成 24 年度当初予算の編成にあたりましては、昨年 3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第 1 原子力発電所事故が、未だ収束をみていない状況の中で、国の新年度予算の編成においては、震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束が最優先の課題として取り組むこととしております。

この復旧・復興に要する事業規模は、国・地方合わせて、5 年間で少なくとも 19 兆円、10 年間では 23 兆円程度を見込んでおり、財政的にも相当程度の新たな国民負担を必要とすることから、地方税法の改正をはじめ、各般にわたり財源の確保を検討しているところであります。

一方、被災県であります福島県におきましては、震災及び原子力災害に対処するため、数次にわたる補正予算を編成したことによりまして、財源調整のための基金はほぼ 0 となり、歳入におきましては税収の大幅な減少と、歳出においては、再生・復興に向けたさらなる財政需要と義務的経費の大幅な増加が見込まれ、これまでにない、非常に厳しい財政運営が強いられているところであります。

このように、誰もが経験したことのない極めて特殊な状況の中にあつて、本町の平成 24 年度当初予算の編成にあたりましては、施行 5 年目を迎えます町の憲法である、まちづくり基本条例に基づき、町民・議会・行政の三者が、それぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを進めていく、協働のまちづくりを、より一層推進するとともに、新年度を西会津町の復興元年と位置付け、みんなの声が響くまちにしあいつを基本理念とする総合計画に基づいて、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安全・安心の推進、この三つを重点目標といたしまして、新年度は、特に震災からの復旧・復興、そして原子力災害による風評被害の払拭を図るため、東日本大震災復興基金から 5,000 万円、さらに重点事業に取り組むために必要な財源といたしまして、財政調整基金から 1 億 2,000 万円を投入し、元気な西会津町を発信するとともに、町民の皆さんの視点に立った予算づくりに努めたところであります。

この結果、平成 24 年度一般会計の総額は 53 億 4,000 万円で、前年度と比較いたします

と2億8,200万円、率にして5.0%の減額となったところであります。なお、減額の大きな要因でございますが、ケーブルテレビ高度化事業が、上谷地区を除いて、ほぼ完了することによりまして、約2億2,500万円が減額となるためであります。

それでは、平成24年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧くださいと思います。

平成24年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億4,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くものでございます。に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。事前に予算書と一緒にお配りをいたしました参考資料、平成24年度西会津町歳入歳出予算総括表、この資料でございますけれども、この資料によりまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページは歳入であります。

その主な内容でございますが、1款町税5億5,946万4千円でございます。個人及び法人町民税の増額によりまして、昨年度よりも600万ほど増で見込んでございます。

2款地方譲与税9,200万円でございます。自動車重量譲与税の減額によりまして、200万ほど減で見込んでございます。

3款利子割交付金120万円。

4款配当割交付金20万円。

5款株式等譲渡所得割交付金14万円。

6款地方消費税交付金6,700万円。

7款自動車取得税交付金2,400万円でございますが、これらにつきましては、いずれも前年度交付見込み額並びに国県の予算編成指針等を考慮いたしまして計上したものでございます。

8 款地方特例交付金 120 万円でございます。昨年度よりも 1,360 万円減額となりますが、子ども手当の特例交付金の制度廃止と自動車取得税の減税補填分の制度が終了したものでございます。

9 款地方交付税 26 億 7,871 万 7 千円でございます。昨年度よりも約 2,500 万円ほどの減で見込んでございます。交付税につきましては、国全体で 0.5%の伸びを計上されてございますけれども、本町におきましては、平成 23 年度の決定額をもとにいたしまして、公債費、事業費補正、それから単位費用等を精査いたしまして、見込んだ結果、単位費用のほうで多くの減額が見込まれているということがございますので、昨年度の決定額と比較いたしますと、約 1 億 1,000 万円の減で現在見込んでいるところでございます。

それから、特別交付税でございますが、1 億 9,000 万円を見込んでございますが、昨年度同額を見込んでございます。

10 款交通安全対策特別交付金 80 万円でございます。これも前年度交付見込み額を見込んで計上をいたしました。

11 款分担金負担金 2,796 万 2 千円でございます。主なものでございますが、電気通信格差是正事業分担金、これは弥生弥平四郎の整備に伴う事業者の負担金分でございます。それから保育所運営費負担金 1,481 万 9 千円でございます。

12 款使用料及び手数料 1 億 4,002 万 6 千円でございます。ケーブルテレビ使用料で 5,299 万 8 千円、インターネット使用料で 2,398 万 3 千円、町営住宅使用料で 3,140 万 6 千円などでございます。

13 款国庫支出金 3 億 6,699 万 6 千円でございます。子ども手当交付金 6,440 万 5 千円、障害者福祉費負担金で 5,136 万 2 千円、道路河川災害復旧事業で 1,401 万 4 千円、社会資本整備総合交付金、町道の整備等の財源でございますが、2 億 590 万円が主なものでございます。

14 款県支出金 4 億 1,949 万 8 千円でございます。国民健康保険基盤安定負担金で 2,495 万 4 千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で 2,691 万 6 千円、障害者福祉費負担金で 2,574 万 2 千円、それから電源立地地域対策交付金で 3,950 万 2 千円、携帯電話等エリア整備事業補助金 4,119 万 2 千円、それから緊急雇用創出基金事業、震災対応の特枠分でございますが 6,000 万円、中山間地域等直接支払事業で 5,906 万 3 千円、新規就農ステップアップ支援事業 900 万円、林道整備事業 2,450 万円などが主なものでございます。

15 款財産収入 954 万円でございます。財産貸付収入で、土地建物その他で 670 万円などでございます。

16 款寄付金 30 万 1 千円でございます。ふるさと応援寄付金で 30 万円を見込んでいるところでございます。

17 款繰入金 1 億 8,428 万 4 千円でございます。財政調整基金からの繰入金で 1 億 2,000 万円、東日本大震災復興基金からの繰入金で 5,000 万円を計上するものでございます。

18 款繰越金 6,000 万円でございます。前年度繰越金を見込んでございます。

19 款諸収入 4,107 万 2 千円でございます。中小企業融資資金貸付金元金収入で 2,500 万円などが主なものでございます。

次に 20 款の町債でございますが、6 億 6,560 万円を計上してございます。辺地対策事業

債で 5,450 万円、過疎対策事業債で 3 億 5,160 万円、学校教育施設等整備事業債で 4,870 万円、臨時財政対策債で 2 億 400 万円などが主なものでございます。

次に 11 ページをご覧くださいと思います。

11 ページは歳出でございます。主な内容をご説明申し上げます。

1 款議会費 9,205 万 5 千円でございます。議会運営にかかる経費の一切でございます。

2 款総務費 9 億 7,758 万 2 千円の計上でございます。総合行政情報システムの機器保守業務と借上で 4,349 万 2 千円、それから用地購入費、土地開発基金からの買戻しでございますが、1,000 万円、財政調整基金の積立金で 4,076 万 6 千円、老朽施設解体撤去工事、小学校廃校後の奥川教員住宅の撤去工事を予定してございます。500 万円でございます。それから携帯電話等鉄塔施設整備事業で 6,184 万 2 千円、集落支援委託料で 2 名分でございますが、381 万 7 千円、それから、温泉施設管理業務委託料で 2,967 万 7 千円、さゆり公園管理業務委託料で 4,507 万 9 千円、それから活力ある地域づくり支援事業補助金でございますが、300 万円、ケーブルテレビ運営事業で 7,473 万 8 千円、ケーブルテレビ高度化事業上谷地区でございますが、1,516 万 5 千円、デマンドバス運行事業で 7,581 万 9 千円、インターネット運営事業で 1,582 万 7 千円などが主なものでございます。

次に、3 款民生費 9 億 5,585 万 2 千円でございます。国民健康保険特別会計の事業勘定繰出金で 6,536 万 5 千円、同じく国民健康保険特別会計の診療施設勘定への繰出金が 1,923 万 8 千円、結婚祝金でございますが、185 万 6 千円、後継者対策事業で 165 万円、介護保険特別会計繰出金で 1 億 5,102 万 5 千円、後期高齢者医療療養給付費負担金で 1 億 33 万 4 千円、後期高齢医療特別会計繰出金が 4,178 万 7 千円、障害福祉サービスで 1 億 272 万 5 千円、児童福祉のほうにまいりまして、子育て医療費サポート事業助成費で 1,646 万円、保育所業務委託料、野沢保育所及びへき地保育所でございますが、1 億 6,956 万 7 千円、子ども手当が 8,328 万円などが主なものでございます。

次に、4 款衛生費 4 億 7,431 万 1 千円でございます。主なものでございますが、簡易水道施設整備事業補助金でございますが、甲石地区の水道整備でございますが、917 万円。それから、水道事業会計への元利償還金の繰出金でございますが、9,269 万 9 千円、それから簡易水道等事業特別会計繰出金で 7,492 万 2 千円でございますが、この中には青坂地区の飲料水供給施設浄水設備が 1,260 万円含んでございます。それから、高齢者インフルエンザワクチン予防接種、その下のインフルエンザ予防接種の補助金と助成費、これらを合わせまして 1,207 万円、それから放射性物質検査手数料で 326 万円、各種検診委託料で 2,048 万 1 千円、清掃費にまいりまして、喜多方地方広域市町村圏組合のごみ、粗大ごみ、し尿、埋め立て処理の負担金でございますが、4,788 万円、ごみ収集委託料で 3,440 万円、次のページにまいりまして、個別排水処理事業特別会計特別会計繰出金、20 基予定してございますが、1,821 万 3 千円などが主なものでございます。

それから、5 款労働費 6,018 万 3 千円の計上でございます。緊急雇用創出基金事業、震災対応事業分で 6,000 万円を計上しているところでございます。

それから、6 款農林水産業費 3 億 9,466 万 2 千円でございます。主なものでございますが、中山間地域等直接支払事業で 7,886 万 8 千円、園芸ハウス整備工事、7 棟分でございますが、1,214 万 4 千円、農林産物加工開発事業で 178 万 7 千円、青年就農給付金事業補

助金で900万円、奥川ライスセンター機能強化支援事業補助金で539万5千円、農業集落排水処理事業特別会計への繰出金6,893万8千円、農地水保全管理支払交付金事業で1,731万6千円、林業費にまいりまして、菌床栽培ハウス整備工事、2棟分でございますが、1,174万5千円、林道開設舗装事業、岩井沢檜木平線でございますが、3,620万円などが主なものでございます。

次に、7款商工費8,547万1千円の計上でございます。街路灯整備工事で野沢の駅前からよりっせ、49号の丁字路まで、1,043万3千円でございます。それから、町内企業支援補助金で100万円、福島復興町内企業支援補助金が200万円、中小企業振興資金融資制度貸付金で2,500万円、銚子の口外溝木質化工事で406万1千円などが主なものでございます。

次に、8款土木費6億3,606万8千円でございます。町道の維持補修事業で1,452万1千円、町道の除雪費で1億3,412万4千円でございます。なお、除雪費の中の委託料につきましては、昨年度よりも約2,000万ほど増額で計上をしております。町道新設改良事業でございますが、3億1,321万円でございます。予定路線といたしまして、野沢柴崎線、下野尻端村線、漆窪線、下條線、寺ノ上線、上野尻村中線でございます。下水道施設事業特別会計の繰出金でございますが、1億881万5千円でございます。

9款消防費2億3,877万4千円の計上でございます。喜多方地方広域市町村圏組合への消防費の負担金で1億2,937万4千円でございます。それから、消防団員の報酬でございますが、460名分を計上いたしまして、1,485万2千円でございます。それから、公務災害補償等負担金が1,037万3千円、防火水槽新設3基でございますが、1,590万円、消防ポンプ自動車1台、1,924万円、防災行政無線改修工事でございますが、1,500万円などが主なものでございます。

次に、10款の教育費でございます。5億8,599万5千円の計上でございます。主なものでございますが、外国語指導助手の招致事業、2名分でございますが、875万9千円、スクールバスの運行費12台分でございますが、4,251万6千円。スクールバス購入費、29人乗り1台、800万円。それから、教育用コンピュータ使用料、103台分でございますが、372万6千円、小学校特別支援教育事業1,193万3千円。それから、西会津小学校新築事業で実施設計、用地の買収、造成等でございますが、2億2,300万円を見込んだところでございます。それから、中学校費でございますが、中学校の特別支援教育事業で945万3千円、教育用コンピュータ使用料104台分でございますが、1,109万円。文化財保護費でございますが、583万3千円でございます。この中には、橋屋遺跡の発掘調査の分が563万2千円ほど計上をしております。

それから、11款災害復旧費3,133万5千円でございます。農業施設災害復旧費と林業施設災害復旧費、合わせまして1,382万7千円。道路橋梁河川災害復旧費で1,071万円でございます。

次に、12款公債費でございます。8億271万2千円の計上でございます。地方債の元金償還で7億356万9千円、地方債の利子といたしまして9,864万3千円を見込んだところでございます。

以上が歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億4,000万円とするものでござい

す。

それでは、予算書の7ページにお戻りをいただきたいと思います。

予算書の7ページでございますが、第2表地方債でございます。

平成24年度における各種事業実施の財源の一部といたしまして充当するために起こすものでございます。

まず、辺地対策事業費でございますが、限度額を5,450万円とするものであります。その主な内容でございますが、林道開設事業、消防施設整備事業、携帯電話等エリア整備事業、町道改良舗装事業に充当するものでございます。

次に、過疎対策事業費でございますが、限度額3億5,160万円とするものであります。その借入れ内容でございますが、町道改良舗装事業、消防施設整備事業、園芸ハウス整備事業、菌床栽培ハウス整備事業、地域情報基盤高度化事業、スクールバス整備事業、子育て支援事業、街路灯整備事業、そして小学校新築事業に充当するものでございます。

次に、学校教育施設等整備事業費でございますが、限度額を4,870万円といたしまして、小学校の新築事業に充当するものでございます。

次に、一般単独事業費の地域活性化事業でございますが、限度額を130万円といたしまして、総合情報通信ネットワーク整備事業に充当するものでございます。

次に、災害復旧事業費でございますが、限度額を550万円とするものでありまして、農林業施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものでございます。

次に、臨時財政対策債でございますが、普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を2億400万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第15号、平成24年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第16号から、議案第18号までの説明を求めます。

商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 議案第16号、平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲であります。町では定住促進と町の活性化を図る上で、当該分譲は重要な課題であると認識しております。現在、景気の低迷や福島第1原子力発電所の事故による風評被害など、大変厳しい状況となっておりますが、県などの関係機関と連携を図りながら、さまざまな情報収集や情報発信を行っていくとともに、町内既存企業との連携強化を図りながら、早期分譲に向け努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の8ページをご覧ください。

平成24年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の126

ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款財産収入、1 項 1 目不動産売払収入 8,867 万 4 千円の計上であります。これは、未分譲地の売払収入であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 千円の計上であります。

3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、1 千円の計上であります。

127 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事務費、1 項 1 目事務費 24 万 1 千円の計上であります。これは、企業誘致活動に係る旅費及び需用費であります。

2 款予備費、1 項 1 目予備費 8,843 万 5 千円の計上であります。

以上で、議案第 16 号、平成 24 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 17 号、平成 24 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

商業団地につきましては、町経済の活性化はもとより地元商店街の活性化を図る上で重要な役割を担う施設であると認識しております。平成 23 年度は、前年度に決定されたテナント方式による整備方針並びに道の駅よりっせと連携を図りながら、野沢街中への誘客を図られる施設とする活用方針を基本として、町及び商工会、振興公社、町内業者が、出店業種や店舗のレイアウト、運営形態等の協議を重ねてまいりました。

現在は、その意見をより具体化するための専門業者の選定作業を進めているところであり、業者が決定しだい実施計画等を策定し、施設の早期完成を目指してまいる考えであります。

それでは、予算書の 11 ページをご覧ください。

平成 24 年度西会津町の商業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,382 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 130 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目商業団地使用料 4 千円の計上であります。これは、商業団地内の電柱及び支線の使用料であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1,382 万円の計上であります。

3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の計上であります。

131 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事務費、1 項 1 目事務費 511 万 1 千円の計上であります。これは、先進地視察研修に係るバス運転手賃金や高速道路使用料等の経費及び施設の実施計画等の策定に係る委託料などであります。

2 款予備費、1 項 1 目予備費 871 万 4 千円の計上であります。

以上で、議案第 17 号、平成 24 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の説明を終

わります。

続きまして、議案第 18 号、平成 24 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

はじめに事業の概要について申し上げます。平成 23 年度につきましては、未分譲地の内 3 区画を 4 区画に分割するとともに、新たなチラシを作成するなど分譲の促進を図ってまいりました。

その結果、1 区画を分譲しましたことから、分譲全 69 区画のうち 18 区画が未分譲となっております。平成 24 年度におきましても、新聞・雑誌等への広告をはじめとして、将来、福島県への定住や二地域居住等を考えているかたが訪れる、福島ふるさと暮らし情報センターへの情報提供や首都圏で開催される物産展におけるチラシ配布など、分譲の促進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、予算書の 14 ページをご覧ください。

平成 24 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,403 万 9 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 134 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目住宅団地使用料 1 万 8 千円の計上であります。これは、分譲地以外の土地の電柱及び支線の使用料であります。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 1 万 1 千円の計上であります。これは、分譲地の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2 項 1 目不動産売払収入 1,384 万 1 千円の計上であります。これは、2 区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の計上であります。

135 ページをご覧ください。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入 16 万 7 千円の計上であります。これは、団地内の街路灯電気代の受益者負担分であります。2 項 1 目町預金利子 1 千円の計上であります。

136 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 1,403 万 9 千円の計上であります。これは、分譲促進謝礼 2 区画分 100 万円、旅費、需用費、広告料及び一般会計への繰出金 1,000 万円などであります。

以上で、議案第 18 号、平成 24 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 19 号から、議案第 21 号までの説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 19 号、平成 24 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業概要の説明をさせていただきます。まず、現在実施中の野沢処

理区事業の状況につきましてご説明させていただきます。

本事業につきましては、平成5年度より事業を開始し20年目の事業年度となっております。野沢処理区事業の24年度事業につきましては、補助対象事業費を9,000万円です。事業を推進してまいりたいと考えております。本年度予定しております主な事業は、堀越地区の管渠設置工事、堀越地区内の舗装本復旧工事、などです。24年度事業の実施によりまして、事業費累計額は39億5,300万円となり、認可区域の全体事業費47億9,600万円に対しての進捗率は事業費ベースで82.4%となる見通しです。

次に、公共下水道事業の接続状況についてであります。23年度新たに22件の接続がありました。現在の下水道使用件数は525件となりました。なお、現在の下水道接続率ですが、一般住家に公共施設・事務所などの無人施設を含めた整備総数戸に対して、接続いただいたのが、525戸であることから、接続率は54.7%となっております。しかしながらこれを人口比率に換算しますと、整備済人口2,103人に対して加入済人口は1,266人となり、加入率は60.2%となっております。いずれにいたしましても、まだまだの満足のいく数値にはいたっておりません。24年度も引き続き加入の促進を図ってまいります。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。17ページをご覧ください。

平成24年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,753万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の139ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料2,764万8千円の計上です。前年度実績により比較し0.2%の減で計上いたしました。1項2目下水道施設使用料2千円の計上です。これは電柱用地貸付金です。2項1目下水道登録手数料15万円の計上です。設計審査及び指定業者標示板交付手数料の総額であります。

2款国庫支出金、1項1目未普及解消下水道補助金4,500万円の計上です。事業費9,000万円の50%が国から補助されます。

3款県支出金、1項1目下水道事業費県補助金2,000万円の計上です。県補助対象事業費8,000万円の2.5%が県から補助されます。

140ページをご覧ください。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金1万9千円の計上です。これは、排水設備工事貸付基金の利子であります。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 881 万 5 千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源につきましては、一般会計から繰入していただいております。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

7 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の計上です。

141 ページをご覧ください。2 項 1 目弁償金 100 万 1 千円の計上です。下條線道路改築工事に伴うマンホールポンプ制御盤移設補償費であります。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 4,240 万円の計上です。これは 24 年度工事に係る下水道事業債です。

142 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,424 万 3 千円の計上です。これは、野沢処理区・大久保処理区の各処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でありまして、前年に比較し 144 万 1 千円の増額計上であります。職員 1 名の人件費のほか、11 節では光熱水費 638 万 5 千円、修繕料 355 万円、12 節では汚泥処理手数料 296 万 7 千円、13 節では浄化センター管理委託料 861 万円が主なものでございます。

144 ページをご覧ください。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 1 億 435 万 8 千円の計上です。これは、野沢処理区の施設整備にかかる経費ですが、工事費等の減により前年に比較し 914 万 3 千円の減額計上となりました。本款にも職員 1 名にかかる人件費を計上したほか、管渠等の工事及び舗装復旧のための工事請負費 9,200 万円が主なものです。

3 款公債費、1 項 1 目元金 6,142 万 3 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年に比較し 198 万 2 千円増額計上となりました。

145 ページをご覧ください。

1 項 2 目利子 2,741 万 2 千円の計上です。同じく地方債償還にかかる利子でありまして、前年度比 44 万 1 千円の減額計上であります。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

それでは、予算書 20 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 24 年度から 29 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第 3 表地方債です。

起債の目的は下水道事業費です。限度額は 4,240 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で西会津町下水道施設事業特別会計説明を終わります。

続きまして、議案第 20 号、平成 24 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業の概要を説明させていただきます。まず、農業集落排水施設の管理運営状況につきまして、主な点を説明させていただきます。農業集落排水の処理施設につきましては、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の6処理施設を管理運営しております。現在の利用者件数は、12月時点で689件となり、野尻地区が全面供用が可能となったことから、昨年度の同時期に比較し14件の増加となりました。加入率向上を図るため、本年度も野尻地区を中心に積極的な加入促進活動を展開していきたいと考えております。

それでは予算書を説明に入ります。21ページをご覧ください。

平成24年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億48万3千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の156ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料3,121万2千円の計上です。前年度実績により6.4%の増で計上いたしました。1項2目下水道施設使用料1千円の計上です。財産貸付収入1千円の計上であります。2項1目下水道登録手数料3万円の計上です。これは、設計審査手数料であります。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金6,893万8千円の計上です。歳出額から歳入額を差し引いた不足財源は、一般会計から繰り入れしていただいております。

3款繰越金、1項1目繰越金30万円の計上です。前年度繰越金を30万円と見込みました。

157ページをご覧ください。

4款諸収入、1項1目町預金利子1千円の計上です。2項1目弁償金1千円の計上です。

158ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費2,855万6千円の計上です。これは、本会計の管理運営にかかる経費であります。職員1名の人件費のほか、11節需用費では光熱水費710万4千円、修繕料155万円、12節役務費では汚泥処理手数料421万6千円、13節委託料では、処理施設管理委託料736万円、19節負担金補助金及び交付金では、宅地配管工事利子補給補助金59万7千円、27節公課費では消費税46万円が主なものでございます。

160ページをご覧ください。

2款公債費、1項1目元金4,410万5千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年に比較いたしまして395万2千円の増額計上であります。1項2目利子2,772万2千円の計上です。同じく過年度事業の地方債償還にかかる利子でありまして、こちらは前年度より117万6千円の減額計上となっております。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書 24 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 24 年度から 29 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

以上で西会津町農業集落排水処理事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第 21 号、平成 24 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に事業概要を説明させていただきます。個別排水処理事業につきましては、事業開始から 9 年度目となります。これまで 8 年間で 241 基の施設整備を行い、ご利用いただいているところであります。本事業につきましては、公共下水道区域及び農業排水処理区域以外の地区で、浄化槽の設置の希望があれば、住宅の新築を含めて要望に答えて浄化槽を設置するものであります。なお、24 年度の整備計画であります。20 基の整備を行う予定であります。これにより、設置基数の累計は 261 基となります。全体計画は 800 基としておりますので、事業進捗率は 32.63%となる見込みです。

それでは予算書の説明に入ります。25 ページをご覧ください。

平成 24 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,915 万 8 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 171 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 946 万円の計上です。使用戸数の増加により前年度に比較し 67 万 5 千円の増額で計上いたしました。2 項 1 目下水道登録手数料 3 万円の計上です。これは、設計審査手数料であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目循環型社会形成推進交付金 761 万 7 千円の計上です。浄化槽 20 基整備にかかる交付金で、整備事業費 2,285 万 2 千円の 3 分の 1 が国から交付されます。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金 165 万 6 千円の計上です。整備事業費の 7.5%が県から補助されます。

172 ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,821 万 3 千円の計上です。不足財源を一般会計から繰り入れしていただいております。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

6 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の計上です。2 項 1 目弁償金 1 千円の計上です。2 項 2 目消費税還付金 48 万円の計上です。23 年度にかかる消費税還付金であります。

173 ページをご覧ください。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債 1,120 万円の計上です。これは 24 年度工事に係る下水道事業債です。

174 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,078 万 1 千円の計上です。これは、処理施設の管理運営にかかる経費であります。管理する処理施設数が増加したことにより、前年に比較し 48 万 6 千円増の予算編成となりました。職員人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 138 万 8 千円、12 節役務費ではし尿浄化槽法定検査手数料 179 万 8 千円、浄化槽保守点検・清掃手数料 415 万円、汚泥処理手数料 488 万円、19 節負担金補助金および交付金では宅内配管工事費利子補給補助金 60 万 9 千円が大きな金額の計上となっております。

175 ページをご覧ください。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費 2,410 万 2 千円です。これは、処理施設設置事業にかかる経費で、24 年度は 20 基の施設整備を計画いたしました。補助事業実施に係る必要事務費と工事請負費 2,328 万円が主なものであります。

3 款公債費、1 項 1 目元金 189 万 1 千円、前年度比 65 万 3 千円の増額です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金であります。1 項 2 目利子 228 万 4 千円、前年度比 30 万 9 千円増の計上であります。

176 ページをご覧ください。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書 28 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 24 年度から 29 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これも排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第 3 表地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、1,120 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で個別排水処理事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長 議案第 22 号から、議案第 24 号までの説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 22 号、平成 24 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算につい

てご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、予算編成にあたっての概要を申し上げます。後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度発足から、4カ年が経過するところでありますが、高齢化社会の進展により医療費も年々増加することが予想され、福島県及び本町におきましても、同様の傾向であります。このような中、国では新しい高齢者医療制度施行に向け、議論がなされているところでもあります。

本会計の予算編成にあたりましては、福島県後期高齢者医療広域連合による保険料等の試算が2月に示されたため、当初予算に反映することができず、前年度と同様の算定としたところでございます。なお、保険料率につきましては、診療報酬と併せて2年に1度改定されますが、今回の改定では、1人あたりの医療費の伸びや、後期高齢者負担率の引き上げ、さらに平成22年度の保険料の伸びを大幅に抑制したことによる、実質4年分の保険料の伸びが反映され、増加する見込みであります。

しかし、広域連合の剰余金・財政安定化基金を活用することで、保険料率の上昇を抑える見込みであります。その結果、所得割率は、7.60%から7.76%、前年比0.16%増とし、均等割は据え置くことで1人当たりの保険料額の差額は、351円の増額、伸び率は0.78%となる見込みであります。なお、保険料は均等割と所得割の合計となりますが、県内の被保険者の約73%は均等割のみの賦課であり、均等割据え置きとした場合、これらの被保険者は前年度と同額の保険料となります。また、所得が低い方や被用者保険の被扶養者であった方への保険料の軽減は変更なく継続されます。その結果、歳入歳出予算の総額は1億600万9千円となり、平成23年度予算と比較いたしまして48万9千円、率にして0.5%の増となったところでもあります。

それでは、予算書29ページをご覧いただきたいと思います。

平成24年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億600万9千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思ます。

事項別明細書の187ページをご覧いただきたいと思います。歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料4,666万8千円は、本町の75歳以上の被保険者にかかる保険料のうち年金からの特別徴収分であります。2目普通徴収保険料1,229万円は、納付書や口座振替による保険料収入であります。

2款繰入金、1項1目事務費繰入金434万2千円は、後期高齢者医療システムの改修や保守管理等の経費及び保険料徴収にかかる事務費などに対する一般会計からの繰入金であります。2目保険基盤安定繰入金3,588万8千円は、保険料の軽減措置分、7割、5割、2割にかかる繰り入れであります。3目健康診査事業繰入金155万7千円は、健康診査にかかる委託料及び事務費の繰入金であります。

188ページをご覧いただきたいと思います。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託収入 525 万 9 千円は、健康診査を広域連合から委託を受け町が実施するため、広域連合からの受託事業収入であります。

189 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 336 万円は、後期高齢者医療システム改修や保守管理委託料などにかかる事務費であります。2 項 1 目徴収費 71 万 3 千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

190 ページをご覧くださいと思います。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 502 万 9 千円は、75 歳以上の被保険者等の健康診査にかかる委託料であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 9,640 万 7 千円は、徴収した保険料納付金 5,895 万 9 千円や、保険料軽減分としての保険基盤安定負担金分また健診事業負担分であります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 50 万円は、過年度収納分にかかる還付金であります。

以上で、議案第 22 号、平成 24 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 23 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の基本的な方針を申し上げます。最近の医療保険を取りまく情勢は、急激な少子高齢化、医療費の増嵩など依然として厳しい状況にあります。とりわけ国民健康保険は医療保険制度の中核として地域の医療と住民の健康を支えるという重要な役割を担っていますが、低所得者を多く抱えるなど構造的な問題があることに加え、昨今の社会経済情勢・東日本大震災の影響などにより、全国的にも保険料収納率の低下など、一層、国保運営は厳しさを増している現状であります。

このような中、国では国保の財政基盤を踏まえた支援や事務運営の広域化、後期高齢者医療制度と合わせた制度改革などが検討されておりますが、将来に向け安定した制度の再構築には厳しい状況にあります。

このような状況の中、本町における近年の医療費の動向についてであります。被保険者数は減少傾向にありますが、医療費は同程度の水準であることから、1 人当たりの医療費は高くなる傾向にあります。

これらを踏まえ、平成 24 年度西会津町国民健康保険事業計画では、健康がいちばんをキャッチフレーズに、各種施策を実施してまいります。事業勘定においては、特に働き盛りの若い世代の健康意識の向上を図るため、特定健診や特定保健指導の受診勧奨のほかに、レセプトデータなどを活用した訪問保健指導を推進してまいります。また、平成 24 年 8 月の被保険者証更新から、カードケースを配布し、利便性の向上に努め、個人情報保護の観点から、従来の自治区長を通しての交付から、郵送による交付に変更してまいります。

次に、診療施設勘定におきましては、診療所は本町唯一の医療機関として、医療の安定供給と疾病予防の一体的な運営を図るため、新たに医師 1 名を確保して、医療体制の充実・強化に努めてまいります。

以上のようなことを踏まえ、平成 24 年度の予算編成を行ったところであります。

はじめに事業勘定についてであります。被保険者数は、一般と退職被保険者合計で 2,474 人、1,378 世帯となり、平成 23 年度と比較し、68 人、25 世帯の減となります。療養給付費、医療費につきましては、平成 22 年 11 月診療分から平成 23 年 10 月診療分までの動向を勘案し積算をいたしました。この療養給付費等をもとに、歳入では、国・県・支払基金交付金をそれぞれの負担割合、ルール分に応じて計上したほか、平成 22 年度からの第 4 期国保財政 3 カ年計画に基づき、平成 24 年度も引き続き減税措置を実施するよう国保支払準備基金から 2,000 万円を繰り入れて調製したところであります。

次に、施設勘定についてであります。歳入では、昨年 10 月から開始した医薬分業に伴う上半期分の薬価報酬を減額し計上したところであります。

歳出につきましては、医薬分業に伴う医薬品の購入費を減額したほか、4 月から採用が予定されている医師の 1 年分の人件費と、今後採用を計画しております医師の人件費分として半年分を計上しております。また、平成 23 年度に 10 分の 10 の県補助金を活用し実施した地域医療連携ネットワークシステム導入事業は、今年度実施しないことから、大きな減額要素であります。

それでは、予算書の 32 ページをご覧くださいと思います。

平成 24 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 1,258 万 7 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,322 万 6 千円と定める。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

事項別明細書 193 ページをご覧くださいと思います。事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 1 億 9,798 万 8 千円は、医療費の実績をもとに算出したところでございます。なお、平成 24 年度の国保税額につきましては、平成 23 年度の決算状況や医療費の動向を踏まえながら平成 24 年度の本算定により決定することになります。2 目退職被保険者等国民健康保険税は、1,248 万 6 千円であります。

194 ページをご覧くださいと思います。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 1 億 8,471 万 4 千円は、療養給付費等に
係る国の定率負担金 32%分であります。2 目高額医療費共同事業負担金 676 万 7 千円は、
1 件 80 万円以上のレセプトに係る国の負担分であります。3 目特定健康診査等負担金 192
万円は、特定健康診査等にかかる国の負担分であります。2 項 1 目財政調整交付金 7,980
万 4 千円は、奥川、新郷出張診療所運営費及び施設整備分並びに医師確保支援分でありま
す。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 3,530 万 5 千円は退職被保険者
に係る医療費分でございます。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 1 億 9,112 万 5 千円は、各医療保険
者の前期高齢者の加入割合に応じて交付されるものであります。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 676 万 7 千円、2 目特定健康診査等
負担金 192 万円は、国庫負担金と同様に特定健康診査等負担金の県負担分であります。

196 ページをご覧いただきたいと思います。2 項県補助金、1 目県財政調整交付金 5,027
万 6 千円は、医療費や各種事業の県負担分であります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 2,331 万 5 千円、2 目保険財
政共同安定化事業交付金 1 億 3,141 万 9 千円は、レセプト 1 件につき 30 万円から 80 万円
までの医療費及び 80 万円以上の医療費に対する交付金であり、国保連合会からのものであ
ります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6,866 万 5 千円は、一般会計繰入金 3,114 万 1 千
円については、人件費等のほか国保が行う特定健診等に係る費用のうち、被保険者の自己
負担分等 587 万 2 千円及び子育て医療費サポート事業国保加入者の医療費 330 万円も全額
一般会計から繰入れすることとして予算計上しております。また、保険基盤安定繰入金は
保険税軽減分、7 割、5 割、2 割の軽減などであります。2 項 1 目国民健康保険給付費支
払準備基金繰入金 2,000 万円は、国保税の減税財源として充当するために、国保支払準備
基金より繰り入れするものであります。

198 ページをご覧いただきたいと思います。

11 款諸収入、1 項 1 目一般被保険者延滞金から 3 項 5 目雑入までは、いずれも 1 千円の
存目であります。

次に、199 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,631 万 5 千円ではありますが、職員の人件費及び事務
費等であります。

200 ページをご覧いただきたいと思います。

2 目連合会負担金につきましては 86 万 2 千円であります。2 項 1 目賦課徴収費 343 万 8
千円あります。3 項 1 目運営協議会費 36 万 2 千円は、国保運営協議会委員の報酬や旅費
であります。

202 ページをご覧いただきたいと思います。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 5 億 4,000 万円ではありますが、平成
23 年度の医療費を勘案し月額 4,500 万円と見込み、所要額を計上したところがございます。
2 目退職被保険者等療養給付費 4,320 万円は、平成 23 年度の医療費動向を勘案し増額して

おります。3目一般被保険者療養費は108万円、5目審査支払手数料は173万8千円であります。2項1目一般被保険者高額療養費7,320万円は、平成23年度の医療費動向を勘案し月額610万円と見込んだところであります。2目退職被保険者等高額療養費は540万円であります。

204ページをご覧くださいと思います。

4項1目出産育児一時金は252万2千円で、6件分であります。5項1目葬祭費は100万円で20件分であります。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は、1億840万5千円であります。

205ページをご覧くださいと思います。

6款介護納付金、1項1目介護納付金5,740万8千円は、介護保険第2号被保険者のかたがたの負担分であります。

206ページをご覧くださいと思います。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金2,707万1千円は、80万円以上の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。2目保険財政共同安定化事業拠出金1億133万3千円は、30万円から80万円未満の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費971万2千円は、町国保が行うべき特定健康診査等にかかる経費であります。

207ページをご覧くださいと思います。

2項2目疾病予防費212万2千円は、医療費を抑制するための事業費であります。

208ページをご覧くださいと思います。

10款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金は、100万2千円であります。

209ページをご覧くださいと思います。

2項繰出金、1目診療施設勘定繰出金476万6千円は、奥川・新郷出張診療所に係る運営費及び医療機器更新に係る施設整備並びに医師の確保支援事業等に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰り出すものであります。

11款予備費、1項1目予備費は30万円であります。

以上が、事業勘定であります。

次に、218ページをご覧くださいと思います。

診療施設勘定の歳入であります。1款診療収入、1項1目国民健康保険診療収入は4,009万円。2目社会保険診療収入は1,883万8千円。4目後期高齢者医療診療収入は9,287万5千円。5目一部負担金収入2,951万円。6目その他の診療報酬収入は311万7千円あります。これら外来収入合計で前年比8,113万5千円の減額であります。医薬分業に伴う薬価報酬の減によるものであります。2項その他の診療収入、1目諸検査等収入2,490万円は、各種検診等収入であります。

219ページをご覧くださいと思います。

2款使用料及び手数料、1項1目文書料174万円は、診断書料等の収入であります。2項1目診療施設手数料125万5千円は、旧医師住宅の使用料収入であります。

220ページをご覧くださいと思います。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,923 万 8 千円ではありますが、過疎対策事業債元利償還金及び施設修繕に係る一般会計からの繰入金であります。2 項 1 目事業勘定繰入金 476 万 6 千円は、新郷及び奥川出張診療の運営費補助金と、医療機器更新に係る施設整備分、医師等の確保支援事業分であります。

6 款諸収入、1 項 1 目特別養護老人ホーム診療業務受託収入は 354 万円であります。2 項雑入、1 目雑入 85 万 4 千円は、医師住宅の電気料や電話料などであります。

7 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債は 2,250 万円ではありますが、医師確保対策に係る地域医療運営分 2,000 万円と、医療機器購入分 250 万円であります。

次に、222 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1 億 9,659 万 2 千円ではありますが、職員の人件費、医師委託料や看護師等の委託料のほか診療所施設に係る光熱水費などあります。

次に、224 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目研究研修費 120 万 3 千円は、医師等の研修に係る旅費や各医師会への負担金などあります。

225 ページをご覧くださいと思います。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費は 1,443 万 7 千円ではありますが、医療機器に係る修繕料や保守管理委託料、在宅酸素等の使用料、機器購入に係る備品購入費などあります。なお、備品購入費ではありますが、西会津診療所の心電計を更新するものであります。

2 目医療用消耗機材費 1,856 万 1 千円は、医療用消耗品や各種検査等の委託料であります。3 目医薬品衛生材料費 1,400 万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であり、患者に処方される医薬品については、医薬分業によりほぼ全額減額しております。

次に、226 ページをご覧くださいと思います。

4 款公債費、1 項 1 目元金 1,600 万 9 千円、2 目利子 222 万 9 千円は、地方債償還元金利子であります。

5 款予備費、1 項 1 目予備費は 2 千円あります。

次に、予算書に戻っていただきたいと思います。予算書の 39 ページをご覧くださいと思います。

第 2 表地方債であります。地方債の目的は、過疎対策事業費、限度額は 2,250 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 23 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 3 月 1 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

次に、議案第 24 号、平成 24 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成 24 年度は、過去の実績と今後のサービス利用者数の推計などを基に策定した、第 5 期介護保険事業計画、平成 24 年度から 26 年度までの初年度となります。今後の推計では、高齢者人口は減少するものの、高齢化率や 75 歳以上の後期高齢者率は微増しており、要介護認定者数や介護サービス利用者も増加の傾向にあることから、介護保険給付費は増加すると見込んでおります。

平成24年度の予算の編成にあたりましては、この第5期介護保険事業計画において推計した介護保険給付費等により調整し、計上いたしました。

歳入につきましては、国県及び町負担金などは、介護給付費に対しまして定められた負担金、いわゆるルール分により見込み、また、介護給付費準備基金から第5期期間中に総額3,000万円を繰入れすることにし、65歳以上の第1号被保険者保険料の負担軽減を図ったところでもあります。その結果、歳入歳出予算の総額は、9億4,588万1千円となり、平成23年度当初予算と比較いたしまして365万2千円、率にして0.4%の増額になったところでもあります。

それでは、予算書の40ページをご覧いただきたいと思います。

平成24年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,588万1千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

事項別明細書の236ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料1億3,459万5千円は、65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金1億5,049万6千円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。2項1目調整交付金9,731万4千円は、介護給付費財政調整交付金であります。2目地域支援事業交付金247万7千円は、介護予防事業に対し、3目地域支援事業交付金635万6千円は、包括的支援事業・任意事業に対する交付金であります。

237ページをご覧いただきたいと思います。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金2億5,991万8千円は、介護給付費にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。2目地域支援事業支援交付金287万3千円は、介護予防事業にかかるものであります。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金1億3,443万1千円は、介護給付費にかかる県の負担分であります。2項1目地域支援事業交付金は123万9千円、2目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業は、317万8千円であります。

238ページをご覧いただきたいと思います。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金1億958万8千円は、介護給付費の町の負担分12.5%、2目地域支援事業繰入金123万9千円は、町負担分12.5%、3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業317万8千円は、町の負担分19.75%であります。4目その他一般会計繰入金3,702万円は、職員の給与及び事務費等にかかる繰入金であります。

239 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 194 万 6 千円は、第 4 期介護保険事業計画期間末残高から第 5 期計画期間中の平成 24 年から平成 26 年までの 3 カ年間で介護給付費準備基金を総額 3,000 万円取り崩し、第 5 期計画の第 1 号被保険者に係る介護保険料を軽減することとしており、1 年目に繰り入れる分であります。

次に、240 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,467 万 9 千円は、職員の人件費と事務費等ではありません。

241 ページであります。2 項 1 目賦課徴収費 35 万 9 千円は、保険料徴収にかかる経費であります。

242 ページをご覧くださいと思います。

3 項 1 目介護認定審査会費 489 万 1 千円は、介護認定審査会に係る広域負担金であります。2 目認定調査等費 663 万 6 千円は、認定調査にかかる経費であります。

243 ページをご覧くださいと思います。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 2 億 5,804 万 7 千円、2 目地域密着型介護サービス給付費 2,755 万 5 千円、3 目施設介護サービス給付費 4 億 5,587 万 9 千円、6 目居宅介護サービス計画給付費 3,251 万 7 千円、これらは、要介護 1 から 5 までの介護認定者等にかかる介護サービス給付費であります。2 項 1 目介護予防サービス給付費 3,611 万 3 千円、244 ページの 2 目地域密着型介護サービス給付費 283 万円、4 目介護予防住宅改修費 96 万 3 千円、5 目介護予防サービス計画給付費 421 万 6 千円は、いずれも要支援 1・2 の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費であります。3 項 1 目審査支払手数料 95 万 2 千円は、介護給付等請求の審査手数料であります。

245 ページをご覧くださいと思います。

4 項 1 目高額介護サービス費 1,955 万円は、1 割自己負担分を、所得等に応じて軽減するものであります。5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 145 万円は、自己負担額が医療と合算して著しく高額となった場合に、所得額に応じて軽減をするものであります。6 項 1 目特定入所者介護サービス 4,090 万円は、有料老人ホーム等入所者に係る低所得利用者の食事・居住費等の保険給付費分であります。

246 ページをご覧くださいと思います。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目二次予防事業費 547 万円は、介護保険を利用する可能性の高い高齢者、特定高齢者の生活機能評価や機能回復訓練等介護予防事業の委託料等であります。

247 ページをご覧くださいと思います。

2 目一次予防事業費 444 万円は、元気な一般の高齢者に対する介護予防の普及啓発、食生活改善推進員・健康運動推進員の育成などにかかるものであります。

248 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目総合相談事業費 720 万円、2 目権利擁護事業費 360 万円、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 278 万 4 千円、4 目任意事業費 250 万 6 千円は、地域包括支援センターへの委託業務であります。被保険者の保険料や国県の交付金、町の負担金が

財源となっております。

249 ページをご覧くださいと思います。

6 款諸支出金、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 45 万円は、被保険者の死亡・精算による過年度分保険料の還付金であります。

以上で、議案第 24 号、平成 24 年度西会津町介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 25 号及び議案第 26 号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 25 号、平成 24 年度西会津町簡易水道事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、本事業の概要を説明させていただきます。本特別会計では、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、計 10 施設の管理運営を行っております。23 年 12 月の給水件数は 748 件でありまして、1,609 人、町民の 21%のかたに飲料水の供給を行っております。

それでは、予算書の説明に入ります。44 ページをご覧ください。

平成 24 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 283 万 7 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 258 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 2,680 万円の計上です。給水人口の減少と、小学校統合によるプールの使用料減によりまして前年度に比較し 100 万円、率にして 3.6% 減で計上いたしました。2 項 1 目手数料 1 万 3 千円の計上です。これは、消火演習立会手数料・給水工事設計審査手数料の見込み額であります。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 7,492 万 2 千円の計上です。不足する財源については一般会計から繰り入れていただいております。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

259 ページをご覧ください。

4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の計上です。2 項 1 目給水装置受託工事収入、60 万円の計上です。これは、給水工事の受託工事が生じた場合に対処するための計上であります。3 項 1 目弁償金ですが、1 千円の計上であります。

260 ページをご覧ください。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 4,732 万 6 千円の計上です。これは、給水施設の管理運営にかかる経費であります。青坂飲料水供給施設において、昨年の地震により水源の水質が悪化したことから、24 年度において新たなろ過施設の新設が大きな要因で、前年度に比較し 1,234 万 2 千円の増額計上となりました。職員 1 名分の人件費計上のほか、11 節の消耗品費 101 万 8 千円、光熱水費 288 万円、修繕料 542 万 2 千円、12 節の水質検査手数料

824万5千円、15節の青坂飲料水供給施設のろ過施設新設による配水施設整備工事費1,260万円が大きな金額の計上となっております。

262ページをご覧ください。

2款公債費、1項1目元金4,151万8千円、2目利子1,389万3千円。これは、過年度事業の地方債償還にかかるものでございます。

3款予備費、1項1目予備費10万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

以上で平成24年度簡易水道等事業特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第26号、平成24年度西会津町水道会計予算について申し上げます。

予算書の説明に先立ち、水道事業の概要説明をさせていただきます。ご承知のとおり、本事業では、安座・塩喰地区を除く野沢地区全域、尾野本地区の全域、尾登を除く登世島地区全域、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原地区、上野尻・下野尻・端村地区の37自治区に飲料水の供給を行っております。現在の給水件数は1,688件でありまして、人口にいたしますと、約4,186人、町民の約55%のかたの飲料水をまかなっていることとなります。給水の動向ですが、下水道の普及等に合わせ、新たに給水を申し込むかたもありますが、一方人口の減少が進んでいることにより給水人口や給水量等については横ばいといった状況であります。

一方、大久保浄水場や、配水管の老朽化が進行していることに加えて、小島地区浄水場が設置から13年が経過し、24年度では新たな事業といたしまして、小島浄水場における集中監視システム更新のための予算を計上するなど維持管理費用は年々増加している状況にあります。

なお、本町水道会計は小島浄水場の整備や下谷地区拡張工事等大規模な施設整備事業を繰り返し実施してきました。近年にいたり公債費償還額が大きく膨れ上がり、内部留保資金は年々減少しており財政状況が悪化しております。そのことから、元金と利息を含めた企業債償還金の80%に相当する額を、一般会計から繰り入れていただき財政の健全化に向けた取り組みをしているところであります。本年度繰入金は、収益的収支予算で4,769万9千円、資本的収支予算で4,500万円、合計9,269万9千円となります。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。予算書47ページをご覧ください。

総則。

第1条、平成24年度西会津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水件数は1,670件です。

(2)年間総給水量は47万立方メートルです。

(3)1日平均給水量は1,288立方メートルとなります。

(4)主要な建設改良事業としては、施設改良事業費9,200万円、配水管布設事業費620万円を予定いたしました。

公益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入です。

第1款水道事業収益1億4,980万円の計上です。その内訳ですが、第1項営業収益1億203万5千円、第2項営業外収益4,776万5千円の計上です。

次に支出です。

第1款水道事業費1億4,980万円の計上です。その内訳ですが、第1項営業費用1億779万9千円、第2項営業外費用4,000万6千円、第3項特別損失1千円、第4項予備費199万4千円の計上です。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,742万4千円は、当年度分損益勘定留保資金3,725万8千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額16万6千円で補てんするものとする。

48ページをご覧ください。まず、収入です。

第1款資本的収入1億3,850万円の計上です。その内訳ですが、第1項企業債9,000万円、第2項補助金4,850万円の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出1億7,592万4千円の計上です。その内訳ですが、第1項建設改良費9,862万円、第2項企業債償還金7,730万4千円の計上です。

企業債。

第5条、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は水道施設整備事業費です。限度額は、9,000万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,050万9千円であります。

他会計からの補助金。

第7条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,619万9千円とする。

たな卸資産の購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は20万円と定める。

詳細につきましては、水道事業会計予算実施計画にて説明させていただきます。

270ページをご覧ください。まず、収益的収入及び支出の中の収入です。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益9,996万6千円の計上です。小学校統合により尾野本小及び群岡小分のプールの水道使用料減少するため103万4千円の減額計上であります。2目受託工事収益200万円の計上です。これは給水装置工事受託金の見込み額であります。3目その他の営業収益6万9千円の計上です。給水工事設計審査手数料が主なものであります。2項営業外収益、1目受取利息及び配当金3万5千円の計上です。

2目他会計補助金4,769万9千円の計上です。これは、一般会計からの補助金であります。
3目消費税及び地方消費税還付金1千円の計上です。24年度は、事業を実施することにより、消費税及び地方消費税が還付になることによる計上であります。4目雑収入3万円の計上です。

271ページをご覧ください。次は支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費、これは浄水場にて飲料水を作るために要する経費でありまして3,618万1千円の計上です。大久保浄水場のろ過砂購入による材料費等の増により前年度比91万7千円増となりました。職員1名の人件費を計上したほか、委託職員を含めた作業賃金614万7千円、浄水施設修繕費401万5千円、電力料金1,008万円、薬品費272万6千円、施設材料費200万円が大きな金額を占めております。2目配水及び給水費、これは浄水場で作った水の送水に要する経費でありまして、931万9千円の計上です。端村配水池の修繕料等の増により前年度比61万5千円の増額となりました。水質検査手数料154万7千円、配水施設修繕費513万2千円等が大きな金額を占めております。3目受託工事費200万円、前年度と同額計上であります。4目総係費、これは水道事業の事務処理に要する費用でありまして1,024万3千円の計上です。こちらにも職員1名分の人件費を計上しているほか、273ページのメーター検針委託料95万2千円が大きな金額を占めております。5目減価償却費、これは水道事業施設の有形固定資産の減価償却費で4,993万6千円の計上です。建物が1,165万1千円、構築物3,439万4千円となっております。

274ページをご覧ください。

6目資産減耗費ですが、固定資産除却費として2万円の計上であります。7目その他の営業費用につきましては、10万円の計上です。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費ですが、企業債償還利子でありまして、3,933万9千円の計上です。2目消費税及び地方消費税ですが、試算により50万円を計上いたしました。3目雑支出ですが、16万7千円の計上であります。3項特別損失、1目未収金不納欠損ですが、1千円の計上です。4項予備費、1目予備費、不測の事態に備え199万4千円を計上いたしました。

275ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。まず収入です。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債借入金9,000万円の計上です。小島浄水場における集中監視システム整備のための企業債借入金でございます。1項2目他会計負担金4,850万円の計上です。一般会計からの繰入金4,500万円と町道改良工事及び下水道工事事業に伴う水道支障管移設にかかる、負担金350万円の計上です。

次に支出です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費42万円の計上です。量水器更新のための量水器購入費用であります。2目施設改良費9,200万円の計上です。小島浄水場の集中監視システムが設置より13年が経過し塩素障害をおこしていることから更新する費用9,000万円、大久保浄水場における送水ポンプ入れ替え工事に200万円の計上であります。3目配水管布設費620万円の計上です。これは町道下條線道路改良工事・堀越地内下水道工事と合わせて実施する配水管更新にかかる工事請負費です。2項企業債償還金、1目企業債償還金7,730万4千円の計上です。これは企業債元金の償還金額です。

以上で、平成 24 年度水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 27 号の説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 27 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町財産区が平成 22 年度より、議会制から管理会制に移行したことにより、平成 23 年度から町議会にご提案しているものであります。平成 24 年度予算の主な内容であります。同財産区にかかる管理委員会経費と除間伐等の財産管理費などあります。

それでは、予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 24 年度西会津町の本町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39 万 3 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算案の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、1 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 9 万 2 千円であります。これは、本町財産区民に対する土地貸付収入であります。2 項 1 目不動産売払収入 2 千円でございますが、土地及び立木にかかる売払収入について、それぞれ存目を計上するものであります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目貸地調査手数料 2 千円であります。これは、財産区の土地について貸付を希望する場合の調査手数料 1 件分であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 29 万 5 千円でございますが、前年度からの繰越金でございます。

4 款諸収入、1 項 1 目区預金利子 1 千円及び 2 項 1 目雑入 1 千円でございますが、それぞれ存目でございます。

次に、8 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款委員会費、1 項 1 目委員会費 7 万 1 千円でございますが、本町財産区管理会にかかる委員報酬と消耗品費、通信運搬費、非常勤職員公務災害の負担金であります。

次に、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 6 千円でございますが、交際費と公金事務取扱手数料であります。2 目財産管理費 6 万 3 千円でございますが、除間伐等にかかる作業賃金と消耗品費、通信運搬費及び町森林組合への賦課金であります。

次に、3 款予備費、1 項 1 目予備費 25 万 3 千円あります。

これで、本町財産区特別会計予算の説明を終了させていただきます。

以上で、議案第 15 号の西会津町一般会計予算から、議案第 27 号の西会津町本町財産区特別会計予算までの全予算について、説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。(12時17分)

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

平成24年3月21日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第3回議会定例会議事日程（第13号）

平成24年3月21日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第15号 | 平成24年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第16号 | 平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第17号 | 平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第18号 | 平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第19号 | 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第20号 | 平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第21号 | 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第22号 | 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第23号 | 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第24号 | 平成24年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第25号 | 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第26号 | 平成24年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第27号 | 平成24年度西会津町本町財産区特別会計予算 |

散 会

○議長 平成 24 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

申し上げます。議案第 15 号から、議案第 27 号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、そのあと款ごとに質疑を行います。特別会計については、1 議題ごとに行いますので、ご協力をお願いします。なお、議案の審議を行います。会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものでありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第 15 号、平成 24 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 総括的な質疑をさせていただきます。

先般、課のほうから説明をいただきましたが、その中で一般会計の中身の繰出金というのがございまして、特別会計や基金への繰り出すお金が大変増えている状況でもございます。それと同時に税収の関係もかなり、56 億から、あるいは 53 億という町税のほうが少なくなってきたもおりますし、予算総額ですね。そういうところも少なくなってきたもおりますし、また地方交付税そのものも少なくなってきた中で、この繰出金のお金が、どんどんどんどん増えていくということになった場合に、どのような対応をされていくのかを伺って、質問をさせていただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 特別会計の繰出金のご質問でございますけれども、まずこの特別会計に繰り出す一つの考え方と、基準を申し上げますと、まず特別会計さまざまございますけれども、工業団地、商業団地、住宅団地のこの三つの会計につきましては、繰出金はございません。

それから、下水道、農集排、個別排水処理、いわゆる下水道の整備時に関するものでございますけれども、これにつきましては、事業費、当該年度やる事業費の一部と、それから今まで借り入れてまいりました地方債の公債費の償還金に充当する分を出してございます。

それから、後期高齢者医療特別会計につきましては、事務費とそれから保険基盤安定の繰り出しの分。それから特定健康診査の分ということで、これもある程度ルールで決まっているものでございます。それから、国民の事業勘定でございますけれども、これも後期高齢と同じように保険基盤安定、それから特定健診、あるいは出産育児一時金、財政安定化といった、これもルールで支出をするというものでございます。それから、国民の診療施設勘定でございますけれども、これにつきましては、これまでの公債費の繰出分と、それから診療施設で整備をいたします医療機械、あるいは施設の改修経費、こういった基本的な整備については町が行うという方針でこれまでまいりましたので、その方針に基づいて支出をしているものでございます。

それから介護保険につきましては、介護給付費の 12.5%と、職員給与、事務費等を繰り出しているものでございます。それから簡易水道等でございますけれども、これについては、公債費と、それから本年度については青坂地区の飲料水供給施設の水源整備を行いま

すので、その整備を東日本大震災の復興基金を充当して行いますので、これを一般会計から繰り出すということでございます。

それから、水道事業会計でございますけれども、これについては、公債費の80%を基準として支出をするということでございます。平成24年度総体では、水道事業まで全部含めますと980万ほど増えることになっております。これの大きな要因は先ほど申し上げました青坂地区の水源整備でございます。あとは逆に事業勘定では480万の減、あるいは個別排水処理等については整備基数の減で200万くらいの減ということでございますので、いずれも、それぞれ基本のルールに基づいて支出をするということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳細な説明をいただきまして、ありがとうございます。これだけ財政が厳しい中に、主眼とする町の姿勢、どこに財政を、町民の豊かな生活へと配分されていくゆえに、2009年の4月ころから、たぶん財政法の健全化法が施行されてから、今日までいろいろなされているんだろうと思っております。まさにこのような財政が厳しい中に、町民が喜ぶような状況を考えた上で、健全化の財政にお努めしていただきたいと、こんなふうに思いまして、質問を終わります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括の部分で何点かお尋ねをいたします。

まず歳入の部分でありますけれども、この町税に関しまして、昨年度よりも増額を見込んでおるといような中で、製造業等の業績が回復基調にあつて、町税等は伸びるだろうというご説明でありました。その中で、滞納繰越、これ昨年と比べると約2倍ほどになっておるんですが、これもやっぱり製造業等の業績回復基調による希望的観測なのか、それとも、一昨年来取り組んでいる税等徴収対策本部の効果、さらなる徴収に力を入れていこうということで、この金額の増額をしているのか、その点が一つと。

あともう一つ、地方譲与税に関するところでありますけれども、一昨年、民主党政権になってから、このガソリンにかかる暫定税率の租税特別法ができて、当時160円の価格を3カ月続けば、リッター25円ほどかかっている暫定税率を、とりあえず停止しようという法律ができているんですが、今、160円に近づいております。そんな中で、国等からそういうことの説明等があるのか、歳入あたって、もしこれが実行された場合、どういふ影響があるのか、大変心配しているんですが、そういう情報をつかんでいけば、それもお示しいただきたいと思っております。

あともう一つは、これは確認の意味でありますけれども、ケーブルテレビ負担金の部分で、ほぼ100%の加入率になるというご説明でありましたが、これは自分の意思を持ってケーブルテレビに加入しない、自前で電波を見ようという人を除けば全部入ったのかなということで、アナログ放送もあと10日ほどで終了いたしますので、町内の地デジ難民が、いわゆるテレビを見られない家庭がなくなったと解釈していいのか、それも確認の意味でお尋ねいたします。

歳出にあたりましては、民生費の子育て医療費サポート事業、これは昨年よりも200万以上の増額で予算計上されておりますが、県ではこの10月から18歳までの医療費を無料

にするというような発表がありました。この辺を勘案して、おそらくそれは、当時はまだ決まっていなかったのかわかりませんが、増額になった理由、その辺を勘案していたのか、そこをお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 私からは税収についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず町税でございますが、議員おただしのおり平成 24 年度は、平成 23 年度に比較しまして 615 万ほどプラス、パーセンテージでは 1 %ほどプラスとなっております。まず現年でございますが、増えた要因といたしまして、一番大きいのが、先ほどありました法人、会社の町民税でございますが、そのうち税割が、これまで 2、3 年ほどかなり不景気によりまして落ち込みをいたしました。今年あたりから回復基調になっておりまして、来年度についても回復基調ということで、税収を見込んでございます。

また一方、下がる要因といたしましては、固定資産税が評価替えがございまして、それで若干下がるというような状況でございます。

なお、増収の中では、たばこ税というのがございまして、こちらについては販売の本数自体は減ってございますが、税率がアップしたことで、こちらが増収ということで、全体としてはこういう数字になってございます。

一方、滞納繰越でございますが、こちらについても、若干、今回平成 24 年度は、23 年度よりも多く見込ませていただきました。その要因でございますが、こちらについては、法人の関係はちょっと関係はございまして、主に徴収対策の強化によりまして、町民税、あとほか若干昨年よりは多く見込めるということで今回予算化したものでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 地方譲与税についてのご質問にお答えをいたします。

地方譲与税の新年度の見積りの中には、一つは自動車重量譲与税、もう一つは地方揮発油譲与税ということで、この部分が従来の地方道路譲与税ということであったわけでありまして、これが今回については、この地方揮発油税の収入額の 100 分の 42 に相当する部分を市町村の道路台帳の面積と延長でそれぞれ案分をするということでございます。今般のガソリン単価の上昇が、ここにきて大変著しい上昇を示しております。これは議員もご承知のように、中東情勢の影響だとか、そういったところが非常に大きな要因がございまして、昨年の震災前の段階では 145 円、そして震災後の単価が 153 ということ、現在 155 円になっているかと思っております。議員のおただしのような 160 円を超えた場合の何かあるのかということでございますけれども、現時点で国、県等からそのような情報はまったくないというのが現状でございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 地デジ放送に関するご質問にお答えしたいと思います。

3 月 31 日で福島県につきましては、アナログテレビ放送が終わるというようなことでございます。町としましても、その対応というようなことで、3 月の広報で今年度末には終わりますよというような広報をさせていただいたところであります。現在、その対応がどれだけできているかというのは、ちょっと実態把握というのはできないような状況にあるわけですが、まだ地デジ化、すべての家庭で終わっていないだろうというふうに思

われるところであります。

それで、今までサポートセンターのほうで、地デジのサポートセンターのほうで地デジチューナーを無料配布するというような事業を行っていたところでありますが、町で、総務省のほうから、もっと地デジ化に移行するにあたって、チューナーを町としてほしいというようなことであれば、支給しますよという事業がございました。それで300台、町のほうでいただきました。無償でいただきました。それで3月14日の民生委員協議会の中で、高齢者世帯で、まだ地デジ化が済んでいないかたに対して、呼びかけをしていただくというようなことで、民生委員の皆さんにお願いをしたところであります。もうすでに5台ほど申し込みがございまして、町のほうで支給をしていきたいというようなことで考えております。300台ございますので、今ケーブルテレビの文字放送でお知らせしているほか、また3月号の広報お知らせ版でも周知を図って、100%、すべての家庭で地デジ放送が見られるような対応を取っていきたいということでもあります。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 子育て医療費サポート事業に関する質問にお答えをいたします。

ご承知のように、本町では0歳から15歳、中学生までの医療費を無料化するというところでこれまで実施してきたわけですが、この増額の要因でございますが、平成23年度、今年度の見込みにおきまして、社会保険加入者の子どもさんがたの医療費助成が増えたという実績見込みがございまして、そのために200万円ほど増額で見込ませていただきました。

また、県で18歳まで医療費を無料化するという制度の改正を、今検討されているところでございますが、それにつきましては、町の当初予算には見込んでございません。その18歳までにつきましては、県のほうでは秋ごろからということで情報が入っておりますので、その際に医療費についても引き上げをしたいということで考えてございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 喫緊の課題としては、あと10日でアナログ放送が終わってしまうと、私も以前から申し上げていましたけれども、本当にその独居老人と、その申請したくても申請の仕方がわからない、そういう情報をつかんでいてもどうしていいかわからないと、そういうかたがいらっしゃるのが大変危惧されていたわけなんです。それは町で300台の簡易地デジチューナーがあるのであれば、その申請の手続き等は一方的に発信するばかりではなくて、ある程度地域の中で、1軒1軒調べるといふわけには難しいでしょうけれども、そういうきめ細かなサポートをしていただいて、4月1日にテレビ見られなくなったと、大慌てにならないように、しっかりと手当をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 確認の意味でお尋ねをしたいんですが、この放射能の関係なんですが、自家用食品の検査についてということで、この4月から放射性セシウムに関する基準値が変わるわけですね。それに伴って、やはり住民の検査、それが多くなると予想されますが、その際の簡易測定機なんかの予算化はされていたでしょうか。またそれに伴っての検査体制、そういうものが十分整っているかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 放射能測定機のご質問にお答えいたします。

現在、本町におきましては、県単事業で1台、放射能測定機、貸与をされまして、現在2階の一室で、とりあえず給食をはじめてございます。本日、今度は国の消費者庁のほうからもう1台貸与がありまして、合計2台の体制で一般町民のかたの野菜であったり、さまざまな食品の検査をはじめるということで、明日22日から、一般町民のかたの検査をはじめると予定でございます。それで、測定員でありますけれども、測定員につきましては、本年度3月末までは、県の事業で、県から委託した業者からの派遣職員が2名、現在来ております。4月以降につきましても2名体制で検査をしていくということになってございます。なお、さまざまなかかる経費につきましては、人件費含め消耗品等につきましては、消費者庁の交付金がございます、10分の10でございますが、その中で対応してまいりたいということで、今回の当初予算にも、その分、人件費以外の消耗品については計上してございます。

以上です。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 24年度の重点施策の中で、歳出のことで質問したいと思います。

まず豊かで魅力あるまちづくりの中の項目の中に、新しく街中整備計画策定事業として100万円、その項目の中に観光の振興と地域資源活用として、グリーンツーリズム関係で155万、また活力ある地域づくり支援事業、地域づくり、地域おこし団体に対する支援300万、次に、人と自然にやさしいまちづくりの中で、新規事業として提案理由の中でも説明ありましたが、健康がいちばん推進事業の中で774万9千円が計上されております。そしてもう一つ、福祉の充実として高齢者の生きがい対策事業で1,000万超の予算が計上されておりますが、それぞれの中で、この計上された中で目的はありますが、その成果とこれからの目的、町のあげた目標というものをもう一度詳しく説明いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 質問の1点目の街中整備計画の策定につきましてご説明を申し上げたいと思います。

野沢街中につきましては、今現在、街中再生プロジェクトというような組織をつくりまして、いろいろ街中を活性化していくためには何をすべきなのかというような意見をいただいているところであります。昨年はその中で、地区の自治区長さんを対象にしたアンケートなども取りまして、地域におけるその課題なんかも調査をしたところであります。それで、そういったものをもとにしまして、野沢の町内というのは、今までなかなか整備が進んでこなかったといえますか、そういった状況にありますので、総合的に街中を元気にしていくような整備計画を策定したいというようなことで委託料をあげたということでもあります。その目的であります、商店街が衰退している、商店街を元気にしていきたいと。それから、買い物客が歩くような町をつくっていきましょうというようなこと。それからあと、それに合わせまして、地域の生活環境についてもいいものにしていきましょうというようなこと、そういったことを総合的に計画に盛り込んで、今後の整備のための材料にしていくというような計画策定を新年度予算に計上させていただいたということで

ございます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 ご質問のうち、まずグリーンツーリズムについてお答えいたします。

今予算で計上させていただきました155万円につきましては、グリーンツーリズム協議会への補助金でございます。グリーンツーリズム協議会につきましては、平成23年度、農家民泊の推進、それから教育旅行の受け入れ、モニターツアーの実施ということで、さまざまな活動をいたしまして、まず目的でございますが、交流人口の拡大による町の活性化ということでございまして、昨年度につきましては、教育旅行については10校、495人の児童生徒を他町村から受け入れをしております。そのほかにも、放射能等の影響で外で遊べない、中通りのほうの子どもたちを受け入れまして、約400名というように、このように他町村からどんだん人々を呼び込んで町の活性化を図ろうということでございまして、あと農家民泊につきましても、現在10数軒が民泊の申請中ございまして、近々許可が下りるであろうということでございます。

24年度、23年度と同額の155万円の予算でございますけれども、24年度につきましては、積極的に首都圏等に宣伝活動を行って、交流人口をさらに拡大しようということで予定をしているところでございます。

それからもう一つ、活力ある地域づくり支援事業300万の予算計上でございますが、昨年度につきましては6団体が採択を受けまして、180万ほどの補助金を交付してございます。この事業につきましては、最大3年間継続が可能ということで、今年度につきましては継続する団体、さらに新しい団体が出てくることを予想いたしまして、当初で300万円を計上させていただきました。西会津が活性化していくためには、やっぱり各地域が元気にならないと、なかなか活性化できないということでございまして、今、西会津の中で、さまざまな地域で地域おこしに取り組んでいる団体、それから、やってみようという団体がございますので、町としてはそういった団体を積極的に支援いたしまして、町全体の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、8番、青木議員のご質問のうち、健康がいちばんの推進事業と高齢者生きがい対策についてご説明を申し上げたいと思います。

はじめに健康がいちばんの推進事業でございますが、これにつきましては、健康づくりのために必要なものとして、食生活、バランスのいい食事、さらに適度な運動が必要でございます。相互に連携しながら推進していく必要があるということで、またさらに健康のためには、疾病の早期発見、早期治療が大切であることから、検診の受診率を高めていくことも必要でございます。それらを総合的に踏まえまして、本年度、町民参加型の健康講演会、そういうイベントを実施したいと考えてございます。それによりまして、健康に関心を持っていただくということで意識付け、関心を高めていただくことを図ってまいりたいと考えております。

例えば、スポーツ、運動の面でございますが、1人1スポーツを普及、啓発していきたいという考えでございます。今、既存のスポーツ、またニュースポーツ、さまざまなスポ

ーツがありますが、それらをご紹介することで、何らかの運動をしていただきたいということで考えております。また、既存のスポーツやニュースポーツになじめないかたにつきましても、ウォーキング、散歩によって運動を習慣化していこうということも考えてございます。それらのスポーツを習慣化していくということで、また食のバランスも考えた上で健康に関心を持っていただきながら、受診の勧奨にも努めていく、そのための経費でございます。

続きまして、高齢者生きがい対策についてのご質問でございますが、高齢者生きがい対策につきましては、高齢者の水泳教室、また老人スポーツ大会、老人クラブの支援、それらが合計されたものが1,052万2千円ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。これは高齢者の生きがい対策によりまして、地域での高齢者のかたがたが活発に活動していただいて、生きがいを持っていただくのが目的でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今、説明の中でグリーンツーリズムのお話がありましたが、私は交流人口を深めるということは大賛成でありますし、今まさに県内はいろんな問題で人の交流が少なくなっているところでもあります。会津である、また西会津では、そういう働きかけはほとんど必要であると思っております。むしろ私は、この金額ではなくて、155万以上の予算であってもいいのではないかなと思っているぐらいであります。

そのほかに、高齢者の生きがいの中でありましたが、新規事業も、歩いたり、運動したり、また生きがい対策の事業も水泳や体を動かすということが説明がありましたが、その中でも、大変それも重要だと思っておりますが、心のケアもその中で健康であるということも常々考えている一人でありますので、体を動かすと同時に、やはりそういう面でも啓発運動をしていただければ、もっともっと健康で、元気で過ごせる老人のかたがいらっしゃるのではないかと思います。その点についてもう一度。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 グリーンツーリズムの予算の件でございますけれども、本年度、補助金的には前年同額の155万円の計上をさせていただきましたが、緊急雇用創出基金事業を使いまして、グリーンツーリズム関係ということで、委託事業でありますので、人件費を含めて340万ほど別に計上させていただいて、事業の拡充を図るということで予定してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 心のケアについてのご質問にお答えしたいと思います。

平成24年度につきましても、働き盛りのかたがたを対象にしました心のケアの講演会を実施する予定でございます。また高齢者のかたがた向けには、認知症予防ということで、講演会も開催する予定でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは何点かご質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

予算の説明で、今年はマイナス2億8,200万、5%、23年度から比べて少ない予算でありますと説明がありました。その要因として、ケーブルテレビの高度化事業で2億2,585

万ですか、これが大きな要因だという説明を受けたわけではありますが、いささかこれには私、理解に苦しんでおります。というのは、ケーブルテレビではマイナス2億余、減っていますが、それに代わるといいますか、新しく小学校の新築事業で2億2,300万円が入っています。それに、正しくはちょっとあれですけども、震災復興交付金ですか、そのうち、1億5,000万のうちの5,000万を今年使うとするならば、これで2億7,000万もの、今年新しく使うわけでありますから、このマイナス5%というのが、なかなか私は理解ができないわけであります。

そこで、気がかりといえますか、気になっているのは起債の見込みであります。今年は前年度と比べて1億7,000万余少なくなっております。借金が少なくなるのは決して悪いことではありませんが、起債が少ないということは、公共事業など社会資本整備に影響してくるのではないかと、事業が少ないから起債が少ないのかなと、だから昨年23年度からみて、8,000万円もの財調からの取り崩しが少ないのかなとこうみたわけでありますが、この5%の実態を説明をしていただきたいと思えます。

これに関係するわけでありますが、いわゆる復興元年という言葉を使っておられます、強調しておられました。普通に考えれば、復興のためにはお金がかかるわけであります。詳しくは承知しておりませんが、原発周辺の自治体はマイナス予算のようであります。これは復興計画が成り立たないからマイナス予算と私はみております。中通りの自治体はほとんど前年度と比べて増額予算であります。これは復興のためにお金を使わなければならないから増額しておるのではないかなと私はみておるわけでありますが、それが西会津ではマイナス予算で復興ができるのか、復興というのは具体的に何を復興していくのか。

多賀議員の一般質問で町長の思いいれといえますか、気持ちが表れておまして、それはそれで理解をするわけですが、ただ具体的な例としてあげたのが奥川のライスセンターの機能強化、約540万です。これは粃摺り機が更新時期をむかえたから更新、新たに粗選別機ですか、それを導入して品質の、それは品質の向上に結びつくでしょうが、コメそのものには変わらないわけであります。それとおっしゃったのがコメのブランド化を図っていくということであります。このコメのブランド化という実施計画書、予算書を見ても、どこにそのブランド化を図る予算が表れておるのか、見つけることができませんでしたので、このブランド化に関する件についても詳しく説明をしていただきたいと思えます。

ですから、復興元年、そういう意気込み、大変大事であります、予算にどのように表れているかということをお尋ねしたいわけであります。

常々私言っていることに、伊藤町長になって町政が身近なものになってきた。身近なものを取り上げて積極的に事業を推進していくと、評価をしております。そういう点では町民のかたがたに希望、夢を与えていると思えますが、ただ言葉だけでサービスしているのではないのかなと、そういう疑念を実は持ったわけであります。それはなぜか、9月か10月でしたか、小中学校の音楽祭のときに、町長のあいさつで、児童生徒がゴザに座っているので、音楽堂をつくると、あいさつで述べられたと。また福島民報の記事によるふるさと再生、首長に聞く、その中で、子どもたちが交流する施設の整備を進めたいとこうおっしゃっておられるわけであります。私のみる限り、実施計画書や予算書には、それが表れておりません。今年度の予算に表れなくても、実施計画書、3年間のところで何らかの形

で表れてくればいいでしょうが、それも表れていないと。それで、この担当の企画情報課長にお尋ねをしますが、こういう音楽堂や子どもの施設をつくるということに対して、町長から指示があったのか、検討しなさいという指示があったのかないのか、検討して、難しくこの計画書に載せないのかどうか、夢を与えることはいいですが、やはり現実的な日程にあげてもらわなければ、がっかりするわけでありますから、そこら辺をきちっとお答えをいただきたいと思います。

それと、各課にわたる委託料であります。委託料にもいろいろありまして、人件費について、どのような基準で委託料を出しているのか、これも私常々言っております。お医者さんだと1日なんぼ、看護師さんだとなんぼ、保育士だとなんぼと、そういうような基準があつてしかるべきだろうと。この前、喜多方地方の広域議会での説明で、広域ではハローワークの毎月の基準が出るそうであり、職業別の。それをもとに委託料を出しているといっていましたので、西会津はその人件費等の委託はどのような基準でお出しになっているのかと。

それと、指定管理の契約更新時にあつて、今回、それぞれの指定管理への委託料金が出ました。それで、2点ほどそこでお尋ねをします。振興公社にケーブルテレビの放送を、振興公社の職員にお願いをしている部分がありますが、これは委託料として出ておりませんでした。町が直接その放送に携わっている人に給料を出すわけではないでしょうから、どういうふうになっているのか。

それと、にしあいづ福祉会の介護ではなくて、看護ステーションですか、これだけが補助だと、委託料ではなくて補助でやっている。なぜ補助なのかというのがいまいち理解できませんでした。看護師3名でやっておられるそうでありますが、それに対してどの程度補助を出しているのかということでもあります。

それと、気になったのは、一般質問で長谷川議員がお尋ねをしておられました。町民の基礎資料が保管されているサーバー、これのセキュリティは安全かという中で、委託料の算定の根拠はどうだというときに、課長の答弁は、積算をしていない。積算をしないで委託料を決めているのか、これは私は、なぜそのような、本当に積算をしないで委託料をしているのならば、委託料を全部見直さなければならないわけでありますから、きちっと答えてください。

次に、放射能汚染対策についてお尋ねをしたいわけでありますが、これ一般質問で時間が足りなかったのもので、ここで取り上げるわけであります。あのときいった、3月12日に環境省が示した指針というものを、担当課長としてつかんでいるかいけないか、お答えをいただきたいと思います。課長の答弁だと、雪が消えたら空間線量を測って、高いところは対処したいという答弁でありましたが、空間線量が0.23にならなくても、2万からの汚泥があるわけですから、これはそんなことを言わないで、すべての公共施設、これを測定をして、200のところあるかもしれませんよ、300ベクレルで終わるかもしれません。そうなれば町民のかたがたが安心できるわけでありますから、これはぜひ24年度は、すべての公共施設を調査すべきだと思いますが、する気があるかないか、お尋ねをいたします。

食品中の放射性物質の規制値が暫定の500から100ベクレルに変わるということ、今伊藤議員がお尋ねしましたのでわかりました。私もその対策は万全かということでも聞きたい

わけであります。今、2人でやっていくということですが、本当に2台で町民のかたがたの持ち込む、それが即検査できるのかどうか。持ち込んでいただいても1週間、10日かかってしまうのかどうか。ということは、今まで何点くらいがこういうのがあって、これから実際作物が生産されていくわけでありますから、2台で本当に町民の要望に応えられるのかどうか、そこら辺をお尋ねをします。

そして、測定して結果どのようにつかんでおるか、それがおわかりであればお聞かせいただきたいと思います。要するにこれは、安全な農産物だということを西会津がどう発信していくのか、調査をただけでは発信にならないわけでありますから、そういうような発信も含めてお考えがあればお聞かせをいただきたいということと、放射能関係で最後になりますが、東京電力への請求はどうなっておられますか。早いところは23年度で請求等もしておる自治体もありますが、わが町でも東京電力にはそれなりの請求をしてしかるべきだと思っておりますが、いつそういうような請求をするのか、金銭的にはどの程度、町が東電に請求をするのか、つかんでおられるならばお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番の数多い質問の中で、私からは基本的な予算の関係の組み方と、それから町長に関連した、いわゆる私が子どもたちに向けた話の中での具現化はどうされるのかという点についてお答えをしたいと思います。

まず、今年度の予算をどう策定をするかという基本的な姿勢で、私はこう言いました。総花的なものから重点的に事業を見直して、そして西会津町の身の丈にあった対応をしていかなければ、やっぱり一つ一つ課題を解決することはできないと、そういう意味においては、今この23年度であれば福島県が大震災のため、あるいは原発において、いろんな課題を今持ち込んで、あるいはなってしまったと、そういう意味において、西会津町はやっぱりそういったことを謙虚に考えながら、西会津町でまず何がこれから一番大事なのかというところについて、きちっと対応していただきたいという話の中で、これまで各課が持ち込んでくる予算というものについては、膨大に実はなります。そして一つ一つそれを精査しながら、あるいは町長査定に持ち込む場合に、各それぞれの課の査定を総務課査定をして、そして最終的に町長査定に移ってくるわけでありますけれども、これまで、そうした総花的なものから、やはり重点的に各課が何をしなければならぬのかという基本的な考えのもとに、相当絞って持ってきているわけであります。

と同時に、23年度で社会資本の整備というものについて、あの災害復旧というのは、まず第一に考えなければならない。それは、23年度で終われるようなものではないわけです。特に土木や災害復旧に関しては、これはできるだけ地元の業者でやれる部分はやっていただきたいという願いのもとに、今、地元の業者は手一杯、やはり抱え込んで、そしていろいろ町の施設に対して協力をいただいているところであります。いよいよその復興は、この24年度繰り越しているいろんな各それぞれが、24年度でやはりあらかたやっていただきたいなという私の要望であります。

したがって、復興復旧の私は最大の課題は、まずそこにあるということで、これ今、新しい事業をどんどんと仮に道路改良、あるいは要望箇所はありますよ。今それぞれ入れても、なかなかそれは実現、単年度の実現は不可能な箇所がございます。したがって、それ

やはり計画を組んだ中で対応すべきではないかというようなことで、重点的に絞った内容が今回の予算に出ているわけであります。

さてそこで、私は考えてみますと、まだ2回の予算、今回で3回目、そして町長になってまだ丸々3年ならない、2年ちょっとだと、半ぐらいなんです。それでこの間、私が言う、いわゆる町民への約束、つまり政策的なお約束ごとについては、ある意味では100%とは言わないまでも、90%近くは議会の皆様のご同意を得ながら取り組んできたというふうに思っております。

そこで、これからの新しい課題の一つには、やっぱり学校が統合された中での、新たな学校をどう活用するかということの一つに、この野沢小学校の、例えばですよ、あれが空いたならば、その体育館を改修をして、そしてゴザを敷いて音楽を聴くようなことではなくて、町民文化センター的に椅子に改良しながら、そうしたところを改良していけば、それは音楽堂とかうんぬんという問題ではなくて、多面的に活用できるような改良計画は私は十分にできるということで、これから計画をしたいと思えます。

そしてもう一つは、今、学校終わって子どもたちが、遊ぼうといっても児童館があるわけでもない、何にもないわけです。そうした具体的な対応についても、しっかりこれを考えていかなければならないということでもありますので、今後の計画の中には、そのことはだんだん盛り込んでいかなければならないというふうに思っています。

そして、やはりこれから西会津町が長期にわたっていくときに、皆さん考えたとおり、財源の50%以上は地方交付税で生きているこの町であります。本当に10%足らずの税収をいただいて、そしてその大半が、やはり起債を投入しなければ、なかなか事業ができないというところにおいては、長期的な対応を取りながら、起債と公債費のバランスを取っていくということは、当然これは必要なわけであります。だから起債制限比率とかいう問題ではなくて、これから具体的な起債を借りたならば、公債費にどう反映しているのかどうかという、そのバランスを考えながら、これからやはり新たな社会資本整備という問題を総合的に考えていく必要があるだろうということで、今、基本的な考え立ちながら、今後の西会津町の計画をつくっていききたいというふうに思っているところであります。

○議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それでは、私のほうからまず第1点目は、今回の当初予算と昨年度の予算の差額の増減でございますけれども、私の説明の中でちょっと舌足らずで、詳細な部分が説明足りなかったかもしれませんが、改めて申し上げますと、まず増額要因となりますのは、簡易水道の整備の関係で2,100万、それから緊急雇用で2,000万、消防関係で、施設整備でございますが、3,490万、これらがプラス要因となりますが、その一方で、大きなマイナスが説明の中で申し上げましたケーブルテレビの高度化事業が2億2,470万1千円。それから、高齢者施設等のスプリンクラー整備、これが9,600万円、そして生活環境支援の補助事業で6,100万円、小学校の整備で、これは4月からの開校に向けた野沢小学校の改修でございますけれども、5,280万が減額の要因でございます。

それからプラス要因で一つ申し忘れてましたが、新しい校舎の実施設計と用地の取得保障、これで2億2,300万ということございまして、トータルいたしますと、2億8,200万円の減ということになります。

それから、2点目の地方債の関係でございますが、今回、起債で1億7,700万ほどの減額というふうになっております。これも大きな増減要因でございますけれども、過疎対策事業債で、ケーブルテレビのデジタル化の整備等を含めまして、過疎債で1億7,200万円ほど減額となっております。

それから、臨時財政対策債でございますが、これは議員もご承知のように、普通交付税との行ったりきたりの関係になりますけれども、これで国から示された内容で積算いたしますと、3,800万円の減ということになります。

一方で増える要因としては、新しい学校の整備にかかる学校教育施設等の整備で4,870円ということでございます。このように、一番大きいのはやはりケーブルテレビのデジタル化が一部残してほぼ終了ということでございますので、昨年度、毎年町民の皆さんに直結した道路整備とか、そういった住民福祉の向上に資する事業については、昨年とそんなに変わらない程度で実施をしているということでございますので、その点はひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、委託職員の積算でございますけれども、これは職種によりまして、行政職給料表と技能労務職の給料表、これを適用をしながらやっております。上がったり下がったりについては職員の人事院勧告に準じて、その率を調整して増額、減額をしてございます。その基本額に対しまして、さらに町独自として、国民健康保険料の2分の1の額、それから国民健康保険税の2分の1の額、これを町独自の加算額として支給をしているということでございます。それと合わせまして、通勤手当、通勤2キロ以上のかたについては、職員と同様に通勤手当を支給しているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それでは、コメのブランド化についての具体的な事業内容についてご説明をさせていただきます。

今年度、コメのブランド化に向けた具体的な事業ということで、西会津産米販売強化事業ということで、長谷川議員のご質問内容にもありましたように、奥川ライスセンターの機能強化の支援事業を一つ計画しております。これにつきましては、町内すべての農家の皆さんが、安全安心なコメを販売するために、昨年来必死の努力を重ねております。

一方、奥川地区おきましては、コメの食味コンクールにおきまして、毎年出展をすれば、特別優秀賞をいただいて、西会津のコメのブランド化に大きな役割を果たしております。去年も特別優秀賞、それから大阪で行われました、めっちゃうまいコンテストということで、価格分野のコンテストで出戸米がBランクの区別の中で最優秀賞を取っているということで、西会津産米のブランド化、PRについて大変大きな功績があります。それらの生産地調整機能を司っている奥川ライスセンターの強化のために、この事業を実施したいということで考えています。

またさらに、それらのコメを販売するため、販売先との信頼関係を維持していくため、風評被害を払拭するための活動ということで、新たな取り組みとして販売促進事業を今年度計画をしております。

それ以外に、新たな事業ではありませんが、継続して、やっぱりその安全性を確認することは一番大切なことですので、土壌から、それから水等、農業用水等の放射能の

物質検査を行いまして、安全性をPRしていきたいということで考えております。

また、それらの生産を推進するために、町のコメの配分方針の中で、そういう特別栽培米に取り組むかたには、配分を上乘せしたりして、具体的な予算ではない部分でも支援をしながら、生産拡大を図り、ブランド化を推進していきたいということで考えております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの業務委託、振興公社への業務委託のご質問にお答えします。

予算書の39ページをご覧いただきたいわけですが、ケーブルテレビ運営事業費、その中の13の委託料の中に、ケーブルテレビ業務委託料ということで3,232万、計上しております。これが振興公社への業務委託ということで、6人分の人件費が盛り込まれているということでございます。

それからもう1点、セキュリティについてのご質問でございます。その件に関しましては予算書の29ページをご覧いただきたいと思っております。

29ページの電算管理費というのがございます。これが町の総合行政情報システムに関する費用でございます。そのうち、委託料ということで2,519万5千円、それから14節の使用料ということで、総合行政情報システムの借上料1,829万7千円。合計4,449万2千円一括してハードの管理、さらにはソフトの管理というようなことで、一括して委託をしているということでありまして、先日、答弁の中で申し上げましたセキュリティに関する費用は、この中でいくら入っているのかというような積算はちょっとできないということで答弁申し上げたところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 訪問看護ステーションのご質問にお答えをしたいと思います。

訪問看護ステーションでございますが、指定管理者制度によるものではございません。公の施設の管理という意味ではそれにあたりませんので、指定管理者制度ではございません。これまでの経緯を若干申し上げますと、平成14年度から訪問看護ステーションは開始してございます。当時、町とにしあいつ福祉会と協議、または町からの要請があったと思われませんが、平成14年4月1日に福島県知事から訪問看護ステーションの指定をいただいております。にしあいつ福祉会が指定をいただいております。指定をいただいているにしあいつ福祉会が運営するというので、予算といたしましては訪問看護ステーション運営費補助金ということで250万円を支出しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 私からは、放射能汚染対策の検査の関係でお話を申し上げたいと思っております。

まず空間放射線量、公共施設関係でございますが、これにつきまして一般質問の中でもご答弁申し上げましたが、雪解けを待って再び検査をするということでございます。環境省の指針でございますが、空間放射線量、1年間1ミリシーベルト、時間にしますと0.23マイクロシーベルトということでございまして、これまではこの数字が目標という形でい

われておりました。4月からは、目標という形ではなく、一つの基準という形で4月以降は考えていくということでございます。今回、公共施設につきまして、雪解けを待って、まずは空間放射線量を検査をしたいと思っております。その中で0.23を超えないまでも、ほかの周囲と比べまして、やはり高い箇所、そういう箇所が発見されれば、そこについては土壌の検査もして、高いものについては、それに合わせた処理をしていくという形で考えております。今回、平成24年度予算の中では、それらの検査の費用といたしまして、326万円ほど今回予算を措置をしております、その中で対処をしていきたいというふうに考えております。

もう一つ、東京電力への請求についてということでございます。これにつきましては、福島県内はもとより、他の県におきましても、各役所からいろいろな形で東京電力のほうに請求がされはじめております。

本町におきましては、直接の被害というよりも、風評とか、そういった形の被害がどのくらいになるかというような積算が必要であるというふうに考えております。したがって、現段階におきましては、どのくらいの金額という形ではっきり把握しておりませんが、今後こういう積算のもとで確定をしていきながら、請求についても考えていきたいというふうに考えております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 一つ訂正を申し上げたいと思っております。特別地方交付税の関係で、一つの基準等が出ておりますので、それについては総務課長のほうからご説明をしたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、福島第1原発の事故に伴います町に対する風評被害を中心とした被害額の関係でございまして、これまで特別交付税の調査の中で、ございまして、これまで農産物の安全性のPRを図る部分、あるいはコメの放射性物質の検査、林産物の同じく放射性の検査、あるいはさゆり公園プールとか、保育所、あと河川の放流水の検査、水質検査手数料、そういった部分を網羅いたしますと、現在で437万8千円ほど町からの実支出がございまして、これを特別交付税のほうで、現在調査であげておりますので、これが全額対象となって交付されるというふうに事務的には考えておりますけれども、算定、3月支給の内訳がまだ示されておきませんので、実際にどの程度入ってくるかについては、現時点では不明でございまして、ご了承をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 食品等の放射能測定のご質問にお答えいたします。

まず2台で測れるのかどうかということですが、現在、一般町民のかたに周知をしまして、予約を受付中でございます。22日から開始ということでありまして、その予約の状況がどのくらいあるのかということもあろうかと思っておりますけれども、一応、1検体、食品ですとだいたい30分程度、結果が出るまで時間がかかります。あと水道水以外の、例えば井戸水等の飲料水につきましては、かなり時間がかかると、飲料水につきましては、3月までの暫定規制値が200ベクレルでありましたのが、4月以降は10ベクレルと、かなり基準が厳しくなっておりますので、そうしますと測る時間もかなりかかると、数時間か

かるということで、飲み水の検査になるとかなり、もう1日、1件ないし2件くらいしか測れないのではないかという予測をしてございます。今まで学校給食の食材、それから西会津産のコメ、それから野菜等、実験的に検査をしてまいりましたけれども、今までは検出限界値、その食品等の下限の限界値がありまして、それよりはすべて下回っている、ノーデータということで、結果は出ております。

それから結果の公表、発信というご質問でございますけれども、今回、検査した結果は、もちろん食品を持ち込まれた町民のかたにはすべて結果をおわたしします。と同時に、1週間に1回、県のほうにその結果を報告しなくてははいけません。それから、あと町のホームページでも結果を公表する義務付けがされてございます。ただ、公表については、大字単位、西会津の例えば尾野本で生産された野菜というような感じまででして、どこどこ何番地というような公表ではございませんが、大字単位での公表は義務付けられてございます。

以上でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長からご答弁いただきましたが、町長の素直な気持ちが表れたなと思えました。こういうまちづくりをしたいということで、町長に当選をされて、やはり1年目、2年目、3年目、予算もなかなか自分の思ったようにはいかない、だけれども90%というお話でありますから、やはりそのようにこれからもやっていってほしいなど、一般質問ではありませんから余計なこと言いませんが、ただ、もっとよくするためには、今の音楽堂、あるいは子どものそれも町長として、自分の考えを町民の前で述べるというのは、これは当り前のことなんです、それをやはり担当の課長に指示をして、俺はこういうことを言ったから、今度は頭に入れてくれよとか、こういうことで検討しなければならないぞと、そういう指示がなければ職員は動くことができないわけでありまして。そういう関係をよい関係にしていくことが、90%が100%になることだと思いますので、質問ではありませんから答弁はいいですが、私の考えを申し述べておきます。

起債が無尽蔵に出せということではありませんし、なるべくそれは起債が少なければいいわけです。起債が少なくても社会資本の整備は23年度と何ら変わりなくできるということでありますので、それは大いに期待をしておきます。

委託料の中で、企画情報課長は30何ページで出ているとおっしゃいましたが、私が問題にしたかったのは、全員協議会の説明資料の中に、いわゆるケーブルテレビというのが出てこなかったわけです、一覧表に。温泉保養健康センター、森林活用交流促進施設、さゆり公園、ふれあい交流施設、これは委託料が具体的に出ていましたが、ケーブルテレビの仕事に携わっている振興公社の職員の委託料が出ていなかったのので聞いたわけでありまして、もう1回お答えをいただきたいと思っております。

それから、積算ですが、込みで積算、そういう方法もあるかもしれませんが、しかし、五つ、例えばですよ、セキュリティとか何かで三つとか五つあれば、それぞれのものにどれだけかかるというのがあってはじめて、その一つのものになるんじゃないんですか。俺は理解できなかったな、込みでやっているから算定はしていないと、しかし、そういう基礎がなければ、個々のものがなければ、俺は積算できないのではないのかなと、込みで積

算してくださいと、何でもやっているんですか、その二つ以上の委託料、算定するとき、私は一つ一つ、例えばその項目で五つあれば五つの積算をして、それで合算した結果これだけの委託料ですと、そういう出し方をするのが正しいやり方ではないのかなと気がしていますので、お答えをいただきたいと思います。

あと、町民税務課長の答弁ですが、私の聞いているのは公共施設やるかやらないかということなんです。0.23、0.15なんていわないで、すべての公共の安心を町民のかたがたに安心をしていただくために、0.23に限りなく近いところではなくて、すべてのものにしなければならぬんですよ、提案理由の中で町長は言っているんですよ。ちゃんとやるぞと、町民にそれ約束しているんだから、担当課長としてやるのは当たり前ではないのかと私は思いますが、いかがですか。

あと、放射能汚染の関係での今の説明を聞いていると、地方交付税でという話が出ました。私は東京電力に請求する項目があるのではないのか、東京電力に。それは国が地方交付税、あるいは交付金でいろいろ手当をしてくれるとはいいことでありますが、東京電力に直接請求するものが西会津はじゃあないのか、私は東京電力にちゃんとあっているのではないかなと思っていますが、そこら辺の、東京電力の関係でお答えをいただきたいと思っています。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 汚泥の検査のほかにも、いろいろ風評対策のために出県したりとか、上京したりとか、いろんな対策を取っております。ただ今回、調査きておりますから、それらの中身を考慮して、まず地方交付税のほうでいただいたものがわかれば、残りのものについては、当然東京電力のほうに請求していきたいというふうに考えております。

それと、汚泥といいますか、公共施設のいわゆる除染ですね、作業についてですけども、当然すべての公共施設を対象として、再度雪解け後には実施いたします。その中で、やはり一定の基準という話になりましたから、確認している中では0.23というのを超えるところはございませんので、その中でも比較的ほかと比べて高いなというところについては、当然処理をしていくということでございますので、すべてやりますということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 すべてやるというのは、汚泥調査を全部やるということですか。空間線量でしょう、そこを誤解しないように説明してください。

○副町長 失礼しました。放射線量の調査はすべて行いまして、その中で高い、周囲と比べて0.23までいかなくても高いところがあれば、そこはきれいにするというか、はらっていくということで考えております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの指定管理、業務委託についてのご質問にお答えします。

指定管理というような形で町で振興公社に委託をしているのは温泉施設、それからさゆり公園、オートキャンプ場、それからふれあい交流施設、道の駅と、こういった五つの施設でございまして、町のケーブルテレビにつきましては、業務委託というようなことで別個に積算をして委託をしているというような形でございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

それから、総合行政システムでありますが見積りは5ページにもわたる詳細な見積りが町に提出されまして、それでもって業務委託の契約をしております。その中にいろんな項目があるわけでありまして、セキュリティ対策といわれる部分はどれだけあるのかといわれると、それはちょっとこと細かく分析をして、出さなければならないということで、そういった分け方で積算をした経緯はないというようなことでお答えしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。見積りはこと細かく当然出していただきまして、それでもって一括的に契約をさせていただいているということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから、見積りにこと細かく記載されておるならば、セキュリティの分、何の分というのが出ないか、まだ私は理解できません。

それと、今副町長から答弁いただきましたが、町民のかたがたに安心をしていただくためには結果が何よりなんです。安全だ、安全だと言っても、結果、喜多方は30だか50、100以下のベクレル、そこまで調べているんですよ、やはり公共施設だから。そうすれば安心なんですよ。空間線量が少なくて公共施設くらいは全部やって、放射能には心配まったくかけませんと町長言っているんですよ。私はどのくらいのお金がかかるか知りませんが、これは本当は去年のうちにやらなければならなかった、迅速に。今まで経験したことのない、われわれが経験したことのない放射能に、今、直面しているんだから、速やかに去年のうちにこういう結果を出さなければならなかった。だから私は、全部の公共施設、そして100ベクレル以下も結構あると思うの、それはそれで安心できるわけだから、まず町民の皆さんに安心させるためにも、すべてやるべきだと思いますが、再度お伺いします。

それから、環境省のこの前の指針は、スポットといいますか、そこら辺を十二分に気を付けてやりなさいよと、まわりよりも何ぼシーベルトが、まわりとここの近くで1シーベルト、0.1だかのあれが高い、それは全部検査したほうがいざと、汚泥の調査をしたほうがいざという指針でしたので、そのよく環境省の指針を見て対応していただきたいと思っております。

それから、再質問で忘れましたが、看護ステーション、250万ということですが、看護師3人いて250万、そうすると相当数、そうすると看護ステーションでは、看護250万というならば、1人の人件費あるかないかとですね、これ。そうすると、看護訪問で相当なお金が入っているということで理解していいんですか、この訪問看護の実態等をお聞かせください。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 再度、公共施設の関係についてお答えしたいと思います。

すべて空間放射線量の測定は定期的に行ってまいります。その上で、やはり一つの基準は基準として、一つのものの見方でこれはいい、あれは悪いとあった中で、じゃあこの線でというのが基準だと思いますから、そこまで線量が高くなくても、0.23というところまでいतरなくても、そこは原因となる物質を排除していくというやり方にしたいというふうに考えております。測ることが、物質に含まれているベクレルというものを測ることの安心よりは、やはり空間線量を少しでも下げて、その結果、排除したものの処理のために、

その8,000とかという基準がありますから、そのために中身の含有量、こちらを測っていくということでない、ご安心がいただけないのかなと、いうふうに私は考えているところでもあります。一つの基準を下回っているところであっても、継続的に続けていくというところがございますから、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 総合行政システムのセキュリティの件でございますが、見積り書を再度分析をしまして、その中でセキュリティに関する費用はどれだけなのかというようなことで、積算をしてのちほど答弁させていただきますので、ご理解いただきたいとします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 訪問看護ステーションにかかる収入の状況についてのご質問でございますが、訪問看護ステーションにつきましては、一つには訪問看護療養費収入、医療行為にかかる収入、さらに介護報酬収入もでございます。介護保険の適用になる部分につきましては、介護報酬収入ということでございます。また一部負担収入ということで、個人のかたからもございます。それらも総合いたしまして、24年度の見積りににつきましては、収入総額で1,600万ほどを見込んでございます。

以上です。

○議長 以上で総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず歳入であります。

1款町税、ありませんか。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 先ほど聞いておりましたならば、町税、製造業が、いわゆる製造業となれば法人であります。この事項別明細をみれば、個人でも前年度と比較すれば624万が多くなるというわけであり。実績と、この前、補正予算で議決した金額からみれば475万ですから、ありますが、この個人町民税が23年度より24年度が多く見込めるというのは、やはりどうとらえておられるのかということと、固定資産税が評価替えて前年度よりマイナスだということは、それだけ評価が下がったということになるわけであり。これは土地、家屋、償却資産とあるんでしょうが、土地に関しては評価が下がったのかどうか、下がったとするならば、放射能の汚染等が影響しているのか、してないのか、そこをお答えいただきたいとします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 町税についてお答えを申し上げます。

まず町民税のほうでございますが、法人につきましては、先ほど話をしましたように、税割、好況の関係で税割が増えたということでございます。一方個人のほうですが、個人につきましても若干、今回増額で見させていただきました。これの主な要因でございますが、納税者が若干平成24年度は増加するということがまず1点でございます。もう1点につきましては、徴収につきまして対策を強化し、やると、この2点で個人については若干アップするという形で見込んでございます。

次に固定資産の関係なんですが、今回、固定資産税全体では941万8,000ということで、

大きく下落をしております。そのうち、土地につきましては、前年対比 2.6%減という形で今回みさせていただいております。この要因としましては、土地の評価替えということで、3年に1遍評価替えをするわけですが、それによるものでございまして、これについては、原子力の関係ということでご質問の中にございましたが、これは鑑定評価ということで、土地家屋鑑定評価士にやっていただきまして、これについて特に原子力という形よりも、改めて鑑定評価した中で、やはりこの程度落ちたというような数字でございまして。

あと、個人の町民税の中で一つ答弁漏れがございました。納税者が若干増えるということと、あと今回申告の中で、年少扶養控除ということで16歳未満、例の子ども手当の関係で、これまでは扶養控除があったんですが、そちらが今回からなくなったということで、それも一つの要因として増えるというような状況でございまして。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 土地鑑定士による評価替えを、ではいつ実施したか、それだけ聞いておきます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 この鑑定の評価につきましては、今年と昨年、2カ年行っております。昨年は路線価ということで大きな部分の鑑定評価、今年につきましては、各標準年ごとの評価ということで、2カ年かけて今回鑑定をさせていただきました。

7月1日現在ということで調査をさせていただきました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町税の中でのたばこ税の件でちょっと伺いたいと思います。昨年は320万ほどあがっておりますけれども、容易に3,500万というのが、今あがっていますが、たばこ税そのもの、あがっているのかどうか、ちょっと私もわかりません。しかし、たばこそのものが、皆さん禁煙ということで、かなり下回っているのはご承知のとおりだと思います。それが、3,200万という金額が昨年実績が載っているからということで、3,500万がこれだけあげられて、それだけの税収が見込めるのかどうか。それを伺いたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ただいまのたばこ税ということでご質問いただきました。ここにございますように、たばこ税、平成24年度は23年度よりも281万ほど増ということでみさせていただきました。議員おっしゃるとおり、たばこにつきましては、たばこをやめるかた、喫煙率は年々下がっている傾向にございまして、吸っている本数も全体としては下がっているわけですが、こちらの税につきましては、実は税率の改定をしております、1本当たりの税率が高くなったことによって、実際に売れる本数で減をするよりも、そちらのほうでかえって増額になったということでございまして。先ほど補正予算というお話もございましたが、そういう形で補正予算の中でも増額ということで、今回も来年度、こういう形で増でみさせていただきました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 納得するのかしないのかといわれても、なんとも私としては、これが本当に200万、300万上がるんだったらいいんですけども、私としては理解ができないというのが本音です。

○議長 質問。質疑ですから、そういう余計なことはあまり、あとでくっつけないでください。こっちもちよっと迷いますので。

2 款地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7 款自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8 款地方特別交付金。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これは、本当であれば補正予算のときに聞けばよかったんですが、今回マイナス 91.9 の大幅要因はわかりましたが、ただ、お尋ねをしたいのは、23 年度の豪雪に伴って、その費用を地方交付税で措置をするという話と、もう一つ、交付金で、特例交付金でも除雪費が計上、除雪をみるというニュースが流れましたので、それがまだ最後の特交が決まっていますし、交付金も決まっていないと思いますが、そこら辺、今年の大雪による除雪費が、交付金で本当に措置されるのかされないのか、どのような情報をつかんでおられますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず地方特例交付金の性格と申しますか、ちょっとお話申し上げますと、地方特例交付金については、これまで住宅ローン減税の減収分の補填、あるいは自動車取得税のエコカー減税の関係ですか、これらの減収分の補填ということと、児童手当、子ども手当にかかる地方負担分の減収の補填というようなことで、これまで地方特例交付金として交付を受けてきたということでございます。

議員おただしの除雪経費にかかる、平成 23 年度の除雪経費にかかります特例の交付金ということでございますが、それにつきましては、社会資本整備、国庫補助金のほうの社会資本整備交付金、そちらのほうで現時点では調査ものがきているという段階だけでございます。これから国、県のほうでそれらを集約しまして、いずれその社会資本整備交付金の中で、その増額要因がみていただけるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長 9 款地方交付税。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 例年、地方交付税は堅く見積もっておられるというのは承知しております。ただ、国全体では、今年度、地方交付税は増額ということですが、西会津は残念ながら去

年のより少なく見積もっておられます。それは単位費用で多くの費目で減額だと、私なりに考えたら、小学校、確かに5校が1校ですから、これは大きな要因だと思いますが、そのほかに単位費用が減額になる単位費用をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 答弁調整のため暫時休議します。(11時49分)

○議長 再開します。(11時51分)

ただいまの答弁の関係で、暫時休議にします。(11時51分)

○議長 再開します。(13時00分)

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、長谷沼議員の普通交付税のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、単位費用の、平成24年度の単位費用の考え方について申し上げますと、これは県の市町村財政課のほうで、国等におきましての状況、いろんな情報を集約いたしまして、県でその情報を各市町村に流していただいているところでございます。それによりまして、平成24年度減額になる大きな要因としましては、道路橋梁費の道路の延長、それから小学校、中学校費の学校数、学級数、それから高齢者保健福祉費の75歳以上の人口、これらが大きく減額となる要因でございます。

以上です。

○議長 10 款交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款使用料及び手数料。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 このケーブルテレビの使用料、これ400万ほど増額になってはいますけれども、これの要因と、生活バスの使用料、これもデマンドバスに移行することによって、今まで料金のいただかなかった70歳以上のかたからいただくようになる。あるいは300円の料金設定もあるというようなことで、この530万ほどの増額になっているのか、その2点をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビ使用料の増えた要因でございます。ケーブルテレビの加入状況につきましては、昨年、NHK、放送事業者によって加入促進が図られたということございまして、115件ほど前年に比べて加入戸数が増えております。そういったものが使用料に反映しているということでございます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 生活バス使用料についてお答えを申し上げます。

今回、生活バス使用料は828万7千円ということで、前年度よりも530万円ほど増額で計上させていただきました。この主な要因ですが、議員おっしゃったとおり、デマンドバスに4月から変わることによりまして、これまで70歳以上の高齢者は無料ということで、減免をしていたわけですが、今回からは70歳以上のかたも100円いただくということで、

この金額になったということでございます。

○議長 13 款国庫支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款県支出金。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1 点だけお尋ねします。説明していただいておったとするならば、大変失礼ではありますが、2 項 2 目の民生費県補助金であります。4,518 万 5 千円のマイナスと、今年予算は 3 分 1 以下に減ってしまうわけですが、重度障害、障害者福祉等が含まれている県の補助金であります。なぜこのようなことになったのか、これの減額でどのような影響を受けるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

民生費県補助金の大幅な減の理由でございますが、先ほど総務課長からもお話ございましたが、介護老人保健施設等への、失礼しました。スプリンクラーの設置が 23 年度行いまして、その補助金、10 分の 10 で県からいただいておりますが、本年度はそのスプリンクラー工事がなないために、大きな減額となっておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると、それ以外の今まで町が取り組んできた重度障害、障害者関係の事業は例年通り、例年以上にできるということで理解していいわけですね。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

平成 23 年度 10 月、さらに平成 24 年度 4 月から、障害者福祉の関係で、若干制度改正がございまして、そのために増える分がございまして。一例を申し上げますと、これまで県が措置しておりました障害者施設、児童福祉法による障害者施設が 24 年 4 月から障害者自立支援法に基づくサービスになることによりまして、歳出では療養介護給付費が約 700 万ほど増えることとなりますし、また制度改正によりまして、これまでの移動支援が同行支援になるというようなこともございまして。そんな形で、若干補助金が増で見込んでございまして。

○議長 15 款財産収入。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 この物品売払収入の中で、これ毎回話になるんですが、町史の売却代金がありますけれども、これの販売促進は図っていると思うんですが、この町史の在庫の金額。

それともう一つ、その下にある、こゆりちゃんグッズ等の売払収入がありますけれども、このグッズの在庫、金額等はどのくらい現在残っているのか。それと、このこゆりちゃんグッズ等を企画する上で、これは課内である程度検討はされていると思うんですが、どういう形でこの、一見統一性のない商品があるような気がするんですが、どのような形でこのグッズを製作しているのか、その点も併せてお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　こゆりちゃんグッズについてのご質問にお答えします。

財産収入というようなことで26万6千円、新年度予算に計上しました。こゆりちゃんグッズにつきましては、こゆりちゃんができあがりまして、町として当初は、グッズをつくりまして、広くPRをしようというようなことではじめたところでございまして、いくつか、ピンバッジ、それからカンバッジ、それからタンブラー、それからマグカップ、そういったものをいくつか製作いたしました。今現在、道の駅で販売をしていただきまして、売上されたところから歳入という形で町のほうに入れていたというようなことでございます。在庫、ちょっと詳しくはつかんで、今資料ございませんが、だいたい40万からそのくらいの金額だと思います。

○議長　教育課長、大竹享君。

○教育課長　町史についてのおただしにお答えしたいと思います。

町史につきましては、平成2年から刊行いたしまして、平成21年で完成したというような状況でありまして、そのあいだ13巻出しております。発刊部数でいきますと1万1,424部でございます。現在残っておりますのが2,641部というようなことでございます。だいたい金額にしますと1冊当たり5,500円というようなことでございますので、1,400万程度かなということでございます。

販売につきましては、広報誌に記載したり、PRにつきましては広報誌に記載したり、ケーブルテレビで記載したり、また在京西会津会に持って行きまして、販売したりとか、そういったことでPR等しているわけですがけれども、なかなか一旦購入されたかたは、町内ではほとんど購入されているのかなというようなことですので、なかなか販売的には伸びないというようなところでございます。来年度につきましては、30冊ほどを販売するような予定で予算計上させていただいたところでありまして、

以上であります。

○議長　7番、多賀剛君。

○多賀剛　この町史にあたりましては、毎年そう大きな変動がなく、少数売れているというような状況でありますけれども、聞いてみますと、全巻揃えたいんだけど、もう売り切れになってなくなっている巻があると、そういうような中で、フルセットを揃えたい、あるいはないものを欲しいというような要望は実際ないのか、そういうところの今後対処は必要であろうと思います。

それとあと、こゆりちゃんグッズに関しましては、できれば統一性のある、例えば文房具をこゆりちゃん揃えるとか、そういうことも必要なのかなと思いましたが、今後そういう検討もしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長　教育課長、大竹享君。

○教育課長　議員おただしのように、巻によりましては在庫のない巻がございます。第3巻と第4巻につきましては、もう在庫数がほとんどないというようなことで、確かにお話のように、全巻揃えたいというようなかたもいらっしゃるわけですがけれども、基本的には、そういったないところもございまして、通史的に、西会津の通史がわかるような、そういった通史の分をお勧めしているような状況でございます。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

まくまわせるようなボランティアの体制であったり、そういったことを支援していきたいというふうに体制づくりを進めていきたいというようなことであります。さらには、町長が申し上げていますように、いろいろな中山間であったり、農地水の活動であったり、そういった事務処理がなかなか集落によってはできないというような状況にありますので、そういったことも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明でおおむね理解しましたが、その支援の内容について、いろんな事務的なこと、手続き的なことと、もう一つは、いろんな各人的な応援ということであろうと思いますが、そういう中間的な紹介とか、そういう意味合いのものなのか、人数的には2人だと、課長が説明された4地区が独居老人か、高齢者のかたが対象だと思いますが、ただ、外的に判断すると、2人でそういう内容が対処できるのかという感じがありますが、今のその人のつながりというのは、例えば人的なそういういろんな生活、支援があるというんですけれども、民生委員の関係のかたとか、そういうかとはまた別な形で、役割は別なんだろうと思いますが、もう少し2人の支援の中で、本当に集落の支援が十分にできるのかということをもう少し詳しく、ちょっと内容を聞きたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この集落支援員の配置については、昨年いろんな形から、この必要性、そしてどういう仕事をするのか、あるいはその事務量はどうかということ、詳しく先回、これを立ち上げるときに説明しているはずなんであります。そこで、実はそういう経過をたどりながら、青木議員が、例えば質問される内容であれば、そこに課題はどうであったのかということであれば、これまでの経過の中で新たな課題と対処の方法、それから町としてもっと拡充をするというような考え方で質問されれば、そのポイントについてお答えをしたいというふうに思っているところであります。もう1回振り返るように、この仕事はなんだとか、内容はどうかということになると、また同じような繰り返しに実はなってくるわけです。

もう一度申し上げますけれども、西会津町の高齢化率というのは40%、そしていわゆる行政用語でいう限界集落、こういう言葉はあまり使いたくはないわけですが、これははっきりいまして奥川地区なり、新郷地区、こういうところにおいては、町の中で相当この厳しい状況にあるわけであり。そうした中で、集落の区長さんだけにいろんな対応を任せるといふことに対して、非常に酷なものが実はございます。そして、これから水土里事業なり、あるいは人足等で、その集落の維持管理というものについては、非常に厳しい状況になってきているところもあるはずなのであります。そうしたところを、やはりパトロールし、あるいは相談に乗る。そして町とそれから自治区の円滑な連絡体制を密にするというような大きな使命に基づいて、個々の集落支援員の皆さんが、どういう事業をしたらいいのかということ、みずから考え、みずから行動する部分もあるわけでありまして、一人暮らしのお宅を訪問する、あるいは町からの伝達なり、さらには地域の課題を直接町のほうに支所を通じて対応していただく、こういう幅広い意味の中から集落支援というものについて、いろいろ町としてお願いしている部分があるわけであり。そしてそのつど、どういう、毎日毎日どういう日報で、そのちゃんと対応されております

ので、そういう日誌、日報の中で詳しくこの活動内容といのは実は記載して、報告をいただいているところでもあります。

今後、もう1人増やす、2人でいいのかというとは決してそうではないとは思いますが、今後、2名体制でそれぞれの集落と意見交換をしながら、課題の共有、そして今後さらにどういうことをしたらいいのかという現実性を町のほうに持ってきていただいて、いろいろ対応していただくということの大きな使命がありますので、今後継続していきたいということでもあります。

そして、現在の民生委員の児童民生委員のかたがたと集落支援の同じようなダブるところが確かにあるかもしれませんが、まったくこれは児童民生委員のかたのお仕事というのは、直接町の配下の中でやっている部分ということではないわけですね。やはりその活動範囲というのは決まっておりますから、そういうことと区別をしながら、いろんな町民の生活向上のために対応しているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 30ページと31ページにまたがって、2款の1項5目ですか、15節の工事請負費、これが老朽施設の撤去工事とありますが、フレンズワールド、それを解体するということはわかったんですが、その他500万円という工事代金ですので、この点の内容を1点と、あと17節公有財産購入費1,000万円、この内容をお願いします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、30ページの15節の工事請負費500万円でございますけれども、これは予算の説明の中でも若干申し上げましたけれども、3月いっぱい廃止となります教育財産がありますけれども、その中でも特に老朽化が著しい奥川教員宿舎の建物が、非常に老朽化が著しいということで、危険性も伴っておりますので、これが3月いっぱい廃止となりましたならば、4月以降、取り壊しを検討して実施してまいりたいということでございます。

それから、17節の公有財産購入費1,000万でございますが、これは土地開発基金で、現在先行取得をしている土地がいくつかございます。そのうちの1,000万円分をとりあえず土地開発基金から買い戻すという作業でございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 奥川寄宿舍は解体工事、フレンズワールドとはまた別なわけなんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 奥川のほうについては、寄宿舍ではございませんで、教員宿舎でございます。

それともう1点おただしございましたフレンズワールドは、また別個でございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 37ページの一番上、特殊建築物定期調査報告手数料とありますが、これでいわれる特殊建築物というのはどのようなものか。またこの調査というのは、年1回なのか2回なのかをお伺いしたいと思います。

それからもう1点は、次のページの、これもまた一番上なんですが、磐越自動車道沿線都市交流会議負担金、金額的には1万円です。この沿線交流都市、交流会議という、その

実態といたしますか、その活動内容とかをお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず特殊建築物の定期報告につきましては、よりっせの建物でございます。公共施設は、報告が義務付けられておりまして、よりっせに限らずほかの施設でも、こういった報告は定期的に行っております。その委託料ということでもあります。

それから2点目の、磐越自動車道の沿線都市交流会議でありますけれども、この会議につきましては、16市町村、福島県のいわき市から、新潟県の新潟市までの間の沿線の市町村が加盟しております。それに各商工会、それが構成員となっております、事業につきましては、まず一つ目の事業としましては、情報発信PR事業、ホームページ等で広域的な観光誘客を図るためのPR、それが一つでございます。

それからもう一つの事業としましては、各種補助事業ということで、磐越自動車道や福島新潟の交流をテーマとして開催されます、幅広い分野の大会、イベント等に対する補助ということで、スポーツ事業であったり、観光PR事業であったり、そういった事業に対する補助を行っております。なお、予算規模でありますけれども、年間110万程度の予算規模ということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 集落支援についてお尋ねするわけですが、1人増員した分の人の支援をする集落名をおっしゃってください。

それは、国際芸術村であります。これは国内から芸術家を招いて創作活動をしていただくということですが、過去3年ですか、弥彦から女性のかたが2、3カ月ということで終わってしまっていますが、24年度はそういうことなく、国内から芸術家を招致してやっていくという意気込みはあるんでしょうが、NPO任せではなくて、町が方針変更をしたわけですから、町としても国内の芸術家がこない、その要因を分析して、やっぱり一緒にNPOとやっていくという姿勢がないと、なかなか国内では難しいと思いますが、そこら辺の取り組む姿勢をお尋ねをいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援につきましてお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、高齢化率60%以上の集落まで、集落への相談業務というのは拡大してみたいというふうに思っているところでありまして、今までの4集落に加えて、そのほか60%以上の集落となりますと、下松、山浦、出戸、中ノ沢、梨平、小屋、これは奥川地区が6集落でございます。そのほか、尾野本地区の泥浮山、それから軽沢、それから徳沢が60歳以上というようなことで該当します。あと新郷地区につきましては、60%以下というような集落でございます。荒木地区だけが70%を超えているというような状況でございます。この中で、本当に大きな、器が大きい場合は、自前でこうできるというような集落もございますので、こういった地区を対象にして、本当に支援が必要な集落について検討していくというようなふうに考えておりまして、まだどの集落というようなことで決めたわけではございません。新郷地区につきましても、これ以下にはなっておりますが、集落のそういった事務的支援というようなことで考えていきたいというふうに考

えております。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 芸術村についてのご質問にお答えいたします。

先ほど議員おただしのおり、弥彦から女性の芸術家、2、3カ月おいでになってから、その後、芸術家は芸術村には滞在はしてございません。先ほどご質問にもありましたけれども、NPOでも23年度の実績ですと、大学、美術館、芸術家等と40カ所、約100名にアプローチはかけてございます。町といたしましても、ホームページ等に募集をかけて、努力はしているつもりでございますが、今後、NPO、町、連携を図りながら、芸術家に来ていただけるような体制、取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 4月1日から集落支援2名体制にするんでしょう。4月からで2人分、4月予算取っていると私は思っているわけですが、そうするならば、対象の集落というのは絞り込んで、今、明らかにできるでしょう。今年度の集落支援は4集落ですから、おそらくもう1名だって、これだけの集落担当できるという予測はないわけですから、はっきりとどことどことこの集落だと言ってくださいよ。それによってまた質問は変わるんですよ。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援につきましてお答えします。

まだ特定はしていないということでありまして。今までは本当に高齢化が進んでいるというその4集落について支援をしましりました。60%というようなことで、先ほど候補集落をちょっとあげさせていただいたわけでありまして、十分集落でいろんな活動ができてい集落もこの中にはございます。ただ、先ほど言いましたように、範囲を拡大する、それから一番困っているその相談業務だとか、今までやってきた支援とはちょっと別個に、事務的支援とかというそういう部分で支援をするような形で、浅く広く支援をするような形でやっていけたらというふうに考えているところでございます。ですから、こういった集落を満遍なく支援するようなやり方がいいのかなというふうに考えているところであります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると、集落支援制度は、性格的にはまったく変わっていくわけだ。今までですと4集落でいろんなものをやったけれども、今度はもっと薄く浅く、このすべての集落を支援していくんだというように取れるわけです。そうすると、青木議員の質問したことも、それじゃ、いまさらそんなことを言われても困るなんていう町長の答弁でありましたが、新しく枠を広げてやるとするならば、基本的には反省して、新しいのつけたわけですから、私は、例えば今までと同じと思ったから、同じようなことをやって2度聞くなと言っているわけですから、同じようなことやるんだと思って、そうすると、例えば泥浮山だと軽沢が、これ集落少ないですが、戸数も、あと奥川でいえば小屋、こういう集落を私は重点的にやるのかなと。そうなった場合、今、集落支援、奥川を事務所にしておりますが、尾野本が中心になるならば、奥川に駐在しなくても、ここで駐在して、その仕事はできる。そういうふうに思ったから、集落をどう指定するんだと聞いたわけです。

4月1日から仕事をするのに、そう思っていますの答弁では、そのようにしますという、もうあと何日あるの、1週間。議会が終わったら決めますなんていうことではなくて、俺はもう決まっていると思って、そういうことやっぱりはっきり言うべきだと思いますよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先ほども言いましたように、集落支援員は、これとこれとこれとこれと、そういう固定的なもので活動する部分ではありません。ですから、集落の、いわゆる60%以上の高齢化率の高いところ、そういったところは、いくつか分散しているわけですから、そういう固定観念でものを考えるのではなくて、これから1名を配置したということは、その1名配置をするということを全体的にどういう内容で、今後考えていかなければならないのかということも、これまでの集落支援のあり方を含めて、2名体制であればどういう対応があるかということも、これからやっぱり、昨年の反省点も含めて検討していくということでもありますので、まだ4月1日から何をしなければならぬなんていうことではないということです。今言った、対応する内容について、集落支援員の考え方に基づいて、どのくらいを1人でみられるか、あるいはどういう対応がいいのか、これもやはり実行に移す段階において、十分に協議をしながら対応していかなければならないということが、私は一つです。

それからもう一つ、4月1日からなんてできっこないですよ、まだ決まっていなくて、これからどういう人をあてがっていくべきなのか、そして広く町民の皆さんから、私はやってみたいという人がいれば、やっぱり公募をしながら、適当な人に対応していただくということでもありますので、今後その任命をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 集落支援は固定ではないとおっしゃいましたが、4集落の固定で今までやってきたわけです。それは水掛け論になりますから言いませんが、4月1日からの予算措置をしているんでしょう、集落支援員の。それで予算ちゃんと議決してくださいとお願いしているんでしょう、だから4月1日から仕事できるだけの段取りはちゃんとしなくちゃならないでしょう。俺は予算とはそう思っているの。だから今公募しているんでしょう、あれ。4月1日まで決めて、3月中に決めて、仕事の内容も決めて、4月1日から辞令をしたならば、これこれこういう仕事をしてくださいと、そうやるのが町の責任でしょう、予算取ったことでしょう。4月1日から任命しても仕事がわからないなんて、そんな話はないよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何回も言うことですがけれども、予算を取らないで、事業だけあげて任命するなんてことはないでしょう、これ。まず予算を決めていただいて、こういう日程でやりますということで、その予算によってこれから公募をするということです。まだその公募も出していないのにどうやって人選するんですか。これからきちっと対応していくということ。

そんなのは予算を決めてから、予算のないところで事業どうしますか。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点だけお尋ねします。ふるさと振興費の委託料、37ページなんです、

この中の地域活性化対策調査委託料というのは、これ観光客の入り込み数等の調査、これどういう業務の委託料なのか、その効果。昨年と同じ金額、予算出ていますが、どういう効果があったのか、その点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 地域活性化対策調査委託料、業務委託料のご質問にお答えします。

この調査委託料の内容につきましては、振興公社に対する委託でございます、地域の活性化のための取り組みに対する、主に人件費でございます。その内容につきましては、なつかしカーショウの開催、それからフォルクスワーゲン大集合の開催、それから一番大きな部分として、西会津元気グリーンツーリズム協議会の事務局の業務に対する委託ということでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 業務の内容はわかりました。これ見ると、活性化に対する調査委託料となっていたものですから、この調査があれば必ず対策、方策が次の年にはついてくるのかなと思ったものですから、同じ業務の調査委託料というのは、これはどういうことなんでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 名前は地域活性化対策調査委託ということでありまして、業務の内容、契約書を見て、今言っているわけですけれども、町の交流人口拡大による地域活性化の調査及び研究実証ということでありまして、フォルクスワーゲンにしろ、なつかしカーショウにしろ、まずよそからいろんな人に西会津に来ていただく仕掛け、それからその中身についても、どういうふうな仕掛けをしていけば交流人口を拡大していけるのかという、そのような調査の部分も実際に、振興公社からきちんと成果品は毎年いただいております、その中にはそういった方策、調査も入っておりますので、こういう名称であります。

○議長 3款民生費。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 民生費でもいくつかお尋ねをいたします。

最初は、生活援助貸付基金の繰出金1万4千円と出ておりますが、これについて説明をしていただきたいということでもあります。町で無利子で貸している基金だと私は思っていますが、間違っていたらそれなりの説明をお願い申し上げます。

それから、保育所の業務委託料が903万9千円増であります。単純にみれば、人件費とするとみるなら、2人か3人の保育士の増員分にあたるわけですが、この903万9千円の増の理由をお聞かせください。

それから、身体障害者就業育成事業補助金で35万2千円、これは授産場への支援ということになっております。この35万2千円、ずっときておと思っています。それから計画書の35万2千円、3年間出ていますが、これの根拠といいますか、私にすれば、障害のある人への援助でありますから、増額等、検討したことがあるのかなのか。また増額の要求がないからこのままきているのか。

それでもう一つ気になったのがあるわけであります。実は介護保険料のあれいただきました。これをずっと、事業計画書です、ずっと見て読んでいきましたならば、この授産

場への支援に関しては、介護福祉計画では、財政的な支援ではなく、授産事業の育成推進を図ると記載されております。これは何を意味しているのかなど。財政的ではなくて支援するということでもありますので、どのような推進か、育成を考えておられるのか。

それと、23年度ではじめて、授産場でグループホーム、町営住宅を2部屋借りて、グループホームを取り組みたいということでありましたが、その実績等もご報告してください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、13番、長谷沼議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の生活援助貸付基金繰出金でございますが、これにつきましては、基金の利子にかかる繰り出しでございます。

2点目の保育所業務委託料でございますが、昨年と比較いたしまして903万9千円増額でございます。主な要因でございますが、0、1歳児の乳児保育実施のために、保育士を増にさせていただきました。また乳児保育を、待機児童を解消するという場合には、0歳児、1歳児につきまして、給食があるわけですが、給食はミルクなり離乳食、そういうものを提供しなければなりません、それらの増も含まれて、この金額になってございます。

3点目の身体障害者の、失礼しました。授産場への支援の内容でございますが、授産場の支援につきましては、本部会計への支援ということで、施設の中での研修費、さらに一部借地がございますが、その借地分の補填という形で補助金を出してございます。

4点目の授産場の育成推進ということでございますが、授産場につきましては、就労継続支援ということで、現在30名の障害をお持ちのかたの就労支援を行っているわけですが、現在、障害者自立支援法ということで、その法の基で行われておりますが、今後、自立支援法が制度改正される見込みでございます。そのような中で、授産場と、障害者の就労支援という機能を持つ授産場とは連携を保ちながらということと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

5点目に、グループホームの関係でございますが、平成23年の3月ですか、グループホーム西原寮ということで、町の町営住宅2棟を借り受けまして、グループホームを設置してございます。定数は4名で、当初出発しておりますが、実際に現在入居しておりますかたは、2名でございます、2名ということで、その入居者2名に対する世話人というかたもお1人おりますので、それに対する収支が、今のところ赤字ということで、補正予算の中でその分を補助するというので、先日ご議決をいただいたところでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一番最初の生活援助貸付の関係で、利子とこうおっしゃいましたが、私この基金というのは、困窮者が12万とか6万とか、その基金だと思っておりますが、それで間違いがあるのか。ないとするならば、これはもう町独自で借りている人も保証人もお亡くなりになっていて、なかなかこのそのものが、もう実態に合わなくなってしまったと、だから解散等も含めて検討しなければならないと前々から申し上げているわけですが、そういう中での1万4千円ということでありましたので、改めてそうならば、この基金についての町の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

あと保育所の保母さん関係ですが、保育士は何名増かということと、長期的にみれば、保育所へ入所する人は減っていくであろうと、0歳、乳幼児は増えるが、実際的には増え

ないだろうとこう予測が成り立つわけではありますが、そういう中であって、ひだまりで対応していたのを、今度は保母さんが余るといってちょっと誤解されますが、人数よりも保育士さんが多いので、ひだまりをやめて芝草の保育所で、その仕事をするということで、保育士の移動があったとこう理解しているわけですが、そういう増員をしないでひだまりの代わりにしている保育士をまわすことはできなかったのかと、そういう気もしますので、この保育士の全体的な見通しといたしますか、それをお聞かせください。

そうすると、次の授産場の関係であります、やはりそれは育成推進を図るということだから、授産場の経営者といいますか、と緊密に連絡を取り合って、授産場の支援をしていくと。グループホームは、私こういうことを聞いたからお尋ねしたわけですが、それは今、補正予算で対処したと言っていたからそれでいいわけですが、2部屋借りたけれども、1部屋分しかなかったと、2部屋借りているから2部屋家賃をもらわなくてはだめだと、これもまたもらうほうにしてみれば当然だと私は思います。だけれども、いわゆる弱者、弱い人の対策で、入っていなかったから、その家賃をもらわなければだめだというと、私は町の社会福祉に対する姿勢を疑わざるを得ないわけではありますが、これは補正予算で処置したということですから、そうすると、24年度の予算では、予算といたしますか、24年度の姿勢としては、2部屋満床にさせていただきたいが、いただけないときは補正で対応したような措置を取るということに理解をしいかどうかお尋ねをします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず授産場と町の関係であります、私は基本的なことを申し上げますと、授産場の町としての位置付けというのは、障害者福祉、これの一端を私は担っていると、その重要性というものには十分これは認識しているわけであります。したがって、増設、あるいはいろんな仕事の対応、こういうところについては、それぞれ毎年要望事項なり、あるいは意見交換等々を行いながら、必要であればやっぱりその精査をして、ルーパ的なものについては先ほど課長から申し上げましたけれども、そのルールプラスアルファ、こういったことについても十分町としても検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

昨年、これは新しい試みの中で、町営住宅2棟を借り受けて、そしてそこにグループで生活をしたいというようなことがありました。当初の計画では、その2棟分の内容等、説明をいただきましたけれども、しかし年度の中において、なかなか思うようにはいかなかったということだけで、だからこの分すぐ持ってくれというような、安易な考え方で事業を行ってしまっただけでは困りますよと、やはり言うべきところは言って、対応すべきところは対応する。こういうことをやはりきちっとしていただくという努力も申し入れておきました。しかし、現実的に難しいということであれば、それはすべてその施設の持っているところに対応するというのは厳しいでしょうということですから、今後の情勢をみながら、やはり臨機応変に町としても障害者福祉の一端ということを行っている範疇においては、きちっと対応すべきところは対応するというので、補正でも取っておりますし、また年度の中で、そういう要望なり、実態を精査をしまして、適切な対応を取っていきたいというふうに思っているところであります。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それでは、再質問にお答えいたします。

生活援助貸付基金の町の考え方ということでございますが、先ほど議員が申されましたとおり、生活困窮者のかたに必要なに応じて限度額 12 万円を貸与し、また 1 月 1 万円で返還をしていただくという、基金から貸与し、基金に戻すというような制度でございます。現在のところ、ここ数年でございますが、貸付はございません。

これからの町の考え方ということでございますが、昨年の議会の中でもご答弁申し上げましたが、生活援助貸付基金の中に、返済ができないものがございます。それはもう借りてお亡くなりになっているかた、または所在が不明のかた、それらのかたもおられますことから、生活援助基金を、仮に廃止するといったしましても、それらの回収ができる見込みがないものについては、債権放棄という形で町のご議決をいただいた上で、債権がない形で何らかの形で廃止をしなければならないということで、そういう手続きを経る必要がありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、保育士の増員と今後の全体的な見通しということでございますが、現在、保育士につきましても、今年度、待機児童解消のために野沢保育所に若干名、パート、臨時を雇用させていただくということにさせていただきました。これまでへき地保育所の児童数は減ることによって、いろいろ移動をしていただきながら、これまでの定数を確保してきたわけでございますが、全体的な今後の見通しということでお話をさせていただきますと、今後数年後に退職されるかたが徐々に出てまいります。それらも考慮した上で、今後適正な配置をにしあいづ福祉会とともに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　50 ページのところのボランティア活動推進事業の補助金の関係でございますが、私は今、このボランティアということになりますと、5 団体があるということはおちょっと記憶をしておりました。ただ、その中に除雪でいろいろと機械を持ってやっておられるかたがたがいるのも、ボランティアの中かと私は考えておった一人だったものですから、その予算というのは、どこに計上されているのかを伺っておきたいと思っております。

私の質問、まずボランティア活動ということになりますときに、この中にはたぶん 5 団体ほどあったと思っております。具体的に申し上げますと、配食サービスとか、あるいはパソコンとか、学校支援とか、読み書きボランティアとか、さゆり公園だとか、そういうようなことボランティアだろうというふうに解釈してはいるんですが、冬場に機械を持って、一生懸命になっておられるかたがいらっしゃるわけ、それもボランティアではないのかと私は思っているわけ、だとすれば、そこに何らかのものが手当として付けているのかどうか。ただこの 5 団体に 121 万ほどになる、細かい数字を言うと 120 万 8 千円なんですけれども、そういうかたがたが除雪との絡みが出てくるんですけれども、機械を持ってやっておられるかたがいらっしゃるわけですよ。けれども、何ら手当等はないと、だけれども、一人暮らしの老人の家を守ってあげるには、大変なんだと、そういう予算がどこにあるのかということと、このボランティアという活動の中の補助金の中に入っているのかということをお尋ねしたいということです。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ボランティア活動推進事業補助金の内容についてお答えをしたいと思います。

このボランティア活動推進事業補助金につきましては、町のボランティア活動サポートセンターに対する補助でございます。たぶん議員、先ほど申されました5団体は、ボランティア活動サポートセンターの中の一部の活動団体ということでございます。なお、町のボランティア活動サポートセンターにつきましては、ボランティアにつきましてはいろいろな考え方があろうかと思えます。有償ボランティア、無償のボランティア、これまで町では、無償のボランティアということで一貫してボランティア活動を推進してまいりました。そんなことから、議員がおっしゃられますような手当等につきましては、ここの中には含まれておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それなら、除雪関係でやっておられるところの予算がどこに入っているのかを教えてください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町の町道につきまして、大型除雪機械が入らない路線につきましては、集落で除雪組合等と、そのようなものをつくっていただきまして、町で小型除雪機械を貸与いたしまして、その燃料は町で負担すると。ただ、その運転手の賃金等につきましては、集落の除雪組合のほうから支出していただくということで、町道の除雪に対する町の小型除雪機械の貸し出しは行っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それならお聞きいたします。手袋一つはどこから出ているんですか。手袋が配布されていると、これだけしかないと。そこら辺のところはどういうふうに解釈したらいいのか、わかるところを教えてください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員ごちゃ混ぜになって、いろいろ考えておられる様相があるんですが、まずこの補助金というのは、先ほど言いましたようにボランティアサポートセンターという、数にすれば40か、そのくらいあると思うんです。そして、その毎年1回、最近やりますけれども、活動経過報告ということで、毎年1回総会を開いて、その活動の状況の報告等々について行います。ですから、それは学生も入っておりますし、一般のかたがほとんどいろいろな自分ができる範囲内に入っておりますので、相当数の人数が実はいるわけです。

それと、今議員が手袋の問題であります。これはたぶん社協のほうで、いろいろまたプラスアルファでいろいろな事業を行っているところにも対応しておりますので、そうした関係から出ているのではないかなというふうに思いますし、今回の除雪のボランティアもそうですけれども、これは除雪体制ボランティアなんていうのはないわけですが、そのときやっぱり臨機応変にいろいろ募りながら、今回は職員の皆さん中心にして行っていただきましたけれども、そういう形で、そのときそのときでいろいろ助成の仕方、対応の仕方も違ってくると思いますので、今後そういう、もう少し、その集落で個人的にいろいろ対応されているかたもいらっしやると思うんですよ、猪俣議員がおっしゃる、俺はこのうちの集落で、あの辺とあの辺とあの辺のうち、全部自分でやってくれていると

いかたのお話も聞きますけれども、それは大変ありがたいことでもありますけれども、なかなかそこまで町の、このセンターのほうからお金を出すということは、少しそこまではいかないのかなというふうに思っているところでもありますので、本当に自分の心で、あるいは対応でやっていただくことについては、非常に感謝を申し上げているというほかないと思います。よろしく願いいたします。

○議長 4款衛生費。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 私1点だけ確認の意味でなんですが、簡易水道事業に特別会計の繰出金ありますけれども、これは震災後、青坂地区の浄化装置1,200万ほどを使って付けるんだというようなお説明でしたけれども、今までは震災後なかなか濁り水が止まらなくて、家庭用の浄水器やら、フィルターで間に合わせたということでもあります。これを付けることによって改善される、大変いいことだと思いますが、この水源等は、これは変わらないんでしょうか。水源は今までのところ、水量は問題ないのか、これで抜本的な解決になるのか、その点確認の意味でお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 青坂飲料水供給施設の水源についてのご質問にお答えいたします。

今回の地震によりまして、水源に濁りが発生したということで、1年間、水源について調査いたしまして、水源を移すことからまずはじめたわけなんです。なかなかいい水源がないというようなことで、水源3カ所ほど調査はしたんですが、8月、9月でみんな濁水してしまって、水源として使えないというようなことで、今あります水源につきましては、十分な水量が確保できますので、その水源を利用しましてろ過装置を付けて水を浄水するというようなことをごさいます。

○議長 5款労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款農林水産業費。

4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、お尋ねをしたいと思います。6款1項の農業費の中で、園芸ハウス整備工事で1,214万4千円というふうに計上されていますが、これは7棟分だとの説明だと思ったんですが、これ7棟加えますと何棟に、園芸用パイプハウスについては何棟になるのか。

あともう一つは、このように園芸ハウスは毎年増えているんですが、その売上げや個人の農業所得、そういったものは増えているのかどうか。

あとは、やはり1項の農業費の中で、農林産物加工開発事業として178万7千円が計上されているわけなんです。これについては、私は別に金額についてはいいんですが、やはり商売としてこれやるわけでしょうから、やっぱり商売としてやるからには、やっぱり売れるものをつくらなければならないと、そのためのそういう意向調査、そういったものは十分にやってあるのか、例えば講師の得意とするところの、商品開発であれば、これはまた違うんじゃないかと、やっぱり売れるものをつくるというのが一番大事なことだと思うので、そういうところのやはり調査を十分にしているのか、その辺をお伺いしたい。

それから、あとは加工品の開発については、やはり人間の体にいいというような、発酵食品、例えばバターとか、納豆、味噌、醤油とか、そういうものの開発というのは考えておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それであともう一つなんですが、2項の林業費で、岩井沢檜木平線ですか、林道の開設工事2,780万あがっているんですが、これ全線の開通というのは何年ころになるのか、その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それではご質問にお答えいたします。

まず1点目の園芸ハウスの整備工事、今年度24年度は7棟を予定しています。23年度まで108棟が整備されましたので、24年度の7棟を加えて、合計で115棟の整備がなされることとなります。今まで取り組んできた結果、農業所得についてどうであったかということなんですけれども、金額的に平成19年度と比較すると、売上げは倍になっていますし、それぞれの農家所得にも大きく寄与しております。今年度以降につきましても、それらの整備されたハウスの有効利用を図っていきたいということで考えています。

それから、次の加工品開発の内容ですが、市場調査の部分のお話がありましたので、23年度の加工で元気なまちづくり事業の中で、加工品の研修、それから各団体の活動、それから市場調査の部分ということで、三つのプロジェクトで実施をしております。つくったものが市場にどういうふうに評価をされて、商品としてどの程度売れる見込みがあるのかということまで含めて調査をしてきましたので、24年度については、それらの実績をもとに具体的な商品づくりにそのデータを活かしていきたいということで考えています。

また24年度の事業については、加工研修会は継続して行いますが、さらに具体的に商品化を目指す皆さんに向けて、商品開発アドバイザー事業ということで、商品の表示、それからPR、それから販売戦略といいますか、そういう基本的な部分の勉強をしていただくような研修も上乘せで行いたいということで考えています。

それから、発酵食品のお話がありましたが、現在加工に取り組んでいる皆さんの中で、味噌の成分である酵素が大変効果的な働きがあるといいますか、チェルノブイリ事故後も日本の味噌の、その酵素の働きが高く評価をされていたというお話を聞いておりますし、現在取り組んでおるかが、その味噌の発酵商品を開発したいということで、県のハイテクプラザのほうに見本となるようなものを今、持っていきまして、調査をしていただいております。具体的に、そういうことにも取り組んでいきたいという希望がありますので、今後それらの活動も支援していきたいと考えています。

以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 林道岩井沢檜木平線のご質問にお答えいたします。

本路線につきましては、全延長で10キロ程度ということで、大変長い距離でございます、今のところ4,000メートルくらいが完成している状況でございます。これからどのくらいかかるかというご質問でございますが、今の予算規模でいきますと15年、20年という長期のスパンになってまいるといようなことでございます。

今後につきましては、ある程度、先線まで行ったら事業をやめるのか、その先について作業道で進めるのか、それは今後検討していきたいと、そのように考えております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 健康な土づくり、土壌分析ありますよね、これ以前ミネラル栽培のようなものをやっぱり目標としてやっているんですか。

それからもう一つは、園芸ハウス整備工事、これが随分、7棟からつくるという、その中で、ミネラル栽培を普及しているわけですか、お尋ねします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 土壌分析の委託料につきましては、基本的に今までミネラル栽培の生産拡大のために、基本となる健康な土づくりが基本であるという考えのもとから、取り組むかた、それから取り組み以降3年間の分析料の支援を行ってきております。今年度以降もそれは継続して行っていますし、また一般野菜の販売に取り組むかたについても、基本は健康な土づくりでありますので、土壌分析をしていただいて、それによって適当な施肥を行っていただくということで、そのかたについてもこの事業の対象になっています。

それから、ミネラル野菜の産地化といいますか、それについては、町はこの取り組み、平成9年の講演会をきっかけに、平成10年度から実際、土壌分析を継続して行っていますし、それらを含めて施設整備のリース事業による支援、それから栽培専門員による栽培指導ということで、町としてできる限りのいろんな政策を展開しながら、産地化を図ってきました。今、原発事故が起きて、県の農林業の指針の中で、やっぱり基本は土づくり、土づくりを基本にして、それからできればやっぱり路地から施設化を目指して、安心な野菜をつくりなさいというような方向性になっていきますので、まさに今まで町が進めてきた方向性と同じような方向性になってきていますので、付加価値を付けたミネラル栽培の振興と合わせて、基本となる安全な農作物をつくるために、今後も継続して行っていきたいと考えています。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 ミネラル栽培のことなんですが、都会ではもうこういう風評被害で、とにかくミネラル以外には売れないんですよ、こっちで買うからいいですよというふうになってしまって、私も郷土食の会に行ったら、この野菜でお料理をつくっていますよというふうな形で持って行くわけです。そしたらやっぱりミネラルが付加価値が、今10年目に出てきたんだなと私は思います。10年前からやっぱりうんと議論されてきたんですが、今やっとういうふうな状態になっておりますので、これは付加価値のミネラルはやっぱりきちんと位置付けしなければならないと思いますが、いかがですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

ミネラル栽培に取り組んでから、町としては稲作、水稲依存型農業ではなくて、水稲と施設園芸による複合経営を目指していこうということで、その中でミネラル栽培を重点施策として取り組んできました。その考え方については変わっておりませんので、今まさに原発の事故で健康な土壌、それから安全な農林産物というのは、改めて評価をされておりますので、町としても継続してミネラル栽培の推進を図っていきたいと考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 24年度でも引き続き耕作放棄、つくらないところの調査をするということですが、これは調査をして3年、4年くらいになるわけでありましたが、いつまでこの調査をするのかと、実態の把握にそんなに3年も4年もかかるのかなという疑問があります。調査も必要ですが、これの利用対策をどうするか、つくらなくなった耕地を、農地をどう利用していくのか、それがいつまでも調査だけではみえてこないわけですから、利用等の対策はいつまでおやりになるのか、放棄地という、なかなかベロまわらないんで出てこないんですが、その調査は、今年度24年度あたりで終わりにするつもりかどうか。

それから、委託料の中で、除染業務で20万5千円と出ていますが、これは何の業務の委託かお聞かせいただきたいと思います。

それと林業費で50万の土地購入費とあがっていますが、これも説明をしてください。

それから、林業費で大幅な減であります。これは県からの支出金も減ですから、事業費も減ということでしょうか、これの大幅な減によって、西会津の林業政策というものには、林業の対策にはどのような影響が出るとお考えですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず1点目の耕作放棄地調査ですが、これは平成20年に国で食糧の安定供給の確保を図るということで、優良農地を確保しよう、それには耕作放棄地を解消しようということで、全国的に耕作放棄地全体調査の実施要領が示されまして、それによって各市町村で取り組んでおります。

西会津町につきましては、平成21年度に、基本的な考え方としまして、町の農地のうち、農振農用地といわれる部分の農地につきましては、農業委員会の農業委員さんが担当地区、それから全体調査を行っておりますので、それによって担っていただいております。農振農用地以外の、白地といわれる部分の農地について、地権者の皆さんに平成21年度にアンケート調査を行いました。それによって、全体の8割の回答をいただいております。その中では、約75%のかたが現在その農地をつくっていないというような回答がなされておりました。そのデータを22年まとめまして、今年度23年度、実際そのデータを、その現況確認は農業委員会のほうにお願いして、農業委員さんが現地を確認して、農業委員会の総会で議決を経て、農地か非農地かを判断することになりますので、その作業について12月から実際に新郷地区の笹川の呼賀地区を実際に現地調査をお願いしました。それは、その結果をみますと、約8割が耕作放棄地であったというようなデータが出ております。

町全体の現況確認の調査につきましては、農業委員会のほうとスケジュールを調整しまして、24年から26年の年度当初までに終わらせるような形で計画を組んでおります。これについては、非農地の判断というのは農業委員さんが最低3人立ち会わなければならないということになっておりますので、事務局と合わせて4人体制で、2班で8カ月間行っても、なかなか1年では終わる事業ではないので、できる範囲で予定を組んでおります。その判定が出た段階で、農地、非農地の判断をしまして、それによって守るべき農地はきちんと守る、それからもう復元されないような農地については、新たな活用方法を検討するというような方向性で進んでおります。

国についても、この事業については、当初5、6年程度で終わるであろうというような進め方だったんですけれども、現実的になかなか大変であるということで、この事業の最終年度を平成32年というふうに見込んでおります。そこまでには、判断とそれから活用、活用によってどういう事業効果があったのかというような、最終的なまとめまでの事業になりますので、今後、今年度行った呼賀の調査をもとに進めていきたいということで考えています。

次に、除染の委託料の件なんですけれども、昨年玄米の本調査の結果によって、県として農林地の除染の基本方針というのが示されました。その中で、本調査で多少でもセシウムが検出された市町村については、その対策をしなさいというようなことが示されまして、それは吸収抑制剤の散布と、それから反転耕、または深耕というので、具体的な内容が示されていました。

町内では、一部検出されたところがありましたので、予算要求当時、12月には最終の土壌検査の結果が出ておりませんでしたので、その対象となるべき農地を、対策を実施した場合は、これだけの経費がかかるであろうということで、予算要求をしておりました。最終的に、たぶん本日以降、正式な発表がでると思いますが、中間速報の確認の中では、その心配はないデータでしたので、これについては実施をしなくてもよいのではないかとということで現在判断をしております。

それから、林業費の大幅な減であります。これは間伐対策事業が制度が変わりまして、今まで1町歩当たり間伐材の搬出が10立方ということで、そういう条件の中で実施してきたわけですが、24年度から制度が変わりまして、1町歩当たり20立方の間伐材の搬出をしなければ、その事業の対象にならないということでしたので、森林組合といろいろ事業申請の段階で協議を行った結果、やっぱり境界が確定していなかったり、その搬出する路網が整備されていないところは事業が実施できないということで、大幅な事業費の減額になっております。

町の補助事業としては減額になっておりますが、森林組合独自で行っている事業もありますし、今後また県から森林環境交付金事業、中、浜通り、23年度で実施できなかった分が24年度に繰り越しになりましたので、その追加要望もあるということです。今後森林組合と協議をしながら、そういう機会があれば事業要望をしてまいりたいと考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 土地購入費の50万円のご質問にお答えいたします。

これは岩井沢檜木平線の土地購入費でございます。本年度、鬼光頭川にかかる橋梁を24年度で施工いたしますが、その橋梁の橋台部分とその先線の土地買収費でございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 77ページが一番下なんです。工事請負費で、サルの接近じゃないかなと、警戒システムの設置工事になっています。これは先般、経済常任委員会の研修の中で、山市でこういう取り組みをしているというようなことで、委員長のほうから報告をしたり、あるいは提言というような形でしたものであります。それを早速、いいものはやってみようという積極的な考えのもとであろうと思いますが、取り組んでいただいたというような

ことで、大変よかったなどは思っています。あとこれの設置場所、集落ですか、どの辺に設置をし、これからの話ですけれども、運用までどのようなことを考えておられるか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策、町としてもいろんな対策を取り組んでいますが、まったく被害がなくなったというようなことはありませんので、新たな提案があれば、被害防止につながる可能性があれば取り組んでいきたいということで、今年度、サル近接警戒システムの設置を計上しております。これについては、23年度、有害鳥獣対策ということで、まず出没する原因を各集落で調査をしようということで、集落環境点検を行いました。その中で、集落環境点検を実施された集落で、サル、クマの出没ルートが確定されましたので、それが実際、調査を行った集落で、それから接近システムが作動したときに、集落として追い払いの体制ができる集落ということで、去年、新郷地区でクマの被害と申しますか、出まして、集落ぐるみで1週間程度、花火の追い払いを時間をおって、計画的に行ってみました。それは効果もありましたし、集落として大変まとまりがあつて、そういう対策に取り組めるといふ実績がありましたので、今年度、新郷地区で、その近接計画システムを設置して、その効果を検証していきたいと考えております。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 岩井沢檜木平線なんですけれども、これは維持管理とか、いろんな面で大変だと思うんですけれども、そのほかにまたごみとか、いろんなものを投げられるということもあるんですよ、ほかの町村は役場の人間が歩いていますけれども、こういうことに関して、維持管理に関してはどうしてやっていくのかと。

それからもう一つ、ミネラル野菜、話出たんですけれども、これ費用対効果の件と、それから将来にわたってこれやっていくには、どちらかといえばコメをつくったほうが、葉っ葉つくったより金になる、そういうふうになった場合に、どちらが、町役場としてミネラル野菜に本気になって力を入れて、市場に本当にぼんと出せるようなことができるのかどうか。将来のことをひとつお願いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 林道の岩井沢檜木平線の維持管理ということでございますが、維持管理につきましては、町で草刈り等を行って、維持管理に務めているところであります。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ミネラル栽培の費用対効果というお話でしたが、今やっぱり、同じ野菜をつくって、品質が同じであつて、さらに必要なのがその付加価値だと消費者のかたには求められています。この野菜はこういう土づくりをして、安全管理をして、さらに食味もいいものをつくっているんですよというのが一つのセールスポイントになっていますし、消費者に求められている点であります。その点からいうと、ミネラル栽培はまさにそれを売り物にしていますし、品質においても、そういう点でも、食味についても大変おいしいことが証明されていますし、そのこと自体、本当に町として野菜づくりの付加価値だなどいふことで考えていますし、その取り組みがやっぱり実際、町内スーパーにミネラル野菜

であれば栽培契約をしようということで、新しい販売ルートも拡大しておりますし、さらに埼玉等の首都圏のスーパーでも、その付加価値の付いた野菜づくりということで評価をいただいて、新しい販路を継続して流通体制が整っております。今後さらに現下の状況で求められている栽培方法であると思いますので、継続して重点的に取り組んでいきたいと考えています。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ごみということで、私のほうからお答え申し上げたいと思うんですが、基本的に林道の管理は、先ほど言いました町ということで、ごみについては、不法投棄ということで、捨てたかたが特定できれば、そのかたにかたしていただく、特定できない場合には、町のほうで調査した上でやるということで、緊急雇用という形で、不法投棄について調査、またそれを撤去しますので、そちらのほうで対処するようなことで考えております。

○議長 7款商工費。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 簡単にお尋ねします。対前年商工費1,600万の増、主な内容は駅前の通りの街路灯の整備と銚子の口の整備、あと福島復興町内企業支援補助金というようなことでありますが、この福島復興町内支援補助金200万、新規計上されておりますけれども、この中身は学卒者の新規雇用をしたときの補助金と復興資金の借入れの保証料の補助と、両方入っているということでありますが、この新規雇用に対する補助金は何名ほどみているのでしょうか。1点だけ。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

現在、商工観光課で把握しております西会津高校の新規卒業者の町内企業への内定者が、現在7名ございます。西会津高校以外の高校に通っている町内の生徒もおりますことから、一応200万のうち100万を見込んでございます。残り100万は福島復興特別資金の保証料の3分の1補助ということでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 81ページの1項の2の15、街路灯整備工事の請負費1,000万があがっておりますが、これはよりっせから駅前という、県道であります、その中での工事、18基設置されるということなんですが、この内容について、特定財源の中で県道ということでありますので、どのくらいの補助があるのか。また、一般財源としてはどのくらいの負担があるのか、それを聞きたいと思います。また、完成はいつごろになるのか、ちょっと伺います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 県道大久保野沢停車場線、野沢駅前通りから49号までの街路灯整備のご質問にお答えいたします。

まず財源でありますけれども、財源につきましては、過疎債を充当するというので、工事費が1,043万2,800円ありますので、1,040万を過疎債を財源にするということであります。それから、県の補助等はございません。ただ今年度、23年度、野沢駅から信号

機まで歩道整備、県でやりましたけれども、その際に、街路灯の設置予定箇所については、入れられる状態には県でやってもらってございます。ただその先の、国道までについては、新規に工事をするということで、県のほうとすれば、設置できる状態にさせていただいたということでございます。

それから、予算ご議決いただきましたらば、早急に地権者、関係者と打ち合わせをして、過疎債の関係もございますので、できる限り早く着工して完成をしたいという考えでございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 2点ほどお聞きします。

まず町商工会育成補助金でございますが、これについて、まず270万の計上であります。自慢館の経費も含まれておられるのか、その辺。また商工会との連帯はどうなっているのか、その辺をお聞きします。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 団体育成分には、自慢館は今、商工会で管理しておりますから、入ってございません。

あと、どんな話し合いといいますか、連携を保っているのかということでございますけれども、街中の活性化の施設として、非常に活用度が高いなということは、双方一致しているわけございまして、要はあと使い方といいますか、活性化の中での位置付けですとか、なかなか見えてこないというところ。

それともう一つは、費用の区分ですよね、その辺についても打ち合わせはしているところですけども、先ほど申しましたように、野沢の街中の活性化の計画、24年度でお願いしておりますが、その中での話し合いなどを含めて判断をしていきたいというふうに考えております。なお、維持管理費については、緊急雇用のほうの予算で、あちらの案内のほうの人件費を確保しているということでございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 だいたいわかりましたけれども、商工会と連絡を取りながら、あれだけの施設でありますので、よろしくをお願いします。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 銚子の口であります。あれだけ整備したのが流されてしまいました。また年次計画で銚子の口の施設を整備していくということですが、この県立公園の整備にかかる費用は、財源は県から出ているのかどうか。あるいは県から出ていなくても、これに充てるような財源があるのかないのが第1点であります。

今の大津波で高台移転という住宅、津波の受けたところが、高台移転するか、今のところかという話があります。東屋、あのコンクリートの、まさか流されるとは思いませんでした。流されてしまったと、そういうことで、流されないような建て方ができれば一番いいんでしょうが、それをするならば、やっぱり高台移転とか、場所等もこれから検討していく必要があるであろうと。やっぱり流されないような、せっかく整備するんですから、そういうような計画にしていくべきだと思っておりますが、どうお考えかと。

それともう1点、流されて非常に危険だという話も聞いております。そこで、転落して

怪我等した場合は、公園内でありますから、それは転んだ人が悪いのか、あるいは設置している県の責任等が発生するのかなどなのか、整備をしている町にもそれが及ぶのか、そこもお答えをいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 銚子の口のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、銚子の口の整備の財源であります。今年度、危険防止の木柵、それから流された東屋の設置ということで、406万ほど計上してございます、この予算に。これにつきましては、県の森林環境交付金、それを財源としまして、材料費140万ほどでありますけれども、それは交付金、10分の10対応と、ただそれ以外の設置費用につきましては、町の単独予算でございます。

あともう一つ、自然公園等に対する施設整備の補助でございますが、現在のところそういった補助はございません。五十嵐議員の一般質問でもお答えしたとおり、現在そういった県立自然公園等の施設整備の補助の創設は、国県等にこれから町として要望してまいります。

それから2点目の東屋の移転でございますけれども、これにつきましても、現実、コンクリートの東屋があつた場所で流されたら、想定外の災害であつたわけですが、それらにつきましても、高台というか、銚子の口ちょっと高いところがありますので、そこら辺の設置も含めてちょっと検討してまいりたいと考えております。

それから、土が流されて、岩場、非常に危険な状態に現在なっております。一応、自然公園は県で区域として指定してございまして、ただ管理につきましては、町で行ってございまして、そういった危険箇所については、町で責任を持って事故のないような対策、方策を講じていきたいと考えてございます。

○議長 8款土木費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款消防費。

11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 9款の消防費でありますけれども、まず94ページでございます。15節の、まず防災無線でございますが、防災無線の改修工事であります。これについて、私も昨年、防災無線について一般質問をしておりますけれども、その中で、聞きにくいところ、年数も経っていると思っておりますけれども、何年計画で行うのか、その辺をお聞きします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 防災無線のことについてお答えしたいと思います。

今回、こちらのほうに載せてございます防災行政無線の改修工事というものでございますが、1,500万工事費取っております。これは主に役場の庁舎内にあります操作卓、中央制御の操作卓がございまして、そちらの工事が主でございます。

議員から話がありました難聴につきましては、本年度、難聴対策ということで、調査をした上で、やはり聞こえづらいところ、それについては、現在工事がほぼ完了に向かっています。なお、来年度につきましても、1基ほどできれば増やしたいということで、費

用をやっておりますので、調査の上、難聴対策は進めていきたいと思っています。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の件であります、老朽化が進んだ無線操作卓を、これはデジタル化に向けて更新ということであります。ただ実施計画書を見ますと、調査計画は平成26年からとなっておりますが、これとの関係は私、理解できないわけでありまして。操作卓だけをデジタル化して、今の防災無線で使えるのかどうかという疑問がありますので、なぜこの操作卓に合わせて24年からの調査計画にいけなかったのかなと思っておりまして、そこら辺も含めてご答弁をしていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答え申し上げます。

平成24年度、中央の卓ということで、そちらにつきましては、今、防災無線はすべてアナログになっております。したがって、デジタルとアナログが両方使える形で平成24年度は改修工事をいたします。なお、デジタル化でございますが、アナログからデジタルに変える際には、現在、役場からすべて電波を飛ばしてやっておりますが、デジタルになりますと、アナログよりもどうしても飛ばなくなる、また入りづらくなるということがございまして、現在、役場からだけで済んでおりますが、専門家に話を聞きますと、やはりどこかで中継局なり、何なりを建てていかないと、西会津の全町を網羅できないということもございまして、やはりそれは一旦、大規模に調査をしてから進めていかないと、ちょっと難しいということでございまして、平成24年度はこういう形で、中央の卓だけでやりました、改めて平成26年度に調査をした上で、その結果にもとづいて、どのくらい中継局がいるのか、それらを含めて工事費を積算して進めていきたいということで、今回こういう形にさせていただきました。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だいたいわかりました。デジタル化に更新をしても、今までのアナログも使うから、防災行政無線は今までどおりに使用できると、はい。

このデジタル化の更新は、何年までしなければならないというような制限とございますか、規制とございますか、それがあのかないのか、お尋ねします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 デジタル化でございます、現在、広域消防さん、デジタル化ということで進んでおりますが、あちらの消防につきましては、期限が決められておまして、その期限内にデジタル化を進めるというふうになっております。

一方、市町村レベルの防災無線につきましては、現段階ではいつまでという形で周波数帯の期限が決められてございません。したがって、現在は、できるだけデジタル化に変えるという形での国の指導でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 広域のことも兼ねてお尋ねしようとしていたわけですが、今のお答えいただきましたが、広域では26年度まででしたか、そうすると、デジタルで受信できないところが西会津でも出てくる可能性はありますね。そうすると、それは広域で調査をするといっているわけですから、そのデータを教えてもらえれば、町の計画もそれで間に合うと

どうか、俺もあんまり詳しくないから、デジタルにもいろいろな電波があって、違うかもしれないかもしれませんが、そこら辺の広域でもデジタル化、調査をするというものを町では活用できないわけですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今ほどデジタル化ということで、先ほど広域のほうですね、実際調査をするそうでございます。その結果、実は周波数が若干防災行政無線と消防無線は違っていて、飛ぶその距離ですか、それが違うので、まったくそのまま使うのは難しいのかもしれませんが、まず参考という形で、うちのほうを進める際には、当然参考になる資料でございますので、それはできる限り活用していきたいと考えております。

○議長 10 款教育費。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回の提案理由の中で、町長さんは伝承員を任命し、伝承活動を推進していくとこう述べておられますので、これについて具体的に説明をしてください。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 伝承員制度につきましてご説明を申し上げたいと思いますが、生涯学習の分野におきまして、伝統芸能、あるいは技術、芸術の分野にいたるまで、西会津町内におきましても、ずっと継続してのちの世にお伝えをしたいというのがたくさんございます。いろんな面で話題になっておりますけれども、高齢化も進みまして、西会津でナンバーワンの技能をお持ちのかたも最近ちょっと弱られてきたとか、というふうなお話もお聞きしているところでございますので、この辺でお元気でご活躍いただいていらっしゃるかたがたに、西会津町の伝承員に任命をさせていただきますまして、これを町の予算で1年間どうのこうのというお手当、あるいは謝金ではなくて、まさに公民館とか、民間の団体が主催する講習会、学習会等に積極的に講師としてご紹介を申し上げて、その中でご活躍をいただいて、のちのち後世に間違いなく伝承していただく、引き継いでいってもらおうと、こういうことの役割を意欲的に果たしていただけるようにということで、この伝承員制度を創設させていただきますと思ったところでございます。

当初予算におきましては、そのための費用として、いくらいくらとか、そういうご要望は申し上げておりません。今、申し上げましたように、町から、じゃあ年間いくらいくらのお手当ですと、そういう制度ではなくて、ご活躍いただくことによって次の世代に引き継いでいただく、ここが狙いでございますので、今回、ご議決いただきましたら、早速4月からご活躍いただけるようにご任命を申し上げて、また年々新たなかたを伝承員に任命させていただきます、大いにご活躍いただけるようにしていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。もう少し具体的に、例えば民俗芸能を伝承していくのか、あるいは鍛冶屋の技術、屋根葺きの技能だとか、そういうようなところまで含むのかどうか、そこだけお尋ねしておきます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 議員おっしゃるように、町内のあらゆる分野の技能、あるいは芸術、芸能面の

技術をお持ちのかたがた、ジャンルを決めないで、すべての分野でご活躍いただけるように進めていきたいと考えております。

○議長 11 款災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 13 番、長谷沼議員の総合行政システム、セキュリティの費用につきまして、先ほど答弁ができませんでした。資料が整いましたので答弁させていただきます。

バックアップシステムというようなことで、常にデータをバックアップしておくという費用に 43 万ほど、そこにウィルス対策ということで 157 万 2 千円ほど、合計で 200 万 3 千円、そこに消費税を加えますと、210 万 3 千円、その程度のセキュリティ対策の費用を計上しているということでございます。

○議長 これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 24 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 24 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長 暫時休議します。(15時07分)

○議長 再開します。(15時30分)

日程第 2、議案第 16 号、平成 24 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

4 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 不動産の売払収入で 8,867 万 4 千円という、計上されているんですが、これは J A 西会津の、いいのですね、葬祭場ができてから、土地が動いていないと、そういう状況にあるわけなんです、それで、工場誘致はなかなか難しいと、そういうことなんです、ではほかの利活用というか、そういうことは考えられないのかどうか、そういうことで、これまでに 9 月、昨年 9 月以降、議会からそういう工場進出の話、そういうのはないのかどうか。

それから、さっき言ったように、新たな活用方法ということで、先輩議員もよく言っていましたけれども、墓地公園とか、例えばあとは、これから介護施設、そういうようなこ

とのために、やっぱり整備というのは必要ではないのかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 工業団地についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の他の利活用のことについてであります。まず基本は工業団地でありますので、町としては基本は工場誘致である土地を使う、それがあくまでも基本でございます。それにつきましては、町だけではなくて、町内にある既存企業のトップのかたとお話をしまして、なかなか町だけ、素人といったらあれですけども、なかなか進めても、今までうまくいってなかったものですから、実際にやってらる企業のかたも一緒に企業誘致、さらには既存企業の維持発展、さらには雇用の確保について、協議会的なものを組織しまして今後進めていくということで、工業会、それから商工会の工業部会のそれぞれの代表のかたとお話をし、方針は出てございますので、今後そういった組織化しながら進めていくということでございます。

ただなかなか現在の経済情勢で、工場誘致はなかなか難しい面もございまして、ただそれ以外の町の活性化の部分で使用方法があるのでしたら、そちらのほうについても、町として十分検討してまいりたいと考えてございます。

それから、昨年9月以降、工場進出の話があるのかというお話でございますけれども、工業団地に進出したいというお話は残念ながらございませんでした。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の町にある既存企業の関連会社とか、そういうようなことでも十分考えていけば、もしかすると可能性というか、あるような気もするんですが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 先ほどお話した新たな協議会という部分でありますけれども、西会津町は高速のインターチェンジもあり、条件的にもいいという部分も持っていますけれども、なかなかその豪雪地帯であったり、難しい部分も一方であるわけです。ただ、西会津町の既存企業には、特殊な技術を持った企業さんがたくさんございます。高度な技術を持った企業さんがおりますので、そこら辺の部品を使って何かをつくるような工場とか、そういう面では大変売りになる部分もございますので、とりあえず今、先ほどお話した新たな組織をつくりながら、西会津町の既存企業のパンフレット、こういう高度な技術を持って、こういう部品をつくっていますよと、そういうパンフレットをつくりまして、どんどん売り込んで誘致を図りたいと考えてございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の話に付随していきますが、建前はあくまでも工業団地だから、それは優先ということでしょう。それはそれで、ただ、ご承知のように、一向にそれが活用されないとするならば、本音の段階で今おっしゃったような、町の活性化に結びつくならば、そのような土地の活用も考えていくと。今回、工業部会ですか、その人との会ができて、基本的にはそういう形で土地の利用をしていきたいということですから、大いに期待をしておきます。

それと、具体的にまごころ斎苑、J Aで買っていただきましたまごころ斎苑であります。

何回か経験していますが、駐車場が狭くて路上駐車なんです。やっぱりあれは問題があると思います。ですから、その路上駐車していただかないためにも、JAさんにそれ相応の駐車場お求めになって、交通安全に資するというのも町にとって必要ではないかなと思いますが、そのようなお考えはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 長谷沼議員おっしゃるとおりで、実は私もそう考えているわけでありまして。早速、これまでの現況を説明して、もう少しスペース的に路上駐車ということが、たまたま見受けられるので、やっぱりもう少し駐車場スペースを広くしてもらえないかと、早速これ組合長との話をもっていきたいというふうに思います。そうなりますと、よくよく脇に新しい企業を持ってくるということになってくると、どういう状態になるのかなということになりますので、今、4番、伊藤議員もおっしゃいましたけれども、新たな土地の活用、例えば、建前は、確かに課長おっしゃるとおりでありまして、本来目的に使うということは当然のことなのであります。しかし、土地だけを抱え込んで、それ利用しないと、これは宝の持ち腐れでありますので、この部分はやっぱり今後新たな考え方の一つとして、いろんな利活用、これはざっくりばらんに議会のほうともいろいろお話をさせていただいて、他の使用目的に、どういう考え方があるかということをお聞きしながら、これは町の考え方も出していくということも必要だというふうに思っています。

それと同時に、私もよく工場誘致で東京事務所や、あるいはいろんな関連の、そういういろいろ話し合いに出席しておりますけれども、今の工場誘致というのは、土地があるだけでは来てくれませんよ。企業が西会津に来てどういうメリットがあるのかということをも具体的に提案型でないと、これからの企業は難しいでしょうと、こういわれております。高速があるなんていうのはどこでもあるはずだと、むしろもう東京に近いところでさえ整地されて、いつでも工場が建てられる状態にしておくにも関わらず、なかなか難しいところがあるということでもありますので、まったく整地のされていないところ、これから整地しますからどうぞ来てくださいなんていう程度の話では、なかなか厳しいのかなというふうに思っているところでもありますので、今後この土地の利活用については、十分、町として塩漬けすることなく対応していかなければならないということで、基本的な考え方を、やはり今後見直していかなければならないというふうに思っているところでもあります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原

案のとおり可決されました。

日程第3、議案第17号、平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

3番、渡部憲君。

○渡部憲 商業団地についてでございます。質問いたします。これ1,380万と予算計上されております。前年度から比べますと300万くらいですか、下がっていますね。これ商業団地はなぜこれ、俺もよくわからないんですけれども、この1,380万の予算を計上するということはどういうわけなのでしょう。まずそれ一つ。

二つ目は、これ造成工事というのは、どこを造成するのか。そして、テナント募集事業というのは本当にやっているのでしょうか、あの現場を見ますと、テナント募集するような感じではないんですよ、雪が山盛りになっていてね。あそこに来て商売やろうなんていう人はちょっと考えられないんですけれども、それを説明願います。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 商業団地の利活用方策につきましては、平成22年から、まずは地元のかたをメンバーといたしまして、検討委員会をつくってまいりました。その中で、先ほど議員おっしゃられたように、テナント方式にしようとか、という話がまとまってまいりました。今年度、23年度におきましても、粗方のラインはできたので、具体的にじゃあその計画を練るにあたって、中心的にやられるようなかたに一旦は町全体で募集をかけたところなんですけれども、残念ながらお一方しかいっしやらなかったということなものですから、改めて町内で活動をされているかたを対象として案を練ってきたというところでございます。

今の状況ですけれども、活用方針として、一つは野沢の街中の再生に資するような形を取るといふことと、可能であれば地元のかたが主体となった運営をしていきたいということで、それにつけましても、テナントの形といいますか、業種を含めてどういったものかいいかとかということについては、なかなかお集まりのメンバーだけではまとめきれないところもございまして、来年の予算については、コンサルタントなど少し入れまして、具体的な形の基本設計といいますか、というものを練っていきたくて、ちょっと歩みは遅いということかもしれませんけれども、着実に、やっぱりあそこ、地元の道の駅の一带としてとらえますと、やはり地元西会津のためにならなければ、町としてやっている意味もないものですから、来年以降はなるべくスピードアップできるような形で今考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今話あったんですが、現在空き地となっているA区画の活用方法だと思うんですね。それで、これまでの経過ですと、商工会と町と委員会をつくって具体的に検討していると。じゃあその中で、商業団地の実施計画策定料として500万あるんですが、その内容と。あとはその実施計画はいつまでにできあがって、来年実施に移行できるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 今、西会津に、西会津といいますか、会津のことを理解されているようなコンサルタントの仕事をしているようなところですね。こちらのほうに今までの検討委員会

の中身で、こういった方針でやりたいんだというようなことをまとめたやつと一緒に、プレゼン方式でご提案いただいて、その中で検討委員会でもんで、業者を決めるというところまではきております。それ早ければ4月にでもプレゼンやりまして、今年度をかけて基本的な設計を組んでいきたいということでございます。

プレゼン、われわれとしては、さっき言ったように、大きな目標ですね、野沢の活性化、西会津の活性化に資するということ。それとあと業種としては、やはり西会津、物売るんですけども、やっぱり西会津を売りたいというようなところを出しておりますので、それに沿った形でご提案をいただいとあと、詳しい内容は詰めていくということで考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号、平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第19号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 お尋ねをします。説明によれば、進捗率は事業費ベースで82.4%とありましたが、それでは、事業量での進捗率はいかがですか。

それと、汚泥処理手数料296万7千円ですか、計上されておりますが、これは放射能関係から須賀川の業者ということだと思いますが、それに間違いがないかあるかと。間違いがないとするならば、ダストセンターでの処理と比べてコストはどう違うのかお尋ねをいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 24年度、本予算を含めまして、実施すると、事業費ベースで39億5,300万になります。認可の事業費が47億9,600万円ということになります。

あと、汚泥の処理の手数料でございますが、本予算につきましては、須賀川の処理場を予定しております。それで、あいづダストセンターとどのくらいの差があるのかといいますと、トン当たり1,500円くらいの差が出るということでございます。

○議長 事業量ベースの進捗率と、金額ではなくて。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 大変失礼しました。事業量にいたしまして、管渠で86.2%になっております。すみません、管渠の延長については、今のところつかんでいる資料がございませんので、大変申し訳ありません。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 事業費ベースをみるというのも大事なことでありますが、事業量が、全体の計画量の同じように80、私の言いたいのは、事業量で82.4っていないのではないかなと、工事が当初の見込みよりも多くかかって。ですから、事業量は82.4でいていないのではないのかなという気がして尋ねたわけですが、これは今でなくても結構ですから、いつかの機会でお聞かせをいただければいいと思います。

それで、汚泥の手数料ですが、トン1,500円というのは高いのか、ダストセンターからみて、差があるといいましたが、どちらが高いのか、それだけお答えください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ただいま処理しております須賀川の処理場のほうが1,500円程度高くなっているということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから言いたくなるわけですが、こういう高い分は東京電力に請求できるんじゃないのか、当然、東京電力に請求すると思っておりますが、そこら辺はいかがですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 当然これは原発事故でできなくなったということで、当然、これから東電のほうに請求してまいりたいと考えております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今年は、来年かな、堀越地区が主な施設事業となっておりますが、残る施設事業と地区はどのくらいあるのか。

二つ目は、予算説明で、接続率が54.7%でしたか、あと加入率が60.2%となっておりますが、これは計上の問題は問題はないのか、経理的には問題ないのか、収支面で。

あと、一般会計からの赤字補填なんていうことは考えられないのか。

あと最後に、今後の加入促進の姿勢とか見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 本年度は、堀越地区を管渠の整備をしましてまいります。堀越地区が終わりましたら、25年度は牧地区に入っていきたいと、牧の下水道整備に入っていきたいと。その後につきましては、今の消防署の付近、あの地区について入っていきたいというふうに考えております。

加入の件でございますが、今後につきましては、加入につきましては、下水道につきましては、家屋の中の整備が必要とか、便所を直したり、台所を直したりということで、いろいろ多額な費用がかかるもので、加入していただけないということが今の現状でございます。人口の高齢化といいますか、老人のかただけということで、後継者もうちに帰ってこないということだと、なかなか下水道に加入していただけないというようなことでございますが、今後につきましては、皆さまのご理解をいただきながら、加入促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

経営につきましては、それは加入が高くなれば、下水道会計も安定するというところでございますが、先ほど申しましたように、そのような事由がございまして、不足している財源につきましては、一般会計から繰り入れていただいているというような状況でございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 関連した質問なんですけれども、野沢のまちうちの、町内の加入率は、簡単に何%ぐらいなんですか、野沢町内だけでいいです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 私のほうで持っておりますデータにつきましては、野沢の処理場の分と大久保の処理場の分と二つに分かれておりまして、俗にいう野沢町内だけというのはつかんでございませぬが、野沢の区域の中では加入率が57.6%となっております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 加入率が経営の内容に比例するというお話なんですけど、それは野沢のまちうちの場合は、衛生的な問題がいろいろあるようでございますので、ぜひ加入率を高めるような進め方とか、そういうお願いの仕方とか、これから必要ではないかなと思いますので、これからまちうちの整備をする以上では、衛生的な面でぜひそういうPRをして、促進をしていただきたいと思います。その点、一つお伺いいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 青木議員おっしゃるとおりでございます。これからも加入促進に向け、がんばっていききたいと、このように考えておりますので、ご理解願います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 24 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 20 号、平成 24 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、平成 24 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 24 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 21 号、平成 24 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

4 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 予算の説明では、これまで 261 基設置されたと、24 年度については 20 基の予定であると、これは申し込みに応じての数字なのか、それとも見込みの数字なのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

あと、個別排水処理事業についての目標というのは、800 基というふうに聞いておりますが、この数字からいけば、まだ 30% くらいの達成率であると思うんですが、当初の目標数字ですか、800 基ということには変更はないのか。また達成の時期、それについてお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

24 年度の整備の目標の基数につきましては 20 基でございます。これにつきましては、申し込みのあったかたについて、すべてお応えして設置をするという考えでございます。その中で、本年度につきましては、そのうち 14 基のかたが今申し込みありまして、まだ 6 基分が未定となっておりますので、今後、皆さまがたにご周知申し上げ、希望があればそれに取り組みたいというようなふうに考えております。

次に、全体の目標が 800 基ということでございますが、これは西会津町の全地区に対しまして公共下水道と農集排を除いたものについて 800 戸と、そういうふうにしてとらえて

おります。それで800基という数字が出てきたわけなんです、これにつきましても、今後アンケート調査や、いろんなことの調査を行いまして、800基については見直していくか、その辺について今年度考えていきたいというようなことでございます。

要するに800基でございますので、毎年20基ずつやっただとしても何十年という、そういうふうなことになりますので、この800基の数字をもう少し見直していきたいと、そのように考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第21号、平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第22号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　現在、後期高齢者は西会津町で何名でしょうか。また、今後の推移と予算の対応についてお聞きします。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　ご質問にお答えいたします。

平成24年度の対象者として見込んでおりますのが、75歳以上のかたがたですが、1,982人ということで見込んでございます。今後の後期高齢者の皆さまがたの推移でございしますが、中期的には微増するというところで考えておりますが、長期的には横ばいか減少するというところで推計をしております。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　この特別会計の説明の中で、国から2月に示されたために、前年度と同じ予算の計上をしましたと、こう説明を受けたわけですが、それでは、いつ、いわゆる国民健康保険でいう本算定といいますか、いつきちとした予算ができるのか、編成するのか、それをお尋ねをいたします。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

説明の中で、広域連合から示されました保険料率が2月であったということから、当初予算に反映することができませんでした。説明でも申し上げましたとおり、均等割りについては4万円据え置き、同額、所得割りについては0.16%増ということで、その後示され

ました。この内容につきましては、後期高齢者医療につきましても同様でございますが、5月31日で23年度の所得が確定しますことから、それを踏まえまして、国保の本算定同様6月以降に算定しなおしをしまして、その上で所得割率0.16%の増を加味した上で6月以降、6月から9月に補正予算として対応したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第22号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

時間を延長します。

日程第9、議案第23号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　この国保税に関しまして1点ほどお尋ねしますが、この第4期の国保税3カ年計画に基づいて、減税財源として2,000万円を繰り入れて、減税策を取っているわけなんです。この被保険者数は年々減ってきているが、1人当たりの医療費は上がってきているというような中で、この国保税の金額というのはどの辺の位置に、本町の国保税は位置しているのか、大まかなところでとらえていたら、それをお示しいただきたいのと、収納率の動向、町税なんかは今年は回復傾向にあるだろうという予想をされておりますが、その辺の動向はどうとらえていますでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　国保税ですので、私のほうでお答えをしたいと思います。

まず国保税の金額と申しますか、額の関係でございますが、手元に新しい情報がございませんが、平成21年度当時のデータ、昨年でございますがございまして、その中を見る限りにおいては、福島県内でだいたい中位くらいというような状況でございました。中位、真ん中あたり。

一方、収納率の関係でございます。収納率、昨年度は一般と退職合わせまして、現年分で94.77という収納率でございました。本年度は、まだ年度の途中でございまして、確定をしない数字でございます。2月末現在で昨年の収納率と比較をいたしますと、ほぼ同じくらいということでございまして、今後3月以降、出納整理期間を経まして、最終的な確定になると思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第24号、平成24年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。
13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 質疑に入る前に、町の考え方をお尋ねしなければなりません。というのは、先ほど集落支援員の議論をいたしました。が、予算が決定されないうちには集落支援員も募集できない、あるいは最終的な計画も未定の部分があるという説明を受けたわけでありませぬ。それではこの介護保険の特別会計、保険料の改定が決定もしないのに、この本予算をなぜ組んだのかと、その理屈でいうならば、まず保険料を議決しておいてから、それに沿った予算案、これはあなたがたは通ると思ってこういうことをしたでしょうが、なぜ一緒にこの議会でやらなければならないんだと、この予算書29日に配付になりましたから、この予算書ができるまでに1週間、10日かかっているんだと思います。この説明の中でも、2月中に示されたために遅れたとかなんとかと聞いておりますが、なぜ臨時議会を開いて、2月中に臨時議会を開いて介護保険の改定の利率を決めないのか、さっきの理屈でいえば決めない限り予算の執行に関する事だから、支援員、決められないとこう言ったわけですよ。まず、なぜこういうふうな取り扱いとなっているのか、副町長あたりちゃんと説明してください。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 まず介護保険条例の一部を改正する条例、議案第5号ということで、まずご議決は賜っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議決はしたけれども、議決をする前に、われわれにわたっているんです、これ。だからそれは今までだから、とやかく俺も言いたくないんですけれども、さっきのあれだけ集落支援員でがんばったんじゃないの、議決したからこの提案、それは間違いないんだ、だけれども、もうこの資料は議決する前に決めてわたっているんだから、なぜわたす前に臨時議会を開かなかったかと。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 今ほど副町長のほうから、介護保険条例の一部を改正する条例についてはご議決をいただいたということでございます。これまでもそうございましたが、予算に関する事で、あらかじめ先議をしていただくというのが通例でございます。この場合、保険料の条例改正を先議していただいた上で、それを見込んだ上で予算計上をさせていた

だいたということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それはわかっているの、先議したというのはわかっているの、しない限りこれは出てこないんだから、それはわかっているの、だけれども、決定しないうちに予算書ができて、それも29日配付、配付の10日前にもう決まっているならば、なぜこの介護保険のものを臨時議会で提案しないんだと、今までやっていないから、それはそれで理解はしているんですよ。だけれども、こだわるわけではないけれども、予算を議決してもらわない限り執行はできませんと、そこまで言っているんだから。

あともう一つ、今、後期高齢者でも、国保でもそうですが、本算定というか、その加入者の所得が決まってはじめて、その人の保険料率が決まるわけですから、それならば、今の議会で保険料率を決めて、そして国保の会計のような本算定のような関係で決められたあれというのはできるわけですから、まあいい、あと言うだけ言ったから。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第24号、平成24年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成24年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第25号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第25号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 26 号、平成 24 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 26 号、平成 24 年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、平成 24 年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 27 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(16時22分)

平成24年第3回西会津町議会定例会会議録

平成24年3月22日(木)

開 議 13時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	和田正孝	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	成田信幸	教育課長	大竹享
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	新田新也	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第3回議会定例会議事日程（第14号）

平成24年3月22日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第28号 町道の廃止について
- 日程第2 議案第29号 町道の認定について
- 日程第3 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第4 議案第31号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第5 議案第32号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 議案第33号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 報告第1号 委任専決処分事項
- 日程第9 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第10 陳情第3号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書
- 日程第11 陳情第1号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書
- 日程第12 意見書案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 日程第13 意見書案第2号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書

日程第14 総務常任委員会の継続審査申出について

日程第15 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第16 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第17 議会基本条例制定特別委員会継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

○議長 平成 24 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、議案第 28 号、町道の廃止についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 28 号、町道の廃止についてご説明申し上げます。合わせて議案第 28 号参考資料の町道廃止路線図をご覧ください。

本議案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、路線の変更を行うため、町道野沢柴崎線について一旦全線を廃止するものであります。本路線は、上小島芝草線の分岐を基点といたしまして、県道上郷下野尻線の柴崎集落にいたる路線であります。橋立 2 号橋が開通となったことにより、終点を変更するため全路線を一旦廃止するものであります。廃止する区間につきましては、起点は、町道上小島芝草線分岐の野沢字熊野宮甲 638 の 2 でありまして、終点は柴崎集落の県道上郷下野尻線と接続いたします、新郷大字豊洲字千歳島 5159 の 1 で、延長 4752.14 メートルで、幅員は 3.6 から 10.65 メートルであります。

これで説明を終わりますが、道路法第 10 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号、町道の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、町道の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 29 号、町道の認定についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 29 号、町道の認定についてご説明申し上げます。

本議案で町道認定を提案した路線は 3 路線であります。順次その認定理由について説明させていただきます。合わせて参考資料をご覧ください。

まずはじめに野沢柴崎線であります。議案第 29 号参考資料の町道認定路線図野沢柴崎線をご覧ください。

本路線は先ほど町道の廃止についてご議決いただきました路線について、橋立2号橋が開通となったことにより、新たな路線として終点の位置を変更して認定するものであります。起点は野沢字熊野宮甲 638 の2でありまして廃止前と変更はございません。終点は、新郷大字豊洲字前平 6882 で県道上郷下野尻線のなぎの平地内に接続いたします。延長が4,484メートル、幅員は、4.0から10.65メートルであります。

次に柴崎橋立線について説明いたします。議案第29号参考資料の町道認定路線図柴崎橋立線をご覧ください。

本路線はこれまで町道野沢柴崎線として管理してきたところでありますが、橋立2号橋が完成したことにより、本区間につきましては新たな町道として認定することとした次第であります。なお、本路線の起点は、県道上郷下野尻線分岐の旧野沢柴崎線の終点と同じ新郷大字豊洲字千歳島 5159 の2となり、終点は新郷大字豊洲字堀端上 7003 の1であり、野沢柴崎線と接続します。延長が1,537メートルで幅員が3.6から10.0であります。

次に町道東中山線ですが、議案第29号参考資料の町道認定路線図東中山線をご覧ください。

国道400号線の東中山橋が開通したことにより、ルートが変更となり国道から除外された、国道の旧道部分について、下谷地区の水道管が埋設してあり水道管の管理に支障をきたすことから、福島県より移管を受けて町道に認定を図るものです。基点につきましては、国道400号分岐の下谷字東中山丙 11 の1でありまして、終点は下谷字一の沢丁 1162 の1であります。延長が70メートルで幅員が3.5から6.5メートルです。

これで説明を終わりますが、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第29号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第30号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　議案第30号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明いたします。

町長が提案理由説明でご説明申し上げましたが、本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、辺地地区での生活・文化水準等の格差是正を図ることを目的に実施する事業を盛り込み、各辺地地区毎に策定しているところであります。

本計画策定のメリットはご承知のとおり、辺地対策事業債を活用し事業実施ができることにあります。この辺地債であります。国の定めた一定要件にあてはまる事業であれば、事業における町負担額全額の借入れが可能であり、借入金償還の際には、元金・利子を含めた80%の額が、地方交付税で措置されるという、大変、財政的に有利な起債であります。

次に、本町の辺地指定の区域であります。人口の状況や、交通機関状況等から辺地度点数を算出しまして、100点以上の地区が指定されているところであります。野沢、尾野本、群岡、新郷、新郷三河、奥川の6辺地が指定されております。辺地に係る公共施設の総合計画の現計画書につきましては、平成22年度から26年度までの計画になっているところであります。新たな事業の計画掲載が必要となりましたことから今次の変更となったところであります。

それでは、議案に添付しております計画書をご覧いただきたいと思っております。

今次の変更であります。奥川辺地1地区に係る総合計画の変更であります。その内容であります。4ページをご覧いただきたいと思っております。

施設名、消防施設、消防ポンプ自動車、事業内容1台、事業費1,924万円、うち辺地債1,920万円を追加するものでありまして、3ページ整備計画表の4行目の欄を新たに追加したところであります。この消防自動車ですが、消防団第5分団第4部飯里班中町屯所に配備される消防自動車について、購入から22年が経過しましたことから更新することとしたところであります。辺地対策事業債を活用できるよう、計画を変更し掲載するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　見方でちょっと今戸惑っているわけですが、3ページにきちっと載って、4番目ですか載っておるわけですが。それを4ページで変更するということがあります。4ページの変更前に記載がないということは、そうすると今回はじめて、この消防ポンプ自動車を購入することになるならば、なぜ3ページに載ってくるのかなという気がしましたので、そこら辺、わかりやすく説明してください。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　ただいまの質問にお答えします。

最後の4ページの部分につきましては、今まで計画がなかった、それに対しまして変更後、このような事業が入ったということでありまして、この3ページの4行目の欄は、現計画には記載されていないということでございます。これを新たに追加して、この3ペー

ジの、このような表になったということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だからわからなかったんですけれども、そすると、今までもこのような表示の仕方をしてきたのかなという気がします。変更、今回で認められてはじめて、この3ページの表に載せるべきではないのかなという気がしているわけでありまして。そこら辺。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今のこの計画表につきましては、変更、なお表紙を見ていただきたいと思うんですが、(案)という形でございます。今回の変更をして、変更したものを登載しますと、この3ページの表になるというような形で変更案を提案しているということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第31号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第31号、過疎地域自立促進計画の変更につきまして説明をさせていただきます。

町長が提案理由説明でもご説明申し上げましたが、本計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、過疎地域が自立促進に向けて実施する振興策等を盛り込み、各市町村毎に策定しているところであります。本計画策定のメリットはご承知のとおり、過疎対策事業債を活用し事業実施ができることにあります。この過疎債であります。国の定めた一定要件にあてはまる事業であれば、事業における町負担額の全額の借入れが可能であり、借入金償還の際には、元金・利子を含めた70%の額が、地方交付税で措置されるという大変、財政的に有利な起債であります。

現在の過疎地域自立促進計画は、平成22年度に策定したものであり、27年までの6年を期間とする計画であります。平成24年度実施計画の調整にあたり、新たな事業の計画掲載が必要となりましたことから、今次の変更となったところであります。

それでは、計画内容につきまして説明させていただきます。議案に添付の計画書をご覧くださいと思います。1ページをご覧くださいと思います。

今次の変更であります。事業で3件の変更がございます。なお、2ページには変更内容の対比表を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

まず、区分1の産業の振興 事業名(7)商業の振興であります。街路灯整備を追加するものであります。本事業は、野沢駅から道の駅までの県道に街路灯を新設する事業でありまして、県事業として進められてきました。県道大久保野沢停車場線の整備事業が、本年度を持って終了となりますことから、商店街の振興を目的に平成24年度事業として事業実施するため計画の変更を行うものでございます。

次に、区分2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。事業名(1)市町村道であります。1件の変更でございます。町道寺ノ上線、改良舗装事業の延長を200メートルから300メートルに変更するものでございます。本路線は尾登集落内の町道であります。道幅が狭く、除雪車等の進入が困難な状況にありますことから、尾登地区から改良事業の要望が出されているところでありまして、町では国の社会資本整備交付金事業に該当させ、平成24年度から26年度の3カ年で整備を行う計画を立てたところでありまして、事業を申請するため現地を精査したところ、300メートルの整備延長が必要となりましたことから、延長の変更を行うものであります。

3点目は、区分3の生活環境の整備、事業名(4)の消防施設であります。消防用車両等整備を追加するものでございます。喜多方地方広域市町村圏組合において24年度から26年度にかけて消防車両3台の更新の計画が立てられました。本町負担金に対し過疎対策事業債が充当できるよう新たに追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会のご議決をお願いするものでございます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第31号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第32号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第32号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県

市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

今次変更の主な内容であります。福島県市町村総合事務組合に加入しております伊達市国見町大枝小学校組合、田島・下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団について、平成24年3月31日をもって脱退させ、平成24年4月1日から南会津地方環境衛生組合を加入させるため、同規約の一部を変更するものであります。

それでは議案書の記の部分をご覧いただきたいと思っております。合わせまして、条例改正案新旧対照表の12ページをご覧いただきたいと思っております。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2に規定されております伊達市国見町大枝小学校組合、田島・下郷町衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団を削除し、西部環境衛生組合を南会津地方環境衛生組合に改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成24年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第32号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

副町長よりあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

○議長　副町長、和田正孝君。

○副町長　まずはじめに、思い出の多いこの議場におきまして、私に退任のあいさつの機会を与えていただきました武藤議長はじめ、議員の皆さまがたに心から感謝を申し上げます。

私事ではございますけれども、任期を2年残しまして副町長の職を辞し、福島県へ復帰することとなりました。私が副町長に選任をいただきましてから、早2年という歳月が流れたわけでございますけれども、顧みますと、この2年間はさまざまな災害対策におわれ、

浅学非才な私にとりましては、本当に手に余る厳しい試練の連続とっていいものがございました。そんな中で、議員の皆さまがたには叱咤激励とともに、温かいご指導とご厚情を賜りまして、多くの課題解決に取り組むことができましたのは、終生忘れることができないできごとだと思っております。この場をお借りしまして、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、以前として状況は非常に厳しい中ではございます。本日、日銀総裁のインタビューということで出ておりましたけれども、福島県の経済、確実に回復していると、特に製造業は予想を超す勢いであるというようなことが掲載されておりました。当西会津町におきましても、長年にわたって町民の皆さまの営みによって形づくられました高い潜在能力と可能性、そしてさまざまな資源の上に立って、積極的な攻めに転じる時期がきていると思っております。特に私が西会津町で印象に残りましたのは、いろいろな会合に出ささせていただいた中で、地域のことを真剣に考えて、情熱と実行力を持って取り組んでおられます多くの町民のかたがたがいらっしゃったということでございます。

これからのまちづくりを考える上で、こうした町民のかたがた、議会、行政の三つの力が緊張感を保ちながら一体となって、まさに町民の力を結集した総力戦で望んでいく必要があるというふうに考えております。イギリスの政治家のチャーチルはこんなことを言っております。悲観主義者はあらゆる機会の中に問題を見出す。楽観主義者はあらゆる問題の中に機会を見出す。この言葉のとおり、西会津町の未来は、町民、議会、行政、それぞれの実行力にかかっていると思います。特に執行部の行財政改革というのはもちろんでございますけれども、議会の改革、これもまたぜひ不可欠であると思っております。

首長も議会も、さらに町民の参加というものを進めていながら、その力を真に対抗させあう、本来の二元代表制、これをいかに実現させるかが今後のまちづくりにかかっていると思っております。

今後、私事ながら、再び県という立場に戻るわけでございますが、西会津町での貴重な体験を活かして、県民の皆さまの幸せのために微力ながら尽くしてまいりたいと思っております。そして、この西会津町、わずか2年という期間でございましたけれども、本当に大好きな町になりました。その一大ファンとして、陰ながら町政の発展にも協力してまいりたいと思っております。

今議会をもって、皆さまがたとお別れをいたします。本当に今日まで、不行き届き、幾重にもございました。それはお許しいただきたいと思っております。

結びに、重ねて皆さまがたには感謝を申し上げますとともに、謹んで西会津町議会の限りないご発展と、議員の皆さまがたがご壮健で、さらなるご活躍をされますよう心から祈念申し上げまして、意は尽くせませんが、退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 資料配付のため暫時休議します。(13時33分)

○議長 再開します。(13時34分)

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第7、議案第33号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第33号、副町長の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

提案理由の説明で申し上げましたように、県知事に対し、本年4月からの副町長の職員派遣について依頼を行った結果、現在、福島県企画調整部企画調整課に勤務する藤城良教君を、県当局より推薦され、去る3月5日、県庁において本人と面談をしてきたところがあります。この藤城良教君を適格者として認め、副町長に選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

藤城君について、ご紹介申し上げますと、昭和44年3月、喜多方市の生まれで、平成3年3月、専修大学・法学部を卒業後、同年4月、福島県職員に採用され、以来、県立医科大学学生部学生課を振り出しに、大笹生養護学校、農林総務課、職員厚生課、人事領域福利厚生グループ、商工総務領域総務企画グループ、議会事務局総務課を経て、平成21年4月から企画調整課に勤務しております。

以上、経歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、藤城良教君を副町長に選任したいので、なにとぞ、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第33号、副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

○議長 暫時休議します。(13時41分)

○議長 再開します。(13時42分)

ただいま副町長として選任されました藤城良教君から、あいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

藤城良教君。

○藤城良教 ただいま副町長の選任につき、ご同意をいただきました藤城良教でございます。このたび副町長という大任を仰せつかり、その重責に身が引き締まる思いでございます。伊藤町長を補佐し、西会津町政発展のため、微力ではございますが誠心誠意全力を尽

くす覚悟でございます。議会の皆さまがたのご指導、ご鞭撻、なにとぞよろしく願い申し上げます。

- 議長 日程第 8、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告、説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

- 総務課長 報告第 1 号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 2 件でございます。交通事故に係るものであります。

それでは、報告第 1 号をご覧いただきたいと思えます。

まず 1 件目の事件でございますが、発生年月日は、平成 24 年 1 月 15 日であります。その内容でございますが、町公用車が西会津町野沢字南松原地内の町道芝草新田線を走行中、左側から町道へ出ようとした相手方車両と接触し、双方に損傷を受けたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成 24 年 2 月 23 日、賠償額 4,300 円で和解したところであります。過失割合は、当方 20%、相手方 80%であります。

次に、2 件目の事件でございますが、発生年月日は、平成 24 年 2 月 8 日であります。その内容でございますが、西会津町奥川大字元島字井岡平地内において、町公用車が急な坂道を登っていたところ、スリップしたために坂道をすべり落ち、下に停車しておりました相手方車両に接触し、損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成 24 年 2 月 27 日、賠償額 6,101 円で和解したところであります。過失割合は、当方 100%、相手方 0%であります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

- 議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

- 長谷沼清吉 こういう車社会になりまして、交通事故というものは、これやむを得ない面がありますが、ただ 2 件目の過失割合が 100%という、町側がすべて悪いという、こういうような事故というのは、そうないと私はみているわけですが、今までこういう 100%というような事故がどの程度あったのか。

それと、100%ということは、こちらの過失 100%ですから、普通の事故と違いますので、そこら辺の指導監督といいますか、安全運転管理についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。

- 総務課長 まず事故の形態の当方 100%の過失割合ということでございますけれども、こういった、こちら側が一方的に悪いというケースは、そうはございません。今回の案件につきましては、相手方車両が止まっていたところに当方車両が接触をしたということでございまして、100%の過失割合ということでございます。

この件につきまして、運転しておりました職員を呼びまして、安全運転、常日頃から安

全運転についての指導はしてきているわけですが、なお一層の自覚、安全運転に対する自覚を持って、しっかりした運転をするようにということで、私のほうから厳重に注意をしたところでございます。

このようなことではございますので、この運転手のみならず職員全体に対して、さらに安全運転の徹底に努めるように、今後とも指導してまいりますのでご了承をいただきたいと思います。

○議長　これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

暫時休議します。(13時51分)

○議長　再開します。(14時15分)

日程第9、請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてから、日程第11、陳情第1号、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書までを一括議題とします。

なお、審議の方法は、各委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

○青木照夫　陳情審査報告書。総務常任委員会委員長、青木照夫。

本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第3号、負託年月日、平成24年3月9日。件名、福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書。審査の結果、採択すべきものと決定しました。

陳情第1号、負託年月日、平成24年3月9日。件名、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書。審査の結果、継続審査を要することといたしました。

以上でございます。

○議長　経済常任委員長、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　それでは、請願の報告を申し上げます。経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古でございます。

本委員会に付託された請願の審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号、負託年月日は平成24年3月9日。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長　これから請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第3号、福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第3号、福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、昨年12月末に受理しました陳情第1号、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第1号、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、意見書案第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、報告を申し上げます。意見書案第1号、提出者は記載のとおりでございます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。提出先は、内閣総理大臣、野田佳彦様。厚生労働大臣、小宮山洋子様。厚生労働省福島労働局長、絹谷國雄様。

それでは、案を朗読します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる雇用戦略対話において、2020年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低800円(時間額)を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額658円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにつながり、併せて、福島県の復興、再生という観点からみた場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

(1) 福島県の最低賃金を雇用戦略対話における政労使合意内容にそった引き上げを図ること。

(2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

以上、朗読終わり。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第13、意見書案第2号、福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、青木照夫君。

○青木照夫 意見書案第2号、提出者は記載のとおりであります。

福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

それでは、朗読をさせていただきます。

東京電力福島第1原子力発電所の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民の精神的、経済的損害ははかり知れない状況にある。放射能汚染問題は除染後の放射性廃棄物の処理の問題も含め、一層深刻さを増すとともに、1万人を超える子どもたちが県外に転出するなど、県民の将来への不安と閉塞感は極限状態に達している。

ついては、原発事故そのもの一日も早い完全収束と、子どもを含む県民の命と健康を守り、住民の全生活面における完全補償など、安心して暮らせる郷土を取り戻すために、政府において次の措置を取られるよう強く要望する。

一つ、速やかに事故の完全収束を図るとともに、県内すべての原子力発電所の廃炉を実現すること。

二つ、福島県を再生可能エネルギーの研究・開発・生産の拠点とするための施策を推進し、また産業界に働きかけること。

三つ、全県民に手帳を交付し、将来にわたって定期的な検診を無償で行う施策を行うこと。また子どもの医療費のほか、放射能との関連が疑われるすべての疾病の医療費の無料化を行うこと。

四つ、事故の収束にあたっている原子力発電所の作業員の健康管理に万全を期するとともに、労働環境を改善すること。

五つ、避難者の住宅・職業・健康・子どもの教育等々、全生活を補償すること。宅地・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射線除去に全力を注ぎ、住民が一日も早く戻れるようにすること。

六つ、風評被害を含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている、県内農漁業、商工業、製造業、観光業をはじめとする、全ての被害を賠償し生活を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第2、福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2、福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第14、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第15、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 16、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 17、議会基本条例制定特別委員会継続審査申出についてを議題とします。

議会基本条例制定特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

副町長より、条例と補正予算の専決について発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、和田正孝君。

○副町長 3月議会定例会の閉会にあたり、平成 23 年度中における西会津町税条例の一部を改正する条例及び平成 23 年度一般会計補正予算(第 15 次)の専決処分についてお願いを申し上げます。

まず第 1 点目の町税条例の一部改正についてであります。平成 24 年度の税制改正に伴い、地方税法の一部改正が本年 3 月末日に予定されていることから、町税条例の改正が必要となるものであります。その主な改正内容であります。固定資産税における土地評価額の変化に伴う不均衡を是正するための負担調整措置が、平成 24 年度から平成 26 年度まで 3 年間延長される見込みとなったところであります。

次に、第 2 点目の一般会計補正予算(第 15 次)であります。地方交付税や地方譲与税等、各種交付金額の決定が本定例会終了後の年度末までに確定する予定でありますことから、額の確定に伴い予算を調整するものであります。

これらの諸手続きが本年 3 月 31 日付けとなる予定であることから、議会を招集する時間

的余裕がありませんので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしたく、議員各位のご理解をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 3月議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

新年度事業及び予算等を決める、極めて重要な3月議会定例会は、14日間にわたり熱心にご審議を賜り、全議案とも原案どおりご議決をいただきました。改めて厚く御礼を申し上げます。

本議会におきまして賜りましたご意見やご提言につきましては、町政運営にあたり十分に留意しながら執行してまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、本定例会において、私を補佐する副町長人事につきましても、満場をもってご承認をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。申し上げるまでもなく、副町長は全職員の職務を統括し、もって職員の質的向上を図り、町民生活の向上と町政全体が円滑に機能するための極めて重要な職責であります。前和田副町長同様に、藤城君に対しましても、よろしくご指導ご協力をお願いを申し上げます。

東日本大震災から1年余が経ちました。今もって原発事故の収束も、被災地復興も厳しい状況にあります。本町においては、本年は復興元年の年と位置付け、引き続き放射能対策、風評被害対策、そして豪雨災害復旧事業等を積極的に進め、安心安全のまちづくりに一層の努力と、基幹産業である農林産物の生産性向上に努めてまいります。

今、ようやく春めいてまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分ご自愛され、町政伸展のため、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げましてあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

去る3月9日以来、14日間にわたり、議員各位におかれましては、年度末で何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって平成24年度予算をはじめ、重要案件全議案とも原案のとおり議決成立をみました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては、これらの執行にあたっては、議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきまして、特に留意されるとともに、適切なる運営をもって進められ、町政発展のため、なお一層のご努力をされますよう切望いたします。

春3月、いまだに雪が降っておりますが、議員の皆さまがた、執行部の皆さまがたにおかれましては一層ご自愛のうえ、ご精励賜りますよう、お願い申し上げ、あいさつといたします。

これをもって平成24年第3回西会津町議会定例会を閉会します。(14時45分)

お疲れさまでした。